バリアフリー法逐条解説（建築物）　2026年版

■■■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律■■■

編集　日本建築行政会議

バリアフリー法逐条解説（建築物）　２０２６年版

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

編集　日 本 建 築 行 政 会 議

編集のことば

建築物のバリアフリーの推進については、平成６年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法」）」が施行されたことに続いて、平成７年に「高齢社会対策基本法」が制定されるなど、各種の対策が講じられてきました。

また、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）が施行され、この間、全国の都道府県や政令指定都市においては、福祉の街づくり条例等が施行されるなど、建築物のバリアフリー化は、一定の推進が図られている状況の中、平成 15 年にハートビル法が改正施行され、「特定建築物の範囲の拡大」、「特別特定建築物の建築等についての利用円滑化基準への適合義務の創設」、「認定建築物に対する支援措置の拡大」などの充実強化が図られてきました。

平成 18 年には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）が施行されたことに伴い、いままでのハートビル法が廃止されたことから、バリアフリー法の建築物に関する統一的な取扱いや運用を行うことを目的に「バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）」を出版しています。

本書は、この逐条解説について、近年のバリアフリー法の改正や所管行政庁から寄せられた意見等を踏まえて内容を更新し、さらに使いやすいものになるよう編集を行ったものです。

建築行政関係者や指定確認検査機関のみならず、設計者、施工者、部品製造会社などの建築関係者の各方面において、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和７年５月　国土交通省）」と併せて活用されることにより、建築物のバリアフリーの推進が図られることを期待しております。

最後に、本書の作成にあたり、ご協力を賜りました国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付、関係所管行政庁等の関係各位に厚くお礼申し上げます。

2026（令和８）年10月
日本建築行政会議

本書の使用に際して

１．　本書は、全国の所管行政庁や建築主事、指定確認検査機関が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）の具体的な運用を行う際、考慮すべきものをまとめたものです。
併せて、建築設計等の実務者においても、活用されることを期待しています。

２．　本書は法令改正や技術の進歩等に対応し必要に応じて改訂を行うこととします。

３．　本書において使用している略語は、それぞれ次のとおりです。

法　　：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
令　　：同　施行令（平成 18 年政令第 379 号）
施行規則　：同　施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）
標識省令　：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 19 条に規定する標識に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 113 号）
誘導基準省令：高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）
国交省告示　：国土交通省告示
建設省告示　：建設省告示
基本方針　：移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和２年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第１号）
建築設計標準：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和７年５月　国土交通省）

４．　本書における設計例等については、建築設計標準を参考としていますので、併せてご覧いただくようお願いします（文章だけでは分かりにくい点を補足する場合に、建築設計標準の図を参照しています）。なお、建築設計標準は、「全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの」であり、「標準的な整備内容等を、図表や設計例を交えて解説している」（建築設計標準より）ものであることに留意の上、参考としてください。

５．　本書に掲載している法令等は、令和８年６月１日時点で施行されているものになります。

目　次

【逐条解説】

1　法律の解説

第 1 条（目的）　…… 1
第 1 条の2（基本理念）　…… 2
第 2 条（定義）　…… 3
第 4 条（国の責務）　…… 5
第 5 条（地方公共団体の責務）　…… 6
第 6 条（施設設置管理者等の責務）　…… 6
第 7 条（国民の責務）　…… 7
第 14 条（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）　…… 8
第 15 条（特別特定建築物に係る基準適合命令等）　…… 11
第 16 条（特定建築物の建築主等の努力義務等）　…… 13
第 17 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）　…… 14
第 18 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）　…… 18
第 19 条（認定特定建築物の容積率の特例）　…… 18
第 20 条（認定特定建築物の表示等）　…… 19
第 21 条（認定建築主等に対する改善命令）　…… 20
第 22 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）　…… 20
第 22 条の2（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等）　…… 21
第 23 条（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）　…… 24
第 24 条（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）　…… 25
第 52 条（国の援助）　…… 25
第 52 条の2（資金の確保等）　…… 26
第 52 条の3（情報提供の確保）　…… 28
第 52 条の4（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）　…… 28
第 53 条（報告及び立入検査）　…… 29
第 54 条（主務大臣等）　…… 30
第 58 条（経過措置）　…… 30
第 59 条（罰則）　…… 30
第 62 条（罰則）　…… 31
第 63 条（罰則）　…… 31
第 64 条（罰則）　…… 31
附　則　…… 32

2　政令の解説

第 4 条（特定建築物）　…… 39

第 5 条（特別特定建築物） …… 42
第 6 条（建築物特定施設） …… 44
第 7 条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） …… 47
第 9 条（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模） …… 48
第 10 条（建築物移動等円滑化基準） …… 50
第 11 条（廊下等） …… 51
第 12 条（階段） …… 52
第 13 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路） …… 53
第 14 条（便所） …… 54
第 15 条（劇場等の客席） …… 56
第 16 条（ホテル又は旅館の客室） …… 57
第 17 条（敷地内の通路） …… 59
第 18 条（駐車場） …… 60
第 19 条（移動等円滑化経路） …… 61
第 20 条（標識） …… 67
第 21 条（案内設備） …… 68
第 22 条（案内設備までの経路） …… 69
第 23 条（増築等に関する適用範囲） …… 71
第 24 条（公立小学校等に関する読替え） …… 73
第 25 条（条例で定める特定建築物に関する読替え） …… 73
第 26 条（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準） …… 74
第 27 条（認定特定建築物等の容積率の特例） …… 75
第 32 条（報告及び立入検査） …… 76
附　則 …… 77

3　施行規則の解説

第 3 条（建築物特定施設） …… 80
第 8 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請） …… 80
第 9 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項） …… 81
第 10 条（認定通知書の様式） …… 81
第 11 条（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更） …… 82
第 12 条（表示等） …… 82
第 12 条の2（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等） …… 83
第 12 条の3（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請） …… 84
第 12 条の4（法第二十二条の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準） …… 85
第 12 条の5（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等） …… 85
第 12 条の6（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項） …… 85
第 12 条の7（認定通知書の様式） …… 86

第 12 条の8（法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更） …… 86
第 13 条（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準） … 86
第 14 条（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準） …… 87
第 25 条（立入検査の証明書） …… 87
附　則 …… 88

4　標識省令の解説

附　則 …… 89

5　誘導基準省令の解説

第 1 条（建築物移動等円滑化誘導基準） …… 90
第 2 条（出入口） …… 91
第 3 条（廊下等） …… 92
第 4 条（階段） …… 94
第 5 条（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置） …… 95
第 6 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路） …… 96
第 7 条（エレベーター） …… 98
第 8 条（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機） …… 101
第 9 条（便所） …… 102
第 9 条の2（劇場等の客席） …… 103
第 10 条（ホテル又は旅館の客室） …… 104
第 11 条（敷地内の通路） …… 105
第 12 条（駐車場） …… 107
第 13 条（浴室等） …… 108
第 14 条（標識） …… 109
第 15 条（案内設備） …… 110
第 16 条（案内設備までの経路） …… 111
第 17 条（増築等又は修繕等に関する適用範囲） …… 112
第 18 条（特別特定建築物に関する読替え） …… 115
第 19 条（協定建築物に関する読替え） …… 116
附　則 …… 118

6　告示の解説

平成 18 年国交省告示第 1481 号 …… 119
第 1482 号 …… 121
第 1483 号 …… 122
第 1484 号 …… 123
第 1485 号 …… 124

第 1486 号 …… 126
第 1487 号 …… 127
第 1488 号 …… 128
第 1489 号 …… 130
第 1490 号 …… 132
第 1491 号 …… 137
第 1492 号 …… 138
第 1493 号 …… 140
第 1494 号 …… 141
第 1495 号 …… 142
第 1497 号 …… 143
令和６年国交省告示 第 1294 号 …… 145
第 1295 号 …… 146
第 1296 号 …… 147
第 1072 号 …… 148
第 1073 号 …… 150
第 1074 号 …… 151

【参　考】

参考１　規則様式
（１）第３号様式 …… 157
（２）第４号様式 …… 168
（３）第５号様式 …… 169
（４）第５号の４様式 …… 170
（５）第５号の５様式 …… 179
（６）第７号様式 …… 180
参考２　協定建築物等に係る参照条文 …… 182
参考３　技術的助言等
（１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第３項に基づく条例の運用について（平成 28 年６月２日付け国住指第 484 号） …… 191
（２）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の２及び第 24 条の運用について（平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号） …… 192
（３）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号） …… 196
（４）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の運用について（令和６年 11 月 21 日付け国住街第 78 号） …… 229
参考４　福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方 …… 235
参考５　建築物移動等円滑化基準チェックリスト …… 237

参考６　条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準チェックリスト …… 242
参考７　建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト …… 244
参考８　政令第 14 条チェックリスト・参考様式（便所） …… 250
参考９　質疑応答集 …… 251
参考 10　バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧 …… 262
参考 11　参考•引用文献 …… 287
参考 12　日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧 …… 288

逐　条　解　説

逐　条　解　説

１　法律の解説　…　1

２　政令の解説　…　39

３　施行規則の解説　…　80

４　標識省令の解説　…　89

５　誘導基準省令の解説　…　90

６　告示の解説　…　119

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

法１条
（目的）
第一条　この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

● 立法の主旨（平成 18 年 6 月 21 日制定、同 12 月 20 日施行）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。（法案提出理由より引用）

【参考】旧ハートビル法の立法主旨と改正趣旨

○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の立法の主旨（平成 6 年 6 月 29 日制定、同 9 月 28 日施行）

本格的な高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置していく必要がある。このため、建築主への指導、誘導等の総合的措置を講じ、速やかに良質な建築ストックの形成を図ることとした。

○平成 14 年改正の要旨（平成 14 年 7 月 12 日制定、平成 15 年 4 月 1 日改正法施行）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校、事務所及び共同住宅等を特定建築物として範囲の拡大を行うこととした。

また、併せて、特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の所要の措置を講じた。

法１条の２
（基本理念）
第一条の二　この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

● 平成 29 年に決定されたユニバーサルデザイン 2020 行動計画に、令和２年の東京パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けて取り組んでいくことがその基本的な考え方としてうたわれたことや、現行のバリアフリー法の制定以降、障害者権利条約の締結に伴い、障害者基本法や障害者差別解消法に、共生社会の実現や社会的障壁の除去に関する規定が設けられたこと等を踏まえ、平成 30 年の法改正で基本理念の規定が設けられ、「共生社会の実現」・「社会的障壁の除去」が明確化された。

【参考】基本方針１　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項（抜粋）

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、近年、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

さらに、法第一条の二の基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去及び共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。

法２条
（定義）
第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　高齢者、障害者等　高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
二　移動等円滑化　高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
（略）
十六　建築主等　建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
十七　建築物　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
十八　特定建築物　学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
十九　特別特定建築物　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
二十　建築物特定施設　出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
二十一　建築　建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
二十二　所管行政庁　建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
（略）

● 第１号

「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害についても、障害の程度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。（基本方針１　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項より引用）

● 第２号

「移動等円滑化」とは、旧交通バリアフリー法の「移動円滑化」の概念を拡大したものであるが、建築物については旧ハートビル法における「利用円滑化」の概念とほぼ同じである。具体的には、次の内容が追加された。

「高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること」

［参照］P. 61 令第 19 条

【参考】旧法における用語の定義等の比較（抜粋）

○旧交通バリアフリー法第２条第２項

公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう

○旧ハートビル法第３条「利用円滑化基準」

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準

○旧移動の円滑化に関する基本方針「移動等の円滑化の意義及び目標に関する事項、１移動等円滑化の意義」

移動等円滑化の効果としては、高齢者、障害者等の社会参加が促進され、社会的経済的に活力ある社会が維持されるほか、『どこでも、だれでも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生き生きと安全に暮らせるようすべての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を実現することが挙げられる。

● 第 16 号

「建築主等」とは、建築物の建築（設置）をしようとする者のみならず、「所有」、「管理」又は「占有」を行う者を含み、所有、管理又は占有する者の責務と役割の定着を図っている。

● 第 18 号

「特定建築物」とは、多数の者が利用する令第４条に掲げる建築物又はその部分をいい、これらに附属する特定施設を含むものをいう。

［参照］P. 39 令第４条

● 第 19 号

「特別特定建築物」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物で、令第５条に掲げる建築物又はその部分をいう。

［参照］P. 42 令第５条

● 第 20 号

「建築物特定施設」とは、令第６条に掲げる施設をいう。

［参照］P. 44 令第６条
［参照］P. 80 施行規則第３条

● 第 21 号

「建築」とは、建築物の新築、増築又は改築をいう。

※　建築基準法第２条第 13 号に定義する「建築」には移転も含むが、バリアフリー法では含まないので注意する必要がある。

● 第 22 号

「所管行政庁」とは、建築主事又は建築副主事（事務を行う範囲内）を置く市町村、特別区、都道府県の長をいう。

［参照］P. 47 令第７条

法３条　（略）

法４条
（国の責務）
第四条　国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

【参考】基本方針５　移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項２（１）国の役割（抜粋）

「心のバリアフリー」を推進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについても、改めて周知を行う。

法５条
（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考】基本方針７　移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項２　地方公共団体の責務及び講ずべき措置（抜粋）

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、１に掲げる責務※を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引き下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

※　国の責務及び講ずべき措置のこと

法６条
（施設設置管理者等の責務）
第六条　施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考】基本方針２　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項（抜粋）

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な役務の提供、利用者支援、適切な情報の提供、職員等関係者に対する適切な教育訓練並びに高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進について関係者と連携しながら、１から６までに掲げる各々の措置※を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

※　１から６までに掲げる各々の措置
１：施設及び車両等の整備、２：適切な役務の提供、３：利用者支援、４： 適切な情報の提供、５：職員等関係者に対する適切な教育訓練、６：高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

法７条
（国民の責務）
第七条　国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

【参考】基本方針５　移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項２（４）国民の役割 ①基本的な役割（抜粋）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい知的障害、精神障害、発達障害、認知症、内部障害、聴覚障害等、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等を手助けすること等、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

加えて、「心のバリアフリー」の実践に資するため、積極的に国、地方公共団体等が行う啓発活動等に参加することが望ましい。

法８条～法 13 条　（略）

法 14 条
（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）
第十四条　建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
２　建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
３　地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
４　前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
５　建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
６　建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
７　建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

● 第１項

特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更（建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。）に係る部分の床面積が 2,000 ㎡以上（公衆便所においては 50 ㎡以上）のものは、令第 10 条から第 25 条で定める「建築物移動等円滑化基準」に適合させなければならない。（適合の義務）

［参照］P. 48　令第９条

［参照］P. 50～73　令第 10 条～第 25 条

● 第２項

建築物移動等円滑化基準に適合させた特別特定建築物については、事後に建築物移動等円滑化基準に適合しなくなることを防ぐ必要があるため、当該特別特定建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準への適合状態を維持するように義務を課している。

● 第３項

地方公共団体は、条例により、次の必要な制限を付加することができる。

① 義務付け対象に政令上特別特定建築物に含まれていない特定建築物を追加すること。

例：（１）事務所等を義務付け対象に追加する

（２）5,000 ㎡以上の共同住宅を義務付け対象に追加

※　特定建築物以外の用途（倉庫、一戸建ての住宅など）の追加はできない。

② 義務付け対象規模を政令の規模(2,000 ㎡、公衆便所においては 50 ㎡)未満に設定すること。
例：（１）義務付け対象規模を 1,500 ㎡以上に設定（公衆便所以外）

③ 特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること。
例：（１）浴室等の基準を追加
（２）敷地内通路の基準に融雪装置の設置を追加
（３）敷地内通路の傾斜路の勾配を 1／15 以下にする
※ 特定施設以外の施設の基準の付加はできない。

［参照］P.251 質疑応答集 No.1～3
［参照］建築設計標準 P.付-10～15

なお、近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等に適用するにあたっては、児童の体格や年齢・保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。

［参照］P.191 平成 28 年６月２日付け国住指第 484 号

● 第４項

第１項から第３項までの規定は、建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定となり、建築主事又は建築副主事及び指定確認検査機関の確認、中間検査又は完了検査の対象となる。

本規定により、建築基準関係規定とみなすことで、建築確認・完了検査等の段階で建築物移動等円滑化基準及び条例で付加した制限への適合性を審査することが可能となり、規制の実効性を担保できることとなる。

【参考】建築基準法に基づく書類等について

○建築基準法第６条第１項に基づく申請時の書類・・建築基準法施行規則第１条の３に規定する図書及び明示すべき事項、各所管行政庁で作成している図書やチェックリストの活用など

○建築物移動等円滑化基準の適否が図面等から判断できない場合、又は明らかに適合しない場合の中断及び不適合の通知の根拠・・建築基準法第６条第６項・第７項、第６条の２第４項

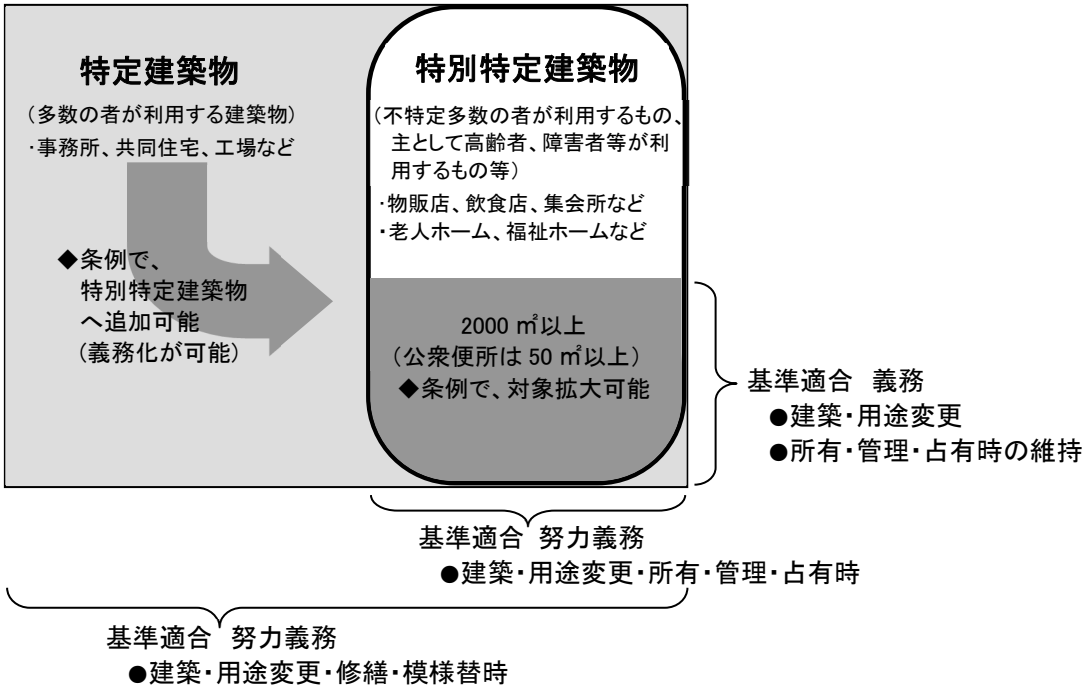
● 第５項

特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更（建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。）に係る部分の床面積が 2,000 ㎡未満（公衆便所においては 50 ㎡未満）のものは、建築物移動等円滑化基準（条例で付加した内容も含む。）に適合するように努めなければならない。

また、既存の特別特定建築物についても同様に、既存の当該特別特定建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力義務を課している。

［参照］P.251 質疑応答集 No.4

【参考】バリアフリー化の義務付け措置の概要



法 15 条
（特別特定建築物に係る基準適合命令等）
第十五条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
２　国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
３　所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

● 建築物移動等円滑化基準に適合させる義務のある建物が不適合状態にある場合についての、適合命令等の規定である。

建築物移動等円滑化基準を建築基準関係規定とすることにより、同基準への適合性については建築基準法第６条及び第６条の２の建築確認又は第７条及び第７条の２の完了検査等を受けていない場合には、同法第９条の規定に基づき、第６条の規定に従うよう施工停止等の命令ができる。

他方、建築基準法第９条の是正命令は、同法に基づく規定への違反に限り出すことができ、建築物移動等円滑化基準に適合していない場合の是正命令については、本規定に基づき行う必要がある。

● 第１項

特別特定建築物（条例で定める特定建築物も含む。）が建築物移動等円滑化基準に適合しない場合、当該建築物を新築、増築、改築又は用途変更をしようとする建築主等や、当該建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対して、所管行政庁が、必要な措置をとることを即、命ずることができる旨が規定されている。

● 第２項

国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物については、当該建築物が建築物移動等円滑化基準に適合しない場合、当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、必要な措置をとるべきことを要請しなければならない旨を規定している。

なお、公社、機構、独立行政法人等各団体については、各団体の設置法施行令において、本項を適用する旨が規定されている。

※　PFI 事業によって、建築し、又は維持管理する特別特定建築物については、第３項の報告書を求めた上で、当該特別特定建築物の所有者、管理者又は占有者等の形態をもとに、当該違反の是正命令（第１項）又は要請（第２項）を行う。

【参考】第15条第２項の適用対象となっている団体一覧表（令和８年６月１日現在）

事業団体名	バリアフリー法第 15 条第２項準用規定の根拠法令及び条項
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法施行令第 56 条第１項第 22 号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第 28 条第１項第 23 号
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法施行令第２条第１項第 23 号
地方道路公社	地方道路公社法施行令第 10 条第１項第 19 号
日本下水道事業団	日本下水道事業団法施行令第７条第１項第 18 号
国立大学法人及び大学共同利用機関法人	国立大学法人法施行令第 25 条第１項第 41 号
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第２条第１項第 21 号
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法施行令第 16 条第１項第 30 号
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法施行令第 34 条第１項第 23 号

● 第３項

所管行政庁は、政令で定める規模未満の建築に係る特別特定建築物や既存の特別特定建築物の建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準（条例で付加した事項も含む。）への適合化に向けた指導、助言ができる旨が規定されている。

［参照］P.251 質疑応答集 No.5

【参考】PFI事業について

○PFI事業（プライベート・ファイナンス・イニシアティヴ事業）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業。（出典：平成 12 年3月総理府資料）

○PFI事業の所有形態／例

BOT方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有した後、事業期間にわたり維持管理・運営（Operate）を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転（Transfer）する方式

BTO方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有した後、施設の所有権を公共に移転（Transfer）し、施設の維持管理・運営（Operate）を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式

BOO方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有（Own）し、事業期間にわたり維持管理・運営（Operate）を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の方式

法16条
（特定建築物の建築主等の努力義務等）
第十六条　建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３　所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

● 第１項

令第４条に規定する特定建築物の新築、増築、改築又は用途変更を行う建築主等は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるように努めなければならないとする、努力義務を定めている。なお、特別特定建築物については、法第 14 条において、政令で定める規模以上の建築物における適合義務と、その規模未満の建築物における努力義務を定めており、重複を避けるため、本条では努力義務対象からこれら特別特定建築物を除外している。

［参照］P. 8 法第 14 条

● 第２項

特定建築物の建築物特定施設を修繕又は模様替をする建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合させるように努めなければならないとする、努力義務を定めている。

なお、「修繕」とは、廊下の仕上げの補修等をいう。「模様替」とは、トイレ、エレベーターの仕様の変更等をいう。

● 第３項

所管行政庁には、特定建築物の新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替をする者に対し、設計又は施工についての指導及び助言の権限が与えられている。

法 17 条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）
第十七条　建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　特定建築物の位置
二　特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
三　計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
四　特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
五　その他主務省令で定める事項
3　所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
一　前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
二　前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
4　前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事又は建築副主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。
5　前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。
6　建築基準法第十八条第三項及び第十五項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事又は建築副主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
7　所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
8　建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事又は建築副主事が適合通知をする場合について準用する。

● 第１項

特定建築物の建築等（用途変更含む）をしようとする者については、「建築物移動等円滑化基準」を超え、かつ、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準」（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合した建築等及び維持保全の計画等を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる（複数の用途を含む場合には、各々一の用途でも可）旨を規定している。

［参照］P.90～ 誘導基準省令

［参照］P.251 質疑応答集 No.6～7

● 第２項

認定申請に明示すべき事項を規定したもので、施行規則第８条に定める図書に、認定申請書（第３号様式）の第一面から第十一面に必要事項を記載したものを所管行政庁に提出しなければならない。

なお、第５号は「特定建築物の建築等の事業の実施時期」を指す。

［参照］P.80～81 施行規則第８条～第９条

● 第３項第１号

認定の基準は、建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する計画が「建築物移動等円滑化基準」を超えて、「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合することとしている。ただし、条例による基準はこの号については加味しないので（法第 14 条第５項）、適合義務が生じない特定建築物については、建築物移動等円滑化誘導基準に適合すれば、認定できることになる。

● 第３項第２号

申請された建築等の事業が、施行規則第３号様式 第十一面「４　特定建築物の建築等の事業に関する資金計画」の表によって、収支に無理のない適切な資金計画でなければならない。

● 第４項

計画の認定を受ける場合、認定申請と併せて建築基準法第６条第１項に規定する建築確認申請書を提出し、建築主事又は建築副主事の適合通知を受けるよう所管行政庁に申し出ることができる。

なお、この適合通知は、第７項にあるとおり、「建築基準法第６条第１項の規定による確認済証の交付があったもの」とみなされるが、「同法第 18 条第３項の規定による確認済証の交付があったもの」とはみなされないため、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村には適用されない。つまり、国等がここでいう申請者になることはできない。

［参照］P.251～252 質疑応答集 No.8～9

● 第５項

所管行政庁は前項の申し出を受けた時には、速やかに、所管行政庁名で当該建築確認申請書を建築主事又は建築副主事に通知することが規定されている。

● 第６項

建築主事又は建築副主事は、所管行政庁より前項の通知を受けた時は、通常の確認申請と同様に、建築基準法第６条の規定に基づき定められた審査期限の中で審査を行う。この確認の審査では、法第 14 条第１項に定める建築物移動等円滑化基準は審査を要しない。

その理由としては、認定に関する審査は、建築物移動等円滑化基準の適合が前提となる建築物移動等円滑化誘導基準に基づき所管行政庁が審査を行うためである。

また、この場合の認定申請においては、建築確認申請の設計図書と認定申請の図書の内容が異なることのないよう注意する。

なお、法第 14 条第３項（地方公共団体による条例）については、建築主事又は建築副主事の確認の審査は必要である。

また、指定確認検査機関に確認申請を行った場合については、本条の適用はなく、通常の確認申請と同様の手続きとなる。

準用する規定について、建築基準法第 18 条第３項及び第 15 項の規定により、建築主事又は建築副主事は確認の審査において、建築基準法上適合しないと認めた場合は適合しない旨の通知を、適合するか否かを判断できない場合はその旨の通知を、それぞれ出すことになる。

【参考】建築基準法第 18 条第 15 項（抜粋）

建築主事等は、第３項の場合において、第２項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第３項の期間（前項の規定により第３項の期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

● 第７項

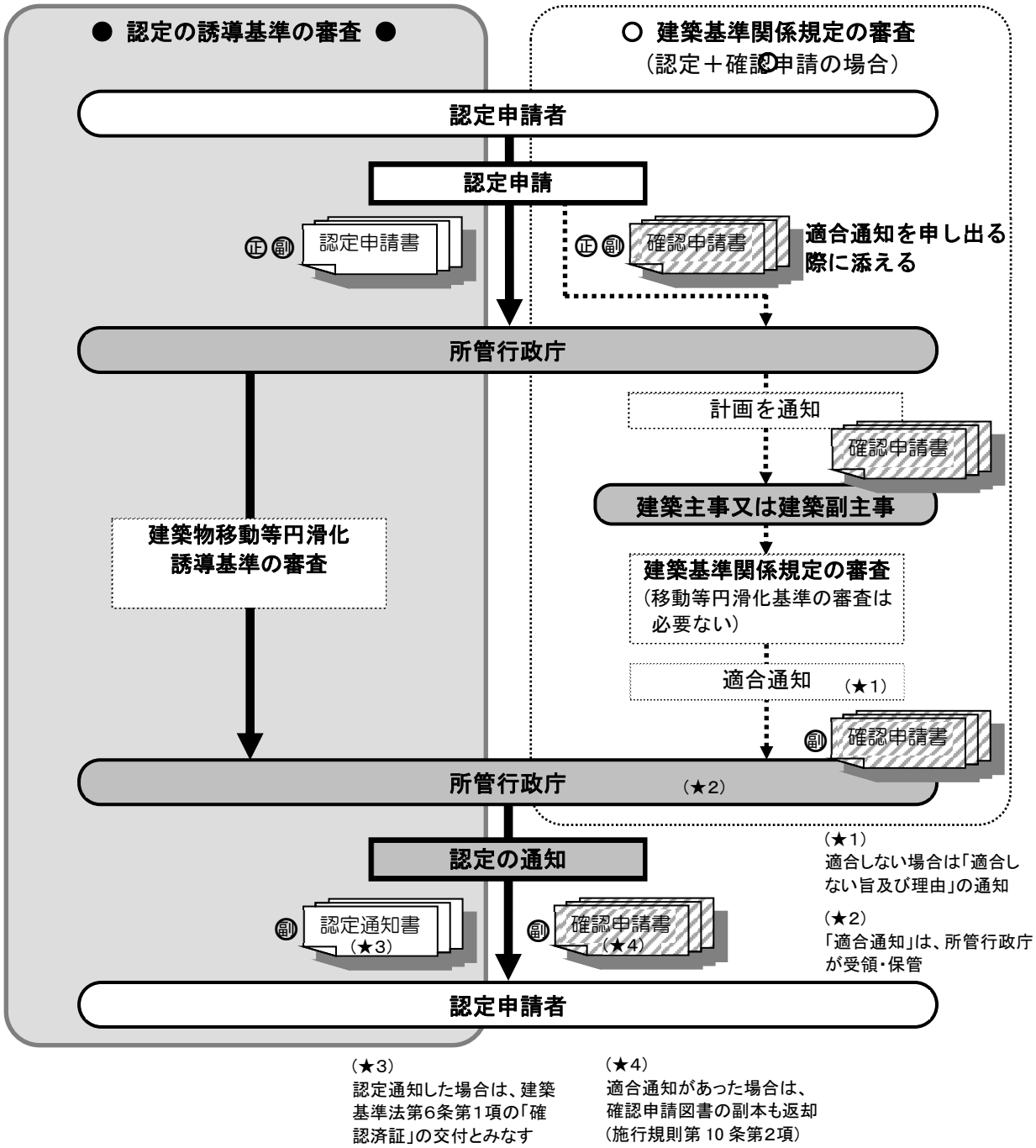
適合通知を受けて、所管行政庁が計画の認定をしたものは、建築基準法の確認とみなされることから、認定の処分日が、事実上の確認の処分日となる。

次に、建築主事又は建築副主事が行う処分等の手順であるが、建築主事又は建築副主事が第５項の規定に基づき通知を受けた計画について確認処分ができない場合は、「確認できない旨の通知」を所管行政庁に通知し、これを受けて、所管行政庁が「認定できない旨の通知」を申請者に渡すこととなる。

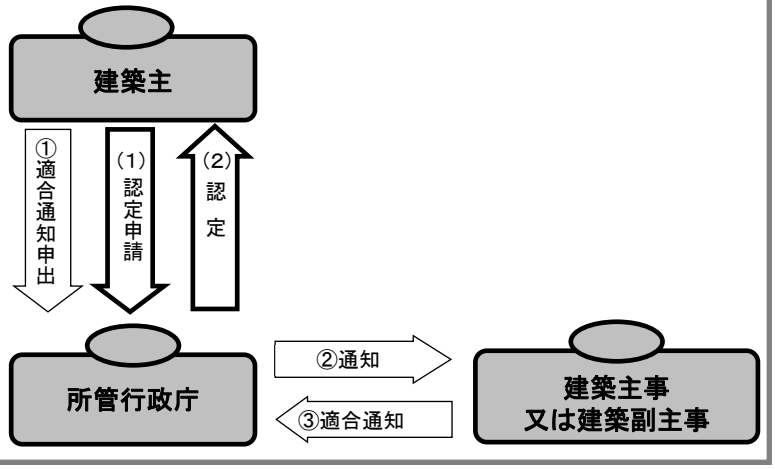
● 第８項

特定行政庁は、建築基準法に基づく台帳管理、建築計画概要書及び処分の概要書の整備を行い、消防長等の同意は通常の建築確認と同様に必要とする規定である。

【参考】バリアフリー法による認定手続き



【参考】
認定手続きにおける三者の関係



法 18 条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）
第十八条　前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
２　前条の規定は、前項の場合について準用する。

● 第１項

認定建築主等が、建築物移動等円滑化誘導基準に該当する部分、又は資金計画等の変更をしようとする場合の手続定めたものである。

なお、施行規則第 11 条で定める軽微な変更（特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の３か月以内の変更をいう。）は除くものとする。

［参照］P. 82 施行規則第 11 条

法 19 条
（認定特定建築物の容積率の特例）
第十九条　建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

● 法第 17 条第３項に規定されている計画の認定をする際に、認定特定建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、同条第１項に規定する当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積（認定特定建築物の延べ面積の 10 分の１を限度とする。）は、算入しないものとする。なお、建築基準法第 52 条第３項及び第６項に定めるものと重複できない。

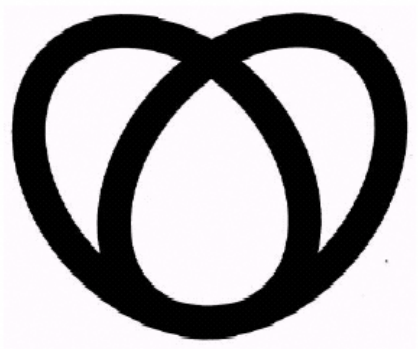
［参照］P. 75 令第 27 条
［参照］P. 132 平成 18 年国交省告示第 1490 号

法 20 条
（認定特定建築物の表示等）
第二十条　認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

● 認定建築主等は、認定特定建築物やその敷地、又はその利用に関する広告、情報を提供するために作成する電磁的記録等に、当該認定特定建築物が計画の認定を受けている旨の表示（施行規則第 12 条第２項に基づく第５号様式による）を付することができることとし、本条第１項によるものを除き、何人もこれと紛らわしい表示を付してはならない旨を規定している。

［参照］P. 82 施行規則第 12 条
［参照］P. 169 施行規則第５号様式

【参考】認定特定建築物が計画の認定を受けている旨の表示（施行規則第５号様式）



（注意）
１．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
２．増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

法 21 条
（認定建築主等に対する改善命令）
第二十一条　所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

● 建築又は維持保全状況が計画どおりでない場合には、当該認定建築主等に対し、即、改善命令を発することができる。

法 22 条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）
第二十二条　所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

● 前条の措置によっても、計画の変更認定申請もせず、また期限までに所要の改善をも行わない場合には、計画の認定を取り消すことができる。

　また、認定によって種々の支援措置が図られている場合には、認定の取消しに伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や国税通則法等の規定に従って、支援措置によって支払われた補助金等の返還等が求められることになる。

法 22 条の２
（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等）
第二十二条の二　建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
一　建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設
二　建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設
２　前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。
３　第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　協定建築物の位置
二　協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
三　計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
四　協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
五　その他主務省令で定める事項
４　所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
一　前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
二　前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
５　第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

● 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するために創設された容積率特例等に関する規定である。

● 第１項

協定建築物※1の建築等をしようとする者は、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

［参照］P. 84 施行規則第 12 条の３

※１　協定建築物・・移動等円滑化困難旅客施設※２の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設※３を有する建築物

※２　移動等円滑化困難旅客施設・・協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準※４に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令（施行規則第 12 条の２）で定めるところにより国土交通大臣が認める旅客施設

［参照］P. 83 施行規則第 12 条の２

※３　協定建築物特定施設・・建築主等が公共交通事業者等と締結する移動等円滑化経路協定（法第 41 条第１項）の目的となる経路を構成する建築物特定施設又は移動等円滑化施設協定（法第 51 条の２第１項）の目的となる建築物特定施設

［参照］P. 182～ 法第 41 条第１項・法第 51 条の２第１項

※４　公共交通移動等円滑化基準・・移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）で定める基準

［参照］P. 185～ 平成 18 年国土交通省令第 111 号

● 第２項

認定申請に係る協定建築物特定施設及び特定経路施設※は、協定建築物特定施設等維持保全基準（施行規則第 12 条の４）に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

※　特定経路施設・・協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間にある移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する一般交通用施設

［参照］P. 85 施行規則第 12 条の４～第 12 条の５

● 第３項

計画に明示すべき事項を規定したものである。

なお、第５号は「協定建築物の建築等の事業の実施時期」を指す。

［参照］P. 85 施行規則第 12 条の６

● 第４項

認定の基準は、計画の協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が「建築物移動等円滑化基準」を超えて、「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合することとしている。

また、申請された建築等の事業は、施行規則第５号の４様式 第九面「４．協定建築物の建築等の事業に関する資金計画」の表によって、収支に無理のない適切な資金計画でなければならない。

［参照］P. 86 施行規則第 12 条の７

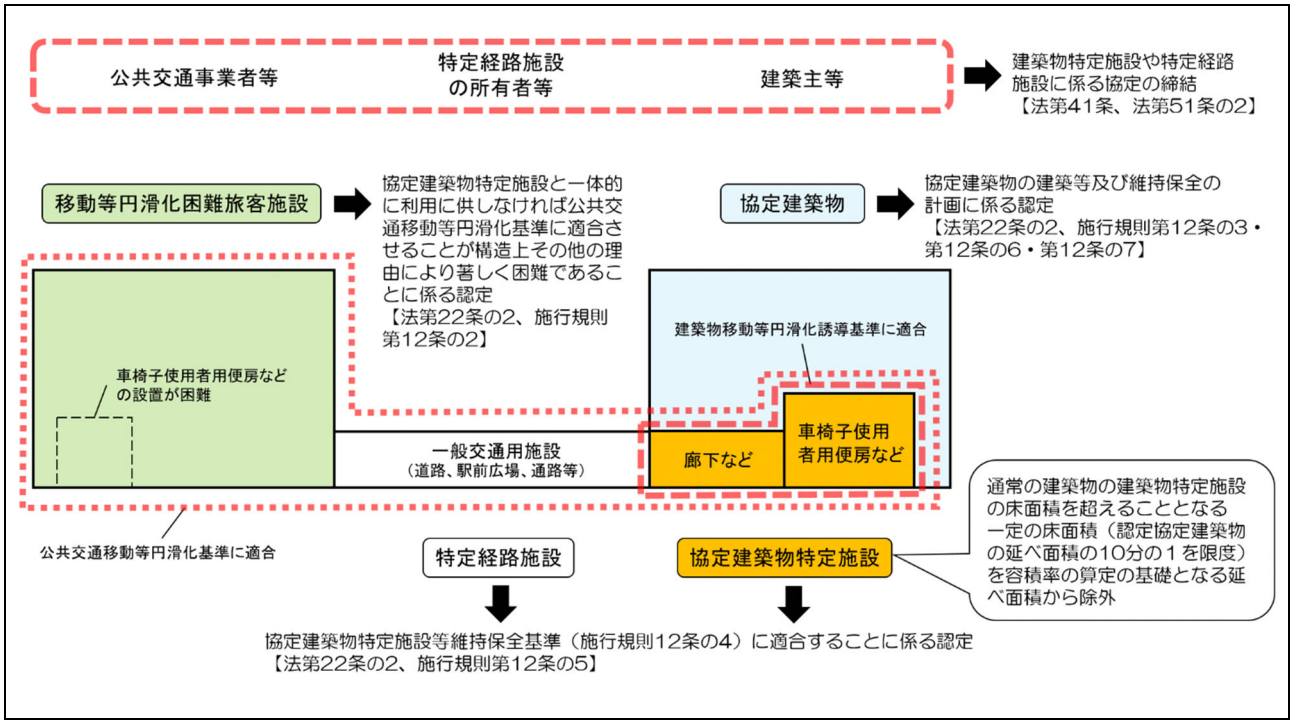
● 第５項

協定建築物の建築等及び維持保全の計画については、法第 18 条、法第 19 条、法第 21 条及び法第 22 条の規定が読み替えて準用される。

そのため、認定協定建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積（認定協定建築物の延べ面積の 10 分の１を限度とする。）は算入しないこととなる。

［参照］P. 192 平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号

【参考】容積率特例のイメージ



法 23 条
（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）
第二十三条　この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。
一　エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
二　エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
2　建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

● 高齢者、障害者等が車椅子を使用する場合、建築物の垂直方向の移動が困難となる。特に、既存の低層の建築物にはエレベーターが設けられていない場合が多く、建築基準法の防火関係規定をそのままの形で適用すると、そもそもエレベーターの設置がほとんど不可能となりかねないことから、本条の規定により措置したものである。

例えば、２階建て程度の既存の特定建築物の吹抜き空間等を活用した簡易な構造のエレベーターを設置できるようにしたもので、当該部分において一定の基準（本条各号）に適合する建築物の部分及びエレベーターについては、建築基準法第 27 条第２項の耐火構造要件を満たすものとみなす、としている。なお、この特例措置については、本条第１項第１号、第２号の基準に適合しているだけでなく、「所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたとき」とされていることから、所管行政庁が１件ごとに設置の判断をする必要がある。

なお、この規定により、建築基準法施行令第５章の４第２節（昇降機）の規定が適用されなくなるわけではないので注意する。

［参照］P.86～87 施行規則第 13 条～第 14 条

法 24 条
（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）
第二十四条　建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する昇降機並びに同項第二号に規定する共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

● 特定建築物に限らず、廊下、階段、便所等の建築物特定施設が、高齢者や障害者等の円滑な利用を確保するために、通常の床面積よりも著しく大きい建築物について、建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に規定する「機械室等」とみなすことにより、特定行政庁の許可による容積率の割増を行うことができる規定である。

従って、この特例を受けるためには、国土交通大臣の基準に適合し、かつ建築審査会の同意を得て、特定行政庁の許可を受ける必要がある。

［参照］P. 119 平成 18 年国交省告示第 1481 号
［参照］P. 192 平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号
［参照］P. 252 質疑応答集 No. 10

法 24 条の２～法 51 条の２　（略）

● 移動等円滑化経路協定や移動等円滑化施設協定に係る条文については、P. 182～ 協定建築物等に係る参照条文を参照。

［参照］P. 182～ 法第 41 条～第 51 条の２

法 52 条
（国の援助）
第五十二条　国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

法 52 条の２
（資金の確保等）
第五十二条の二　国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
２　国は、移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

● 国は、認定特定建築物の建築物特定施設の整備のため、支援措置を講ずるよう努力する旨を規定したものである。情報提供の確保、研究開発の推進、成果の普及については、従来の交通バリアフリー法に規定されていた内容が、移動等円滑化全体に対して規定された。（情報提供の確保に関する事項については、令和２年の法改正で法第 52 条の３に移行）

【参考】主な支援制度（令和８年度）

低利融資制度

日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫の国民生活事業・生活衛生貸付を利用して、店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資について、特別の融資を受けることができる。（利用対象者：生活衛生関係営業を営む会社・個人）

・ 融資対象：　高齢者等対応施設・設備
　　（例）手すり、リフト付車両、子育て支援対応施設の設置
　　訪問サービス対応施設・設備
　　（例）移動用営業設備、訪問サービスを行うための店舗内設備の設置
・ 融資額　：　一般貸付または振興事業貸付の融資額＋3,000万円以内
・ 返済期間：　20年以内（振興事業貸付の場合）〈うち据置期間２年以内〉
　　20年以内（一般貸付の場合 ※一般公衆浴場業の場合は30年以内）〈うち据置期間２年以内〉
・ 利率　　：　特利Ｃ（振興事業貸付の場合）
　　特利Ｂ（一般貸付の場合）

※詳細は、http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/38_fukushi_m.html を参照。

補助制度〔バリアフリー環境整備促進事業〕

■ 基本構想等の策定（バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）　※補助対象地域による制限なし

■ 移動システム等整備事業
・ 屋外の移動システム整備（スロープ、エレベータ等）
・ 建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース　等（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）　等

■ 認定特定建築物整備事業
・ 認定特定建築物の建築に関し、以下、移動システム等の整備費について助成。

■ 既存建築物バリアフリー改修事業
［対象建築物］
・ バリアフリー法に規定する特別特定建築物※（例：店舗、ホテル、劇場、映画館、高齢者・障害者福祉施設など）　※建築規模による制限無し
・ バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

［補助対象となる費用］
・ 国土交通省が定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に適合させ

るために行う、バリアフリー改修※に要する費用
※建築設計標準に適合させるために行うものであれば、部分的な改修についても補助対象

＜参考：建築設計標準に適合させるために行うバリアフリー改修の内容について＞

・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物移動等円滑化基準に適合する、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等に関する整備内容（例：廊下幅の確保、車椅子使用者用のトイレの設置など）の他、より安全かつ円滑な移動等や利用者の利便性の向上、快適な利用が実現できるよう、備えることが望ましい内容等についても幅広く規定されている（例：ローカウンターの設置、乳幼児用設備の設置、客室へのフラッシュライトの設置、集団補聴設備の設置など)。

法 52 条の３
（情報提供の確保）
第五十二条の三　国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。
２　国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

法 52 条の４
（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）
第五十二条の四　国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

● 障害者等の参画の下、政策内容の評価等を行う会議の開催について明記された（平成 30 年 11 月 1 日施行）。

法 53 条
（報告及び立入検査）
第五十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
３　所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
４　所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
５　所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
６　第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
７　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

● 第３項

令第 32 条では、基準適合義務の課せられる特別特定建築物（条例で定める規模を含む。）の建築主等、及び法第 35 条第１項の規定により建築物特定事業を実施すべき建築主等に対して、報告、立ち入り、検査、質問することができる旨を規定している。

［参照］P. 76 令第 32 条

● 第４項

認定特定建築物の建築等又は竣工した認定特定建築物の維持保全の状況について、所管行政庁は、認定建築主等に対し報告を求めることができる。

法 54 条
（主務大臣等）
第五十四条　第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
２　第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
３　この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
４　この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

法 55 条～法 57 条　（略）

法 58 条
（経過措置）
第五十八条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

法 59 条
第五十九条　第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

● 新築又は維持管理に係る 2,000 ㎡（公衆便所は 50 ㎡）以上の特別特定建築物について、建築物移動等円滑化基準（地方公共団体が条例で付加した事項を含む。）への適合義務に関する違反が認められるとして所管行政庁が是正命令を行った場合（法第 15 条第 1 項）等で、その命令に従わない者は、300 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

法 60 条～法 61 条　（略）

法 62 条
第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
二　（略）
三　第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

● 第１号

認定を受けていないにも関わらず、特定建築物やその敷地又はその利用に関する広告等に、認定を受けている旨の表示や紛らわしい表示を付した者は 30 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

● 第３号

所管行政庁が建築主等に対し建築物移動等円滑化基準への適合状況に関する報告を求めたり、職員が立ち入り、検査、質問等を行った際に、適切に報告しなかったり対応を拒否するなどした者は、30 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

法 63 条
第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一　第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
二　第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

法 64 条
第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

法 65 条～法 66 条　（略）

法附則抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

● 施行期日は平成 18 年 12 月 20 日。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）
第二条　次に掲げる法律は、廃止する。
一　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）
二　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）

● 従来のハートビル法は、バリアフリー法の施行に伴い廃止された。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）
第四条　附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。
２　この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
３　この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。
４　第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

● 第２項

バリアフリー法施行の際に、現に工事中である新築・増改築に係る部分の床面積が 2,000 ㎡以上（条例で定める規模の場合はその面積）の特別特定建築物（条例で定める特定建築物を含む。）については、新法の適用を受けないという経過措置である。

バリアフリー法は建築基準法の建築基準関係規定とみなされるが、バリアフリー法に係る既存不適格の遡及までは建築基準法で規定されていないため、この附則で規定されている。

● 第３項

現に存する特別特定建築物（条例で定める特定建築物を含まない。）を、類似の用途相互間で用途変更する場合は、法第 14 条第１項は適用されない。

［参照］P. 77 令附則第４条

● 第４項

特別特定建築物に対する基準適合命令等の規定（法第 15 条）は、この改正法の施行前に建築されていた特別特定建築物（条例で定める特定建築物を含まない。）まで適用されるものではない。

（罰則に関する経過措置）
第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）
第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
　第七十三条の六第三項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十九条第二項」に改める。
　附則第十一条第十六項及び第十五条第四十一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第八条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項」に、「第七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二条第九項」を「第二条第二十三号」に、「同項第一号又は第二号」を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第三項第一号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イ」に、「同項第二号」を「同号ロ」に改める。

法附則（平成十九年三月三十一日法律第十九号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則（平成二十三年五月二日法律第三十五号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則（平成二十三年六月二十二日法律第七十号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法附則（平成二十三年八月三十日法律第百五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（略）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、（略）

公布の日から起算して三月を経過した日

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条

４　第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

法附則（平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定　公布の日

法附則（平成二十五年六月十四日法律第四十四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

法附則（平成二十六年六月四日法律第五十四号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　（略）
二　第五十二条第三項の改正規定（「部分（」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び「又は」を「若しくは」に改める部分に限る。）及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（平成二十六年六月十三日法律第六十九号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

法附則（平成二十九年五月十二日法律第二十六号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第二十五条の規定　公布の日
二　（略）

（政令への委任）
第二十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法附則（平成三十年五月二十五日法律第三十二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法附則（平成三十年六月二十七日法律第六十七号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　（略）
二　第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（令和二年五月二十日法律第二十八号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法附則（令和二年五月二十七日法律第三十一号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則（令和二年六月三日法律第三十六号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則（令和二年六月十日法律第四十二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　第二条第三項第二号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第百八条の三の三の付記の改正規定、第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の付記の改正規定、第百十条の二第五項の改正規定、第百十七条の五の改正規定、第百十九条の二第一項第一号及び第百十九条の三第一項第一号の改正規定、第百二十一条第一項第九号の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十二条及び第十三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（令和四年六月十七日法律第六十九号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二　略
三　第一条（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。）、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定を除く。）及び第三条の規定並びに附則第十一条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（令和五年五月十二日法律第二十四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで　略

四　第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第六条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十一条の規定、附則第二十二条の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の五第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の十九の改正規定（「第十五条」を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（「第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第三十条及び第三十一条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（令和五年六月十六日法律第五十八号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（令和六年六月十九日法律第五十三号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　第七条の規定並びに附則第四条、第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

政令４条
（特定建築物）
第四条　法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。
一　学校
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　事務所
九　共同住宅、寄宿舎又は下宿
十　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十一　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十二　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
十三　博物館、美術館又は図書館
十四　公衆浴場
十五　飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十六　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十七　自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
十八　工場
十九　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
二十　自動車の停留又は駐車のための施設
二十一　公衆便所
二十二　公共用歩廊

● 法第２条第 18 号で定める特定建築物を規定している。
なお、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

［参照］P.252 質疑応答集 No.11

● 第２号
「介護老人保健施設」は、介護保険法に定められる施設で、病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設であるので、「介護療養型医療施設」とあわせ、「病院又は診療所」に含めるものとする。

● 第４号
セレモニーホール、斎場は原則として「集会場」として取扱う。

［参照］P.252 質疑応答集 No.12

● 第８号

「事務所」に「保健所、税務署その他多数の者が利用する官公署」を含めるものとする。

● 第９号

グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が１箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舎」又は「共同住宅」として取扱うものとする。

ただし、グループホームであっても、共同生活援助を行う住居及び認知症対応型共同生活介護を行う施設については、第 10 号の「その他これらに類するもの」に含まれる。

● 第 10 号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいう。（例）福祉ホーム

［参照］P.235～236 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

● 第 11 号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて不特定多数の者が利用する施設で、通所施設及び通園施設をいう。

［参照］P.235～236 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

● 第 12 号

「その他これらに類する運動施設」としては、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等をいい、多数の者が利用する会員制運動施設を含む。

● 第 15 号

「その他これらに類するもの」としては、待合、カフェー、バー、カラオケボックス等を含む。

● 第 16 号

旧郵便局の窓口、保険業務を行う店舗は、その他これらに類するサービス業を営む店舗とする。

● 第 22 号

公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペデストリアンデッキなどで、建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく、独立しているものが対象となる。なお、建築基準法第 44 条のアーケードは該当しない。

① 平成 18 年のハートビル法と交通バリアフリー法との統合・拡充によって、建築物の移動等円滑化に加えて、旅客施設等から道路、建築物までの移動の一体的・連続的な円滑化を促進するにあたり、建築物に該当※1するものの移動空間としての要素の強いことから、これまでハートビル法の規制対象としていなかった「公共用歩廊※2」についても、バリアフリー法における建築物規制の対象とする必要があった。

② 特に、線路を挟んで建てられている駅ビル間をつなぐ渡り廊下部分（渡り廊下から鉄道旅客施設に接続されるケースが多い）については、駅ビルは旧ハートビル法による建築物規制、鉄道旅

客施設は旧交通バリアフリー法による規制によって、それぞれバリアフリー化が図られていたものの、建築物である渡り廊下の部分については、両法の境界部分として、明確に法規制がかかっていなかった。

③　このため、新たに「公共用歩廊」を「特定建築物」及び「特別特定建築物」に位置付け、より一体的・連続的な移動等円滑化の促進を図ることとされた。

※１　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものについては、建築物に該当する。

※２　公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた歩廊をいう。

政令５条
（特別特定建築物）
第五条　法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
一　小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
九　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
十　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十一　体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
十二　博物館、美術館又は図書館
十三　公衆浴場
十四　飲食店
十五　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
十八　公衆便所
十九　公共用歩廊

● 特別特定建築物とは、法に基づき不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定められている。なお、確認にあたっての用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

［参照］P.252～253 質疑応答集 No.11,13～16

● 第１号

前条第１号のうち、公立小学校等と主として障害者等の利用する施設である特別支援学校が位置付けられている。

公立小学校等については、近年、特別支援学級の設置数が増え、定常的に障害者等の利用が想定される状況になってきていることや、その多くが地方公共団体により避難所に指定され、災害時の高齢者、障害者等の安全、安心の確保を図る必要があることから、令和２年の政令改正で追加された（令和３年４月１日施行)。

なお、「公立のもの」とは、学校教育法と同様、地方公共団体の設置するものをいい、国の設置するものは含まれない。

● 9 号、10 号

「その他これらに類するもの」については、P.235～236 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方を参照。

［参照］P.235～236 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

［参照］P.252～253 質疑応答集 No.14～15

● 第 11 号

「一般公共の用に供されるものに限る」とは、不特定かつ多数の者が利用するものである。通常の会員制スイミングスクール等は除かれる。

● 第 16 号

「車両の停車場」とは、不特定かつ多数の者が利用するバスターミナル等をいう。

駅舎のうち、建築物の定義から除かれるものは対象外だが、ラッチ（改札口）内外を問わず、飲食店や物販店舗など他の用途が存在する場合は、各々の用途により対象となる。

● 第 17 号

「一般公共の用に供されるものに限る。」とは、月極駐車場又はその部分を除き、時間貸し駐車場等で不特定かつ多数の者が利用するものである。従って、駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場にも適用するものとする。

【参考】駐車場法（抜粋）

第２条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 路上駐車場　駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
二 路外駐車場　道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

政令６条
（建築物特定施設）
第六条　法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一　出入口
二　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
三　階段（その踊場を含む。以下同じ。）
四　傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
五　エレベーターその他の昇降機
六　便所
七　劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席
八　ホテル又は旅館の客室
九　敷地内の通路
十　駐車場
十一　その他国土交通省令で定める施設

● 本条に規定される建築物特定施設の構造及び配置に関する基準として建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準が定められている。

建築物移動等円滑化基準が適用される建築物特定施設に該当するか否かについては、次のとおり、特別特定建築物であるかどうか等で異なるので、注意が必要である。なお、屋外避難階段など通常、一般公衆の通行の用に供される見込みのない階段などについては、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準はどちらも適用されない。旧ハートビル法が廃止され平成 18 年にバリアフリー法が施行された際に、ホテル又は旅館の客室が追加され、令和６年の政令改正で、劇場等の客席が追加された（令和７年６月１日施行）。

［参照］P. 80 施行規則第３条

① 特別特定建築物（公立小学校等を除く。）における適用範囲

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、スーパーマーケットにおける倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが使用する施設には適用されない。

② 特別特定建築物（公立小学校等に限る。）及び特定建築物（法第 14 条第３項の条例で定める特定建築物を含む。）における適用範囲

多数の者が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、事務所、工場等においては従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用する施設にも適用される。

※ 公立小学校等については、令第 24 条により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

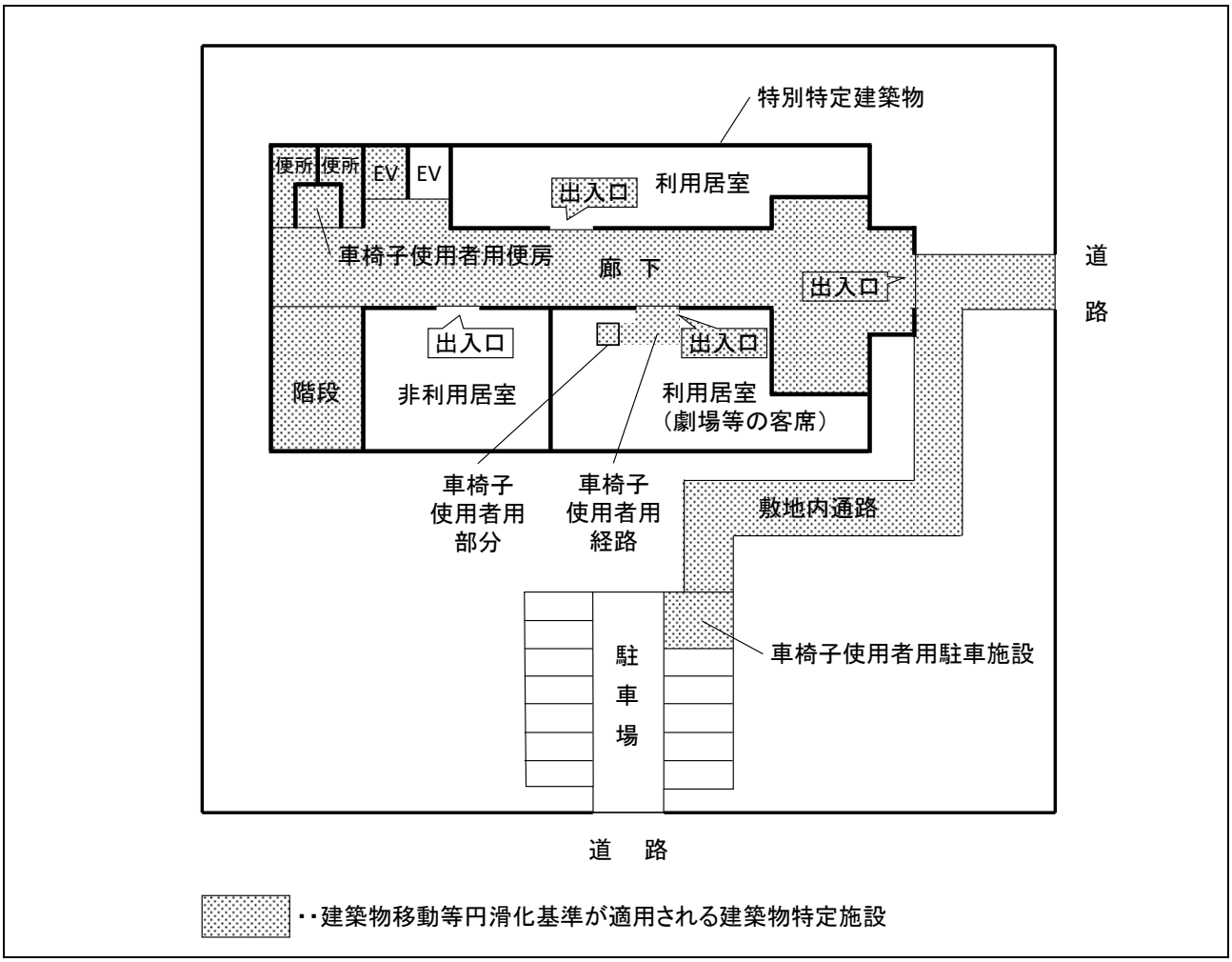
【参考】建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

建築物特定施設	建築物特定施設の構造及び配置に関する基準		
	建築物移動等円滑化基準		建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準省令）
	令第 11 条～18 条（一般基準）	令第 19 条（移動等円滑化経路）	
１　出入口		第２項第２号	誘導基準省令第２条
２　廊下等	令第 11 条	第２項第３号	誘導基準省令第３条
３　階段	令第 12 条		誘導基準省令第４条
４　傾斜路	令第 13 条	第２項第４号	誘導基準省令第５～６条
５　エレベーターその他の昇降機		第２項第５～６号	誘導基準省令第５条、７～８条
６　便所	令第 14 条		誘導基準省令第９条
７　劇場等の客席	令第 15 条		誘導基準省令第９条の２
８　ホテル又は旅館の客室	令第 16 条		誘導基準省令第 10 条
９　敷地内の通路	令第 17 条	第２項第７号	誘導基準省令第 11 条
10　駐車場	令第 18 条		誘導基準省令第 12 条
11　その他国土交通省令で定める施設（浴室等）			誘導基準省令第 13 条

その他義務化された項目

項目	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
標識	令第 20 条	誘導基準省令 14 条
案内設備	令第 21 条	誘導基準省令 15 条
案内設備までの経路	令第 22 条	誘導基準省令 16 条

【参考】特別特定建築物において建築物移動等円滑化基準が適用される
建築物特定施設の範囲（イメージ図）



※移動等円滑化経路は、いくつかの経路が想定されるうち最低１ルートを設定する必要があるため、エレベーターが２台ある場合は、最低１台を建築物特定施設とする。

政令７条

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第七条　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

２　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一　延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

● 限定特定行政庁に関する規定で、都道府県知事が所管する建築物を定めたものである。

政令９条
（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）
第九条　法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。

● 法第 14 条第１項で規定する「特別特定建築物の規模」を定めたものである。

● その規模は、新築・増築・改築・用途変更に係る部分の床面積の合計（スタッフルームや倉庫などのバックスペースも含めた全体の面積を対象規模としてとらえる。）が「2,000 ㎡以上」とする。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上とする。）ただし、増築・改築・用途変更の場合は、当該増築等の部分の規模で判断する。

［参照］ P.253 質疑応答集 No.17

● 建築物内又は用途上不可分の関係にある、同一敷地内の２以上の特別特定建築物の考え方：
下記の劇場と物品販売店舗について、分離して考えることができない共用部分がある場合は、各々の用途に供する部分の面積に対応して共有部分の面積を按分する。

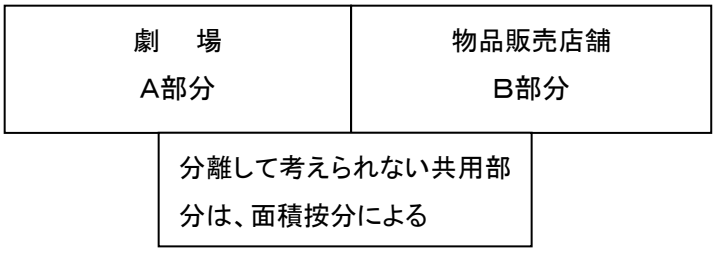
建築物内に２以上の特別特定建築物の部分がある場合（複合建築物）

◆新築の場合

新築の場合は、特別特定建築物のＡ部分（劇場）が 2,000 ㎡以上又はＢ部分（物品販売店舗）が 2,000 ㎡以上とする。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上とする。）

特別特定建築物の複合施設

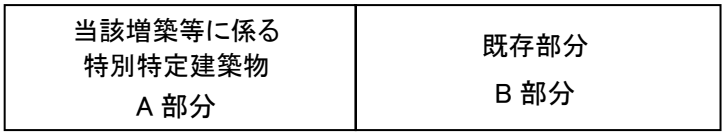
（Ａ部分が 2,000 ㎡以上又はＢ部分が 2,000 ㎡以上）



◆増築の場合

増築若しくは改築又は用途変更（以下「増築等」という。）の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上とする。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上とする。）

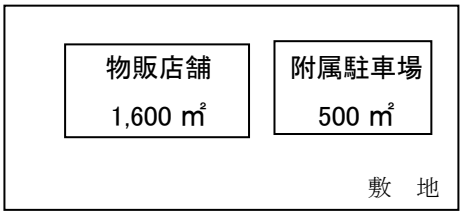
特別特定建築物の複合施設（Ａ部分が 2,000 ㎡以上）



同一敷地に用途上不可分の関係にある２以上の特別特定建築物がある場合

新築、増築等の行為に関わらず、敷地単位でとらえる。従って、増築等の場合は、当該増築等に係る部分の面積の合計が 2,000 ㎡以上の場合に適用となる。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上）

また、特別特定建築物に設ける附属駐車場を別棟で建築する場合は、駐車場が建築物特定施設となり、駐車場部分も特別特定建築物の用途となることから、面積算定は敷地内の全体でとらえることになる。



［参照］P. 253 質疑応答集 No. 18

政令 10 条
（建築物移動等円滑化基準）
第十条　法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十五条までに定めるところによる。
２　法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

● 令第 11 条から第 25 条に、建築物移動等円滑化基準を規定している。

● 第２項

地方公共団体が法第 14 条第３項の規定により条例で義務付け対象規模を 500 ㎡未満に設定した場合の、特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更（建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。）に係る部分の床面積の合計が 500 ㎡未満のものの建築物移動等円滑化基準を規定している。

建築物の規模により、バリアフリー化のコスト、建築主等の財政負担能力、バリアフリー化に係る社会的な要求水準が異なることが総合的に勘案され、令和２年の政令改正で追加された（令和３年 10 月１日施行）。

政令 11 条
（廊下等）
第十一条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
一　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
二　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 第１号

「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第 26 条第１項第２号と同様の措置を求めている。

● 第２号

廊下等に敷設する点状ブロック等は、階段や傾斜路の存在を事前に視覚障害者が段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

この号は不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障害者が利用するものに限り適用されるため、点状ブロック等の敷設は、通常の老人ホーム等については適用されない。

［参照］P.143 平成 18 年国交省告示第 1497 号
［参照］P.253 質疑応答集 No.19～20
［参照］建築設計標準 P.90 図

政令 12 条
（階段）
第十二条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
一　踊場を除き、手すりを設けること。
二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
三　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
四　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
五　段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
六　主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

［参照］P. 253 質疑応答集 No. 21

● 第３号

「段を容易に識別できるもの」とは、踏面端部（段鼻）とその周囲との明度、色相又は彩度の差を大きくする措置をいう。

● 第４号

つまずきの原因となるものを設けない構造とは、建築設計標準に記載されたような構造をいう。

［参照］建築設計標準 P. 64 図

● 第５号

段がある部分と連続して手すりが設置されている等、視覚障害者の利用上支障がない場合を平成 18 年国交省告示第 1497 号で定めている。

［参照］P. 143 平成 18 年国交省告示第 1497 号
［参照］建築設計標準 P. 62 図

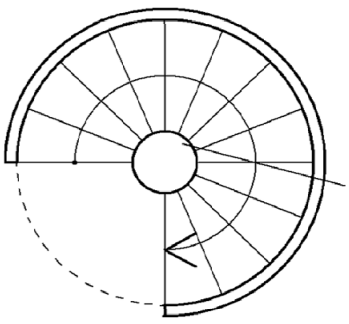
● 第６号

「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。また、「回り階段」は、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことである。

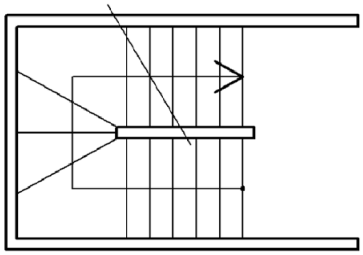
なお、「主たる階段以外の階段」であっても回り階段とすることは望ましくない。

［参照］建築設計標準 P. 61 図

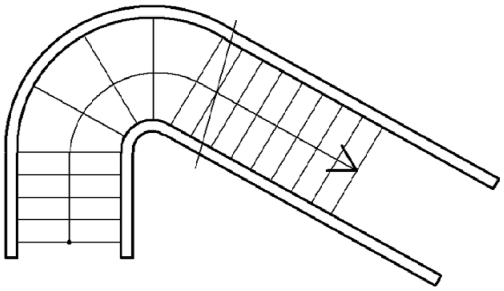
【参考】回り階段の例（建築設計標準から引用）



らせん階段



回り階段



回り階段

政令 13 条
（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）
第十三条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
一　勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
三　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
四　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 第４号

視覚障害者の利用上支障のない場合を平成 18 年国交省告示第 1497 号で定めている。

［参照］P. 143 平成 18 年国交省告示第 1497 号

［参照］P. 253 質疑応答集 No. 22

政令 14 条
（便所）
第十四条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。
２　前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
３　前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。
４　前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

● 第１項

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、原則として国土交通大臣が定める配置の基準に従って、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設けなければならない（令和７年６月１日施行）。

なお、便所の数とは、便房の数ではなく、便所の箇所数のことである。

・不特定多数の者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない配置の基準は、令和６年国交省告示第 1074 号第１の定めによる。
・不特定多数の者等が利用する階から除外する階は、令和６年国交省告示第 1074 号第２の定めによる。

これらにより、不特定多数の者等が利用する階に相当する数の不特定多数利用便所を設けることとなるが、不特定多数利用便所の箇所数の数え方は、技術的助言による。

なお、床面積が 10,000 ㎡を超える階がある場合は、国土交通大臣が定める数を、不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）の階数に相当する数に加算するとしているが、定める数は未制定である。

［参照］P.151 令和６年国交省告示第 1074 号
［参照］P.197～198、204～205 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
［参照］P.254 質疑応答集 No.23～24、53
［参照］建築設計標準 P.102 図

● 第２項

車椅子使用者用便房の構造及び必要設置数の規定である。

車椅子使用者が円滑に利用できるものとする構造は、令和６年国交省告示第 1074 号第４の定めによる（令和７年６月１日施行)。

(車椅子使用者用便房の箇所数について)

車椅子使用者用便房は、原則、便所設置階ごとに１箇所以上（当該階が 10,000 ㎡を超える場合にあっては、当該階の床面積に応じて令和６年国交省告示第 1074 号第３に定められた数以上）設置する必要がある。

ただし、令和６年国交省告示第 1074 号第５の定めに該当する場合（便所設置階の床面積が 1,000 ㎡未満の場合や、利用形態を勘案して車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合等）は、この限りでない。

また、階の床面積が 1,000 ㎡未満の小規模階や、10,000 ㎡以上の大規模階が混在する場合、車椅子使用者用便房の箇所数の考え方等については技術的助言に詳述されているため、必要に応じて参照されたい。

［参照］P.151 令和６年国交省告示第 1074 号
［参照］P.197～198、206～210　技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
［参照］P.254 質疑応答集 No.25～26
［参照］建築設計標準 P.106～107 図

● 第３項

水洗器具とはオストメイト（人工肛門･人工膀胱造設者）対応の設備である。

［参照］P.211　技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
［参照］P.254～255 質疑応答集 No.27～29
［参照］建築設計標準 P.113 図

● 第４項

「床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これに類する小便器」とは、床置式男子用小便器と同様に杖使用者等が円滑に利用可能な床置式に類する小便器をいう。

［参照］建築設計標準 P.124 図

政令 15 条
（劇場等の客席）
第十五条　劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。
一　当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合　二
二　当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合　当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

● 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける（令和７年６月１日施行）。

① 座席の数が 400 以下の場合　２以上
② 座席の数が 401 以上の場合　0.5%以上（１未満の端数は切り上げ）

● 「車椅子使用者用部分」とは、劇場等の客席に設けられる車椅子使用者の観覧に供する部分で、令和６年国交省告示第 1073 号に定められる、幅 90 センチメートル以上、奥行 135 センチメートル以上で、床は平らである部分をいう。

［参照］P. 150　令和６年国交省告示第 1073 号

● 「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）である。

● 「座席」とは、床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは含まない）である。

● 同一建築物に複数の客席を設ける場合は、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。

［参照］P. 199～200、217　技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
［参照］建築設計標準 P. 165 図

政令 16 条
（ホテル又は旅館の客室）
第十六条　ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。
２　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
一　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
イ　便所内に車椅子使用者用便房を設けること。
ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
（１）　幅は、八十センチメートル以上とすること。
（２）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
二　浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
イ　車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
ロ　出入口は、前号ロに掲げるものであること。

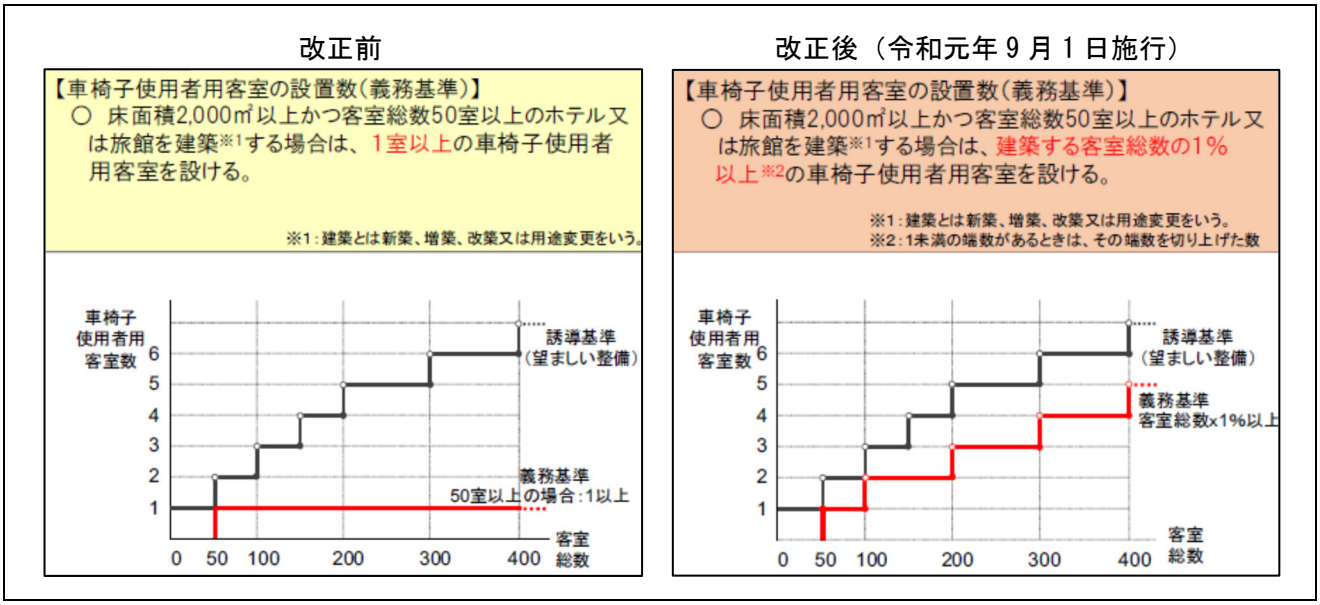
● 第１項

ホテル又は旅館において、全客室数が 50 以上の場合には、１％以上の数（１未満の端数は切り上げ）の車椅子使用者用客室の設置を求めているもの。従前は全客室数が 50 以上の場合に１室以上とされていたが、平成 30 年の政令改正で規制が強化された（令和元年９月１日施行）。

なお、車椅子使用者用客室が１室のみの場合には、車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減や緊急時の素早い従業員対応のため、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

［参照］P. 256 質疑応答集 No. 41

【参考】平成 30 年政令改正の概要



［参照］P.104 誘導基準省令第 10 条

● 第２項第１号

車椅子使用者用客室内の便所についての規定であり、当該客室内の便所については令第 14 条の規定ではなく本号の規定が適用となる。そのためオストメイトの規定はかからない。

なお、本号イにおける「車椅子使用者用便房」は、令第 14 条第２項のとおり、 令和６年国交省告示 1074 号第４で定める構造とする必要がある。

［参照］P.151 令和６年国交省告示第 1074 号

［参照］P.255 質疑応答集 No.30

［参照］建築設計標準 P.142～143 図

● 第２項第２号

車椅子使用者用客室内の浴室等についての規定である。

［参照］P.142 平成 18 年国交省告示第 1495 号

［参照］P.255 質疑応答集 No.30

［参照］建築設計標準 P.142～144 図

政令 17 条
（敷地内の通路）
第十七条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。
一　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
二　段がある部分は、次に掲げるものであること。
イ　手すりを設けること。
ロ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
ハ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
三　傾斜路は、次に掲げるものであること。
イ　勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
ロ　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

政令 18 条
（駐車場）
第十八条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
一　当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合　当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
二　当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合　当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
２　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
一　幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
二　次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

● 第１項

機械式駐車場で、出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を１以上設ける場合などは、ただし書の規定が適用される。また、増築等の場合は、令和６年国交省告示第 1072 号第３号に定める規定を適用する（令和７年６月１日施行）。

［参照］P.148 令和６年国交省告示第 1072 号
［参照］P.255 質疑応答集 No.31～32
［参照］建築設計標準 P.40 図

● 第１項第１号、２号

車椅子使用者用駐車施設の必要数

全駐車台数が 200 以下の場合　２％以上　　（１未満の端数は切り上げ）
全駐車台数が 201 以上の場合　１％＋２以上（１未満の端数は切り上げ）

同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する（令和７年６月１日施行）。

［参照］P.200～201、222～223 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 第２項第１号

幅は、350 ㎝以上（乗降用スペース含む）とすること。

［参照］建築設計標準 P.38 図

● 第２項第２号

車椅子使用者用駐車施設は、令第 19 条第２項第２号の当該移動等円滑化経路を構成する建築物の出入口に近接して設けること。

政令 19 条

（移動等円滑化経路）

第十九条　次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一　建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

三　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

四　建築物が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

２　移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一　当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二　当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三　当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ　幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四　当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ　幅は、階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ロ　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ　高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五　当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ　籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ　籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
チ　不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
（１）　籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
（２）　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
リ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
（１）　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
（２）　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
（３）　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
六　当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
七　当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
イ　幅は、百二十センチメートル以上とすること。
ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
ハ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
ニ　傾斜路は、次に掲げるものであること。
（１）　幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。
（２）　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。
（３）　高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
3　第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

● 法第 14 条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、令第 19 条第１項各号に掲げる経路毎にそれぞれ１以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とするために、出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路の整備について規定している。

なお、「一以上を」というのは、いくつかの経路が想定されるうち、最低１ルート以上を設定する必要があるということである。

● 第１項第１号

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する居室については、その全てを利用居室として扱うことが明確にされた。

「各利用居室」の出入口から、道等に至るまでの経路（利用居室が劇場等の客席の場合には、客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）も含む（令

和７年６月１日施行)。）のうち１以上を移動等円滑化経路として整備することを規定したものである。

［参照］P.56　政令 15 条第１項（車椅子使用者用部分）
［参照］P.255 質疑応答集 No.33

(利用居室の判断例)

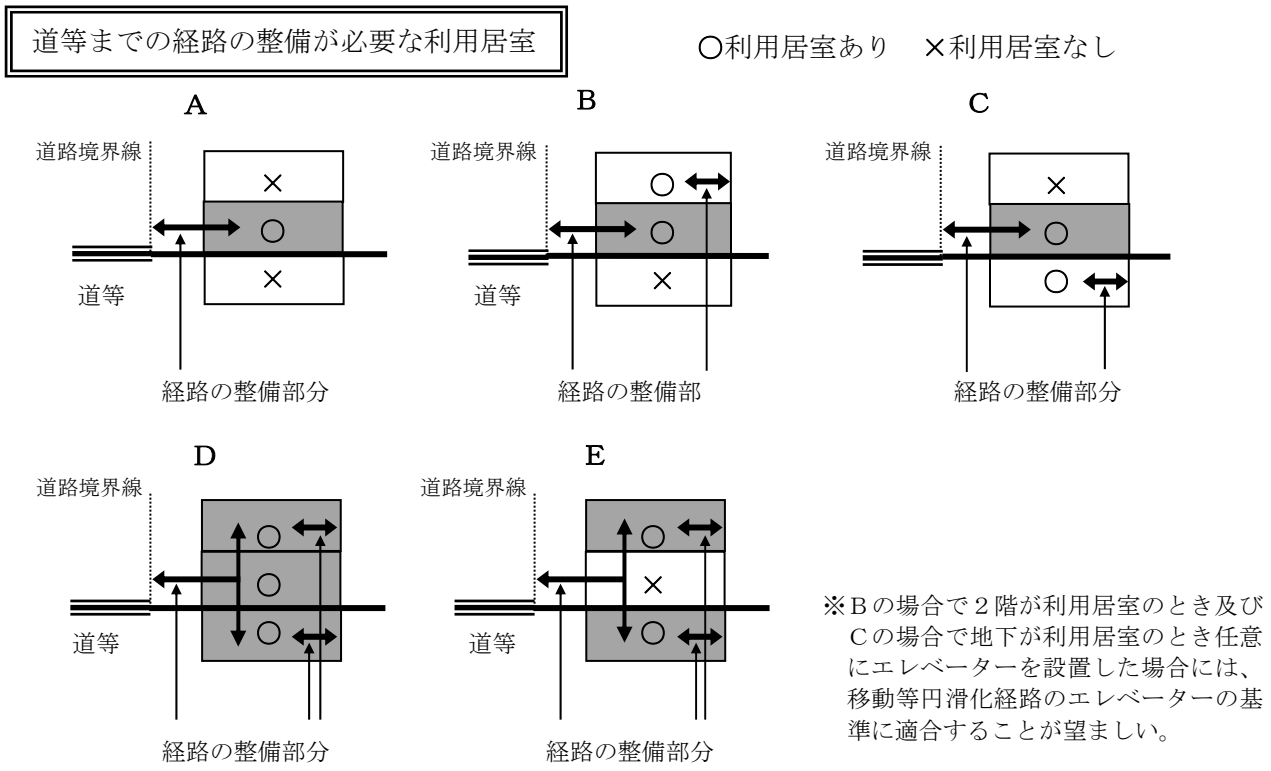
ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室や病院の病室については、主として高齢者、障害者等が利用するので「利用居室」に該当し、ホテル又は旅館の一般客室については、不特定少数の利用であるため「利用居室」に該当しない。

なお、公立小学校等については、令第 24 条の読み替え規定により、多数の者が利用する居室が「利用居室」となる。そのため、普通教室や特別教室等が「利用居室」に該当し、特別教室の準備室や用務員室等は「利用居室」に該当しない。

(括弧書きの規定について)

括弧書きの規定の主旨は「垂直移動が１層分までは、エレベーター等の設置を免除する」という意味であり、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室がある建築物であっても、地上階に利用居室がなくともその直上階又は直下階に利用居室がある以上はそこに至るまでの経路については基本的にバリアフリー化する必要がある旨が明確にされ、地上階からその直上階又は直下階までの垂直移動となる経路についてのみ移動等円滑化経路から除き、エレベーター等の設置の免除（階段等の設置を許容）が明確にされた。地上階又は地上階の直上・直下階のみに利用居室がある場合の緩和の取扱いを示したもので、具体的には、図Ａ～Ｃのとおりである。

これらのケースについては、道等から地上階（１階）の利用居室までの経路及び２階又は地下１階のそれぞれの水平移動の経路を整備すればよいことになり、地上階（１階）と２階又は地下１階との間の移動に係るエレベーター等の設置を要求していない。ただし、このように上下階の移動に係るエレベーター等の設置が免除される場合にあっても、上下階の移動に係らない局部的な階段等がある場合には、当該部分にエレベーター等を設置する必要があるので注意が必要である。



● 第１項第２号、第３号

利用居室の出入口から車椅子使用者用便房までの経路※（第２号）、車椅子使用者用駐車施設から利用居室の出入口までの経路※（第３号）を規定したものである。なお、利用居室の出入口から各車椅子使用者用便房までの経路、各車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路について、上下階に経路が及ぶときには、例外なくエレベーター等の設置が必要となる。（第１号とは異なる。）

※利用居室が劇場等の客席である場合には、車椅子使用者用経路も含まれる（令和７年６月１日施行）。

［参照］P.210 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

令第 14 条の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）、令第 18 条第１項の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者用駐車施設についても同様の主旨から利用居室（自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等）から各々に至る経路上に存する建築物特定施設について車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすることを求められている。

［参照］P.256 質疑応答集 No.34

● 第１項第４号

建築物が公共用歩廊である場合には一般的に利用居室の設置は想定されず、当該公共用歩廊は単に移動の手段として利用されるものであるため、その機能に鑑み、公共用歩廊によって結ばれる道等と他の道等との間の経路の全てを移動等円滑化することを求められている。

● 第２項第２号

イ　幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。

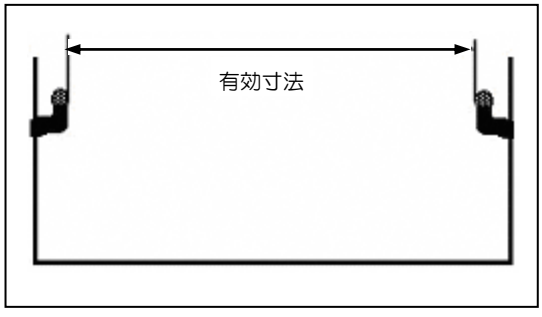
ロ　回転扉を設置する場合は、回転扉の直近に自動的に開閉できる戸や引き戸等を設ける。

「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は 150 ㎝以上、開き戸の場合は建具幅＋150 ㎝以上が原則として必要となる。

［参照］建築設計標準 P.96～98 図

● 第２項第３号

イ　廊下等に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。



ロ　車椅子の転回に支障がない場所は、最低でも 140 ㎝×140 ㎝のスペースが必要となる。なお、各々の状況に応じて、次のように確保されることが望まれる。（以下同じ）

・180° 回転の場合：幅 140 ㎝×奥行き 170 ㎝

・360° 回転の場合：150 ㎝×150 ㎝

・十字、Ｔ字の交差部：120 ㎝×120 ㎝

［参照］P.256 質疑応答集 No.35

［参照］建築設計標準 P.57 図

● 第２項第４号

階段の名称については、建築物内部に設ける場合をいう。

● 第２項第５号

ニ　エレベーターの乗降ロビーには車椅子の待機、転回に支障がないように 150 ㎝×150 ㎝以上の水平な空間を設けることが必要である。

ホ及びト　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置又は乗降ロビーに設ける昇降方向を表示する装置は、「建築設計標準 P.67、71、73 のエレベーターの図」を参考とする。

ヘ　表示する装置とは、行き先階登録ボタンの応答灯を整備する。

チ　籠内の車椅子転回スペースの寸法は、135 ㎝×140 ㎝以上の籠の内法寸法である。これは、車椅子使用者が乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する目的により定めているため、手すりを設ける場合には、その出寸法等は各々５㎝程度に収める必要がある。

なお、この基準は、「不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000 ㎡以上）」の場合に限られることに注意する。

リ　この基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー」に限って適用される。

［参照］P.140～141 平成 18 年国交省告示第 1493 号～第 1494 号

［参照］建築設計標準 P.67、71、73

【参考】移動等円滑化基準（令第 19 条第２項第五号）

	多数の者／主として高齢者、障害者等が利用	不特定かつ多数の者が利用
	1 以上の昇降機	1 以上の昇降機
必要階停止	○	○
出入口幅	８０㎝	８０㎝
籠奥行き	１３５㎝	１３５㎝
乗降ロビー高低差排除	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	１５０㎝	１５０㎝
車椅子使用者対応制御装置	○	○
停止予定階・現在位置の表示	○	○
昇降方向の表示	○	○
籠の幅寸法	－	１４０㎝
車椅子の転回に支障がない構造	－	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
制御装置の点字表示	○	○
昇降方向の音声案内	○	○

2,000 ㎡以上の建築物に設けるものに限る

自動車車庫に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る

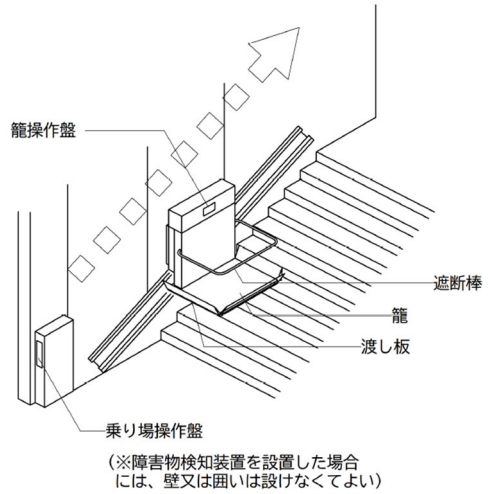
● 第２項第６号

移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を平成 18 年国交省告示第 1492 号で定めたものである。

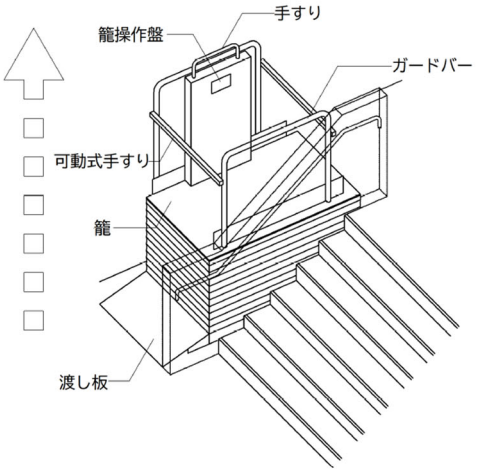
［参照］P. 138～139 平成 18 年国交省告示第 1492 号

【参考】特殊な構造又は使用形態の昇降機の例

＜斜向型段差解消機＞



＜鉛直型段差解消機＞



［参照］建築設計標準 P. 200～201 図

● 第２項第７号

段の名称については、敷地内の通路（建築物外部）に設ける場合をいう。

● 第３項

「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させればよい。

［参照］P. 256 質疑応答集 No. 36

政令 20 条
（標識）
第二十条　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

● 案内用図記号（JIS Z 8210）については、国土交通省 HP（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html）を参照。

「標識の設置基準」は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。表示すべき内容が容易に識別できるもの。（日本産業規格 Z 8210 に適合するもの）

［参照］P.89 標識省令
［参照］P.256 質疑応答集 No.37
［参照］建築設計標準 P.82、41、45、86、126、128 図

【参考】案内用図記号　公共・一般施設、交通施設（抜粋）（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）


障害のある人が使える設備
Accessible facility


ベビーカー
Prams/Strollers


オストメイト用設備／オストメイト
Facilities for Ostomy or Ostomate


階段
Stairs


スロープ
Slope


エレベーター
Elevator


上りエスカレーター
Escalator, up


下りエスカレーター
Escalator, down


お手洗
Toilets


男女共用お手洗
All gender toilet


おむつ交換台
Diaper changing table


ベビーチェア
Baby chair


駐車場
Parking


案内
Information

● 「移動等円滑化の措置がとられた」とは建築物移動等円滑化基準に適合していることを意味し、当該基準に適合しているエレベーター等、便所又は駐車施設がある場合、その全てについては標識を設置する必要がある。

政令 21 条
（案内設備）
第二十一条　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
２　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
３　案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

● 第１項

法第 14 条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、１以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とし、移動等円滑化の措置がとられた、エレベーター等、便所又は駐車施設の配置の位置を表示した案内板等を設けることが規定された。

「その他の設備」というのは、従業員呼出しインターフォン等が該当する。

［参照］P.256 質疑応答集 No.38

［参照］建築設計標準 P.51、79～80、91～92

● 第２項

国土交通大臣が定める方法には、案内板に文字等の浮き彫り又は音による案内（従業員呼出しインターフォンや音声等による誘導設備）がある。

［参照］P.137 平成 18 年国交省告示第 1491 号

［参照］建築設計標準 P.51、79～80、91～92

政令 22 条
（案内設備までの経路）
第二十二条　道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
２　視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
一　当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
二　当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
イ　車路に近接する部分
ロ　段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

● これまでの条文と同様、①不特定かつ多数の者が利用、②主として視覚障害者が利用する「案内設備」までの経路に適用される。

● 第１項

道等から当該案内板又は案内所等までの経路は、そのうちの１以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」としなければならない。

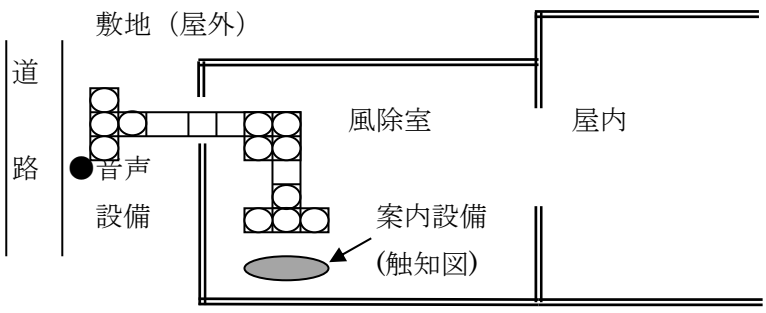
なお、駐車場からの経路の場合や、フロント等から建物出入口を容易に視認できる場合などは、ただし書が適用される。

［参照］P.143 平成 18 年国交省告示第 1497 号
［参照］P.256 質疑応答集 No.39～40

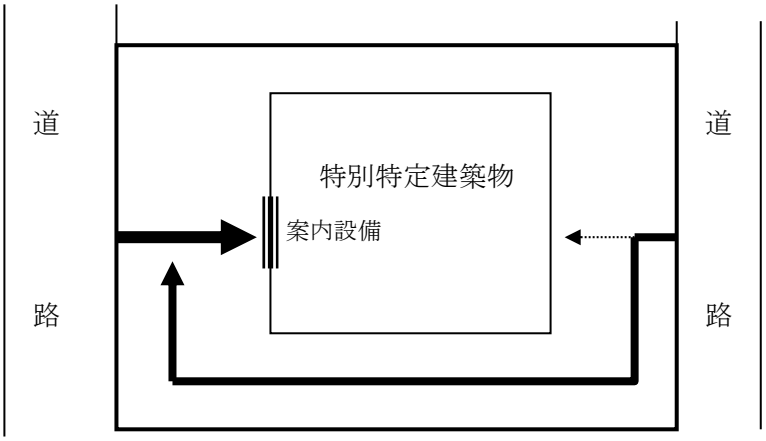
● 第２項第１号

経路を構成する敷地内通路に、点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する場合を例示すると次のようになる。

【例】



※　視覚障害者移動等円滑化経路（➡）と移動等円滑化経路（┈┈▶）は必ずしも一致しなくてもよい。



［参照］建築設計標準 P.91～92

● 第２項第２号

経路を構成する敷地内通路上の次の部分には、点状ブロック等の敷設を要する。

① 車路に近接する部分

② 段がある部分の上端に近接する部分

③ 傾斜がある部分の上端に近接する部分

［参照］P.143 平成 18 年国交省告示第 1497 号

［参照］建築設計標準 P.35、53、88～90

政令 23 条
（増築等に関する適用範囲）
第二十三条　建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。
一　当該増築等に係る部分
二　道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
三　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
四　第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
五　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
六　車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

● 増築、改築及び用途変更（以下「増築等」という。）を行う場合、令第 11 条から前条までの適用範囲を規定したものである。

よって、増築等により令第 19 条第１項の各号に規定する「移動等円滑化経路」が発生する場合においても適用される。

なお、移動等円滑化経路には、客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）も含まれる（令和７年６月１日施行）。

● 第１号

増築等を行う部分については、建築物移動等円滑化基準が適用される。

［参照］P.256 質疑応答集 No.41

● 第２号

道等から増築等の部分にある利用居室までの一以上の経路も移動等円滑化基準に適合させる必要がある。

利用居室が劇場等の客席である場合には、一以上の車椅子使用者用経路も移動等円滑化基準に適合させる必要がある（令和７年６月１日施行）。

［参照］P.218～219 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 第３号

令第 14 条の規定が適用されることを規定している。

増築等をする場合には、以下の規定が適用される（令和７年６月１日施行）。

・ 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
・ 当該階の車椅子使用者用便房の必要箇所数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者

等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数を元に算定する。

・ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要箇所数を満たせばよいこととする。

なお、当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可とされている。

［参照］P.198、211～213 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

［参照］P.257 質疑応答集 No.42

● 第４号

第３号に基づく「車椅子使用者用便房を有する便所」を設置した場合に、利用居室からこの便所までの経路を整備する規定である。従って、増築等の部分内で対応できる場合もある。

［参照］P.209 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 第５号

第３号と同様の主旨で規定されている。増築等の場合は、令和６年国交省告示第 1072 号第３号により、増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける（令和７年６月１日施行）。

［参照］P.148 令和６年国交省告示第 1072 号

［参照］P.201、224 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 第６号

第４号と同様の主旨で規定されている。

政令 24 条
（公立小学校等に関する読替え）
第二十四条　公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

● 公立小学校等に関する「移動等円滑化基準」の読み替え規定であり、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

政令 25 条
（条例で定める特定建築物に関する読替え）
第二十五条　法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

● 地方公共団体が法で定める特別特定建築物を条例で追加した場合の、「移動等円滑化基準」の読み替え規定である。例えば、共同住宅や学校を条例で追加した場合は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

政令 26 条
（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）
第二十六条　条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ（１）中「段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。
２　建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。
３　条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
一　公立小学校等
二　法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

● 地方公共団体が法第 14 条第３項の規定により条例で 500 ㎡未満の規模を定めた場合の建築物移動等円滑化基準に関する緩和規定である（令和３年 10 月１日施行）。

●第２項

条例対象小規模特別特定模建築物の増築又は改築（用途変更含む）をする場合に係る部分について規定している（令和３年 10 月１日施行）。

なお、「当該部分に道等が接する出入口がある場合に限る。」ため、増築等部分に道に面した出入口がなければ適用されない（例：路面店等の出入口が増築等部分にある場合）。

［参照］P.257 質疑応答集 No.43

政令 27 条
（認定特定建築物等の容積率の特例）
第二十七条　法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

● 建築物移動等円滑化誘導基準に適合するとの認定を受けた特定建築物又は協定建築物（以下「認定特定建築物等」という。）の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、廊下、階段等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積は算入しないものとする。

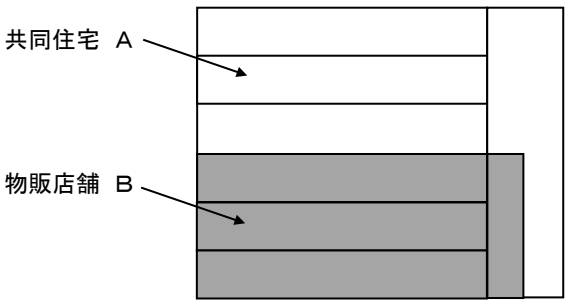
＊容積率の特例として

認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積	－	**通常の建築物**の建築物特定施設の床面積（平成 18 年国交省告示第 1490 号により算定）	＝	当該認定特定建築物等の容積率算定の基礎となる延べ面積には算入しなくてよい床面積（認定特定建築物等の延べ面積の 1/10 を限度）

● 平成 18 年国交省告示第 1490 号で、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものが定められている。

［参照］P. 132 平成 18 年国交省告示第 1490 号

● 例えば、物販店舗と共同住宅とが複合された建築物で、建築物全体を計画認定の対象とする場合は、各々の用途毎に不算入となる面積を算出する必要がある。



Ａ：共同住宅部分の延べ面積
Ｂ：物販店舗部分の延べ面積
ａ：Ａの部分での不算入となる面積
ｂ：Ｂの部分での不算入となる面積

Ａ≧10×ａ　　Ｂ≧10×ｂ

なお、共同住宅においては、建築基準法第 52 条第３項及び第６項により容積率算定の基礎となる延べ面積に地下部分や共用部分の面積を算入しないものとされており、法 19 条では、これらの部分に該当しない廊下、階段、傾斜路、便所（及び場合によっては駐車場）が不算入の対象となる。

［参照］P. 257 質疑応答集 No. 44～45

政令 28 条～31 条　（略）

政令 32 条

（報告及び立入検査）

第三十二条　所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

● 法第 14 条で定める規模以上の特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準の適合に関する事項について、報告を求めることができる。

令附則抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止）

第二条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）

二　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

（類似の用途）

第四条　法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一　病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

二　劇場、映画館又は演芸場

三　集会場又は公会堂

四　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

五　ホテル又は旅館

六　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

七　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

八　博物館、美術館又は図書館

● 建築基準法施行令第 137 条の 18 に基づく「類似の用途等」との違いに注意する必要がある。

令附則（平成十九年三月二十二日政令第五十五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

令附則（平成十九年八月三日政令第二百三十五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令附則（平成十九年九月二十五日政令第三百四号）抄

（施行期日）

１　この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。

２　（略）

令附則（平成二十六年五月二十八日政令第百八十七号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

令附則（平成二十七年一月二十三日政令第二十一号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

令附則（平成二十八年三月三十一日政令第百八十二号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

令附則（平成三十年十月十九日政令第二百九十八号）抄

（施行期日）

１　この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定　平成三十一年四月一日

二　第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定　平成三十一年九月一日

（経過措置）

２　この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

３　（略）

令附則（令和二年十月二日政令第三百二号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

令附則（令和二年十一月二十日政令第三百二十九号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

令附則（令和二年十二月九日政令第三百四十五号）抄

（施行期日）

１　この政令は、令和三年十月一日から施行する。

令附則（令和三年九月二十四日政令第二百六十一号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

令附則（令和四年三月二十五日政令第八十四号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

令附則（令和五年九月二十九日政令第二百九十三号）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

令附則（令和六年四月十九日政令第百七十二号）

（施行期日）

１　この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令附則（令和六年六月二十一日政令第二百二十一号）抄

（施行期日）

１　この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

施行規則３条
（建築物特定施設）
第三条　令第六条第十一号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

● 令第６条第 11 号で定める「その他国土交通省令で定める施設」を規定している。

施行規則８条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）
第八条　法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十二条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条第二項に規定する便房（以下この条及び第十二条の三第一項において「水洗器具を設けた便房」という。）のある便所及び床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の位置、誘導基準適合車椅子使用者用部分（同令第九条の二第一項に規定する誘導基

			準適合車椅子使用者用部分をいう。以下この条において同じ。）の位置、幅及び奥行き、誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けられる同伴者用の座席又はスペースの位置、同令第三条第一項に規定する車椅子使用者用経路の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等（同令第十三条第一号の車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
	縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
		傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
		客席	誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線
	構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
		便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
		浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

● 法第 17 条第１項の規定による計画の認定の申請書の様式及び添付する図書を規定している。

［参照］P. 157 施行規則第３号様式

施行規則９条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）
第九条　法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

● 法第 17 条第２項第５号で定める「その他主務省令で定める事項」が、特定建築物の建築等の事業の実施時期である旨を規定している。

施行規則 10 条
（認定通知書の様式）
第十条　所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
２　前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

● 法第 17 条第３項の規定により所管行政庁が計画の認定をしたときの認定通知書の様式を規定している。

［参照］P. 168 施行規則第４号様式

施行規則11条
（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）
第十一条　法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

● 法第 17 条第１項の規定により認定を受けようとする者は、同条第２項の規定により、その計画を記載しなければならないが、本条に定める事項については軽微な変更とみなされ、法第 18 条の計画の変更の認定を受けなくてもよい。

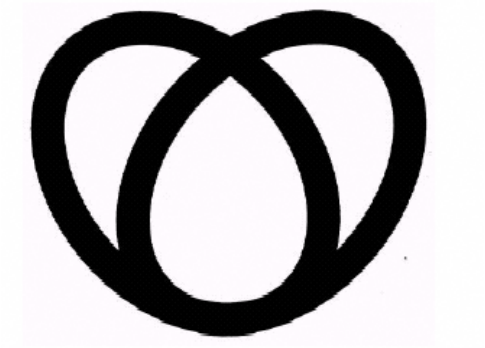
施行規則12条
（表示等）
第十二条　法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　広告
二　契約に係る書類
三　その他国土交通大臣が定めるもの
２　法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

● 法第 20 条第１項は、認定建築物が認定を受けている旨の表示を付することができることを規定している。

● 第１項第３号で規定する国土交通大臣が定めるものとしては、
　１　宣伝用物品
　２　情報を提供するために作成する電磁的記録
が定められている。

［参照］P. 169 施行規則第５号様式
［参照］P. 121 平成 18 年国交省告示第 1482 号

【参考】第５号様式



（注意）
１．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
２．増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

施行規則 12 条の２

（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等）

第十二条の二　法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分

三　当該旅客施設の名称及び位置

四　当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由

２　前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

３　国土交通大臣は、法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

●　移動等円滑化困難旅客施設に係る認定の申請書の記載事項や添付する図書等を規定している。

施行規則 12 条の３

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第十二条の三　法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、水洗器具を設けた便房のある便所及び床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

２　前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

● 協定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る認定の申請書の様式や添付する図書を規定している。

［参照］P. 170 施行規則第５号の４様式

施行規則 12 条の４
（法第二十二条の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準）
第十二条の四　法第二十二条の二第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　隣接する移動等円滑化困難旅客施設が、協定建築物特定施設等（協定建築物特定施設及び特定経路施設をいう。以下同じ。）と一体的に利用に供することにより公共交通移動等円滑化基準に適合することが移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号イに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号イに掲げる事項として定められ、かつ、公共交通移動等円滑化基準に適合すること。
二　移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号ロに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号ロに掲げる事項として、協定建築物特定施設等が隣接する移動等円滑化困難旅客施設の営業時間内において当該協定建築物特定施設等が常時利用できる旨が定められていること。

● 協定建築物特定施設等維持保全基準の内容を規定している。

［参照］P. 182～ 法第 41 条第２項第２号、法第 51 条の２第２項第２号
［参照］P. 185～ 平成 18 年国土交通省令第 111 号

施行規則 12 条の５
（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等）
第十二条の五　法第二十二条の二第二項の規定により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　令第六条各号に掲げる建築物特定施設の区分及び特定経路施設にあっては、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設の別
三　当該協定建築物特定施設等の名称及び位置
２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
一　法第四十三条第一項（法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けた協定の写し及びその認可を証する書類
二　当該協定建築物特定施設等の構造及び設備に関する書類及び図面
３　国土交通大臣は、法第二十二条の二第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

● 協定建築物特定施設等維持保全基準適合に係る認定の申請書の記載事項や添付する図書等を規定している。

施行規則 12 条の６
（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）
第十二条の六　法第二十二条の二第三項第五号の主務省令で定める事項は、協定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

● 法第 22 条の２第３項第５号で定める「その他主務省令で定める事項」が、協定建築物の建築等の事業の実施時期である旨を規定している。

施行規則 12 条の７
（認定通知書の様式）
第十二条の七　所管行政庁は、法第二十二条の二第四項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
２　前項の通知は、第五号の五様式による通知書に第十二条の三第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

● 法第 22 条の２第４項の規定により所管行政庁が協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定をしたときの認定通知書の様式等を規定している。

［参照］P. 179 施行規則第５号の５様式

施行規則 12 条の８
（法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）
第十二条の八　法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

● 法第 22 条の２第１項の規定により協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けようとする者は、同条第３項に掲げる事項を記載しなければならないが、本条に定める事項については軽微な変更とみなされ、法第 22 条の２第５項の規定において準用される法第 18 条の計画の変更の認定を受けなくてもよい。

施行規則13条
（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）
第十三条　法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。
一　専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
二　当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

● 本条においては、エレベーターを設けた後であっても、
　① 既存の特定建築物が構造耐力上安全な構造であること
　② エレベーターの昇降路について主要構造部に該当する部分を不燃材料とすること
　③ 出入口の戸は自動的に閉鎖する構造とすること
を求めている。これはエレベーターの昇降路と既存の特定建築物の構造躯体の剛性等が著しく異なる場合にエレベーターの変形・振動等により、建築物の構造安全上支障が生じないよう措置することと、昇降路の部分について延焼防止上支障が生じないよう措置することを求めている。

施行規則14条
（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）
第十四条　法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。
一　エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
二　エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとすること。

● 本条においては、
① エレベーターのかご内及び乗降ロビーに制御装置を車椅子使用者が利用しやすい位置に設けること
② 乗降ロビーの制御装置には施錠装置つきの覆いを設ける等利用を停止できる構造とすること
③ エレベーターのかご及びエレベーターの出入口の戸にはかご内に車椅子使用者がいるのかいないのか外から分かるように窓等を設けること
④ エレベーターのかご内に、かご内外の連絡装置を設けること
を求めているが、これは車椅子使用者が自立して制御可能な構造とするよう措置するとともに、管理者の監視下においてのみ運行を可能とするように措置すること、乗降ロビーからは視覚的に、管理室等からは音声により監視が可能な構造とすることを求め、火災発生時の非常事態にエレベーターを利用している車椅子使用者等を速やかに救出避難させることが出来るよう措置することを求めている。

施行規則 25 条
（立入検査の証明書）
第二十五条　法第五十三条第六項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

● 法第 53 条第 6 項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式を規定している。

［参照］P. 180～ 施行規則第 7 号様式

施行規則附則抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

施行規則附則（平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三二号〕附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

施行規則附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第三十号）

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

施行規則附則（令和六年十一月二十一日国土交通省令第百号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条に規定する標識に関する省令

１　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
２　前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Ｚ八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

● 令第 20 条では、移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の付近には、当該エレベーター等があることを表示する標識を設けなければならないこととなっている。本省令は、この標識に関する規定である。

［参照］P.67 令第 20 条

標識省令附則
（施行期日）
この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

○　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

誘導基準省令１条
（建築物移動等円滑化誘導基準）
第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

● 法第 17 条第３項第１号で定める「建築物移動等円滑化誘導基準」を規定している。

［参照］P. 91～117 誘導基準省令第２条～第 19 条

誘導基準省令２条

（出入口）

第二条　多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一　幅は、九十センチメートル以上とすること。

二　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

２　多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

一　幅は、百二十センチメートル以上とすること。

二　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

● 多数の者が利用する「出入口」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、誘導基準省令第 18 条の読替規定（以下「第 18 条の読替規定」という。）があり「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。（以下、同第 17 条まで同様の読替規定がある。）

● 第１項第１号

幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。

なお、出入口の有効幅 90 ㎝は「車椅子で通過しやすい寸法」である。

［参照］建築設計標準 P.7 図

● 第１項第２号

戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造の戸や引き戸等が望ましい。

「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することである。

［参照］P.64 令第 19 条第２項第２号ロ

［参照］建築設計標準 P.97～98 図

● 第２項第１号及び同項第２号

多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち、最低一以上のものは有効幅 120 ㎝とし、かつ、戸を設ける場合は、自動的に開閉する戸を設ける。

なお、出入口の有効幅 120 ㎝は「人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法」「杖使用者が円滑に通過できる寸法」である。

［参照］建築設計標準 P.7 図

誘導基準省令３条

（廊下等）

第三条　多数の者が利用する廊下等（第九条の二第一項の劇場等の客席の出入口と同項の規定により設ける誘導基準適合車椅子使用者用部分の間の一以上の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を構成する廊下等を含む。）は、次に掲げるものでなければならない。

一　幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。

二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

四　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

五　側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。

六　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

七　高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

２　前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

● 前条（第２条）と同様、多数の者が利用する「廊下等」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により、第１項第３号及び第６号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

廊下等に手すりがある場合の有効幅はその内側で測定する。

なお、廊下等の有効幅 180 ㎝は「車椅子使用者同士がすれ違える寸法」であり、ただし書の廊下等の有効幅 140 ㎝は「車椅子が転回（180 度方向転換）できる寸法」である。車椅子のすれ違いに支障がない場所とは、180 ㎝角以上の部分等が該当する。

［参照］P.64 令第 19 条第２項第３号

［参照］建築設計標準 P.7 図

● 第１項第３号

この号については、①不特定かつ多数の者が利用、②主として視覚障害者が利用する廊下等に適用される規定であり、老人ホーム等には適用されない。

視覚障害者の利用上支障がない場合を平成 18 年国交省告示第 1489 号で定めている。

［参照］P.51 令第 11 条第２号

［参照］P.130 平成 18 年国交省告示第 1489 号第１

● 第１項第５号

戸を廊下に対して外開きにする場合は、当該戸を廊下に対して突き出さないよう、戸幅以上の奥行きのアルコーブを設ける等の措置を講ずることが必要である。

［参照］P.257 質疑応答集 No.46

［参照］建築設計標準 P.57 図

● 第１項第６号

本号については、①不特定かつ多数の者が利用、②主として視覚障害者が利用する廊下等に適用される規定であり、老人ホーム等には適用されない。

「視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置」とは、壁掛け形式で設けられた公衆電話、消火器などの突出物を設ける場合には杖で知覚できるよう措置すること等が該当する。

［参照］建築設計標準 P.57 図

● 第１項第７号

「高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける」とは、必要に応じて通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることを意味している。

［参照］建築設計標準 P.59 図

● 第２項

第１項第１号及び第４号の規定は、平成 18 年国交省告示第 1488 号で定める車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分には、適用しない。

［参照］P.128 平成 18 年国交省告示第 1488 号第１

誘導基準省令４条
（階段）
第四条　多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。
一　幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
二　蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
三　踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
四　踊場を除き、両側に手すりを設けること。
五　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
六　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
七　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
八　段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
九　主たる階段は、回り階段でないこと。

● これまでの条文と同様、多数の者が利用する「階段」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により第８号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１号

階段の有効幅の規定である。階段の有効幅 140 ㎝は「杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法」である。また、有効幅についての取扱いは、手すりの幅は片側で最大 10 ㎝まで不算入とすることができる。

［参照］建築設計標準 P.62 図、64 図

● 第２号、第３号

蹴上げと踏面に関する規定である。

［参照］建築設計標準 P.60～62、P64

● 第４号

手すりは階段の両側に設け、連続性のあるものとする。「踊場を除き」とする規定は、設置してはならないと解するものではなく、最低でも段部には設置することを要求しているものである。

［参照］P.52 令第 12 条第１号
［参照］建築設計標準 P.62 図

● 第８号

視覚障害者の利用上支障がない場合を平成 18 年国交省告示第 1489 号で定めている。

［参照］P.52 令第 12 条第５号
［参照］P.130 平成 18 年国交省告示第 1489 号第２

● 第９号

令第 12 条第６号と異なり、ただし書による緩和はない。

［参照］P.52 令第 12 条第６号
［参照］建築設計標準 P.61 図

誘導基準省令５条
（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置）
第五条　多数の者が利用する階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 多数の者が利用する「階段」を設ける場合に、必ず、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置を義務付ける規定である。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

２つ以上の階にわたるエレベーターその他の昇降機は、誘導基準省令第 7 条に定めるものに限るとしている。ただし書で、車椅子使用者の利用上支障がない場合を平成 18 年国交省告示第 1488 号で定めている。

［参照］P. 98 誘導基準省令第 7 条
［参照］P. 128 平成 18 年国交省告示第 1488 号第２

誘導基準省令６条

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第六条　多数の者が利用する傾斜路（前条の規定により設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一　幅は、階段に代わるものにあっては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては百二十センチメートル以上とすること。

二　勾配は、十二分の一を超えないこと。

三　高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

四　高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

五　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

七　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

２　前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

● これまでの条文と同様、多数の者が利用する「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」にすべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により第１項第７号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

傾斜路の有効幅の規定である。

なお、階段に代わる傾斜路の有効幅 150 ㎝は「人と車椅子使用者がすれ違える寸法」である。階段に併設する傾斜路の有効幅 120 ㎝は「通路を車椅子で通行しやすい寸法」である。

［参照］P.65 令第 19 条第２項第４号

［参照］建築設計標準 P.7 図

● 第１項第２号

「勾配は十二分の一を超えないこと。」としており、令第 19 条第２項第４号ロとは異なり、高さが 16 ㎝を超えない小規模な傾斜路の場合の緩和規定を設けていない。

［参照］P.65 令第 19 条第２項第４号

● 第１項第４号

高さが 16 ㎝を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設けることを求めている。

［参照］P.53 令第 13 条第１号

● 第１項第７号

視覚障害者の利用上支障がない場合を平成 18 年国交省告示第 1489 号で定めている。

［参照］P.53 令第 13 条第４号

［参照］P.130 平成 18 年国交省告示第 1489 号第３

● 第２項

前項第１号から第３号までの規定は、平成 18 年国交省告示第 1488 号で定める車椅子使用者の利用上支障がない傾斜路の部分には、適用しない。その場合、勾配が 12 分の１を超える傾斜路がある部分には両側に手すりを設けることを求めている。

［参照］P. 128 平成 18 年国交省告示第 1488 号第３

誘導基準省令７条

（エレベーター）

第七条　多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一　多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、第九条の二第一項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二　直接地上へ通ずる出入口のある階

２　多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二　籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

五　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

３　第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

三　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

４　不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

５　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビー（車椅子使用者用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。）は、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二　籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

６　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

● これまでの条文と同様、多数の者が利用する「エレベーター」すべてに適用される。１以上のエレベーターのみに適用される基準とその他のエレベーターに適用される基準を多数の者が利用する建築物（の多数の者が利用するエレベーター）と不特定かつ多数の者が利用する建築物（の不特定かつ多数の者が利用するエレベーター）のそれぞれの場合に規定している。

なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により、第１項及び第２項中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第３項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

【参考】建築物移動等円滑化誘導基準（第７条）

	多数の者／主として高齢者、障害者等が利用		不特定多数の者が利用	
	すべてのＥＶ	１以上のＥＶ	すべてのＥＶ	１以上のＥＶ
必要階停止	－	○	－	○
出入口幅	８０㎝	８０㎝	８０㎝	９０㎝
籠奥行き	１３５㎝	１３５㎝	１３５㎝	１３５㎝
乗降ロビー高低差排除	○	○	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	１５０㎝	１５０㎝	１５０㎝	１８０㎝
車椅子使用者対応制御装置	－	○	－	○
停止予定階･現在位置の表示	○	○	○	○
昇降方向の表示	○	○	○	○
籠の幅	－	１４０cm	１４０cm	１６０cm
車椅子の転回に支障がない構造	－	○	○	○
到着階･出入口戸の閉鎖の音声案内	－	○	－	○
制御装置の点字表示	－	○	－	○
昇降方向の音声案内	－	○	－	○

自動車車庫に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る

● 第１項

多数の者が利用するエレベーターを設ける場合は、そのうち１以上は、第１号に規定する階それぞれと、第２号の直接地上へ通ずる出入口のある階（地上階）を結ぶエレベーターの設置が必要となる。従って、エレベーター1 基で、第 1 号に規定するすべての階と地上階を結んでもよいし、複数基で第１号に規定する階と地上階を結んでもよい。

● 第２項

多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。

なお、出入口の有効幅 80 ㎝は「車椅子で通過できる寸法」である。籠の奥行き 135 ㎝は電動車椅子も収まる寸法である。乗降ロビーの寸法 150 ㎝角は「車椅子使用者が回転できる寸法」である。

［参照］建築設計標準 P.7、67、71、73 図

● 第３項

第１項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。籠の幅 140cm は 11 人乗りの場合の最低幅である。

［参照］建築設計標準 P.67、71、73 図

● 第４項

不特定多数の者が利用するエレベーターに関する規定である。

● 第５項

第１項の規定により設けられた不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。籠の幅 160cm は 13 人乗りの場合の最低幅である。出入口の有効幅 90 ㎝は「車椅子で通過しやすい寸法」である。乗降ロビーの寸法 180 ㎝角は「車椅子使用者が回転しやすい寸法」である。

［参照］建築設計標準 P.7 図

● 第６項

第１項の規定により設けられた不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。音声案内、制御装置の点字表示について定めている。視覚障害者の利用上支障がない場合を平成 18 年国交省告示第 1486 号で定めている。

［参照］P.126 平成 18 年国交省告示第 1486 号

第２号は、制御装置の点字表示に関する規定であるが、かっこ書きは、車椅子使用者用制御装置でなくその他の位置に設けるもの（立位で使用する操作盤）に点字表示をすることを規定している。

［参照］P.127 平成 18 年国交省告示第 1487 号

［参照］建築設計標準 P.71 図

誘導基準省令８条
（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）
第八条　国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（第五条の規定により設けるものに限る。）は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

● 階段又は段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造を平成 18 年国交省告示第 1485 号で定めたものである。

［参照］P. 66 令第 19 条第２項第６号

［参照］P. 124 平成 18 年国交省告示第 1485 号

誘導基準省令９条

（便所）

第九条　多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一　多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この号において同じ。）設けること。ただし、車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

二　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

２　多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

３　多数の者が利用する便所であって男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

● 多数の者が利用する「便所」を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

多数の者が利用する便所（以下「多数利用便所」という。）が設けられている場合は、当該多数利用便所内に１以上の車椅子使用者用便房の設置を求めている。また、車椅子使用者用便房に男女の区別を設ける場合は、それぞれ、１以上の車椅子使用者用便房の設置が必要となる。

ただし、令和６年国交省告示第 1294 号に該当する場合（車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が、多数利用便所に近接する位置にある場合等）は、この限りではない（令和７年６月１日施行）。

［参照］P. 145 令和６年国交省告示第 1294 号

［参照］建築設計標準 P. 106～111 図

● 第２項

多数利用便所が設けられている階には、階ごとに１以上の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応の設備）を設けた便房の設置が必要となる。また、男女の区分がある便所については、それぞれ１以上これらの便房が必要となる。

［参照］P. 257 質疑応答集 No. 47

［参照］建築設計標準 P. 112～113

● 第３項

階ごとに、１以上の男子用小便器は床置式小便器、低リップ型小便器等とすること。

［参照］建築設計標準 P. 123～124

誘導基準省令９条の２
（劇場等の客席）
第九条の二　劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分（車椅子使用者用部分であって、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項及び第十七条第一項第六号において同じ。）を設けなければならない。
一　当該客席に設ける座席の数が百以下の場合　二
二　当該客席に設ける座席の数が百を超え、二百以下の場合　当該座席の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
三　当該客席に設ける座席の数が二百を超え、二千以下の場合当該座席の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
四　当該客席に設ける座席の数が二千を超える場合当該座席の数に一万分の七十五を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に七を加えた数
２　前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けなければならない。

● 改正前は誘導基準省令第 12 条の２で規定されていた劇場等の客席であるが、令和７年６月１日施行の改正により基準が強化されるとともに改めて誘導基準省令第９条の２に規定された。

● 第１項

劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げる座席の総数の区分に応じて定める数以上（１未満の端数は切り上げ）を設ける（令和７年６月１日施行）。

① 座席の数が 100 以下の場合　２以上
② 座席の数が 101 以上、200 以下の場合　２％以上
③ 座席の数が 201 以上、2000 以下の場合　１％＋２以上
④ 座席の数が 2001 以上の場合　0.75％＋７以上

● 第２項

座席の数が 201 以上の場合には、誘導基準適合車椅子使用者用部分を２か所以上に分散して設ける。

● 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける。

［参照］P.146 令和６年国交省告示第 1295 号
［参照］P.199～200、220 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

誘導基準省令 10 条

（ホテル又は旅館の客室）

第十条　ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けなければならない。

２　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一　出入口は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ　便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三　浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ　車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車椅子使用者用浴室等」という。）であること。

ロ　出入口は、次に掲げるものであること。

(1)　幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

● ホテル又は旅館において、１以上の車椅子使用者用客室の設置を規定したもの。車椅子使用者用客室が１室のみの場合には、車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減や緊急時の素早い従業員対応のため、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

● 第１項

車椅子使用者用客室の必要数を規定したもの。

全客室数が 200 以下は当該客室数の 2%以上、200 を超える場合は当該客室数の 1%＋２以上。

● 第２項第２号

車椅子使用者用客室内の便所についての規定である。また、客室以外にこれに代わる便所を設ける場合、男女の区分がある便所については、それぞれ１以上の便所が必要となる。

［参照］P. 54　令第 14 条第２項

［参照］P. 151　令和６年国交省告示第 1074 号第４

［参照］建築設計標準 P. 142、143 図

● 第２項第３号

車椅子使用者用客室内の浴室等についての規定である。また、客室以外にこれに代わる浴室等を設ける場合、男女の区分がある浴室等については、それぞれ１以上の浴室等が必要となる。

［参照］P. 123　平成 18 年国交省告示第 1484 号

［参照］建築設計標準 P. 142～144 図

誘導基準省令 11 条

（敷地内の通路）

第十一条　多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一　段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四　段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ　蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ　踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ　両側に手すりを設けること。

ホ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ヘ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五　段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六　傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、段に代わるものにあっては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあっては百二十センチメートル以上とすること。

ロ　勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ　高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ　高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

２　多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

３　第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

● 多数の者が利用する、敷地内の通路（敷地境界及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路）を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

通路幅は有効 180 ㎝以上とする。これは「車椅子使用者同士がすれ違える寸法」「車椅子使用者が回転しやすい寸法」である。

［参照］建築設計標準 P.7 図

● 第１項第４号

段がある部分の規定である。

イ　有効幅で 140 ㎝以上とし、手すりが設置されている場合は、その出が 10 ㎝以内であれば、ないものとしてよい。

ロ及びハ　段の蹴上げと踏面の寸法を規定したもの。

ニ　手すりを両側に設置することを求めている。

ホ　段を容易に識別できるものとは、令第 12 条第３号の解説参照。

ヘ　つまずきの原因となるものを設けない構造とは、建築設計標準に記載されたような構造をいう。

［参照］P.52 令第 12 条第３号

［参照］建築設計標準 P.62～64 図

● 第１項第５号

車椅子使用者に配慮した規定であり、傾斜路単独の設置又は段に併設した傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置を規定したものである。昇降機については、傾斜型段差解消機又は鉛直型段差解消機等がある。

［参照］P.98～101 誘導省令第７条～第８条

● 第１項第６号

前号を受けて設ける傾斜路の規定である。

イ　幅は有効幅とし、単独傾斜路は 150 ㎝以上、併設 120 ㎝以上。

ロ　雨天時等を考慮して、1／15 以下の緩勾配としたもの。

ハ　勾配が 1／20 を超え、かつ、高さが 75 ㎝を超える傾斜路は、高さが 75 ㎝以内ごとに踏幅 150 ㎝以上の踊り場を設ける。

● 第２項

急傾斜地等、地形により基準に適合させることが困難な場合は、車寄せから直接地上に通ずる建物出入口までの敷地内通路部分のみを基準に適合させればよい。地形の特殊性については、令第 19 条第３項の解説による。

［参照］P.66 令第 19 条第３項

● 第３項

車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分についての緩和規定である。ただし、勾配が 1／12 を超える傾斜路は両側に手すりが必要である。

［参照］P.129 平成 18 年国交省告示第 1488 号第４

誘導基準省令 12 条

（駐車場）

第十二条　多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 多数の者が利用する「駐車場」を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 機械式駐車場で、出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を１以上設ける場合などは、ただし書の規定が適用される。（令和７年６月１日施行）

［参照］P.147 令和６年国交省告示第 1296 号

［参照］P.255 質疑応答集 No.32

● 車椅子使用者用駐車施設の必要数

全駐車台数の２％以上（１未満の端数は切り上げ）

同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する（令和７年６月１日施行）。

［参照］P.200～202、225 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 車椅子使用者用駐車施設の整備基準については、令第 18 条第２項の解説参照。

［参照］P.60 令第 18 条第２項

誘導基準省令 13 条
（浴室等）
第十三条　多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。
一　車椅子使用者用浴室等であること。
二　出入口は、第十条第二項第三号ロに掲げるものであること。

● 多数の者が利用する「浴室等」を設ける場合に、１以上の浴室等を車椅子使用者用浴室等とすることを規定したものである。共同住宅に共同浴室等が設置され、これを入居者以外も利用する可能性がある場合は本条を適用する。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１号

［参照］P. 123 平成 18 年国交省告示第 1484 号
［参照］建築設計標準 P. 155～157 図

● 第２号

廊下等から車椅子使用者用浴室等に至るまでの経路に設けられる出入口は全て対象となる。整備基準については令第 19 条第２項第２号の解説参照。

［参照］P. 64 令第 19 条第２項第２号

誘導基準省令 14 条

（標識）

第十四条　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

２　前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Ｚ八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

● 本条は、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所等の付近に設置する標識に関する規定である。

［参照］建築設計標準 P. 82

誘導基準省令 15 条

（案内設備）

第十五条　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

２　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

３　案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

● 本条は、建築物又はその敷地に、「移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等」の配置を表示した案内板等の設置に関する規定である。

［参照］P. 122 平成 18 年国交省告示第 1483 号

［参照］建築設計標準 P. 80 図

誘導基準省令 16 条
（案内設備までの経路）
第十六条　道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 令第 22 条では、道等から当該建築物の案内設備等までの経路のうちの１以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」にすることを求めているが、本条では、これ以外にも道等から当該案内設備等までに、不特定かつ多数の者、又は主として視覚障害者が利用する経路がある場合は、「視覚障害者移動等円滑化経路」とすることを規定している。

［参照］P. 69 令第 22 条

［参照］P. 131 平成 18 年国交省告示第 1489 号第４

誘導基準省令17条

（増築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条　建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一　当該増築等又は修繕等に係る部分

二　道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三　多数の者が利用する便所のうち一以上のもの

四　第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五　劇場等の客席のうち一以上のもの

六　第一号に掲げる部分から誘導基準適合車椅子使用者用部分（前号に掲げる客席に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

七　ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの

八　第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九　多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの

十　車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

十一　多数の者が利用する浴室等

十二　第一号に掲げる部分から車椅子使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

２　前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項中「便所は」とあるのは「便所のうち一以上は」と、同条第二項中「を設ける階においては、当該便所のうち」とあり、及び同条第三項中「を設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち」とあるのは「のうち」とする。

３　第一項第五号に掲げる建築物の部分について第九条の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上」とあるのは、「二以上」とする。

４　第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。

５　第一項第九号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」とあるのは、「一以上」とする。

● 本条は新築以外の場合で増築等又は修繕等の場合の認定にあたっての適用範囲を規定している。

● 第１項

増築等又は修繕等において、認定のための技術基準（誘導基準省令第２条から第 16 条まで）を当該建築物の全ての部分で満足することは事実上困難であるので、認定にあたり、適用される建築物の部分を限定している。

増築等又は修繕等に係る部分から誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の１以上の経路も適用する必要がある（令和７年６月１日施行）。

● 第２項

増築等又は修繕等に係る部分に多数利用便所を設ける場合には、当該便所内又は当該便所に近接する位置に１箇所以上の車椅子使用者用便房を設けることを求めているが、増築等又は修繕等に係る部分に多数利用便所を設けない場合は、第１項第３号により建築物全体で「１以上」の便所に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第９条の読替規定である。

● 第３項

劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合、増築等又は修繕等に係る部分の座席の総数に対する必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分等を設けることを求めているが、客席以外の部分の増築等又は修繕等の場合には、第１項第５号により建築物全体で「１以上」の客席に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第９条の２の読替規定である（令和７年６月１日施行）。

［参照］P.200、221 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

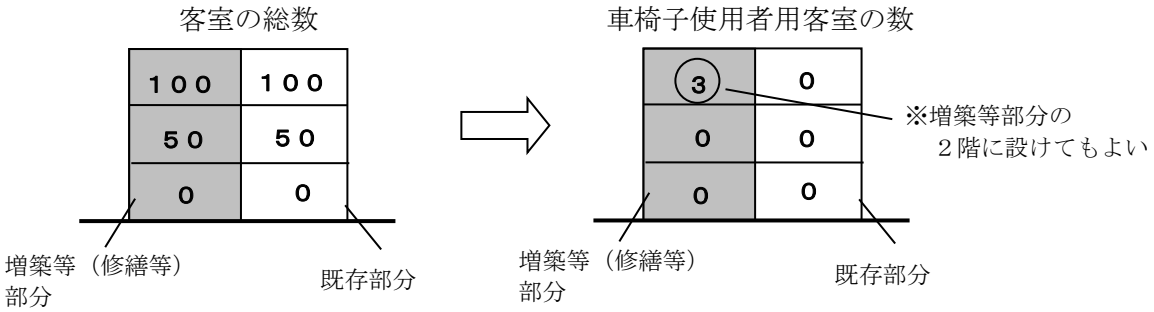
● 第４項

増築等又は修繕等に係る部分に客室を設ける場合には、増築等又は修繕等に係る部分の客室の総数に対する一定数以上の割合で車椅子使用者用客室の設置を求めているが、客室以外の部分の増築等又は修繕等の場合には、第１項第７号により「１以上」の客室に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第 10 条の読替規定である。

例　①増築等（修繕等）部分に客室を有する場合

図１に示すように車椅子使用者用客室の設置数（客室の総数の原則２％以上）は、増築等（修繕等）部分に存する客室の総数を基準として算定し、増築等（修繕等）部分に設ける必要がある。

【図１】

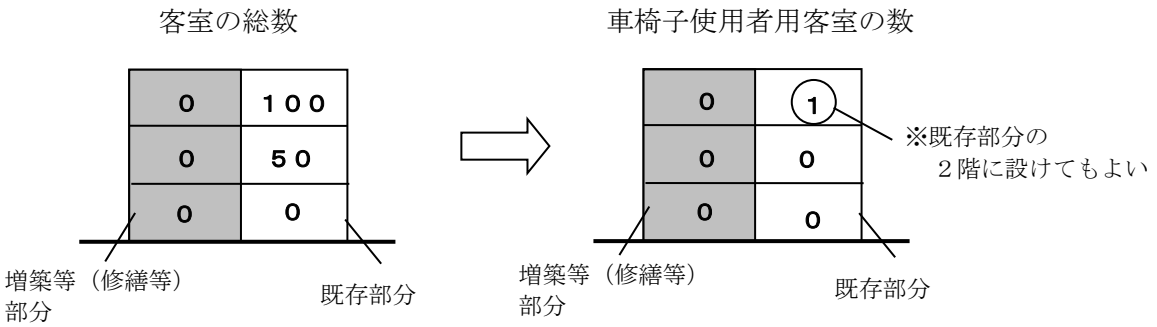


設置数：１５０（室）×２％＝３（室）

例　②増築等（修繕等）部分に客室がない場合

図２に示すように既存部分の最も適切な位置に１以上の車椅子使用者用客室を設ける。この場合、増築等（修繕等）部分を利用する車椅子使用者等が当該車椅子使用者用客室を利用できるよう、増築等（修繕等）部分から当該車椅子使用者用客室に至る１以上の経路について既存部分も含めて基準に適合させる必要がある。

【図２】



設置数：１（室）

● 第５項

増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場がある場合には、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることを求めているが、増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合は、第１項第９号により「１以上」の駐車場に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第 12 条の読替規定である。

［参照］P. 201、227 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

誘導基準省令18条

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条　法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。）における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

● 誘導基準省令第２条からの建築物移動等円滑化誘導基準は特定建築物全般に対し、多数の者が利用する特定施設の部分について原則として適用する基準を定めたものであるが、特別特定建築物（公立小学校等を除く。）については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定施設の部分に適用される。そのための読替え規定である。

誘導基準省令19条

（協定建築物に関する読替え）

第十九条　法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで（第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までの規定は適用しない。

第二条第一項、第三条第一項、第四条、第六条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項	多数の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二条第一項	除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る	除く
第二条第二項	多数の者が利用する直接地上	協定建築物特定施設であって直接移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第三条第一項	多数の者が利用する廊下等（第九条の二第一項の劇場等の客席の出入口と同項の規定により設ける誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の一以上の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を構成する廊下等を含む。）	協定建築物特定施設である廊下等
第五条	多数の者が利用する階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）	協定建築物特定施設である階段
第七条第一項	多数の者が利用するエレベーター	協定建築物特定施設であるエレベーター
第七条第一項第一号	多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、第九条の二第一項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等	協定建築物特定施設である便所
第七条第一項第二号	地上	移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七条第六項	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する	協定建築物特定施設である
	乗降ロビー	乗降ロビー（同項各号に規定する階にあるものに限る。以下この項において同じ。）
	第三項又は前項	前項
第八条	昇降機	昇降機（協定建築物特定施設であるものであって、

第九条第二項	多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である便所には
第九条第三項	多数の者が利用する便所であって男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所うち一以上に	協定建築物特定施設である便所であって男子用小便器を設けるものには
第十四条第一項、第十五条第一項	、便所又は駐車施設	又は便所
第十六条	道等	協定建築物特定施設
第十七条第一項	増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）	増築、改築、修繕又は模様替（協定建築物特定施設に係るものに限る。以下「増築等」という。）
	次に掲げる建築物の	当該増築等に係る

● 誘導基準省令第２条からの建築物移動等円滑化誘導基準は特定建築物全般に対し、多数の者が利用する特定施設の部分について原則として適用する基準を定めたものであるが、法第 22 条の２の申請に係る協定建築物については、協定建築物特定施設に適用される。そのための読替え規定である。

誘導基準省令附則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

誘導基準省令附則（平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三二号〕附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

誘導基準省令附則（令和元年六月二十八日国土交通省令第二十号）

（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

誘導基準省令附則（令和三年一月二十日国土交通省令第一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔令和二年五月法律第二八号〕の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

誘導基準省令附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第三十号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

誘導基準省令附則（令和六年十一月二十一日国土交通省令第百号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○　国土交通省告示

平成 18 年国交省告示第 1481 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十一号

第一　特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（第三において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二　特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一　出入口は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二　廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ　幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあっては八十五センチメートル（柱等の箇所にあっては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ハ　段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとすること。

ニ　第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三　階段は、次に掲げるものであること。

イ　手すりを設けること。

ロ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四　便所を設ける場合においては、次に掲げる基準に適合する便所を一以上設けること。

イ　腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ　イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ　イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五　敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ　直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

（１）　幅は、九十センチメートル以上とすること。

（２）　段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとすること。

第三　特定建築物（建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものを除く。）又は特定建築物以外の建築物（第二各号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けること。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

附　則〔令和六年一一月二一日国土交通省告示第一二九七号〕

（施行期日）

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令〔令和六年六月政令第二二一号〕の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（次項において「法」という。）第二十四条の規定により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けた建築物に係る同項の規定によりされた許可は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

３　この告示の施行の日前にされた法第二十四条の規定により建築基準法第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けようとする建築物に係る同項の規定による許可の申請であって、この告示の施行の際、まだその許可をするかどうかの処分がされていないものについての当該許可の基準については、なお従前の例による。

● 法第 24 条（建築物の容積率の特例）の規定に基づき、建築物特定施設（建築基準法第 52 条第６項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が通常の床面積よりも著しく大きい建築物に関し、国土交通大臣が「高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準」を定めた告示である。

この基準に適合するものは、建築基準法第 52 条第 14 項に規定する「同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物」とみなされ、建築審査会の同意を経て特定行政庁の許可により認められるものである。

なお、令和６年に告示が改正され、建築物の規模、用途等を問わず、車椅子使用者が到達可能な車椅子使用者用便房を設けた建築物も当該許可の対象となった（令和７年６月１日施行）。

適用する場合には、各特定行政庁へ相談されたい。

● 第１

特定建築物にあっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合すること。

● 第２

特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）がこの告示に掲げる基準に適合する必要がある。

従って、特定行政庁の方針に基づき特定建築物に限らず適用されるものであり、法第 17 条に基づく計画認定を前提としたものではない。

● 第３

第１、第２に該当する建築物以外の建築物にあっては、建築物に車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けること（令和７年６月１日施行）。

「車椅子使用者が到達することができる」とは令第 19 条第２項に規定する移動等円滑化経路への適合を求めるものではないが、道等や利用居室から当該便房までの経路上の廊下等において、段がなく、廊下の形状に応じ車椅子使用者が通行可能な幅が確保されていること等が確認できる場合などが考えられる。

［参照］P.229～233 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住街第 78 号）

［参照］P.252 質疑応答集 No.10

平成 18 年国交省告示第 1482 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　宣伝用物品

二　情報を提供するために作成する電磁的記録

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

● 施行規則第 12 条（表示等）第１項第３号の規定に基づき、定める表示等は次のとおりである。

① 宣伝用物品（パンフレット、リーフレット、ビデオ等）

② インターネットによるホームページなど

平成 18 年国交省告示第 1483 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 誘導基準省令第 15 条（案内設備）第２項の規定に基づき、「エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を示す方法」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り
② 音による案内
③ 点字及び前①、②に類するもの

平成 18 年国交省告示第 1484 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

二　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

● 誘導基準省令第 10 条（ホテル又は旅館の客室）第２項３号イの規定に基づき、「車椅子使用者用浴室等の構造」を定めた告示であり、次の構造を満たす必要がある。

① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置

② 十分な空間の確保

［参照］建築設計標準 P. 155～157 図

平成 18 年国交省告示第 1485 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十五号

第一　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一　車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

二　車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二　建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。

イ　平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。

ロ　籠の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ　車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二　第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。

附　則（平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄

1　この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

● 誘導基準省令第８条（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）の規定に基づき、「車椅子使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造」を定めた告示である。

● 第１

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等

①　エレベーター（昇降行程が 4m以下又は、階段・傾斜路等の部分に沿って設置するもの）

イ　籠の定格速度が 15m/分以下

ロ　床面積が 2.25 ㎡以下のもの

②　エスカレーター（車椅子に座ったまま昇降させる場合に２枚以上の踏段を同一面に保つもの）

イ　踏段の定格速度 30m/分以下

ロ　２枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設置

● 第２

①　第１①に掲げるエレベーター

イ　平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定する段差解消機

ロ　籠の幅は 70 ㎝以上、かつ、奥行きは 120 ㎝以上

ハ　乗降方向に応じた籠寸法の確保

②　第 1 ②に掲げるエスカレーター

平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 号ただし書に規定する車椅子使用者用エスカレーター

平成 18 年国交省告示第 1486 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

● 誘導基準省令第７条（エレベーター）第６項ただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビー」を定めた告示である。

「視覚障害者の利用上支障がないもの」は、エレベーター及び乗降ロビーが「主として駐車施設に設けるものである場合」である。

平成 18 年国交省告示第 1487 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 誘導基準省令第７条（エレベーター）第６項第２号の規定に基づき、「エレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置の操作方法」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り
② 音による案内
③ 点字及び前①、②に類するもの

［参照］建築設計標準 P.67、71、73 図

平成 18 年国交省告示第 1488 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十八号

第一　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二　建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三　建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四　建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

● 誘導基準省令第３条（廊下等）第２項、第５条（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置）ただし書、第６条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第２項、第 11 条（敷地内の通路）第３項の規定に基づき、「車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めた告示である。

● 第１

誘導基準省令第３条（廊下等）第１項第１号（幅 180 ㎝以上とする）と同項第四号（戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とする）の規定について、車椅子使用者の利用上支障がないものとして、定める基準は、次のとおりである。

① 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場

② 階段等のみに通ずる廊下等の部分

● 第２

誘導基準省令第５条（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置）ただし書に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次のとおりである。

○ 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

● 第３

誘導基準省令第６条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第１項第１号（幅 150 ㎝以上等）、第２号（勾配１/12 以下）及び第３号（高さ 75 ㎝超は踊場設置）の規定を適用しなくてもよいのは、次のケースである。

① 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場

② 階段等のみに通ずる傾斜路の部分

● 第４

誘導基準省令第 11 条（敷地内の通路）第 1 項第 1 号（幅 180 ㎝以上）、第 3 号（戸の構造）、第５号（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機設置）及び第 6 号（傾斜路の構造）イ～ハの規定を適用しなくてもよいのは、次のケースである。

①　車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場

②　段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

平成 18 年国交省告示第 1489 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十九号

第一　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

一　勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

二　高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

三　主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二　建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三　建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四　建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十二条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

● 誘導基準省令第３条（廊下等）第１項第３号ただし書、第４条（階段）第８号ただし書、第６条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第１項第７号ただし書、第 16 条（案内設備までの経路）ただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めたものであり、点状ブロックの敷設をしなくてもよいケースを規定している。

● 第１

階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいのは、次の３つのいずれかのケースとなる

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 駐車場の場合

● 第２

階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいのは、次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合

② 段がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第３

傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいのは、次の４つのいずれかのケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 駐車場の場合

④ 傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第４

道等から案内設備までの主たる経路を視覚障害者移動等円滑化経路にしなくてもよいのは次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合

② 受付やフロント等から地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までを視覚障害者移動等円滑化経路として整備する場合
なお、直進する風除室内は設置が免除される

平成 18 年国交省告示第 1490 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十七条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る特定建築物（特別特定建築物（令第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。）を除く。）にあっては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物にあっては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一　廊下等

廊下の用途＼廊下の部分		両側に居室がある廊下（単位　平方メートル）	その他の廊下（単位　平方メートル）
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの又は三室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの	1.60L	1.20L
(三)	(一)及び(二)に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位　メートル）を表すものとする。			

二　階段

階段の用途＼階段の部分		段がある部分（単位　平方メートル）	踊場（単位　平方メートル）
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	2.28H	一・六八
(二)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、若しくは劇場等における客用のもの	2.03H	一・六八
(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	一・四四
(四)	(一)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ（単位　メートル）を表すものとする。			

三　傾斜路

傾斜路の用途＼傾斜路の部分		傾斜がある部分（単位　平方メートル）	踊場（単位　平方メートル）
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平	11.20H	一・六八

	方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの		
(二)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三)	(一)及び(二)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位　メートル）を表すものとする。			

四　便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。）　一・〇〇（単位　平方メートル）
五　駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限る。）　十五・〇〇（単位　平方メートル）
六　劇場等の客席（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条の二に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。）　〇・五〇（単位　平方メートル）

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

附　則（平成二十八年三月二十五日国土交通省告示第五百二十一号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成三十一年三月八日国土交通省告示第三百十八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和三年二月二十六日国土交通省告示第百三十三号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年九月三十日国土交通省告示第千二百九十五号）

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

附　則（令和四年三月三十一日国土交通省告示第四百三号）

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

附　則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）

（施行期日）

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

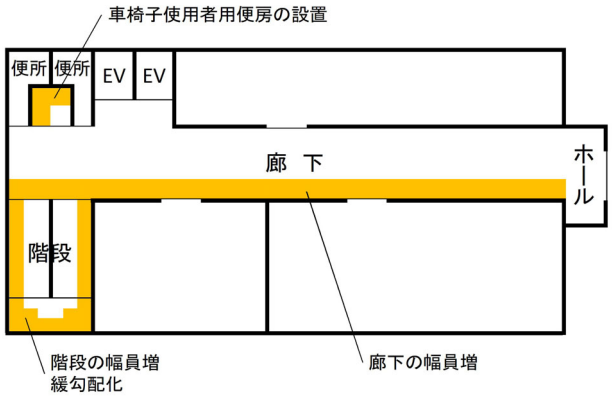
（経過措置）

2　この告示の施行の日前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（次項において「法」という。）第二十四条の規定により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けた建築物に係る同項の規定によりされた許可は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

3　この告示の施行の日前にされた法第二十四条の規定により建築基準法第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けようとする建築物に係る同項の規定による許可の申請であって、この告示の施行の際、まだその許可をするかどうかの処分がされていないものについての当該許可の基準については、なお従前の例による。

● 令第 27 条（認定特定建築物等の容積率の特例）の規定に基づき、「認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるもの」を定める告示である。

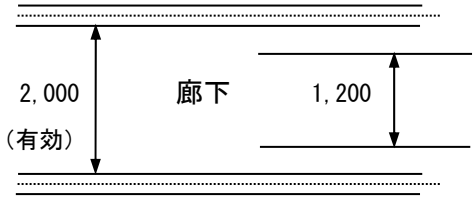
従って、延べ面積の 1/10 を不算入の範囲とする際、通常の建築物において必要となる部分の範囲をこの告示で規定しており、原則として建築基準法により最低限要求される部分、その他の建築



計画上最低限求められる空間に相当する部分が規定されている。

なお、面積算定にあたっては、下図のとおり、原則として有効寸法から所要寸法を控除した寸法をもとに算出した面積による。

（例）廊下の場合



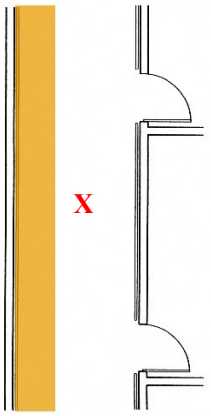
2.0m（有効）－ 1.2m　＝0.8m

0.8m × L（廊下長さ）⇒　不算入床面積

● 第１号

建築基準法施行令第 119 条（廊下の幅）により要求される幅員を「通常必要とされる幅員」としている。

廊下



X ＝

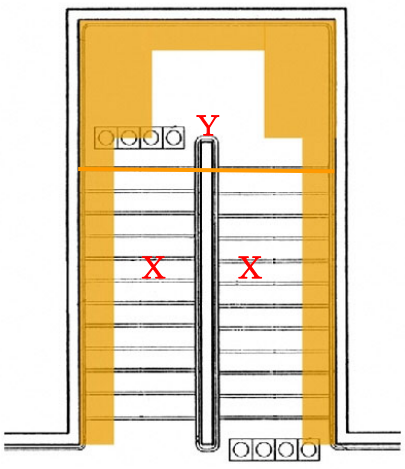
①小学校の児童用のもの　等
　両側居室　：幅2.3m
　その他　　：幅1.8m
②病院の患者用のもの　等
　両側居室　：幅1.6m
　その他　　：幅1.2m
③その他の廊下等
　　幅1.2m
× 長さ

を超える部分の床面積（㎡）

● 第２号

建築基準法施行令第 23 条に規定する階段の幅員等を元に求められる、階高に対応した段のある部分の最低限必要となる所要床面積を、段のある部分の床面積から控除した値の合計について、原則として不算入対象とし、踊場部分については、建築基準法施行令第 24 条に基づき高さ３ｍ又は４ｍ以内毎に設けることとされている、踏幅 1.2mのものを超える部分を不算入対象としている。

階段



X＝段部分
①(26／16×　1.4)＝2.28
②(26／18×　1.4)＝2.03
③(24／20×　1.2)＝1.44
④(21／22×0.75)＝0.72
×　階高

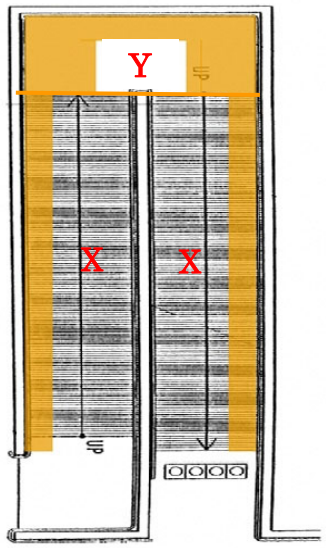
Y＝踊場
①(1.2×　1.4)＝1.68
②(1.2×　1.4)＝1.68
③(1.2×　1.2)＝1.44
④(1.2×0.75)＝0.90
を超える部分の床面積(㎡)

①　小学校の児童用
②　中高等学校の生徒用、1,500 ㎡超の物販店舗、劇場等
③　直上階居室床面積合計 200 ㎡超等
④　その他の階段

● 第３号

建築基準法施行令第 26 条（階段に代わる傾斜路）の規定に基づき求められる勾配、幅員の傾斜路を整備するために最低限必要となる傾斜部分の所要床面積を傾斜部分の床面積から控除した値の合計を原則として不算入とし、踊場部分については、階段と同様に踏幅 1.2mのものを超える部分を不算入としている。

傾斜路



X＝傾斜部分
- ①(8×1.4)＝11.2
- ②(8×1.4)＝11.2
- ③(8×1.2)＝ 9.60
- ④(8×0.75)＝ 6.00

×　階高

Y＝踊場
- ①(1.2×1.4)＝1.68
- ②(1.2×1.4)＝1.68
- ③(1.2×1.2)＝1.44
- ④(1.2×0.75)＝0.90

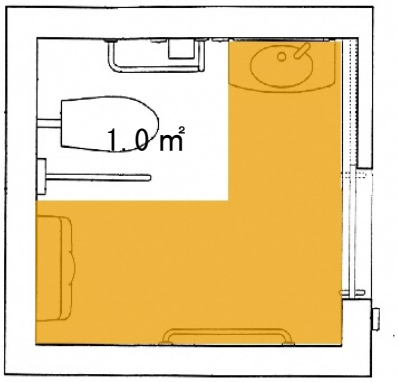
を超える部分の床面積(㎡)

① 小学校の児童用
② 中高等学校の生徒用、1,500 ㎡超の物販店舗、劇場等
③ 直上階居室床面積合計 200 ㎡超等
④ その他の階段

● 第４号

車椅子使用者用便房について、手すりや洗面器を設けずに便座のみを有する便房に最低限要求される床面積にほぼ相当する１㎡を、車椅子使用者便房ごとに控除した値の合計を不算入対象としている。

便所

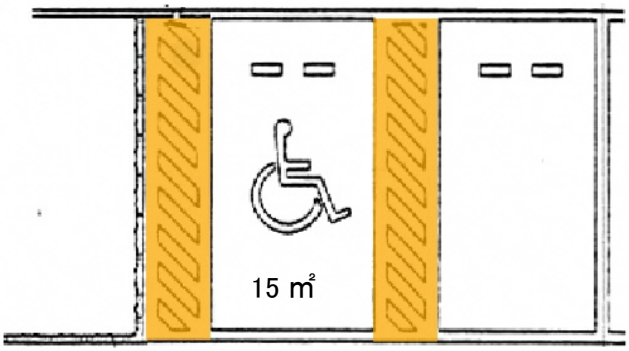


1.0（㎡／便房）
を超える部分の
床面積

● 第５号

車椅子使用者用駐車施設について、普通乗用車（長さ約 5.6m、幅員約 2.0m）の駐車ますの幅員は通常 2.5mであることから、駐車ますの幅 2.5mを車椅子使用者用駐車施設ごとに控除した値の合計を不算入としている。

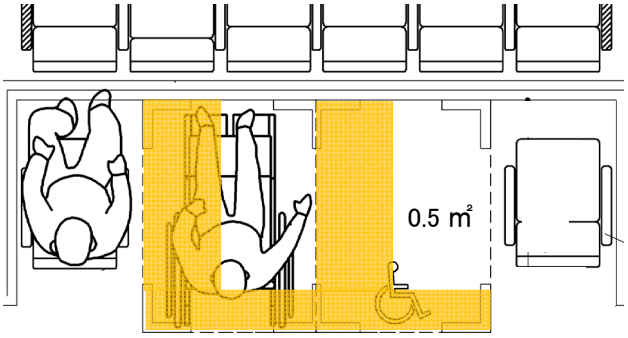
駐車場



15(㎡／駐車施設)を超える
部分の床面積の合計

● 第６号

劇場等の車椅子使用者用客席について、一般客席に最低限要求される床面積に相当する 0.5 ㎡を、車椅子使用者用客席ごとに控除した値の合計を不算入対象としている（令和３年 10 月１日施行）。



0.5(㎡／客席)を超える
部分の床面積の合計

平成 18 年国交省告示第 1491 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 令第 21 条（案内設備）第２項の規定に基づき、「エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り
② 音による案内
③ 点字及び前①、②に類するもの

平成 18 年国交省告示第 1492 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十二号

第一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十九条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一　車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

二　車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二　令第十九条第二項第六号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。

イ　平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。

ロ　籠の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ　車車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二　第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第ただし書に規定するものであること。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

附　則（平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄

1　この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

● 適用

令第 19 条（移動等円滑化経路）第２項第６号の規定に基づき、「車椅子使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造」を定めた告示である。

● 第１

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等

①　エレベーター（昇降行程が４ｍ以下、又は、階段・傾斜路等の部分に沿って設置するもの）

イ　籠の定格速度が 15m／分以下

ロ　床面積が 2.25 ㎡以下のもの

②　エスカレーター（車椅子に座ったまま昇降させる場合に２枚以上の踏段を同一面に保つもの）

イ　踏段の定格速度 30m／分以下

ロ　２枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設置

● 第２

①　第１①に掲げるエレベーター

イ　平成 12 年建設省告示第 1413 号第１第９号に規定する段差解消機

ロ　籠の幅は 70 ㎝以上、かつ、奥行きは 120 ㎝以上

ハ　乗降方向に応じた籠寸法の確保

②　第１②に掲げるエスカレーター

平成 12 年建設省告示第 1417 号第１号ただし書に規定する車椅子使用者用エスカレーター

平成 18 年国交省告示第 1493 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号リ（２）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 令第 19 条（移動等円滑化経路）第２項第５号リ（２）の規定に基づき、「エレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り
② 音による案内
③ 点字及び前①、②に類するもの

［参照］建築設計標準 P.67、71、73 図

平成 18 年国交省告示第 1494 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

● 令第 19 条（移動等円滑化経路）第２項第５号リただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビー」を定めた告示である。「視覚障害者の利用上支障がないもの」は、エレベーター及び乗降ロビーが「主として駐車施設に設けるものである場合」である。

平成 18 年国交省告示第 1495 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十六条第二項第二号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

二　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 令第 16 条（ホテル又は旅館の客室）第２項第２号イの規定に基づき、「車椅子使用者用浴室等の構造」を定めた告示であり、次の２点について規定されている。

① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置

② 十分な空間の確保

平成 18 年国交省告示第 1497 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十七号

第一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

一　勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

二　高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

三　主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二　令第十二第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三　令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四　令第二十二条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五　令第二十二条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

● 令第 11 条（廊下等）第２号ただし書、第 12 条（階段）第５号ただし書、第 13 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第４号ただし書、第 22 条（案内設備までの経路）第１項ただし書及び同条第２項第２号ロの規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めた告示である。

● 第１

令第 11 条（廊下等）第２号ただし書に規定される視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の３つのいずれかのケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 駐車場の場合

● 第２

令第 12 条（階段）第５号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合

② 段がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第３

令第 13 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第４号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の４つのいずれかのケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの
② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの
③ 駐車場の場合
④ 傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第４

令第 22 条（案内設備までの経路）第１項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合
② 受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで誘導される場合（令第 21 条第２項の基準に適合）。なお、進行方向を変更する必要がない風除室内は適用除外となる。

● 第５

令第 22 条（案内設備までの経路）第２項第２号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次のいずれかの３ケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの
② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの
③ 段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

令和６年国交省告示第 1294 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件

令和六年十一月二十一日号外
国土交通省告示第千二百九十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条第一項第一号ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

二　次のイ又はロに掲げる多数の者が利用する便所の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ　男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所　当該多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

ロ　女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所　当該多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

● 誘導基準省令第９条第１項第１号ただし書きの規定に基づき、「車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合」を定めた告示である。多数の者が利用する便所（以下「多数利用便所」という）内には、車椅子使用者用便房を１以上設ける必要があるが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房の設置が不要となる（令和７年６月１日施行）。

● 第１号

複数の多数利用便所が近接して位置しており、そのうち１つの多数利用便所に車椅子使用者用便房が１以上（男子用、女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設けられている場合。

● 第２号

多数利用便所に男子用、女子用の区別を設けており、以下のいずれかに該当する場合。

・どちらか一方の性別用の多数利用便所を設けて、その性別用の車椅子使用者用便房を当該便所内に設ける場合

・どちらか一方の性別用の多数利用便所に近接する位置に、その性別用の車椅子便房を１以上設けた便所がある場合

令和６年国交省告示第 1295 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年十一月二十一日号外
国土交通省告示第千二百九十五号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条の二第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一　幅は、九十センチメートル以上とすること。
二　奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
三　床は、平らとすること。
四　車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
五　同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

● 誘導基準省令第９条の２の規定に基づき「誘導基準適合車椅子使用者用部分」の基準を定めた告示であり、次の５点について規定されている（令和７年６月１日施行）。

①幅を 90ｃｍ以上とすること
②奥行きを 135ｃｍとすること
③床を平らにすること
④舞台等を容易に視認できる構造とすること
⑤同伴者席またはスペースを隣接して設けること

［参照］建築設計標準 P. 165～167 図

令和６年国交省告示第 1296 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年十一月二十一日号外
国土交通省告示第千二百九十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十二条ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二　多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ　当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ　当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このロにおいて同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

● 誘導基準省令第 12 条（駐車場）ただし書の規定に基づき、「車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合」を定めた告示である（令和７年６月１日施行）。

● 第１号

多数利用機械式駐車場のみ設けた場合の規定である。

［参照］P.257～258 質疑応答集　No.48～49

● 第２号

多数利用機械式駐車場とそれ以外の多数利用駐車場（平置駐車場等）を設けた場合の規定であり、次の基準を満たす必要がある。

イ　機械式駐車場の出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を１以上

ロ　機械式駐車場の駐車台数と平面駐車場等に設ける車椅子使用者用の駐車台数の合計が次の必要数以上

全駐車台数の 2%以上

［参照］P.200～201、226 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

［参照］P.257 質疑応答集　No.48

令和６年国交省告示第 1072 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年八月六日
国土交通省告示第千七十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二　不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ　当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ　当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。

三　建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であって、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

イ　当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合　次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める数

（１）　当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この（１）及び（２）において同じ。）が二百以下の場合　当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

（２）　当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合　当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

ロ　当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合　一

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

● 令第 18 条（駐車場）第１項ただし書の規定に基づき、「車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合」を定めた告示である。

● 第１号

不特定多数利用機械式駐車場のみ設けた場合の規定である。

［参照］P.257～258 質疑応答集 No.48～49

● 第２号

不特定多数利用機械式駐車場とそれ以外の不特定多数利用駐車場（平置駐車場等）を設けた場合の規定であり、次の基準を満たす必要がある。

イ　機械式駐車場の出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を１以上

ロ　機械式駐車場の駐車台数と平面駐車場等に設ける車椅子使用者用の駐車台数の合計が次の必要数以上

全駐車台数が 200 以下の場合　２％以上　　（１未満の端数は切り上げ）

全駐車台数が 201 以上の場合　１％＋２以上（１未満の端数は切り上げ）

［参照］P.200～201、223 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

［参照］P.257 質疑応答集　No.48

● 第３号

増築等を行う場合の車椅子使用者用駐車施設を定めた規定である。

イ　増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合

車椅子使用者用駐車施設の必要数

増築等部分の駐車台数が 200 以下の場合　増築等部分の駐車台数の２％以上

（１未満の端数は切り上げ）

増築等部分の駐車台数が 201 以上の場合　増築等部分の駐車台数の１％＋２以上

（１未満の端数は切り上げ）

既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合には、既存の車椅子使用者用駐車施設の数と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要箇所数を満たせばよい。

ロ　増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合

全体で１以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

既存駐車場に１以上の車椅子使用者用駐車施設がある場合、車椅子使用者用駐車施設を新たに設ける必要はない。

［参照］P.200～201、224 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

令和６年国交省告示第 1073 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年八月六日
国土交通省告示第千七十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　幅は、九十センチメートル以上とすること。
二　奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
三　床は、平らとすること。

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

● 令第 15 条第１項の規定に基づき「車椅子使用者用部分の基準」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

①幅を 90cm 以上とすること
②奥行きを 135cm 以上とすること
③床を平らにすること

令和６年国交省告示第 1074 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

令和六年八月六日
国土交通省告示第千七十四号

第一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第二　令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの

二　不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第三　令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

一　便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合　二

二　便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合　当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第四　令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

一　腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

二　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第五　令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

二　令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

三　次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ　男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階　当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ　女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階　当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

四　床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）

以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

附　則

（施行期日）

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止）

２　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。

● 令第 14 条（便所）の規定に基づき、不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便房に関する基準等を定めた告示である。

● 第１

令第 14 条第１項の規定に基づき、「不特定多数の者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない配置の基準」を定めた告示である。特定の階に偏ることなく設けるなど、不特定多数の者等が当該便所を利用する上で支障がない位置に設ける必要がある。

不特定多数の者等とは、以下のいずれかをいう。

・不特定かつ多数の者

・高齢者、障害者等

・公立小学校 等（令第５条第１号 ）及び法第 14 条第３項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者

［参照］P.197～198、204～205 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 第２

令第 14 条第１項の規定に基づき、「不特定多数の者等が利用する階から除外する階」を定めた告示である。

不特定多数の者等が利用する階に相当する数の不特定多数利用便所を設けることとなるが、当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階は除くこととしている。この不特定多数の者等が利用する階から除外する階は、以下のとおりである。

・地上階で、出入口に近接する別施設（同一敷地内のものに限る）に不特定多数利用便所がある階

・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階

・不特定多数の者等が滞在する時間が短い階

・管理運営上やむを得ない階

［参照］P.197～198、205 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

［参照］P.258 質疑応答集　No.50～53

● 第３

令第 14 条第２項の規定に基づき、「床面積 10,000 ㎡を超える便所設置階（大規模階）を有する建築物の車椅子使用者用便房の必要設置数」を定めた告示である。大規模階を有する場合、大規模階の床面積に応じて以下の数以上の車椅子使用者用便房を設ける必要がある。

・大規模階の床面積が 10,000 ㎡超 40,000 ㎡以下の場合　２箇所以上
・大規模階の床面積が 40,000 ㎡超の場合　20,000 ㎡毎に１箇所を追加

ただし、不特定多数利用便所は、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設置すればよいため、当該階の不特定多数利用便所の箇所数が、本項の規定により算定した車椅子使用者用便房の箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数以上設けることとする。

［参照］P.197～198、207 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
［参照］P.258 質疑応答集　No.54

● 第４

令第 14 条第２項の規定に基づき、「車椅子使用者用便房の構造」を定めた告示であり、次の２点について規定されている。

① 腰掛便座、手すり等の適切な設置
② 十分な空間の確保

［参照］建築設計標準 P.105～107

● 第５

令第 14 条第２項の規定に基づき、「車椅子使用者が車椅子使用者用便房の利用に支障がないもの」を定めた告示であり、次の４点について規定されている。

① 地上階で、出入口に近接する別施設（同一敷地内のものに限る）に車椅子使用者用便房がある場合
⇒ 当該地上階には車椅子使用者用便房の設置は不要
② 不特定多数利用便所の設置階に設けなければならない車椅子使用者用便房を、建築物の利用形態等を勘案して別の階に設ける場合
⇒ 当該階には車椅子使用者用便房の設置は不要
③ 不特定多数利用便所に男子用、女子用の区別を設け、そのどちらか一方の性別用の便所を設ける便所設置階において、当該便所設置階に設ける車椅子使用者用便房も同じ性別用のものを設ける場合
⇒ 不特定多数利用便所として設けない性別用の車椅子使用者用便房は不要
④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 1,000 ㎡未満の階（小規模階）を有する場合
⇒ 小規模階の床面積の合計が 1,000 ㎡に達する毎に１箇所以上の車椅子使用者用便房の設置が必要。ただし、便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみの階は除く。）の数が、小規模階の面積から算定した箇所数より少ない場合は、便所設置階の数でよい。

［参照］P.197～198、206～208 技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
［参照］P.254、258～259 質疑応答集　No.26、54～56

参　　考

参　考

参考１　規則様式
（１）第３号様式 … 157
（２）第４号様式 … 168
（３）第５号様式 … 169
（４）第５号の４様式 … 170
（５）第５号の５様式 … 179
（６）第７号様式 … 180

参考２　協定建築物等に係る参照条文 … 182

参考３　技術的助言等
（１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第３項に基づく条例の運用について（平成28年６月２日付け国住指第484号） … 191
（２）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の２及び第24条の運用について（平成31年３月28日付け国住街第438号） … 192
（３）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和６年11月21日国住参建第3050号） … 196
（４）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24 条の運用について（令和６年 11 月 21 日国住街第 78 号） … 229

参考４　福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方 … 235

参考５　建築物移動等円滑化基準チェックリスト … 237

参考６　条例対象小規模特別特定建築物※の建築物移動等円滑化基準チェックリスト … 242

参考７　建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト … 244

参考８　政令第 14 条チェックリスト・参考様式（便所） … 250

参考９　質疑応答集 … 251

参考 10　バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧 … 262

参考 11　参考・引用文献 … 287

参考 12　日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧 … 288

参考１　規則様式

（１）第３号様式

第３号様式（第８条関係）（Ａ４）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１７条第１項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（第二面）

１　特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕
〔延べ面積〕　　㎡ 〔敷地面積〕　　㎡ 〔建築面積〕　　㎡ 〔建築物の階数〕　　階
〔構造方法〕　　造　一部　　造
〔主要用途〕 〔用途別床面積〕 用途（　　）　床面積（　　㎡）　階（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　）
〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕
〔工事種別〕
〔確認の特例〕 法第１７条第４項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無＜有・無＞

（注意）

１．〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第４条及び第５条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、（階）の部分には、当概用途の部分がある階（複数の階に及ぶ場合はそのすべての階）を記入してください。

２．〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第１９条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定特定建築物の延べ面積の１０分の１を限度とする。）を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第２２条の２第５項において準用する法第１９条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。

３．〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

４．〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

（第三面）

２　建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

①　出入口

		平面図番号等	段のある出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	幅90cm以上のもの 幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの 幅90cm以上120cm未満のもの 幅90cm未満のもの		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

②　廊下等

	平面図番号等
突出物 休憩用の設備	

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。

２．突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。

３．廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第四面）

③　階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④　階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第五面）

⑤　エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		か　ご　内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

（第六面）

⑥　便所

階	便所の総数	便房の総数	車椅子使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
多数の者が利用する便所（以下に掲げるものを除く。） 車椅子使用者用便房のある便所 水洗器具を設けた便房のある便所 床置式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所		

（注意）

１．便所の総数の欄には、多数の者が利用する便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所）の総数を、便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車椅子使用者用便房を含む。）の総数を、それぞれ記入してください。

２．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

（第七面）

⑦　客席

客席の名称	客席に設ける座席の数	誘導基準適合 車椅子使用者用部分の数

	平面図番号等	縦断面図番号
誘導基準適合車椅子使用者用部分		

（注意）

１．客席に設ける座席の数の欄には、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席に設ける座席の数を、客席ごとに記入してください。

２．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した誘導基準適合車椅子使用者用部分の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑧　客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

（注意）

１．客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。

２．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室等の記号等を記入してください。

（第八面）

⑨　敷地内の通路

	配　置　図	縦断面図番号
段 傾斜路		

（注意）

１．配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。

３．地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑩　駐車場

駐車施設の総数	車椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子使用者用駐車施設	

（注意）

１．駐車施設の総数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車施設の数（車椅子使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。

２．配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

（第九面）

⑪　浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用浴室等		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑫　案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有　・　無

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。

２．案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

３．音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

（第十面）

３．建築物特定施設の維持保全に関する事項

（１）　維持保全に関する責任範囲及び実施体制

１　所有者の氏名又は名称	
２　管理者の氏名又は名称	
３　維持保全責任者の氏名又は名称	
４　維持保全業務の委託 （ ① 委託先の名称 ） （ ② 委託業務内容 ）	する　・　しない
５　維持保全計画の作成予定等	

（注意）

１．１欄から４欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。

２．４欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。

３．５欄は、１欄から４欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

（２）　維持保全業務の概要

建築物特定施設	維　持　保　全　業　務　の　内　容

（注意）

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

（第十一面）

４．特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内　　訳	金　　額　（百万円）
支　　出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○　○　○	
	計	
収　　入	自己資金 借入金 （借入先） ○　○　○	（　　）
	計	

５．特定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

（２）第４号様式

第４号様式（第１０条第２項関係）（Ａ４）

認　　定　　通　　知　　書

認定番号　　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日

(※)（確認番号　　第　　号
確認年月日　　年　　月　　日
建築主事又は
建築副主事の氏名）

殿

所管行政庁　　印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１条第３項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．　申請年月日　　年　　月　　日

２．　特定建築物の位置

３．　特定建築物の概要

①　主要用途

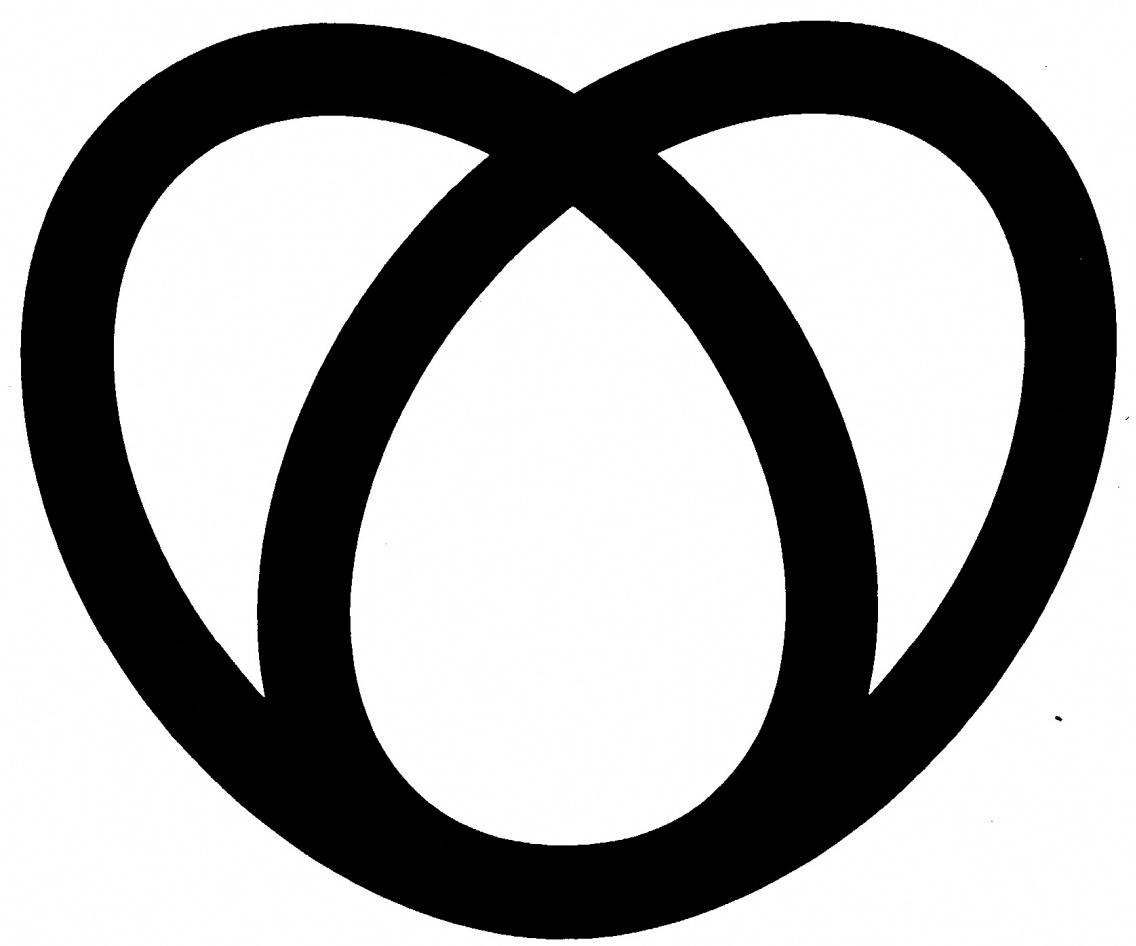
②　延べ面積

③　その他の事項

（※）は法第１７条第４項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

（３）第５号様式

第５号様式（第１２条第２項関係）



（注意）

１．　大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

２．　増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

（４）第５号の４様式

第５号の４様式（第１２条の３第１項関係）（Ａ４）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２２条の２第１項の規定に基づき、協定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（第二面）

１　協定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕
〔延べ面積〕　　㎡ 〔敷地面積〕　　㎡ 〔建築面積〕　　㎡ 〔建築物の階数〕　　階
〔構造方法〕　　造　一部　　造
〔主要用途〕
〔協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕
〔工事種別〕

（注意）

１．〔協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第２２条の２第５項の規定において準用される法第１９条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定協定建築物の延べ面積の１０分の１を限度とする。）を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第１９条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。

２．〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

（第三面）

２　協定建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

①　協定建築物特定施設である出入口

	平面図番号等	段のある出入口
協定建築物特定施設である出入口（下欄に掲げるものを除く。）		
協定建築物特定施設であって、直接移動等円滑化困難旅客施設又は移動等円滑化困難旅客施設へ通ずる経路への出入口		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

②　協定建築物特定施設である廊下等

	平面図番号等
突出物 休憩用の設備	

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。

２．突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。

３．廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第四面）

③　協定建築物特定施設である階段

	平面図番号等	縦断面図番号
協定建築物特定施設である階段		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④　階段に代わり、又はこれに併設する協定建築物特定施設である傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する協定建築物である傾斜路		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第五面）

⑤　協定建築物特定施設であるエレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
協定建築物特定施設であるエレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		籠　内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、籠内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

（第六面）

⑥　協定建築物特定施設である便所

	平面図番号等	構造詳細図番号
協定建築物特定施設である便所 車椅子使用者用便房のある便所 水洗器具を設けた便房のある便所 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦　協定建築物特定施設である敷地内の通路

	配　置　図	縦断面図番号
段 傾斜路		

（注意）

１．配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。

３．地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

（第七面）

⑧　案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有　・　無

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。

２．案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

３．音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を〇印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

（第八面）

３．協定建築物特定施設の維持保全に関する事項

（１）　維持保全に関する責任範囲及び実施体制

１　所有者の氏名又は名称	
２　管理者の氏名又は名称	
３　維持保全責任者の氏名又は名称	
４　維持保全業務の委託 （ ① 委託先の名称 ） （ ② 委託業務内容 ）	する　・　しない
５　維持保全計画の作成予定等	

（注意）

１．１欄から４欄までは、協定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。

２．４欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。

３．５欄は、１欄から４欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

（２）　維持保全業務の概要

協定建築物特定施設	維　持　保　全　業　務　の　内　容

（注意）

維持保全業務の内容の欄には、協定建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

（第九面）

４．協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内　　訳	金　　額　（百万円）
支　　出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○　○　○	
	計	
収　　入	自己資金 借入金 （借入先） ○　○　○	（　　）
	計	

５．協定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

（５）第５号の５様式

第５号の５様式（第１２条の７第２項関係）（Ａ４）

認　　定　　通　　知　　書

認定番号　　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日

殿

所管行政庁　　印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２２条の２第４項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．　申請年月日　　年　　月　　日

２．　協定建築物の位置

３．　協定建築物の概要

①　主要用途

②　延べ面積

③　その他の事項

（６）第７号様式

第７号様式（第２５条関係）（Ａ７）

（表）

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日発行第＿＿＿＿＿号（＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第５３条第６項の規定による

立　入　検　査　証

（発行権者）＿＿＿＿＿＿＿＿印

（裏）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三　第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二　第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

参考２　協定建築物等に係る参照条文

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

第五章　移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第四十一条　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

２　移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置

二　次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ　前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ　前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ　その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三　移動等円滑化経路協定の有効期間

四　移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

３　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第四十二条　市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

２　前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第四十三条　市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反しないこと。

二　土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三　第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

２　市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（移動等円滑化経路協定の変更）

第四十四条　移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

２　前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

第四十五条　移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

２　移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

３　前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

４　第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動

等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第四十六条　第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条　移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

２　第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

３　移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第四十八条　移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

２　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十九条　土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第五十条　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

２　市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

３　第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

４　第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）

第五十一条　移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章の二　移動等円滑化施設協定

第五十一条の二　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であって移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

２　移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二　次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ　前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ　前号の施設の整備又は管理に関する事項

三　移動等円滑化施設協定の有効期間

四　移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

３　前章（第四十一条第一項及び第二項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第五十一条の二第二項第一号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び

第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

○　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年十二月十五日号外国土交通省令第百十一号）（抄）

第一章　総則

（趣旨）

第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準並びに同条第二項の新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準並びに同条第三項の旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　視覚障害者誘導用ブロック　線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。

二　線状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

三　点状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

四　内方線付き点状ブロック　点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせて配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

五　車椅子スペース　車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。

五の二　優先席　主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。

六　鉄道駅　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

七　軌道停留場　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

八　バスターミナル　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

九　旅客船ターミナル　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。第十五号において同じ。）又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十　航空旅客ターミナル施設　航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十一　鉄道車両　鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十二　軌道車両　軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十三　乗合バス車両　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）をいう。

十三の二　貸切バス車両　道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものに限る。）をいう。

十四　福祉タクシー車両　道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条の二に規定するものに限る。）をいう。

十五　船舶　海上運送法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

十六　航空機　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

２　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二　災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備、当該旅客施設又は車両等を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの省令に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この省令の規定によらないことができる。

第二章　旅客施設の構造及び設備

第一節　総則

（適用範囲）

第三条　旅客施設の構造及び設備については、この章の定めるところによる。

第二節　共通事項

第一款　移動等円滑化された経路

（移動等円滑化された経路）

第四条　公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、

旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

2　移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3　旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第六項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第七項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4　移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

二　戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ　自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三　次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四　構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

5　移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

二　戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ　自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三　次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四　構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

五　照明設備が設けられていること。

6　移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一　幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

二　勾こう配は、十二分の一以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一以下とすることができる。

三　高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

7　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二　籠の内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

三　籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

五　籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。

六　籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

七　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。

八　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。

九　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十　籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。

十一　乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。

十二　乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。

8　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢

者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

９　移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

二　踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三　昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。

四　踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

五　くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。

六　エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

七　幅は、八十センチメートル以上であること。

八　踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

１０　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

１１　乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項及び第七十条第四項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

１２　主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

第二款　通路等

（通路）

第五条　通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二　段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

ロ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

（傾斜路）

第六条　傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三　傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。

四　傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

（エスカレーター）

第七条　エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。

（階段）

第八条　階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

三　回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四　踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

五　踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

六　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

七　階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

八　照明設備が設けられていること。

（視覚障害者誘導用ブロック等）

第九条　通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

２　前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第四条第七項第十号の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、第十二条第二項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第十六条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

３　階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設しなければな

らない。

第三款　案内設備

（運行情報提供設備）

第十条　車両等の運行（運航を含む。第七十四条において同じ。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（標識）

第十一条　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

２　前項の標識は、日本産業規格Ｚ八二一〇に適合するものでなければならない。

（移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内）

第十二条　公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあっては、当該出入口又は改札口。次項及び第七十五条において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

２　公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

第四款　便所

（便所）

第十三条　便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。

二　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三　男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

四　前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

２　便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一　便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。

二　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

第十四条　前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二　出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

三　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四　出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五　出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

六　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

２　前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二　出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。

三　腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。

３　第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

４　前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。

第十五条　第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。

２　前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは「当該便所が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。

第五款　その他の旅客用設備

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第十六条　乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項

各号に掲げる基準に適合するものであること。

二　出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ　戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（１）　幅は、八十センチメートル以上であること。

（２）　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ　ニに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ニ　構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

三　カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

３　乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第十七条　乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

（休憩設備）

第十八条　高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

２　前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

第三節　鉄道駅

（移動等円滑化された経路）

第十八条の二　線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

（改札口）

第十九条　鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

２　鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

（プラットホーム）

第二十条　鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。

二　プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。

三　プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四　排水のための横断勾配は、一パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

五　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

六　発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。

七　前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

八　プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

九　列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

十　照明設備が設けられていること。

２　前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

（車椅子使用者用乗降口の案内）

第二十一条　鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項又は第二項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

第四節　軌道停留場

（準用）
第二十二条　前節の規定は、軌道停留場について準用する。

第五節　バスターミナル

（乗降場）
第二十三条　バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
二　乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の乗合バス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「乗合バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
三　当該乗降場に接して停留する乗合バス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

第六節　旅客船ターミナル

（乗降用設備）
第二十四条　旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この節及び第八十二条において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。
二　幅は、九十センチメートル以上であること。
三　手すりが設けられていること。
四　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

（視覚障害者誘導用ブロックの設置の例外）
第二十五条　旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

（転落防止設備）
第二十六条　視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。

第七節　航空旅客ターミナル施設

（保安検査場の通路）
第二十七条　航空旅客ターミナル施設の保安検査場（航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。
２　前項の通路の幅は、九十センチメートル以上でなければならない。
３　保安検査場の通路に設けられる戸については、第四条第五項第二号ロの規定は適用しない。
４　保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。

（旅客搭乗橋）
第二十八条　航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
一　幅は、九十センチメートル以上であること。
二　旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。
三　勾配は、十二分の一以下であること。
四　手すりが設けられていること。
五　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
２　旅客搭乗橋については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

（改札口）
第二十九条　各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

第三章　車両等の構造及び設備　（略）

第四章　旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法　（略）

附　則　（略）

参考３　技術的助言等

（１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第３項に基づく条例の運用について（平成 28 年６月２日付け国住指第 484 号）

国住指第 484 号
平成 28 年６月２日

各都道府県建築主務部長　殿

国土交通省　住宅局　建築指導課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第 14 条第 3 項に基づく条例の運用について

待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組む必要があります。

受け皿として期待される保育所、認定こども園及び地域型保育（以下「保育所等」という。）については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準への適合は求めておりませんが、同条第３項の規定に基づく条例により、保育所等を同基準の適合対象とする場合があります。こうした場合には、車いす使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房を設ける必要があり、保育所等の設置が円滑に行えないとの指摘があります。

このため、保育所等を迅速に確保する必要性にかんがみ、法第 14 条第３項の規定に基づく条例を保育所等に適用するに当たっては、例えば、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、既存建築物を保育所等に利用する場合における当該既存建築物のバリアフリー化の状況といった施設の利用実態並びに敷地及び建築物の状況を踏まえ、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった法の趣旨に照らして保育所等において多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用に努めていただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

（２）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の２及び第 24 条の運用について（平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号）

国住街第 438 号
平成 31 年３月 28 日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省　住宅局　市街地建築課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第 22 条の２及び第 24 条の運用について（技術的助言）

今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 32 号）の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「規則」という。）、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号。以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）及び平成 18 年国土交通省告示第 1490 号（以下「令 24 条告示」という。）について所要の改正が行われ、平成 31 年４月１日から施行されることとなるので、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、これらに関連して、下記のとおり、地方自治法昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第 15 条の規定の運用について」（平成 15 年３月 31 日付け国住街第 163 号）は廃止する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

第１ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の２の運用について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律並びに関連する政令及び告示の施行について」（平成 30 年 11 月１ 日付け事務連絡）第２及び第５にあるとおり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）を改正し、認定協定建築物の容積率に係る特例を設けることとしているが、今般、規則、建築物移動等円滑化誘導基準及び令 24 条告示の改正により、協定建築物の建築等及び維持保全の計画の作成・申請の手続き等の詳細や対象となる協定建築物特定施設の構造及び配置の基準、協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定めたので、適切に運用されたい。

第２ 法第 24 条の運用について

１　容積率特例の対象となる建築物

（１）容積率特例の対象となる建築物には、法第２条に規定する特定建築物のみならず、戸建て住宅等その他の建築物も含まれること

（２）容積率特例の対象となる建築物又はその部分は、

①　特定建築物にあっては、多数の者が利用する建築物特定施設（特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 建築物 特定施設）が 建築物移動等円滑化誘導基準 に適合するものであること

②　特定建築物以外の建築物にあっては、建築物 特定施設 （高齢者、 障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が 平成 18 年国土交通省告示第 1481 号（以下「法 24 条告示」という。）第２の基準に適合するものであること

この場合において「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」は、建築物の使用上の関係を中心に当該部分の機能上の独立性等客観的状況により判断すること。 例えば 、戸建て住宅等で、高齢者、障害者等用の寝室と同一階に出入口、浴室、便所その他生活に必要な施設が配置されている場合には、当該階以外の階を「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」として取扱うことが考えられる。

また、増改築等に係る場合も、既存部分を含め、同様に取扱うことが可能である。例えば、百貨店のすべての売場及び売場に至る経路が高齢者､障害者等が円滑に利用できるよう増改築を行う場合には、当該建築物全体を容積率特例の対象として取扱うことが考えられる。

２　容積率特例の対象となる施設

（１）容積率特例の対象は、原則 として次のいずれかに該当するものとする。

①　特定建築物に設置される多数の者が利用する 建築物 特定施設 又は特別特定建築物に設置される主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの

②　特別特定建築物に設置される特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準（同基準第 18 条に規定するものを除く。）に適合するもの

③　特定建築物に設置される①又は②に該当するもの以外の建築物特定施設で、法 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準に適合するもの

④　特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で法 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準のいずれかに適合するもの

（２）共同住宅等に設置される多数の者が利用する建築物特定施設（病院等の特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設）が建築物移動等円滑化誘導基準に適合し、さらにその住戸、病室等に設置される建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が法 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準に適合する場合には、当該住戸、病室等に設置される建築物特定施設を本特例の対象として取扱うことも差し支えない。

（３）これら以外にも、建築物の規模、用途等に応じて、本特例の趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加した施設を本特例の対象とするよう的確な運用を図ることが望ましい。

３　容積率特例の適用方法

容積率特例の対象となる施設の部分の床面積は、床面積に算入される部分のうち、原則として、高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるもの及び住宅の用途に供する部分にあっては生活に不可欠な施設で高齢者、障害者等に配慮した施設の床面積である。このため、具体的には次に掲げる床面積を対象とすること。

（１）特定建築物に設置される建築物特定施設（（２）に該当するものを除く。）

次のイからへまでに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積（法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積を除く。）及びその他浴室、シャワー室等高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等令 24 条告示第１号に定める数値

ロ　階段令 24 条告示第２号に定める数値

ハ　傾斜路令 24 条告示第３号に定める数値（２，０００㎡以上（公衆便所にあっては５０㎡以上）の特別特定建築物に設置される令 24 条告示第３号の表の（三）項に該当する傾斜路にあっては、同表の（二）項に定める数値）

ニ　便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。）令 24 条告示第５号に定める数値

ホ　ホテル又は旅館の客室ホテル又は旅館の客室に設置される（２）②イからニに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ当該各項目に定める数値を超える床面積

ヘ　駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限り、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第２条第１項第４号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分の床面積を除く。以下同じ。）令 24 条告示第６号に定める数値（２，０００㎡以上（公衆便所にあっては５０㎡以上）の特別特定建築物に設置される駐車場にあっては、２１．００㎡）

（２）特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設等又は２（２）の場合における共同住宅の住戸、病院の病室等に設置される建築物特定施設

①　住戸内に設置される建築物特定施設

次のイからホまでに掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除

く。②において同じ。）ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等０．８５（Ｌ１－Ｌ２）＋０．８０Ｌ２（㎡）（Ｌ１は廊下等の長さ、Ｌ２は廊下等のうち柱等の箇所の長さの合計（単位ｍ））

ロ　階段令 24 条告示第２号の表の（四）項に定める数値

ハ　傾斜路令 24 条告示第３号の表の（三）項に定める数値

ニ　便所（法 24 条告示第２第４号イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。②において同じ。）１．００㎡

ホ　浴室２．５０㎡

② 住戸以外の部分に設置される建築物特定施設等

次のイからへに掲げる建築物特定施設等ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等０．９０Ｌ（㎡）（Ｌは廊下等の長さ（単位ｍ））

ロ　階段令 24 条告示第２号の表の（四）項に定める数値

ハ　傾斜路令 24 条告示第３号の表の（三）項に定める数値

ニ　便所１．００㎡

ホ　病院の病室患者１人当たり４．３０㎡

ヘ　診療所の病室患者１人当たり４．３０㎡

４　留意事項

（１）建築物が法 24 条告示の基準に適合しない場合であっても、当該建築物の部分が高齢者、障害者等の利用上支障がなく、かつ、当該部分が法 24 条告示の基準に適合する場合には、必要に応じ当該建築物の部分を建築基準法第 52 条第 14 項第１号に規定する容積率の特例制度の対象とすることが考えられる。例えば、共同住宅においては、全住戸のうち少なくとも一の住戸とこれに至る経路について高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮していれば、特定行政庁の許可の範囲内で容積率を緩和することが考えられる。

（２）違法な用途転用等により本制度の趣旨が損なわれぬよう、容積率特例が適用される建築物については、建築基準法第 12 条第１項の規定に基づく定期報告制度等を活用し、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合については、管理者）に対し、用途の現況等の状況について、定期的に特定行政庁に報告を求めることにより、その用途の現況等の把握に努められたい。

（３）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

国住参建第 3050 号
令和６年 11 月 21 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
（公印省略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令等の施行について

便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第１項に規定する基準（以下「義務基準」という。）及び同法第 17 条第３項第１号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）を見直すこととしました。

これらの見直しに関連する法令として、

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年６月 21 日政令第 221 号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和６年 11 月 21 日国土交通省令第 100 号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和６年８月６日国土交通省告示第 1072 号）
・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件（令和６年 11 月 21 日国土交通省告示第 1294 号）

等が公布され、令和７年６月１日から施行されます。

つきましては、改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号。以下「誘導基準省令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）及び関連する告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、その運用に遺漏なきようお願いします。

また、貴職におかれては、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局及び公共施設等の施設管理者並びに貴管内の所管行政庁、特定行政庁その他市町村並びに貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第１　便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第 14 条関係、誘導基準省令第９条関係）

１　改正の概要

（１）不特定多数利用便所の設置について

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、原則として、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設け、また、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（以下「不特定多数の者等」という。）の利用上支障のない位置に設ける必要があります。ただし、不特定多数利用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある階（地上階に限る。）や、床面積、利用方法等を勘案して、建築物の管理運営上、当該便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数利用便所の設置を求めない階としています。

なお、床面積が 10,000 ㎡を超える階がある場合に、当該階の床面積に応じて不特定多数利用便所の必要設置数に加える数は、当面の間は定めず、加算を要しないこととしています。

（２）車椅子使用者用便房の設置に係る義務基準について

不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）には、原則として、当該便所のうち１以上に、車椅子使用者用便房を１以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ１以上）設ける必要があります。ただし、下表の①から③までに掲げる場合には、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用便房を設けなければならないこととしています。

また、車椅子使用者用便房の設置数の基準を満たせば、建築物の利用形態等を勘案して車椅子使用者用便房を任意の位置に設けることが可能となっています。

	階の分類	車椅子使用者用便房の必要設置数
①	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 1,000 ㎡未満の階（以下「小規模階」という。）	各階への車椅子使用者用便房の設置は求めず、それらの階の不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡に達する毎に１以上※1
②	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 10,000 ㎡を超え、40,000 ㎡以下の階	２以上※2
③	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 40,000 ㎡を超える階	当該床面積を 20,000 で除した数以上（端数は切り上げ）※2

※１　小規模階における便所設置階の数を上限としています。

※２　当該階に設ける不特定多数利用便所の数を上限としています。

（３）車椅子使用者用便房の設置に関する誘導基準について

多数の者が利用する便所（以下「多数利用便所」という。）内又は当該便所の近接する位置に、車椅子使用者用便房を１以上設ける必要があります。また、当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ１以上設ける必要があります。

２　運用にあたっての留意事項

（１）不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階について

原則として、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上の不特定多数利用便所を設ける必要がありますが、建築物の管理運営上、不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数の者等が利用する階から除外します。不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階として、例えば以下のものが考えられます。

・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい場合
・一般的に、不特定多数の者等の滞在時間が短いと想定される場合
・商業施設の１階部分で施設の管理運営上、設置困難な場合
・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する場合 など

（２）便所の箇所数について

各便所設置階における便所の箇所数の数え方は、以下のとおりとします。

・男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合は、男子用と女子用の１組で１箇所とする（同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の１組で１箇所とする）
・男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみの便所が設置される場合は、当該便所ごとに１箇所とする
・男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合は、当該便所ごとに１箇所とする

（３）増築等をする場合の義務基準の適用について

増築又は改築（用途変更をすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合は、増築等に係る部分を有する階の数以上の不特定多数利用便所を設ける必要があります。ただし、既存の不特定多数利用便所がある場合には、既存の不特定多数利用便所の数と新設する不特定多数利用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

また、当該階の車椅子使用者用便房の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数利用便所（既存のものを含む。）の箇所数を元に算定することとなります。なお、既存の車椅子使用者用便房がある場合には、既存の車椅子使用者用便房の数と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

（４）増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）に係る部分に多数利用便所を設ける場合は、当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を１以上設ける必要があります。なお、増築等又は修繕等に係る部分に多数利用便所を設けない場合は、建築物全体の多数利用便所のうち１以上に、車椅子使用者用便房を１以上設ける必要があります。

（５）確認申請書について

確認申請の際に、政令第 14 条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

・各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨
・不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨
・不特定多数利用便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨
・床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由
・車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由

第２　劇場等の客席に係る義務基準の創設及び誘導基準の見直し（政令第 15 条関係【新設】、誘導基準省令第９条の２関係）

１　改正の概要

（１）劇場等の客席に係る義務基準について

劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

・客席に設ける座席の数が 400 以下の場合は、２以上
・客席に設ける座席の数が 400 を超える場合は、座席の数の 0.5%以上

また、車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。

・幅は 90cm 以上とすること
・奥行きは 135cm 以上とすること
・床は平らとすること

さらに、劇場等の客席の出入口から車椅子使用者用部分との間の１以上の経路は、移動等円滑化経路として、政令第 19 条第２項に規定する基準（段を設けないこと、廊下等の幅を 120cm 以上とすること等）に適合する必要があります。

（２）劇場等の客席に係る誘導基準について

劇場等の客席には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

・客席に設ける座席の数が 100 以下の場合は、２以上
・客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合は、座席の数の２%以上
・客席に設ける座席の数が 200 を超え、2,000 以下の場合は、座席の数の１%＋ ２以上
・客席に設ける座席の数が 2,000 を超える場合は、座席の数の 0.75%＋７以上

また、誘導基準適合車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。

・幅は、90cm 以上とすること
・奥行きは、135cm 以上とすること
・床は、平らとすること
・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること
・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること

さらに、劇場等の客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の１以上の経路を構成する廊下等について、それぞれの基準に適合させる必要があることを明確化しています。

２　運用に係る留意事項

（１）用語の定義

「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）を指します。そのため、同一建築物に複数の「客席」を設ける場合は、各客席の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分又は誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける必要があります。

また、「座席」とは、床に固定された椅子を有する席を指し、移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは「座席」に含みません。

（２）増築等をする場合の義務基準の適用について

劇場等の客席の増築等をする場合は、増築等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分を増築等に係る部分に設ける必要があります。一方、劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は、車椅子使用者用部分に係る改修は不要となります。なお、車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

（３）増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合は、増築等又は修繕等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、誘導基準適合車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

一方、劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合は、建築物全体で１以上の客席に２以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。なお、複合施設で飲食店を増築等又は修繕等するなど、客席とは無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合は、劇場等の客席の改修は不要となります。

（４）確認申請書について

確認申請の際に、政令第 15 条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

・劇場等の中で移動可能な席等を設ける場合、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置
・当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の１以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造

第３　駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第 18 条、誘導基準省令第 12 条関係）

１　改正概要

（１）駐車場に係る義務基準について

不特定多数の者等が利用する駐車場には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

・駐車場に設ける駐車施設の数が 200 以下の場合は、駐車施設の数の２％以上

・駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合は、駐車施設の数の１％＋２以上

なお、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能としています。

また、同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合の車椅子使用者用駐車施設の必要設置数の算定に当たっては、駐車施設の総数に対する必要な数を算定することとなります。

（２）駐車場に係る誘導基準について

多数の者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設数の２％以上（端数は切り上げ）の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、義務基準と同様に、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能です。

２　運用に係る留意事項

（１）使用者が限定される駐車場及び駐車施設について

従業員のみが利用する駐車場は、不特定多数の者等が利用する駐車場に該当しません。また、公共用充電施設を有する駐車施設などの使用者が限定される駐車施設は、車椅子使用者用駐車施設の必要設置数の算定に用いる駐車施設の数に含みません。

なお、公共用充電施設を有する駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」を参考に整備することが望まれます。

（２）増築等をする場合の義務基準の適用について

増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場に設ける駐車施設の数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

一方、増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設けない場合は、既存の駐車場に１以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合には、既存の車椅子使用者用駐車施設の数と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

（３）増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合は、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、車椅子使用者用駐車施設を既存部分に増設することも可能としています。

一方、増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合は、全体で１以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

（４）確認申請書について

確認申請の際に、政令第 19 条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

・不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設、公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置

・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨

第４　経過措置について

１　義務基準について

改正後の便所、劇場等の客席及び駐車場に係る義務基準については、施行の日（令和７年６月１日）以後に着手する建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、当該施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例によることとしています。

２　誘導基準について

改正後の誘導基準の施行の日（令和７年６月１日）において、既に法第 17 条の認定を受けている計画等については、当該施行の日以後も、引き続きその認定の効力を有することとしています。

便所、劇場等の客席、駐車場に係る バリアフリー基準の見直しについて

令和6年11月
国土交通省 住宅局
参事官（建築企画担当）付

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

- 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し ----- P.2
- 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び誘導基準の見直し ---------- P.26
- 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し -- P.36

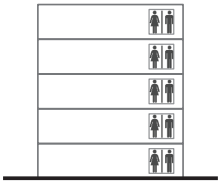
便所に係る
義務基準及び誘導基準の見直し

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【義務基準】便所の設置基準について（政令第14条第1項）

国土交通省

○ 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
○ その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース１ （標準的な場合）	ケース２ （従業員専用階がある場合）
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

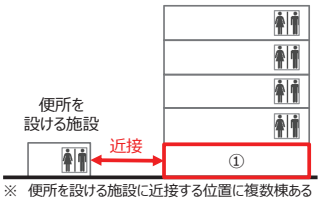
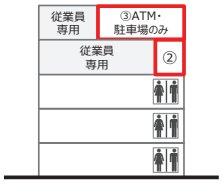
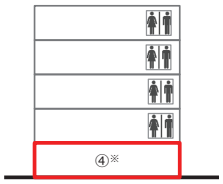
・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
（例えば、特定の階に必要設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある）

3

【義務基準】不特定多数の者等が利用する階から除外する階(政令第14条第1項)

国土交通省

○ 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。
① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階
② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階

	ケース１ （①の場合）	ケース２ （②③の場合）	ケース３ （④の場合）
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする		※ 商業施設の１階部分で施設の管理運営上設置が困難
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	４以上	３以上	４以上

「管理運営上やむを得ない階」の例

・商業施設の１階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階　など

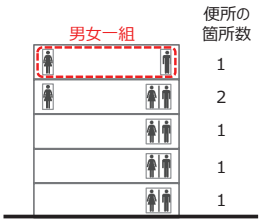
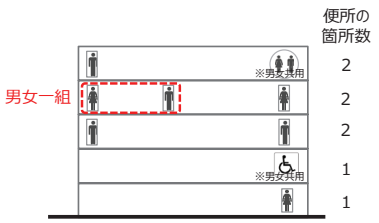
□・・・不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

4

便所の箇所数の数え方について(政令第14条第1項、省令第9条第1項)

国土交通省

○ 各便所設置階における便所の箇所数は、
① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の１組で１箇所とする
② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに１箇所とする
③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに１箇所とする

	ケース１ （①②の場合）	ケース２ （①～③の場合）
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
不特定多数の者等が利用する便所の箇所数	6 （内訳：①男女 5、②女子 1）	8 （内訳：①男女 1、②男子 3③女子 2、④共用 2）

同一階で男子用と女子用が離れて設置される場合

・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の１組で１箇所とする

男子用又は女子用の便所を設ける場合

・男女１組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は２箇所とする
・同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに１箇所とする

5

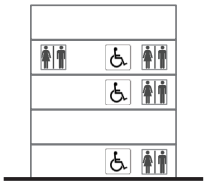
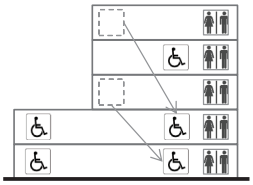
【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（政令第14条第2項）

国土交通省

○ 車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに１箇所以上を設ける。

○ ただし、以下の場合を除く。

① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

	ケース１	ケース２ （便所のない階がある場合）	ケース３ （①の場合）	ケース４ （②の場合）
車椅子使用者用便房の設置イメージ			 （例）サービスエリアなど	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	５以上	３以上	２以上	５以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

・男子用、女子用をそれぞれ１箇所以上を設けることが必要
・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

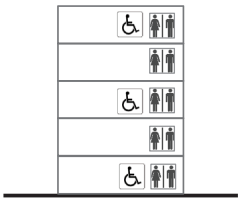
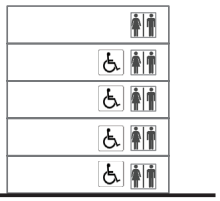
6

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（小規模階）

国土交通省

○ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上を設ける。

○ なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便房の設置イメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	２以上	３以上	４以上

車椅子使用者用便房の設置位置

・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

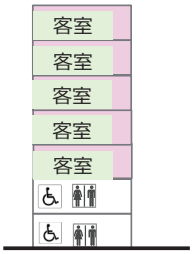
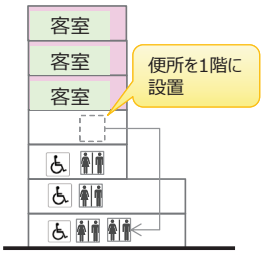
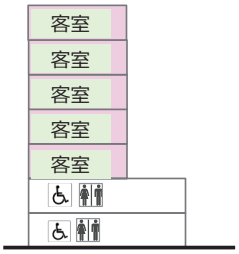
7

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（小規模階）

国土交通省

○ 小規模階の面積の合計は、便所を設置しない小規模階も含め、各階の不特定多数の者等が利用する部分の床面積を合計した面積とする。

○ なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便房の設置イメージ	800㎡/階 客室３～7階（共用部：300㎡/階） 	1、2階：1000㎡/階、３～7階：800㎡/階 客室５～７階（共用部：300㎡/階） 	1、2階：1000㎡/階、３～7階：800㎡/階 客室３～７階（共用部：300㎡/階） 
小規模階の延べ床面積	800㎡×2階+300㎡×5階＝3,100㎡	800㎡×２階＋300㎡×３階=2,500㎡	300㎡×5階=1,500㎡
床面積に基づく小規模階の車椅子使用者用便房必要数	3	2	1
小規模階の便所設置階数	2	1	0
小規模階の車椅子使用者用便房必要数	2	1	0
通常階の車椅子使用者用便房必要数	0	2	2以上
車椅子使用者用便房の必要設置数	２以上	３以上	2以上

1,000㎡未満の便所設置階がないため、設置不要

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（大規模階）

国土交通省

○ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
① 10,000㎡超～40,000㎡以下　２箇所以上
② 40,000㎡超～　20,000㎡毎に１箇所を追加

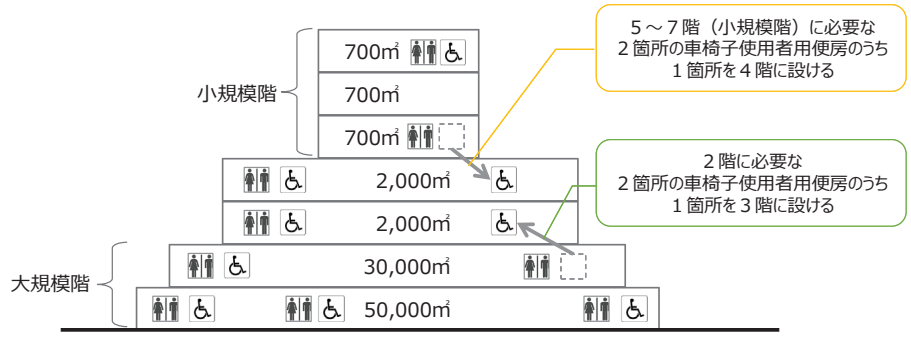
○ なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース１	ケース２
車椅子使用者用便房の設置イメージ	30,000㎡/階 	70,000㎡/階 
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便房の必要設置数	２以上	３以上

【義務基準】小規模階・大規模階が混在する場合の車椅子使用者用便房の設置イメージ

国土交通省

車椅子使用者用便房の設置イメージ



	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	合計
各階の床面積	50,000㎡	30,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	700㎡	700㎡	700㎡	
床面積から算出される車椅子使用者用便房の必要設置数	3	2	1	1	2			9
計画上の車椅子使用者便房の数	3	2 - 1 = **1**	1+1=**2**	1 + 1 = **2**	2 - 1 = **1**			9

2階に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を3階に設ける

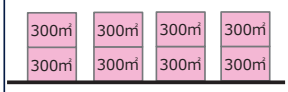
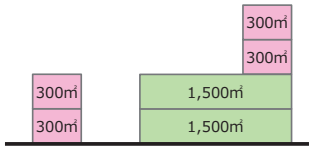
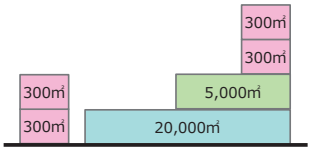
5～7階（小規模階）に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を4階に設ける

10

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（複数棟が立地する場合）

国土交通省

○ 同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、これらをまとめて一の建築物として取り扱う。
○ 同一敷地内に床面積が1,000㎡に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、全ての建築物の小規模階の床面積の合計をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

	ケース1	ケース2	ケース3
建築物のイメージ			
小規模階（1,000㎡未満）の必要設置数 （小規模階の床面積合計）	2 （300㎡×8=2,400㎡）	1 （300㎡×4=1,200㎡）	1 （300㎡×4=1,200㎡）
大規模階（10,000㎡超）の必要設置数	-	-	2
小規模階、大規模階以外の必要設置数	-	2	1
車椅子使用者用便房の必要設置数	2	3	4

※ 当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数とする。

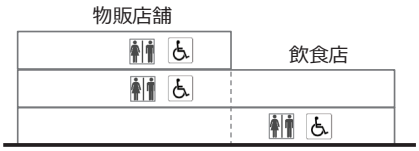
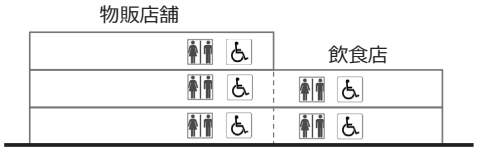
11

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（複合用途の場合）

国土交通省

○ 複合用途の建築物に設ける「不特定多数の者等が使用する便所」については、原則、各用途ごとに必要設置数を満たす必要がある。

○ ただし、利用する用途に関わらず当該便所を常時利用できるような施設運用を行う場合には、便所は各用途ごとではなく、共用して設置することができる。

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">ケース１
（便所を常時共用する場合）</th><th colspan="3">ケース２
（時間によって共用しない便所がある場合）</th></tr>
<tr><td>車椅子使用者用便房の設置イメージ</td><td colspan="3">
</td><td colspan="3">
</td></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="2">物販店舗</td><td>飲食店</td><td colspan="2">物販店舗</td><td>飲食店</td></tr>
<tr><td>各階床面積</td><td colspan="2">4,000㎡/階</td><td>2,000㎡/階</td><td colspan="2">4,000㎡/階</td><td>2,000㎡/階</td></tr>
<tr><td>営業時間</td><td colspan="3">10時～21時</td><td colspan="2">９時～21時
（閉店時便所使用不可）</td><td>10時～23時
（閉店時便所使用不可）</td></tr>
<tr><td>不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数</td><td colspan="3">３以上</td><td colspan="2">３以上</td><td>２以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">車椅子使用者用便房の必要設置数</td><td colspan="3" rowspan="3">３以上（設置位置は任意）</td><td>９時～10時</td><td>３以上</td><td>－</td></tr>
<tr><td>10時～21時</td><td colspan="2">３以上</td></tr>
<tr><td>21時～23時</td><td>－</td><td>２以上</td></tr>
</table>

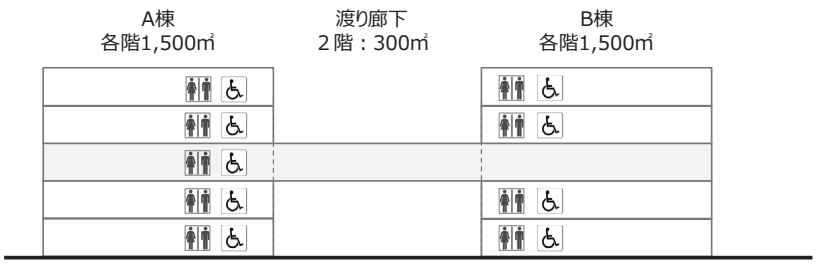
12

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（ツインタワーの場合）

国土交通省

○ 渡り廊下で連結している建築物の場合、渡り廊下で連結されているフロアについては当該フロア全体の床面積に応じて車椅子使用者用便房の必要設置数を算定する。

○ 渡り廊下で連結されていないフロアは、それぞれのフロアの床面積に応じて車椅子使用者用便房の設置数を算定する。

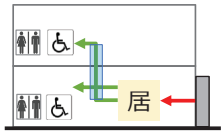
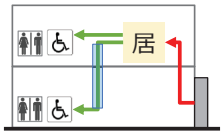
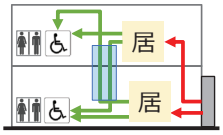
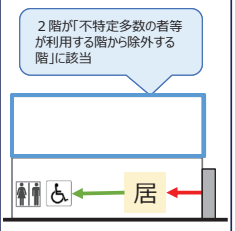
<table>
<tr><td>車椅子使用者用便房の設置イメージ</td><td colspan="10">
</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">１階</td><td colspan="2">２階</td><td>３階</td><td colspan="2">４階</td><td colspan="2">５階</td><td rowspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>A棟</td><td>B棟</td><td>A棟</td><td>B棟</td><td>A、B棟</td><td>A棟</td><td>B棟</td><td>A棟</td><td>B棟</td></tr>
<tr><td>各階の床面積</td><td>1,500㎡</td><td>1,500㎡</td><td>1,500㎡</td><td>1,500㎡</td><td>3,300㎡</td><td>1,500㎡</td><td>1,500㎡</td><td>1,500㎡</td><td>1,500㎡</td><td></td></tr>
<tr><td>床面積から算出される車椅子使用者用便房の必要設置数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>9</td></tr>
</table>

13

【義務基準】車椅子使用者用便房に係る移動等円滑化経路について（政令第19条）

国土交通省

○ 政令第19条第１項第１号に規定する「道等から利用居室までの移動等円滑化経路」については、地上階又は直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合、地上階～直上階（若しくは直下階）の上下移動に係る部分の移動等円滑化は不要（＝エレベーター等の設置が不要）である。
○ 一方で、同項第２号に規定する「利用居室から車椅子使用者用便房までの移動等円滑化経路」については、例外なく上下移動に係る部分の移動等円滑化が必要（＝エレベーター等の設置が必要）である。

	ケース１	ケース２	ケース３	ケース４	ケース5
車椅子使用者用便房の設置イメージ					
エレベーター等の設置	要	要	要	不要	不要

「移動等円滑化経路」とは

・高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
・出入口や廊下等の幅、エレベーター等（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機）の設置等の基準を政令第19条で定める

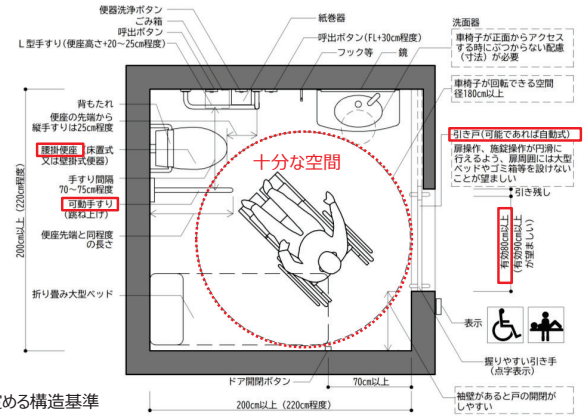
居 ･･･利用居室（不特定多数の者等が利用する居室）
･･･道等～利用居室の移動等円滑化経路
･･･利用居室～車椅子使用者用便房の移動等円滑化経路
･･･エレベーター等の設置が必要な上下移動に係る部分

車椅子使用者用便房の設置基準について（政令第14条第2項、省令第9条第1項）

国土交通省

○ 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること
○ 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
・出入口の幅が80cm以上であること
・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
・出入口の前後に高低差がないこと

＜車椅子使用者用便房の設計例＞

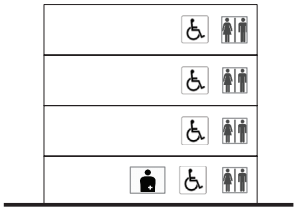


：政令もしくは告示で定める構造基準

【義務基準】オストメイト用設備等を有する便房について（政令第14条第3項及び第4項）

国土交通省

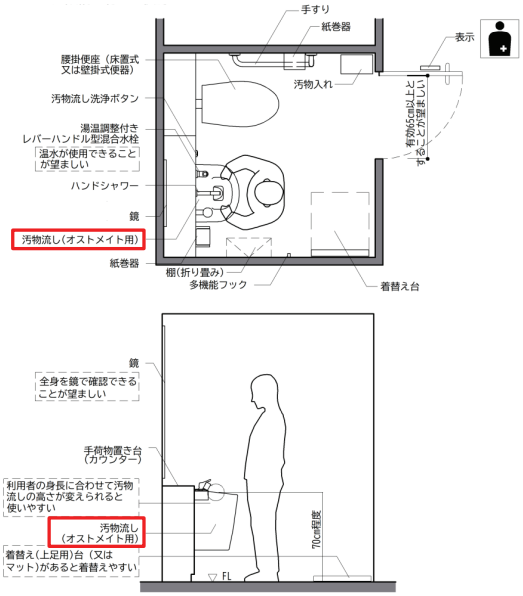
○ 便所のうち１箇所以上には、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を１箇所以上設ける。
○ 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置式小便器等を１箇所以上設ける。

	ケース１
オストメイト用設備を設けた便房の設置イメージ	

：・・オストメイト用設備を設けた便房

：政令で定める構造基準

＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞



【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

○ 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
① 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
② 当該階の車椅子使用者用便房※の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数を元に算定する。
③ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。

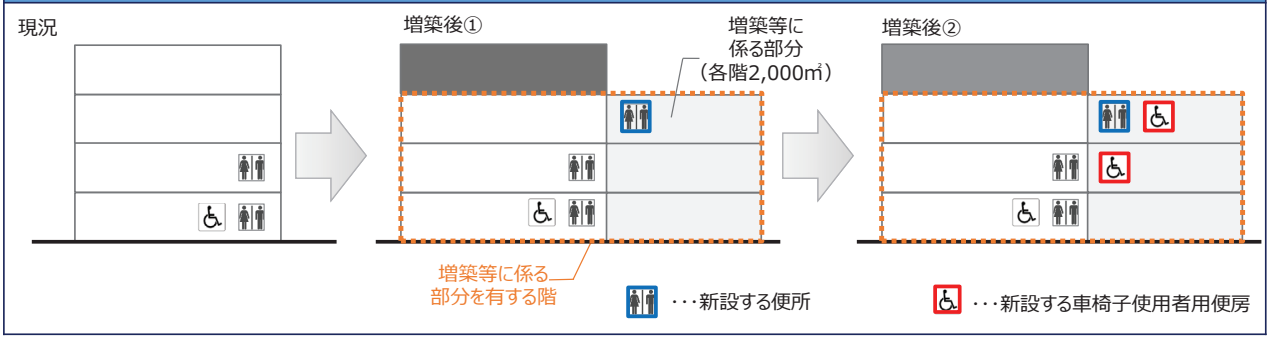
※当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		• 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		• 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 • 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	• 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で１箇所以上を設ける	• 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 • 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

ケース１（増築等に係る部分の床面積が各階2,000mの場合）



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
（各階2,000㎡）

→ 増築を行う階（1～3階）に基準を適用し、
増築を行う階の数（３）以上の
不特定多数の者等が利用する便所を計画※

↓

既存の便所が２箇所あるため、
3 - 2 = 1 箇所以上の
不特定多数の者等が利用する便所を新設

→ 増築後の各階（1～3階）で
便所を設ける階に１箇所以上の
車椅子使用者用便房を計画※

↓

既存の車椅子使用者用便房が１箇所あるため、
3 - 1 = 2 箇所以上の
車椅子使用者用便房を新設

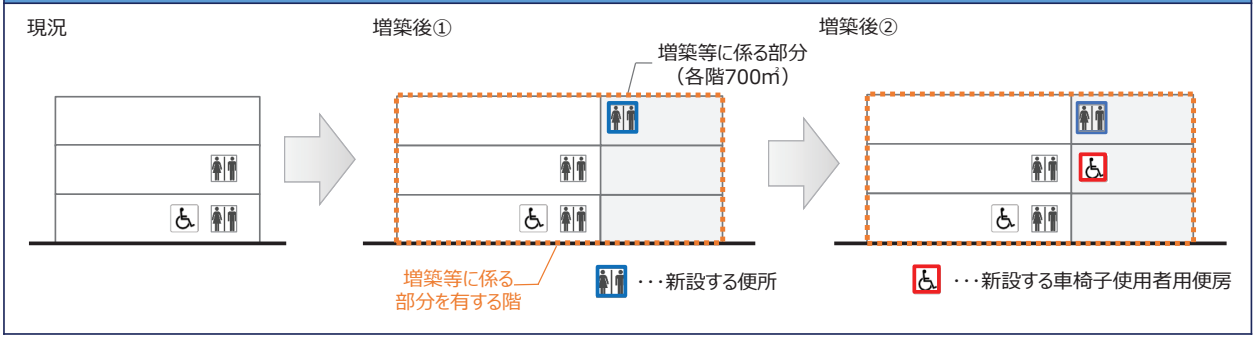
※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

18

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

ケース２（増築等に係る部分の床面積が各階700㎡の場合）



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
（各階700㎡）

→ 増築を行う階（1～3階）に基準を適用し、
増築を行う階の数（３）以上の
不特定多数の者等が利用する便所を計画※

↓

既存の便所が２箇所あるため、
3 - 2 = 1 箇所以上の
不特定多数の者等が利用する便所を新設

→ 増築面積の合計（700×3＝2,100㎡）を
1,000㎡で除し、２箇所以上の
車椅子使用者用便房を計画※

↓

既存の車椅子使用者用便房が１箇所あるため、
2 - 1 = 1 箇所以上の
車椅子使用者用便房を新設

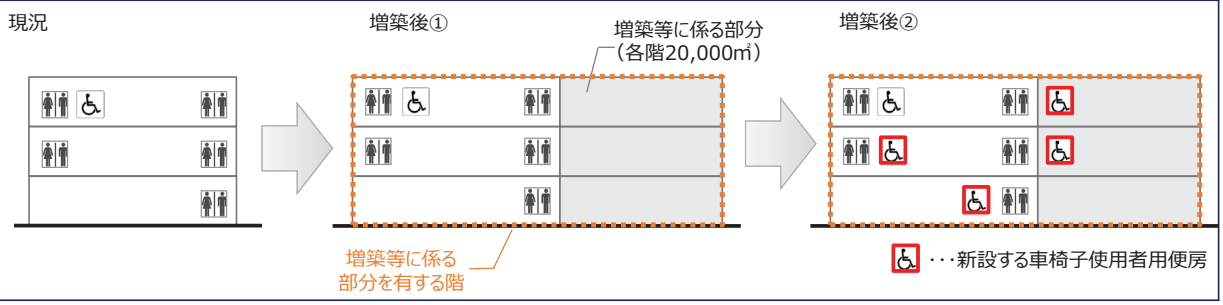
※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

19

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

ケース３（増築等に係る部分の床面積が各階20,000㎡の場合）



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
（各階20,000㎡）

増築を行う階（1～3階）に基準を適用し、
増築を行う階の数（３）以上の
不特定多数の者等が利用する便所を計画※

既存の便所が５箇所あるため、
不特定多数の者等が利用する便所の
新設は不要

各階の増築面積が20,000㎡のため、
原則各階に２箇所以上の
車椅子使用者用便房を計画※

便所と既存の車椅子使用者用便房の数に応じ、
車椅子使用者用便房を新設する。

３階：２-１＝１箇所以上
２階：２箇所以上
１階：１箇所以上（便所が１箇所のため）

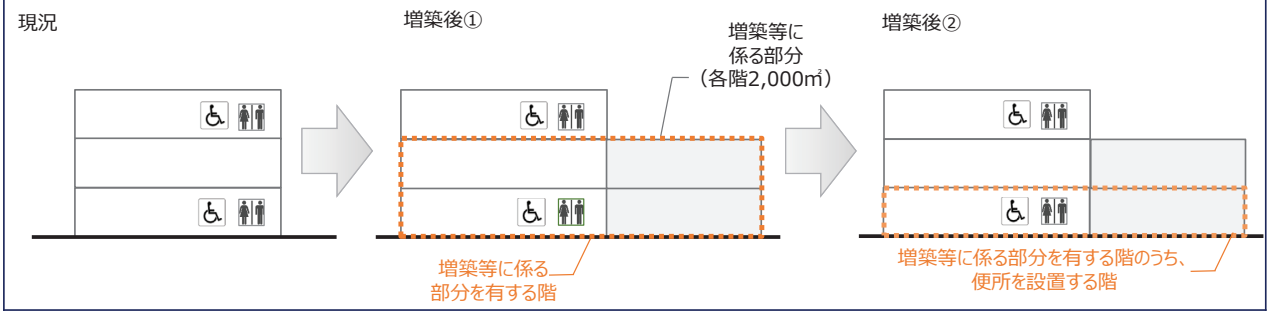
※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

20

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

ケース４（既存部分の便所で必要設置数を満たす場合）



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～2階を増築
（各階2,000㎡）

増築を行う階（1～2階）に基準を適用し、
増築を行う階の数（２）以上の
不特定多数の者等が利用する便所を計画※

既存の便所が２箇所あるため、
不特定多数の者等が利用する便所の
新設は不要

増築を行う階のうち、
便所を設ける１階に１箇所以上の
車椅子使用者用便房を計画※

既存の車椅子使用者用便房が２箇所あるため、
車椅子使用者用便房の新設は不要

※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

21

確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)

国土交通省

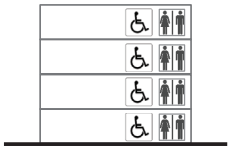
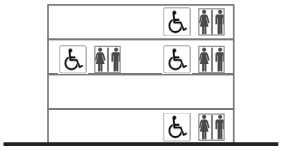
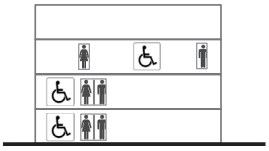
	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第１項に規定する便所の位置及び構造	・各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 ・不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 ・不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 ・床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 ・車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	・劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第１項に規定する移動等円滑化経路の位置	・当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の１以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令19条第２項第２号から第４号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第１項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	・不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第１項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令18条第１項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

22

【誘導基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(省令第9条第1項)

国土交通省

○ 車椅子使用者用便房は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に１箇所以上を設ける。

	ケース１	ケース２	ケース３
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
多数の者が利用する便所設置数	4	4	3
車椅子使用者用便房の必要設置数	4	4	3

便所の数え方（再掲）

・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の１組で１箇所とする

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合（再掲）

・男子用、女子用それぞれに１箇所以上を設けることが必要
・ただし、男子用（又は女子用）のみの便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）のみの車椅子使用者用便房とすることができる

23

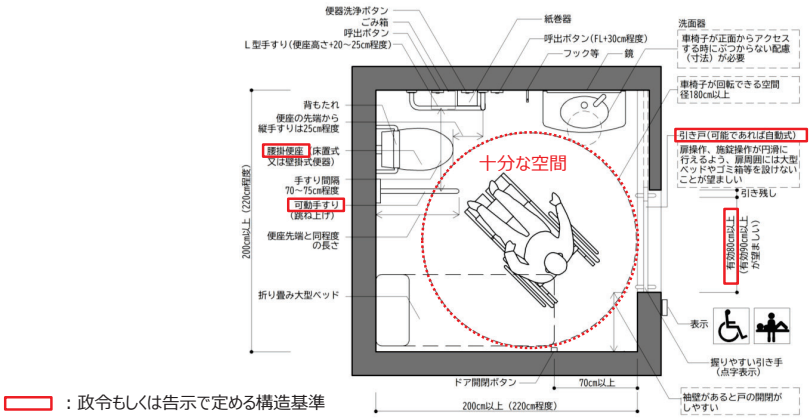
（再掲）車椅子使用者用便房の設置基準について（政令第14条第2項、省令第9条第1項）

国土交通省

○　車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

○　政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
・出入口の幅が80cm以上であること
・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
・出入口の前後に高低差がないこと

＜車椅子使用者用便房の設計例＞



：政令もしくは告示で定める構造基準

24

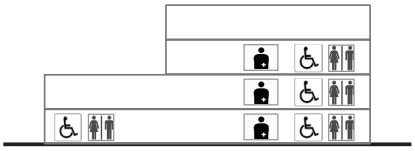
【誘導基準】オストメイト用設備等を有する便房について（省令第9条第2項）

国土交通省

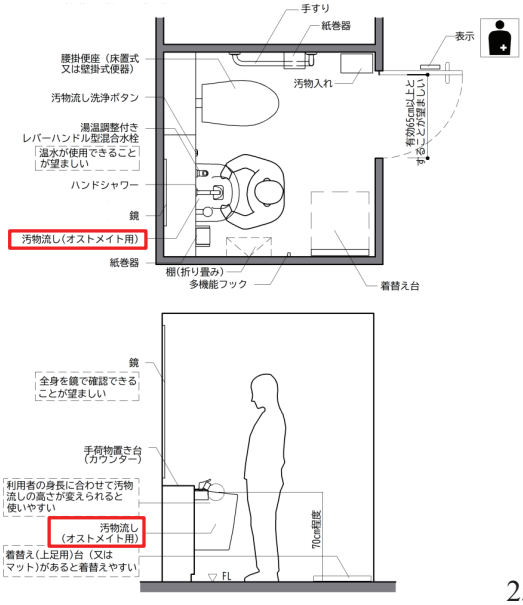
○　多数の者が利用する便所が設けられている階においては、便所のうち１箇所以上に、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を１箇所以上設ける。

○　男子用小便器のある便所が設けられている階においては、便所のうち１箇所以上に、床置式小便器等を１箇所以上設ける。

＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞

	ケース１
オストメイト用設備を設けた便房の設置イメージ	

・・・オストメイト用設備を設けた便房



：省令で定める構造基準

25

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

国土交通省

○ 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する便所を設ける場合、
当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を１箇所以上設ける。
② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する便所を設けない場合、
車椅子使用者用便房を建築物全体で１箇所以上設ける。

	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への適合が必要	建築物全体で１箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		１以上の客席に２箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で１箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

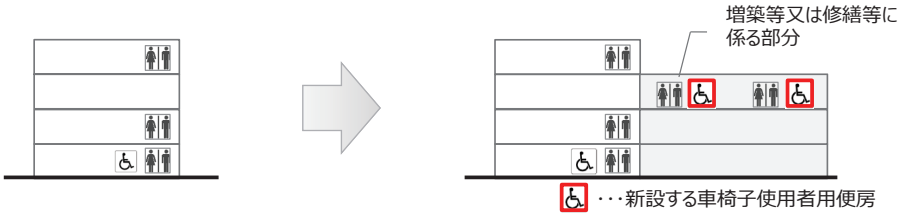
26

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

国土交通省

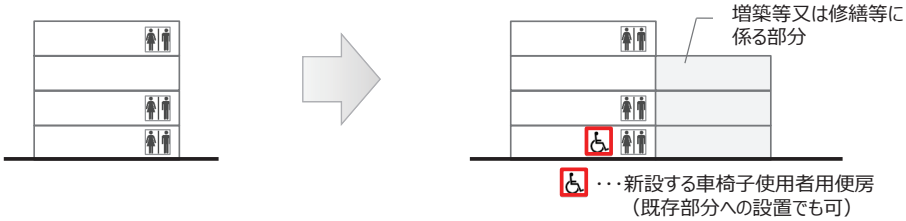
ケース１（増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する便所を設ける場合）

現況　　増築後



ケース２（増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する便所を設けない場合）

現況　　増築後



27

劇場等の客席に係る
義務基準の創設及び誘導基準の見直し

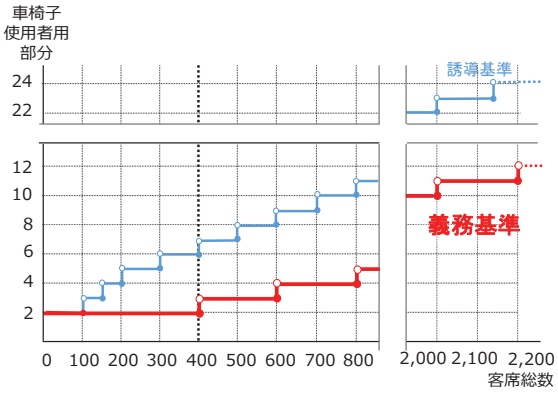
国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

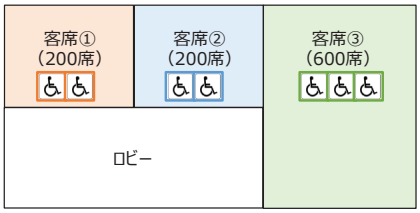
【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について（政令第15条）

国土交通省

○ 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
① 座席の数が400以下の場合　２以上
② 座席の数が401以上の場合　0.5%以上

○ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合
車椅子使用者用部分の設置イメージ	
車椅子使用者用部分の箇所数	客席①　200席の客席　2箇所以上 客席②　200席の客席　2箇所以上 客席③　600席の客席　3箇所以上

「客席」とは
・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは
・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

29

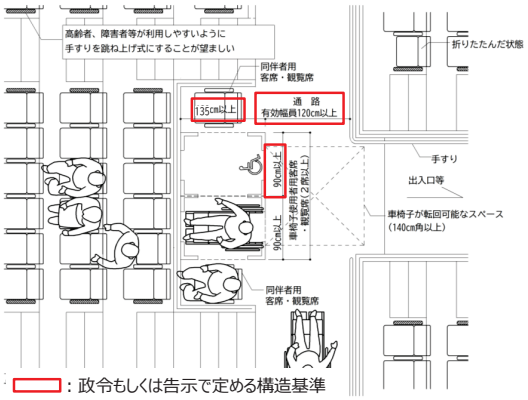
【義務基準】車椅子使用者用部分の構造について（政令第19条）

国土交通省

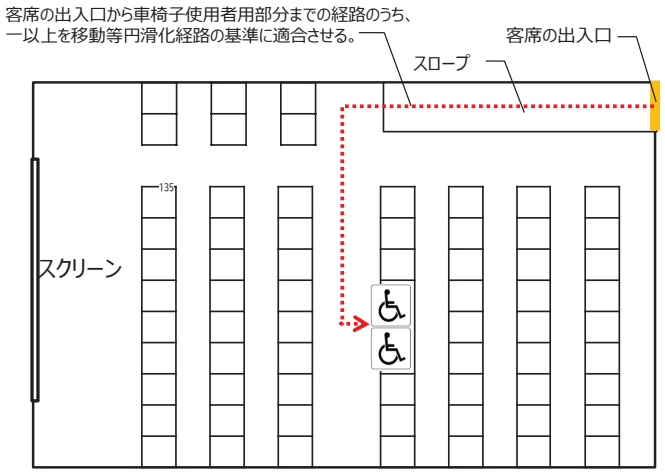
○ 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
・幅は、90cm以上とすること。
・奥行きは、135cm以上とすること。
・床は、平らとすること。

○ 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を移動等円滑化経路（政令19条）とする。

＜車椅子使用者用部分の設計例＞



＜車椅子使用者用部分までの経路のイメージ＞



30

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

○ 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
① 劇場等の客席の増築等をする場合、増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける（既存部分への増設を含む）。
② 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合、車椅子使用者用部分に係る改修は不要。

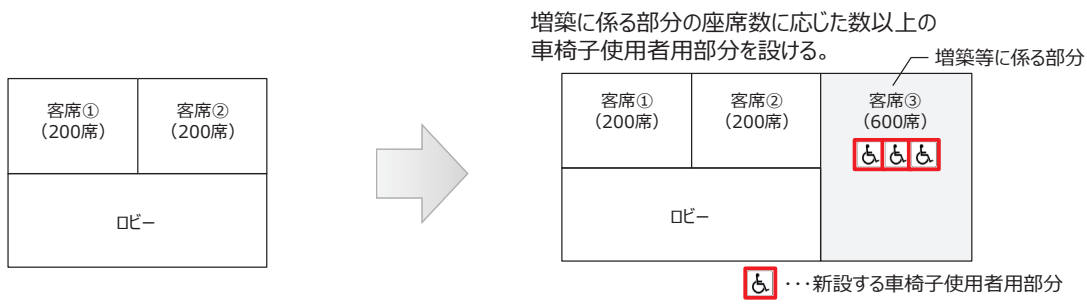
	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	・劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で１箇所以上を設ける	・既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

31

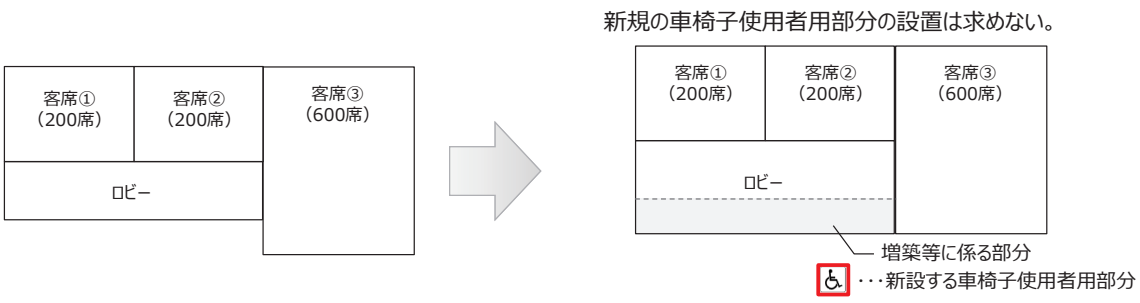
【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

ケース１（①劇場等の客席の増築をする場合）



ケース２（②劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合）



32

確認申請の際に明示すべき事項及び留意点（建築基準法施行規則第1条の3）

国土交通省

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第１項に規定する便所の位置及び構造	・各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 ・不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 ・不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 ・床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 ・車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	・劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第１項に規定する移動等円滑化経路の位置	・当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の１以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令19条第２項第２号から第４号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第１項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	・不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第１項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令18条第１項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

33

【誘導基準】誘導基準適合車椅子使用者用部分の設置基準について（省令第9条の2）

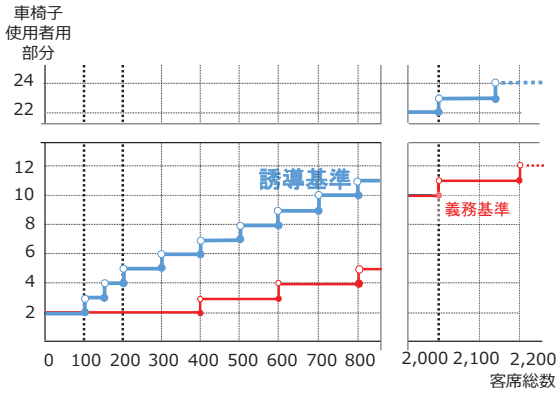
国土交通省

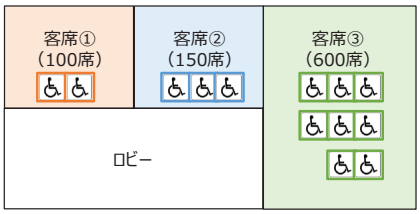
○ 劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。

① 座席の数が100以下の場合　　2以上
② 座席の数が101以上200以下の場合　　2％以上
③ 座席の数が201以上2000以下の場合　　1％＋2以上
④ 座席の数が2001以上の場合　　0.75％＋7以上

また、③・④の場合は車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設ける。

○ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合
誘導基準適合 車椅子使用者用 部分の設置イメージ	
誘導基準適合 車椅子使用者用 部分の箇所数	客席① 100席の客席 2箇所以上 客席② 150席の客席 3箇所以上 客席③ 600席の客席 8箇所以上

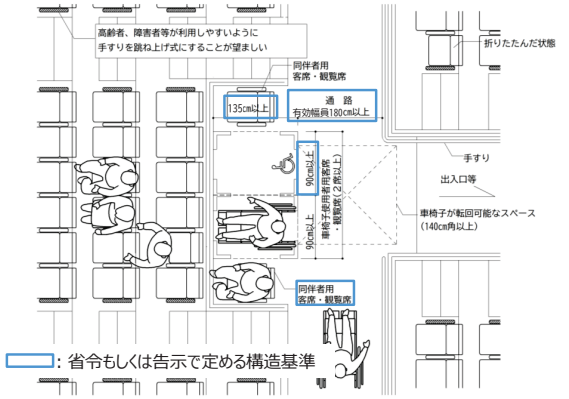
【誘導基準】誘導基準適合車椅子使用者用部分の構造について（省令第3条他）

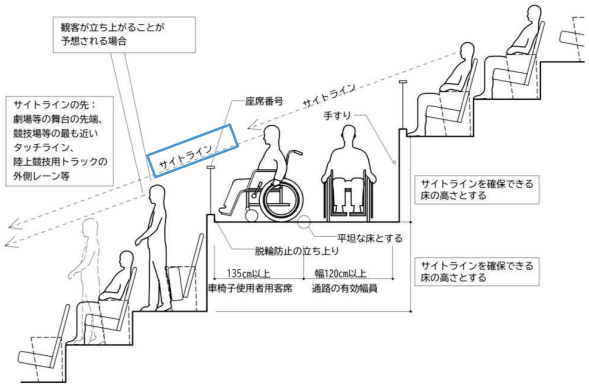
国土交通省

○ 誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
・幅は、90cm以上とすること。
・奥行きは、135cm以上とすること。
・床は、平らとすること。
・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。
・客席の総数が200を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。

○ 客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者部分までの経路（車椅子使用者用経路）を廊下、スロープ等の基準（省令第3条、第5条等）に適合させる。

＜誘導基準適合車椅子使用者用部分の設計例＞





【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

国土交通省

○ 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
① 劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合、増築等又は修繕等に係る部分の座席の総数に対する必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
② 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、建築物全体で１以上の客席に２箇所以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。

	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への適合が必要	建築物全体で１箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		１以上の客席に２箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で１箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

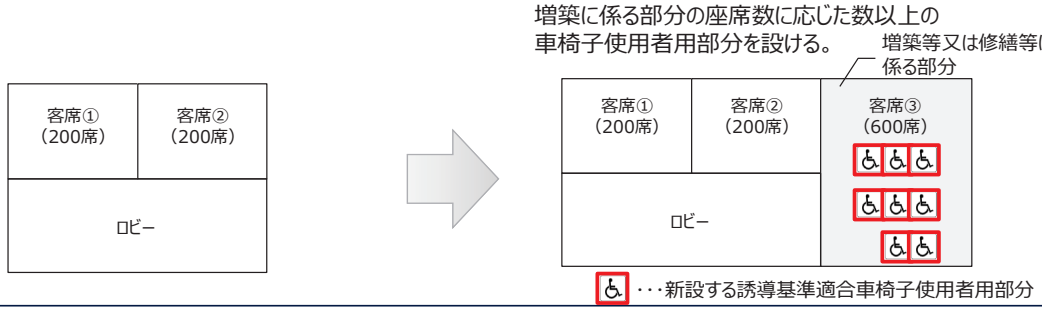
36

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

国土交通省

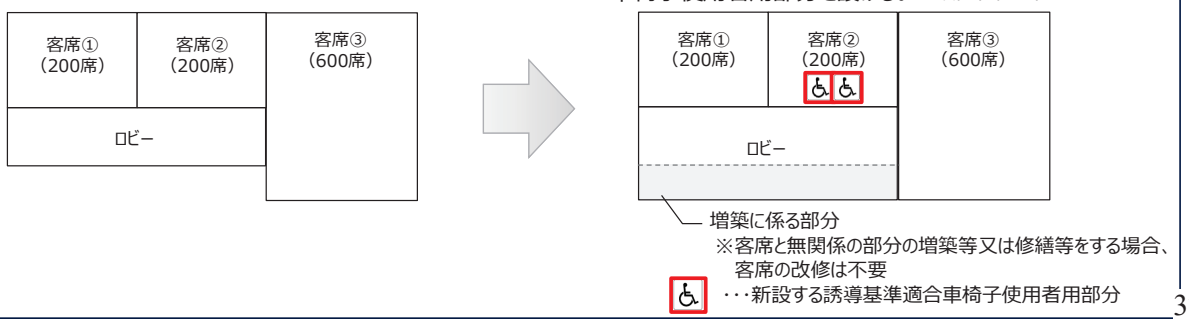
ケース１（①劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合）

増築に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける。



ケース２（②劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合）

１以上の客席に２以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。※設置位置は任意



37

駐車場に係る
義務基準及び誘導基準の見直し

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

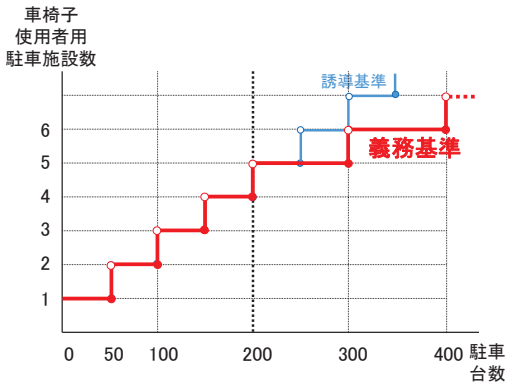
【義務基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について（政令第18条第1項）

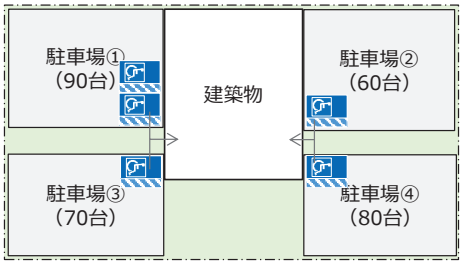
国土交通省

○ 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
① 駐車施設の総数が200以下の場合　２％以上
② 駐車施設の総数が201以上の場合　１％＋２以上

○ 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数　90＋60＋70+80＝300台 300台×1%+2＝5台　※駐車場①～④での配置は任意

「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

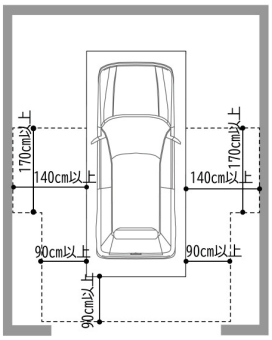
・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

【義務基準】機械式駐車場の取扱いについて（政令第18条第1項ただし書）

国土交通省

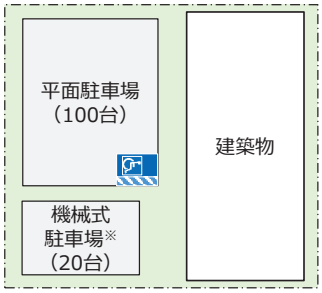
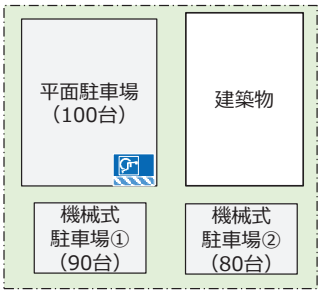
○ 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	 ※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場	 ① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 100＋20＝120台 120台×2%＝3台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台＋機械式20台 ＝ 21台 ＞ 3台	駐車施設の総数 100＋90+80＝270台 270台×1%＋2台＝5台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台＋機械式①10台＝ 11台 ＞ 5台

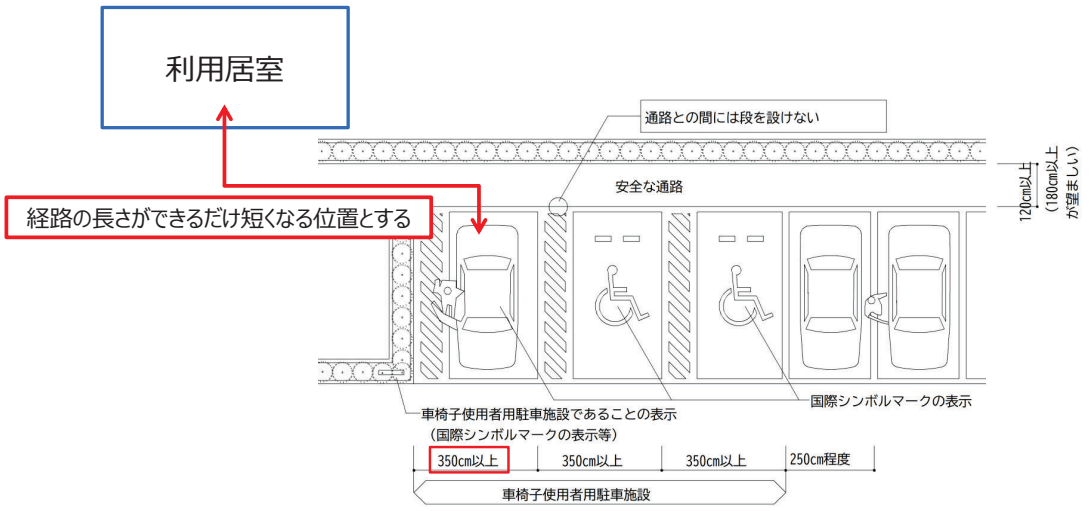
40

車椅子使用者用駐車施設の構造について（政令第18条第2項）

国土交通省

○ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
・幅は、350cm以上とすること。
・当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

＜車椅子使用者用駐車施設の設計例＞



：政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

41

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

○ 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合、増築等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合、駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
③ 既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		• 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		• 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 • 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	• 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で１箇所以上を設ける	• 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 • 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

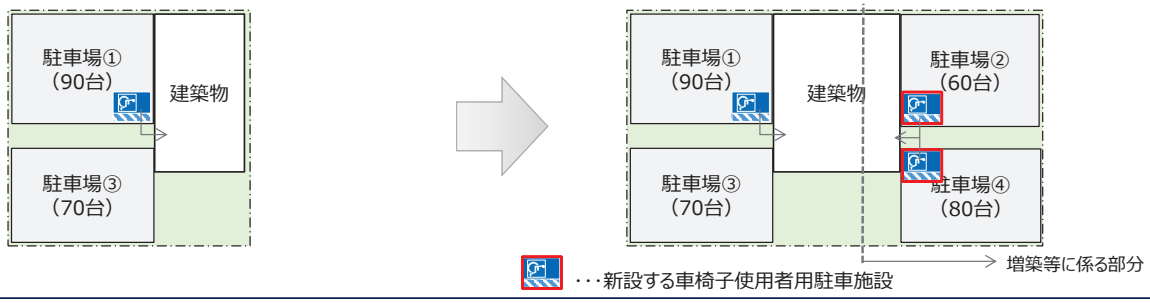
42

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について（政令第23条）

国土交通省

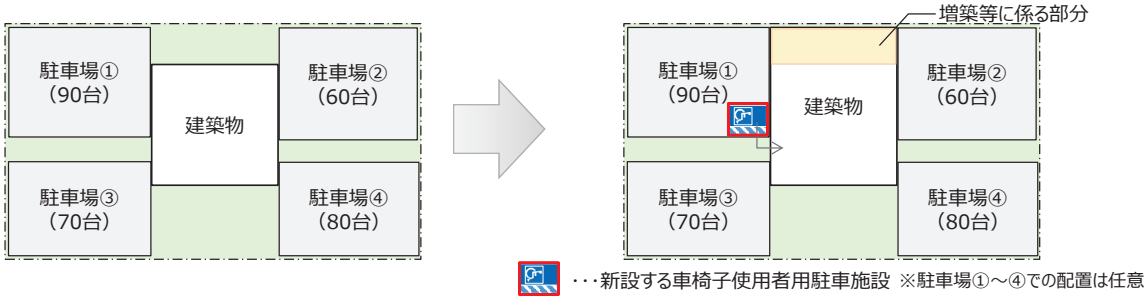
ケース１（①建築物の増築等の際に駐車施設を増設する場合）

増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



ケース２（②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合）

駐車場全体で１以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



43

確認申請の際に明示すべき事項及び留意点（建築基準法施行規則第1条の3）

国土交通省

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第１項に規定する便所の位置及び構造	・各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 ・不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 ・不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 ・床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 ・車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	・劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第１項に規定する移動等円滑化経路の位置	・当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の１以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令19条第２項第２号から第４号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第１項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	・不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第１項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令18条第１項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

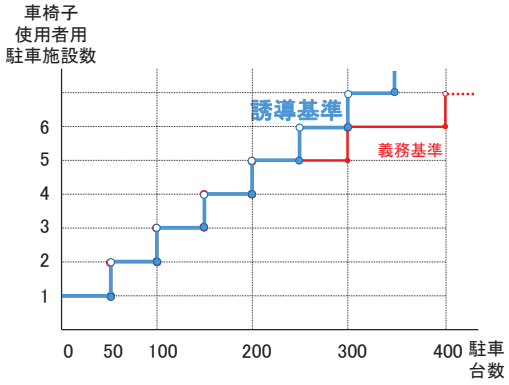
【誘導基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について（省令第12条）

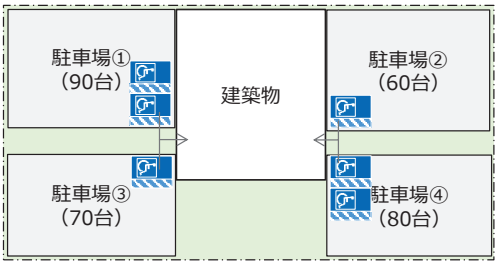
国土交通省

○ 多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の総数の２％以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

○ 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数　90＋60＋70+80＝300台 300台×2%＝6台　　※駐車場①～④での配置は任意

「多数の者等が利用する駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

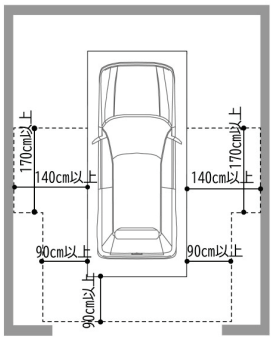
・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

【誘導基準】機械式駐車場の取扱いについて（省令第12条ただし書）

国土交通省

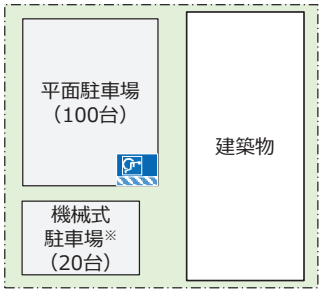
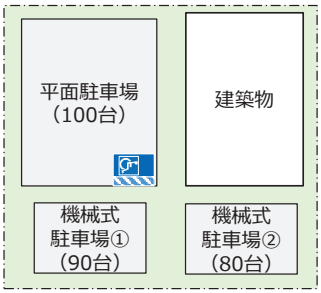
○ 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	 ※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場	 ① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 100＋20＝120台 120台×2%＝3台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台＋機械式20台　＝ 21台　＞　3台	駐車施設の総数 100＋90+80＝270台 270台×2%＝6台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台＋機械式①10台＝ 11台　＞　6台

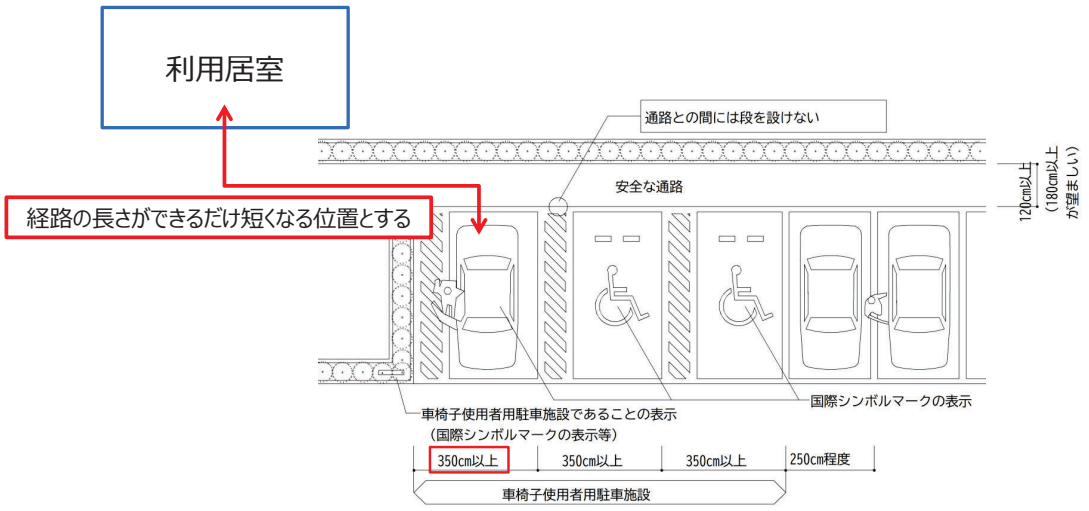
46

（再掲）車椅子使用者用駐車施設の構造について（政令第18条第2項）

国土交通省

○ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
・幅は、350cm以上とすること。
・当該車椅子使用者施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

＜車椅子使用者用駐車施設の設計例＞



：政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

47

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

国土交通省

○ 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合、
増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の
車椅子使用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合、
駐車場全体で１箇所以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

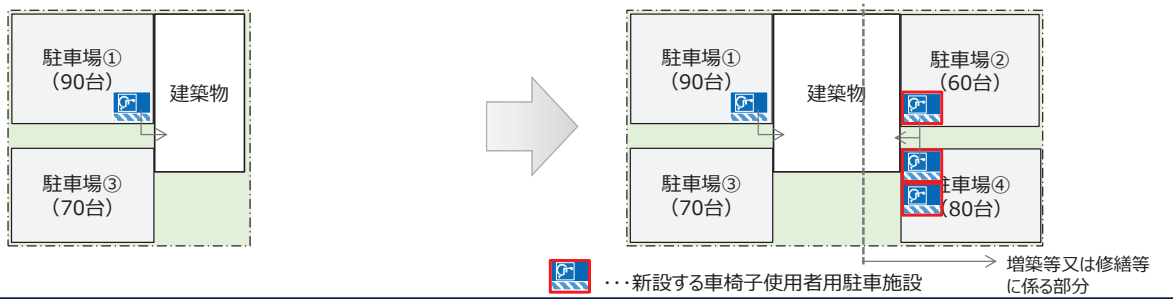
	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への適合が必要	建築物全体で１箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		１以上の客席に２箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で１箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

国土交通省

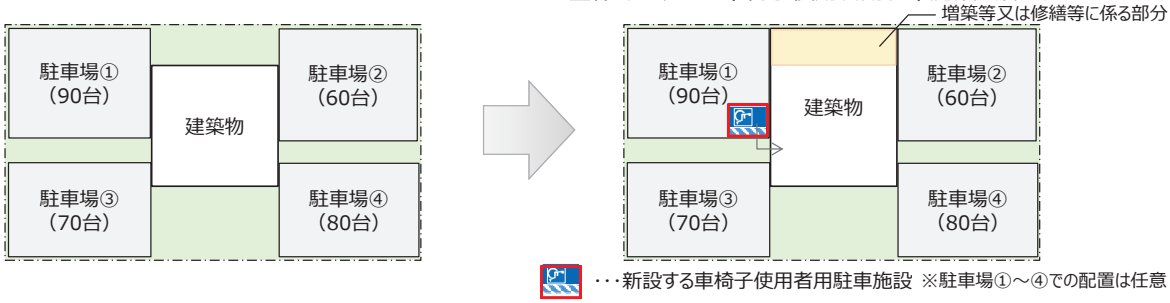
ケース１（①建築物の増築等の際に駐車施設等を増設する場合）

増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



ケース２（②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合）

全体で１以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



改正の概要、条文の新旧対照表など、今般の改正についての情報は、以下をご参照ください。

国土交通省HPホーム>政策・仕事>住宅・建築>建築>建築物におけるバリアフリーについて>
トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正について（令和７年６月１日施行）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

50

（４）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の運用について（技術的助言）（令和６年 11 月 21 日付け国住街第 78 号）

国住街第 78 号
令和６年 11 月 21 日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省　住宅局　市街地建築課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第 24 条の運用について（技術的助言）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の規定に基づき国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 1481 号。以下「法第 24 条告示」という。）について所要の改正を行い、令和７年６月１日から施行されることとなりましたので、施行に向けた準備及び施行後の運用に遺漏なきようお願いします。

これに関連して、下記のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

なお、本通知の発出に伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の運用について（技術的助言）」（令和４年３月 31 日付け国住街第 264 号）は、廃止します。

貴職におかれましては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いします。

記

第１　改正の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 24 条に基づく容積率特例として、法第 24 条告示に適合するものは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 14 項第１号に規定する建築物とみなして、同項の許可を行うことが可能となっています。今般、ソフト対応による代替措置が困難な車椅子使用者用便房の設置の一層の促進を図るため、法第 24 条告示を改正し、建築物の規模、用途等を問わず、車椅子使用者が到達可能な車椅子使用者用便房を設けた建築物も許可の対象となります。

なお、本改正に伴い、法第 24 条の運用については、次の第２のとおりとしますので、適切な運用をお願いします。

第２　法第 24 条の運用について（下線部が主な追加・修正部分）

１　容積率特例の対象となる建築物

（１）容積率特例の対象となる建築物には、法第２条第 18 号に規定する特定建築物のみならず、一

戸建ての住宅等その他の建築物も含まれます。

（２）容積率特例の対象となる建築物又はその部分は、次のとおりとします。

①　特定建築物にあっては、多数の者が利用する建築物特定施設（特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設）が法第 17 条第３項第１号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）に適合するもの

②　特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が法第 24 条告示第２の基準に適合するもの

③　建築物に車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けるもの（①又は②に掲げるものを除く。）

上記②における「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」については、建築物の使用上の関係を中心に当該部分の機能上の独立性等客観的状況により判断して下さい。例えば、一戸建ての住宅等で、高齢者、障害者等用の寝室と同一階に出入口、浴室、便所その他生活に必要な施設が配置されている場合には、当該階以外の階を「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」として取扱うことが考えられます。

また、上記③における「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」については、道等や利用居室から当該便房までの経路を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年６月 21 日政令第 221 号）による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 19 条第２項に規定する移動等円滑化経路に関する構造の基準に適合させることを求めるものではありません。例えば、道等や利用居室から車椅子使用者用便房までの経路上の廊下等において、段がなく、廊下の形状に応じ車椅子使用者が通行可能な幅が確保されていること等が確認できる場合には、当該便房を「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」として取扱うことが考えられます。

なお、上記①～③については、増改築等に係る場合も、既存部分を含め、同様に取り扱うことが可能です。例えば、上記①，②において百貨店のすべての売場及び売場に至る経路が高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう増改築を行う場合には、当該建築物全体を容積率特例の対象として取り扱うことが考えられます。

２　容積率特例の対象となる施設

（１）容積率特例の対象となる建築物特定施設は、原則として次のいずれかに該当するものとします。

①　１（２）①に掲げる建築物の場合 以下のいずれかに該当する建築物特定施設

イ　特定建築物に設置される多数の者が利用する建築物特定施設又は特別特定建築物に設置される主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設で、誘導基準に適合するもの

ロ 特別特定建築物に設置される特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、誘導基準（同基準第 18 条に規定するものを除く。）に適合するもの

ハ 特定建築物に設置されるイ又はロに該当するもの以外の建築物特定施設で、法第 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準に適合するもの

② １（２）②に掲げる建築物の場合 特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で法第 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準のいずれかに適合するもの

③ １（２）③に掲げる建築物の場合 当該建築物に設置される車椅子使用者が到達することがで

きる車椅子使用者用便房

（２）共同住宅等に設置される多数の者が利用する建築物特定施設（病院等の特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設）が誘導基準に適合し、さらにその住戸、病室等に設置される建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が法第 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準に適合する場合には、当該住戸、病室等に設置される建築物特定施設を本特例の対象として取扱うことも差し支えありません。

（３）これら以外にも、建築物の規模、用途等に応じて、本特例の趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加した施設を本特例の対象とするよう的確な運用を図ることが望まれます。

３　容積率特例の適用方法

容積率特例の対象となる施設の部分の床面積は、床面積に算入される部分のうち、原則として、高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるもの及び住宅の用途に供する部分にあっては生活に不可欠な施設で高齢者、障害者等に配慮した施設の床面積です。このため、具体的には次に掲げる床面積を対象とします。

（１）特定建築物に設置される建築物特定施設（（２）に該当するものを除く。）

次のイからトまでに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積（法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積を除く。）及びその他浴室、シャワー室等高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件」（平成 18 年国土交通省告示第 1490 号。以下「令第 27 条告示」という。）第１号に定める数値

ロ　階段 令第 27 条告示第２号に定める数値

ハ　傾斜路 令第 27 条告示第３号に定める数値(2,000 ㎡以上(公衆便所にあっては 50 ㎡以上)の特別特定建築物に設置される令第 27 条告示第３号の表の（三）項に該当する傾斜路にあっては、同表の（二）項に定める数値)

ニ　便所（２（１）①に掲げる車椅子使用者用便房に係る部分に限る。） 令第 27 条告示第４号に定める数値

ホ　ホテル又は旅館の客室 ホテル又は旅館の客室に設置される（２）②イからニに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ当該各項目に定める数値を超える床面積

ヘ　駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限り、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第２条第１項第４号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分の床面積を除く。以下同じ。） 令第 27 条告示第５号に定める数値（2,000 ㎡以上（公衆便所にあっては 50 ㎡以上）の特別特定建築物に設置される駐車場にあっては、21.00 ㎡）

ト　劇場等の客席（誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。） 令第 27 条告示第６号に定める数値

（２）特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設等又は２（２）の場合における共同住宅の住戸、病院の病室等に設置される建築物特定施設

①　住戸内に設置される建築物特定施設

次のイからホまでに掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。②において同じ。）ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等　0.85（L_1-L_2）＋0.80L_2（㎡）（L_1は廊下等の長さ、L_2は廊下等のうち柱等の箇所の長さの合計（単位　m））

ロ　階段　令第 27 条告示第２号の表の（四）項に定める数値

ハ　傾斜路　令第 27 条告示第３号の表の（三）項に定める数値

ニ　便所(法第 24 条告示第２第４号イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。②において同じ。）　1.00 ㎡

ホ　浴室　2.50 ㎡

②　住戸以外の部分に設置される建築物特定施設等

次のイからへに掲げる建築物特定施設等ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等　0.90L（㎡）（L は廊下等の長さ（単位　m））

ロ　階段　令第 27 条告示第２号の表の（四）項に定める数値

ハ　傾斜路　令第 27 条告示第３号の表の（三）項に定める数値

ニ　便所　1.00 ㎡

ホ　病院の病室　患者１人当たり 4.30 ㎡

ヘ　診療所の病室　患者１人当たり 4.30 ㎡

（３）車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房（（１）又は（２）に該当するものを除く。）

車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房ごとに 1.00 ㎡を超える床面積の合計

４ 留意事項

（１）「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」の特例に係る事務の執行に当たっては、特例の対象となる建築物特定施設があらかじめ想定されていること等を踏まえ、緩和部分の床面積が延べ面積の 100 分の１以内に収まっているなど、容積率特例の許可基準について、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可に係る事前明示性を高め、併せて、許可手続きの円滑化、迅速化に努めることが望まれます。

（２）建築物が法第 24 条告示の基準に適合しない場合であっても、当該建築物の部分が高齢者、障害者等の利用上支障がなく、かつ、当該部分が法第 24 条告示の基準に適合する場合には、必要に応じ当該建築物の部分を建築基準法第 52 条第 14 項第１号に規定する容積率の特例制度の対象とすることが考えられます。例えば、共同住宅においては、全住戸のうち少なくとも一の住戸とこれに至る経路について高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮していれば、特定行政庁の

許可の範囲内で容積率を緩和することが考えられます。

（３）違法な用途転用等により本制度の趣旨が損なわれないよう、容積率特例が適用される建築物については、建築基準法第 12 条第１項の規定に基づく定期報告制度等を活用し、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合については、管理者）に対し、用途の現況等の状況について、定期的に特定行政庁に報告を求めることにより、その用途の現況等の把握に努めていただくようお願いします。

参考４　福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

「その他これらに類するもの」の参考例　　令和8年6月1日時点

施　設　名	根 拠 条 文	特定建築物 令第4条 第10号	特定建築物 令第4条 第11号	特別特定建築物 令第5条 第9号	特別特定建築物 令第5条 第10号
児童福祉施設	児童福祉法　第7条第1項				
助産施設	児童福祉法　第36条	○		○※2	
乳児院	児童福祉法　第37条	○			
母子生活支援施設	児童福祉法　第38条	○			
保育所	児童福祉法　第39条第1項	○			
児童厚生施設	児童福祉法　第40条		○		○
児童養護施設	児童福祉法　第41条	○			
障害児入所施設（福祉型・医療型）	児童福祉法　第42条第1号、第2号	○		※1	
児童発達支援センター	児童福祉法　第43条	○		※1	
児童心理治療施設	児童福祉法　第43条の2	○			
児童自立支援施設	児童福祉法　第44条	○			
児童家庭支援センター	児童福祉法　第44条の2	○			
里親支援センター	児童福祉法　第44条の3	○			
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法　第5条第1項				
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法　第31条		○		○
補装具製作施設	身体障害者福祉法　第32条	○		※1	
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法　第33条		○		○
視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法　第34条		○		○
保護施設	生活保護法　第38条第1項				
救護施設	生活保護法　第38条第1項第1号	○		※1	
更生施設	生活保護法　第38条第1項第2号	○		※1	
医療保護施設	生活保護法　第38条第1項第3号	○			
授産施設	生活保護法　第38条第1項第4号（社会福祉法　第2条第2項第7号）	○		※1	
宿所提供施設	生活保護法　第38条第1項第5号	○			
隣保館	社会福祉法　第2条第3項第11号	○			
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律　第12条	○			
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第39条第1項				
母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第39条第1項第1号	○			
母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第39条第1項第2号	○			
（削除）					
障害者支援施設	障害者総合支援法　第5条第11項				
身体・知的・精神障害者支援施設（通所系）<生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援>	障害者総合支援法　第5条第11項	○		※1	
精神障害者支援施設（居住系）<生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援>	障害者総合支援法　第5条第11項	○		※1	
地域活動支援センター	障害者総合支援法　第5条第28条	○		※1	
福祉ホーム（通所系、居住系）	障害者総合支援法　第5条第29条	○		※1	

施　設　名	根 拠 条 文	特定建築物		特別特定建築物	
		令第4条		令第5条	
		第10号	第11号	第9号	第10号
老人福祉施設	老人福祉法　第5条の3				
老人デイサービスセンター	老人福祉法　第20条の2の2		○		○
老人短期入所施設	老人福祉法　第20条の3	○		○	
養護老人ホーム	老人福祉法　第20条の4	○		○	
特別養護老人ホーム	老人福祉法　第20条の5	○		○	
軽費老人ホーム	老人福祉法　第20条の6	○		○	
老人福祉センター	老人福祉法　第20条の7		○		○
老人介護支援センター	老人福祉法　第20条の7の2		○		○
有料老人ホーム	老人福祉法　第29条第1項	○		○	
介護老人福祉施設	介護保険法　第8条				
特定施設	介護保険法　第8条第11項	○		○	
介護専用型特定施設	介護保険法　第8条第21項	○		○	
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法　第8条第22項	○		○	
介護保険施設	介護保険法　第8条第25項	○		○	
介護老人福祉施設	介護保険法　第8条第27項（老人福祉法第20条の5）	○		○	
その他					
児童発達支援を行う施設	児童福祉法　第6条の2の2第2項	○		※1	
放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法　第6条の2の2第3項	○		※1	
事業所内保育事業を行う施設	児童福祉法　第6条の3第12項	○			
地域障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律　第19条第1項第3号		○		○
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律　第27条第2項		○		○
共同生活援助を行う住居	障害者総合支援法　第5条第18項	○			
小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法　第8条第19項	○		○	
認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護保険法　第8条第20項	○			

※1　高齢者、障害者等身体の機能上の制限をうける者が利用する場合は、特別特定建築物に該当する。

※2　令和2年に出された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号）に、妊産婦は、法にいう「高齢者、障害者等」に含まれることが明示された。

補足　母子保健法の改正により、「母子健康包括支援センター」の位置付けがなくなったが、その機能は「こども家庭センター」の母子保健事業が担っている。改正前の母子保健法第 22 条に基づく「母子健康センター」及び「母子健康包括支援センター」が備えていた機能を有するものは、令第4条第 10 号に該当し、また※2のとおり、令第5条第9号に該当する。

（注意）

ここに掲げた例示は参考であり、具体的には複合した施設等もあることから、個々の状況に応じて判断することが望ましい。

［参照］ P.253 質疑応答集 No.15

参考５　建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 （政令第11条）	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか[1]	
階段 （政令第12条）	①踊場を除き、手すりを設けているか	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか[2]	
	⑥主たる階段を、回り階段としていないか（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く）	
傾斜路 （政令第13条）	①勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか[3]	
便所 （政令第14条、R6告示第1074号）	①階数[4]に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか	

[1] 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第一）
- 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

[2] 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第二）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

[3] 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第三）
- 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

[4] 以下のいずれかに該当する階を除く。（令和６年告示第1074号第二）
- 地上階であり、かつ、便所を１以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
便所 （政令第14条、 R6告示 第1074号）	②便所設置階には、原則車椅子使用者用便房を１以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ１以上）、設けているか[5] また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか	
	(1) 不特定多数の者等の利用部分の床面積が 1,000 ㎡未満の階（小規模階）を有する場合 小規模階の利用部分の床面積の合計が 1,000 ㎡に達するごとに１以上 ※便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上	
	(2) 不特定多数の者等の利用部分の床面積が 10,000 ㎡超の階（大規模階）を有する場合 当該階の利用部分の床面積が 10,000 ㎡超 40,000 ㎡以下：2 以上 当該階の利用部分の床面積が 40,000 ㎡超：利用部分の床面積を 20,000 ㎡で除した数（端数は切り上げ）以上 ※当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上	
	③車椅子使用者用便房	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	④高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）を1以上、設けているか	
	⑤男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ35㎝以下）、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか	
劇場等の客席 （政令第15条、 R6告示 第1073号）	①客席に設ける座席の数が400以下の場合は2以上、400を超える場合は当該座席の数の1/200（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用部分を設けているか	
	②車椅子使用者用部分	
	(1)幅は90㎝以上であるか	
	(2)奥行きは135㎝以上であるか	
	(3)床は平坦であるか	
ホテル又は 旅館の客室 （政令第16条） （H18告示 第1495号 ・ R6告示 1074号）	①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100（端数は切り上げ）以上設けているか	
	②車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80㎝以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	－
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(3)出入口の幅は80㎝以上であるか	
	(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
敷地内の 通路 （政令第17条）	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②段がある部分	－
	(1)手すりを設けているか	
	(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(3) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	

[5] 以下のいずれかに該当する場合を除く。（令和６年告示第1074号第五）
- 地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を１以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、別の階に設ける場合
- 男子用（女子用）の便所のみを設ける階で、男子用（女子用）の車椅子使用者用便房を１以上設ける場合

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路（政令第17条）	③傾斜路	
	(1)勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか	
	(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
駐車場（政令第18条）	①駐車施設の数が 200 以下の場合は駐車施設の数の 2/100（端数は切り上げ）以上、200 を超える場合は駐車施設の数の 1/100＋2 以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか[6]	
	②車椅子使用者用駐車施設	－
	(1)幅は 350cm 以上であるか	
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
標識（政令第20条、省令第113号）	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	－
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	
案内設備（政令第21条、H18告示第1491号）	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか （配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

[6] 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。（令和６年告示第1072号第一・第二）
- 機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
  - イ　機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること
  - ロ　機械式駐車場の駐車施設（車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。）の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること

○移動等円滑化経路の基準

施設等	チェック項目	
経路 （政令第19条 第1項）	①次に定める経路のうちそれぞれ１以上（（４）にあってはその全て）を、移動等円滑化経路としているか	－
	(1)道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路（車椅子使用者用経路）を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	
	(2)利用居室から車椅子使用者用便房までの経路	
	(3)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路	
	(4)公共用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路	
階段 （政令第19条 第2項第一号）	①階段又は段を設けていないか （傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 （政令第19条 第2項第二号）	①幅は80㎝以上であるか	
	②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 （政令第19条 第2項第三号）	①幅は 120㎝ 以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 （政令第19条 第2項第四号）	①幅は、階段に代わるものは 120㎝ 以上、階段に併設するものは 90㎝ 以上であるか	
	②勾配は 1/12 以下であるか（ただし、高さが 16㎝ 以下のものの場合は 1/8 以下）	
	③高さ 75㎝ 以内ごとに踏幅 150㎝ 以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー （政令第19条 第2項第五号、 H18告示 第1493号）	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は 80㎝ 以上であるか	
	③籠の奥行きは 135㎝ 以上であるか	
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150㎝ 以上であるか	
	⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物（床面積の合計が 2,000 ㎡以上）の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	－
	(1) 籠の幅は 140㎝ 以上であるか	
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー[7]	－
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	

[7] エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（平成18年告示第1494号）

○移動等円滑化経路の基準（つづき）

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第19条第2項第六号、H18告示第1492号）	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
敷地内の通路（政令第19条第2項第七号、政令第19条第3項）	①幅は120cm以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④傾斜路	－
	(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか	
	(2)勾配は、1/12分以下であるか　（高さが16cm以下のものの場合は1/8以下）	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は除く）	
	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか	－

○視覚障害者移動等円滑化経路の基準（道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路（政令第22条）	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか[8]	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分[9]には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

[8] 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第四）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②及び③に適合するものである場合

[9] 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第五）
- 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

参考６　条例対象小規模特別特定建築物※の建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※地方公共団体が建築物移動等円滑化基準への適合義務を課す建築の規模を、条例で床面積の合計500㎡未満で定めた場合における、床面積の合計が500㎡未満の特別特定建築物（公衆便所を除く）

○一般基準

施設等	チェック項目	
標識 （政令第20条、 H18省令第113号）	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	－
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	

○移動等円滑化経路の基準

施設等	チェック項目	
経路 （政令第19条 第1項）	①次に定める経路のうち、（1）は1以上を、（2）は全てを移動等円滑化経路としているか	－
	(1)道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路（車椅子使用者用経路）を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	
	(2)公共用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路	
階段 （政令第19条 第2項第一号）	①階段又は段を設けていないか （傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 （政令第19条 第2項第二号）	①幅は80㎝以上であるか	
	②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 （政令第19条 第2項第三号）	①政令第11条に適合しているか	
	②幅は90㎝以上であるか	
	③50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 （政令第19条 第2項第四号）	①政令第13条に適合しているか	
	②幅は、90㎝以上であるか	
	③勾配は1/12以下であるか（ただし、高さが16㎝以下のものの場合は1/8以下）	
	④高さ75㎝以内ごとに踏幅150㎝以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー （政令第19条 第2項第五号、 H18告示 第1493号）	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80㎝以上であるか	
	③籠の奥行きは135㎝以上であるか	
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150㎝以上であるか	
	⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000㎡以上）の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	－
	(1) 籠の幅は140㎝以上であるか	
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	

○移動等円滑化経路の基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター及びその乗降ロビー（政令第19条第2項第五号、H18告示第1493号）	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー[10]	－
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第19条第2項第六号、H18告示第1492号）	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2) 籠の幅 70cm 以上、かつ、奥行き 120cm 以上であるか	
	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
敷地内の通路（政令第19条第2項第七号、政令第19条第3項）	①政令第 17 条に適合しているか	
	②幅は 90cm 以上であるか	
	③50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	－
	⑤傾斜路	－
	(1) 幅は、90cm 以上であるか	
	(2) 勾配は、1/12 分以下であるか　（高さが 16cm 以下のものの場合は 1/8 以下）	
	(3) 高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けているか（勾配 1/20 以下の場合は除く）	
	⑥道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。	－

[10] エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（告示第1494号）

参考７　建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 （省令第2条）	①出入口 （②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち１以上の出入口）	－
	(1) 幅は90㎝以上であるか	
	(2) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	②直接地上へ通ずる１以上の出入口	－
	(1) 幅は120㎝以上であるか	
	(2) 戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等[11] （省令第3条、H18告示第1488号）	①幅は 180㎝ 以上であるか （50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は 140㎝ 以上）	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか[12]	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか	
	⑥突出物を設けていないか （視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く）	
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか	
	⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。	
階段[11] （省令第4条、H18告示第1489号）	①幅は 140㎝ 以上であるか （手すりが設けられた場合は、手すりの幅 10㎝ までは、ないものとみなして算定することができる）	
	②蹴上げの寸法は、16㎝ 以下であるか	
	③踏面の寸法は、30㎝ 以上であるか	
	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか[13]	
	⑨主たる階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置[11] （省令第5条）	①多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（２以上の階にわたるときには、省令第７条に定めるエレベーターに限る）を設けているか[14]	

[11] 客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の一以上の経路（車椅子使用者用経路）を構成する部分を含む。

[12] 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第一）
- 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16㎝ を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

[13] 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第二）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

[14] 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。（平成18年告示第1488号第二）

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
傾斜路（省令第6条、H18告示第1488号）	①幅は、階段に代わるものは 150㎝ 以上、階段に併設するものは 120㎝ 以上であるか	
	②勾配は 1/12 以下であるか	
	③高さ 75㎝ 以内ごとに踏幅 150㎝ 以上の踊場を設けているか	
	④高さが 16㎝ を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか[15]	
	⑧①～③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
エレベーター（省令第7条、H18告示第1487号）	①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室、車椅子使用者用部分又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか	
	②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80㎝ 以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135㎝ 以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150㎝ 以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80㎝ 以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135㎝ 以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150㎝ 以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 140㎝ 以上であるか	
	(7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80㎝ 以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135㎝ 以上であるか	
	(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠の幅は 140㎝ 以上であるか	
	(5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠の奥行きは 135㎝ 以上であるか	
	(2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 160㎝ 以上であるか	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は 90㎝ 以上であるか	
	(8)乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180㎝ 以上であるか	

[15] 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第三）
- 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16㎝ を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター（省令第7条、H18告示第1487号）	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの[16]	－
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（省令第8条、H18告示第1485号）	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものであるか	
	(2) 籠の幅 70㎝ 以上、かつ、奥行き 120㎝ 以上であるか	
	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
便所（省令第9条）	①便所内に、車椅子使用者用便房を１以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ１以上）設けているか[17]	
	②車椅子使用者用便房	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80㎝ 以上であるか	
	④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤各階の便所のうち１以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房（オストメイト対応）を設けているか	
	⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち１以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ 35㎝ 以下）、その他これらに類する小便器を１以上、設けているか	
劇場等の客席（省令第9条の2、R6告示第1295号）	①客席に設ける座席の数が100以下の場合は2、100を超え200以下の場合は座席の数の1/50以上（端数は切り上げ。以下同様）、200を超え2,000以下の場合は座席の数の1/100＋2以上、2,000を超えるときは座席の数の75/10,000＋7以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けているか	
	②誘導基準適合車椅子使用者用部分	
	(1)幅は90㎝以上であるか	
	(2)奥行きは135㎝以上であるか	
	(3)床は平坦であるか	
	(4)車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか	
	(5)同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用部分に隣接して設けているか	
	③客席に設ける座席の数が200を超える場合、誘導基準適合車椅子使用者用部分を2箇所以上に分散して設けているか	

[16] エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（平成 18 年告示第 1486 号）

[17] 次のいずれかに該当する場合を除く。（令和６年告示第 1294 号）
- 車椅子使用者用便房を１以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ１以上）設ける便所が、便所に近接する位置にある場合
- 男子用（又は女子用）便房のみを設ける便所内に、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房を１以上設ける場合、又は男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房を１以上設ける便所が便所に近接する位置にある場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は旅館の客室（省令第10条、H18告示第1484号）	①客室総数が200以下の場合は客室総数の1/50以上、200を超える場合は客室総数の1/100＋2以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	②　車椅子使用者用客室の出入口	－
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③　車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④　車椅子使用者用客室の浴室等（同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	－
	(1) 車椅子使用者用浴室等	－
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2) 出入口	－
	(ア)幅は80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
敷地内の通路（省令第11条、H18告示第1488号）	①幅は180cm以上であるか（段がある部分及び傾斜路を除く）	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④段がある部分	－
	(1)幅は140cm以上であるか （手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる）	
	(2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	(3)踏面の寸法は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	－
	(1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか （勾配が1/20を超えるものに限る。）	
	(4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	(5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥（1）～（3）は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	－

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路（省令第11条、H18告示第1488号）	⑧①、③、⑤、⑥（1）～（3）の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
駐車場（省令第12条）	①駐車施設の数の2/100（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか[18]	
	②車椅子使用者用駐車施設	
	(1)幅は 350㎝ 以上であるか	
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
浴室等（省令第13条）	①1以上の浴室等	－
	(1) 車椅子使用者用浴室等	－
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	－
	(ア)幅は80㎝以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
標識（省令第14条）	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	－
	(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2) 標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	
案内設備（省令第15条、H18告示第1483号）	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

[18] 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。（令和６年告示第 1072 号）
- 機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている場合
- 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
  - イ　機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられていること。
  - ロ　機械式駐車場の駐車施設（車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。）の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること。

○視覚障害者移動等円滑化経路の基準（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路（省令第16条）	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか[19]	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分[20]には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

[19] 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第四）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第 21 条第 2 項の基準に適合するものである場合

[20] 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第五）
- 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16㎝を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

参考８　政令第14条チェックリスト・参考様式（便所）

・政令第14条に基づき設置する「不特定多数の者等が利用する便所」及び「車椅子使用者用便房」の箇所数を確認するものとして、確認申請図書に添付するチェックリストの参考様式を示す。
・地方公共団体の条例により、基準適合義務対象の規模を引き下げている場合があるため、留意する必要がある。
・なお、本記入例は参考であり、具体の基準を示すものではない。

階	階全体の床面積（㎡）	不特定多数の者等が利用する部分の床面積（㎡）	階の種類	不特定多数の者等が利用する便所の箇所数（男女）	車椅子使用者用便房の箇所数（男女）	備考 赤字：記入例	
5階	2,000	2,000	□ 大規模階 □ 小規模階 ☑ その他の階	0	0	不特定多数の者等が利用する便所	□ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（　　） ☑ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（駐車場階　　） □ その他管理運営上やむを得ない階（　　）
						車椅子使用者用便房	□ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 （設置階：　階、別の階に設けた数：　） □ 男子用（女子用）の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
4階	2,000	50	□ 大規模階 □ 小規模階 ☑ その他の階	0	0	不特定多数の者等が利用する便所	☑ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 □ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（　　） □ その他管理運営上やむを得ない階（　　）
						車椅子使用者用便房	□ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 （設置階：　階、別の階に設けた数：　） □ 男子用（女子用）の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
3階	5,000	5,000	□ 大規模階 □ 小規模階 ☑ その他の階	1（女1）	1（女1）	不特定多数の者等が利用する便所	□ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（　　） □ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（　　） □ その他管理運営上やむを得ない階（　　）
						車椅子使用者用便房	□ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 （設置階：　階、別の階に設けた数：　） ☑ 男子用（女子用）の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
2階	11,000	11,000	☑ 大規模階 □ 小規模階 □ その他の階	2（男女各2）	1（共用1）	不特定多数の者等が利用する便所	□ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（　　） □ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（　　） □ その他管理運営上やむを得ない階（　　）
						車椅子使用者用便房	☑ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 （設置階：1階、別の階に設けた数：1） □ 男子用（女子用）の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
1階	20,000	20,000	☑ 大規模階 □ 小規模階 □ その他の階	2（男女各2）	3（共用3）	不特定多数の者等が利用する便所	□ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 □ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（　　） □ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（　　） □ その他管理運営上やむを得ない階（　　）
						車椅子使用者用便房	□ 車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 □ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 （設置階：　階、別の階に設けた数：　） □ 男子用（女子用）の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階

参考９　質疑応答集

No	該当条項	質　　問	回　　答
1	法 14 条 ３項	付加条例により共同住宅を特別特定建築物に追加した場合、住戸内にある廊下や出入口についても基準を満たす必要はあるか。	共同住宅の住戸内にある廊下や出入口については、「多数の者が利用する」ことが想定されないため、基準を満たす必要はない。
2	法 14 条 ３項	付加条例により令第 16 条のホテル又は旅館の客室について、基準の付加として客室の総数 50 以上の条件を厳しくすることは可能か。	貴見のとおり。
3	法 14 条 ３項	付加条例により対象建築物の規模を引き下げ、床面積にかかわらず基準適合義務をかけた用途についても、令第 21 条の案内設備の規定は適用しなければならないのか。	貴見のとおり。
4	法 14 条 ５項	特別特定建築物であれば、基準適合義務規定が適用されない既存建築物、小規模建築物等は、すべて努力義務の対象となるのか。	貴見のとおり。
5	法 15 条 ３項	この規定は特別特定建築物に係る努力義務に対する指導及び助言であるが、これはどのような場合に活用が想定されるのか。	特別特定建築物については、既存に対しても高齢者、障害者等からの強いバリアフリー化の要望があることから、基本構想において生活関連施設となる建築物等を建築物特定事業に位置付ける必要がある場合に、建物所有者等との協議の際、所管行政庁の指導及び助言の活用が主に想定される。
6	法 17 条 １項	着工後であっても認定申請は可能か。	原則、着工前に申請を行うべきであるが、工事の完了前であれば可能である。
7	法 17 条 １項	修繕又は模様替については、建築基準法に基づく大規模な修繕又は模様替に該当せず建築確認を要しないものがあるが、この場合であっても認定申請は可能か。	修繕又は模様替が建築物特定施設に係わるものであれば、可能である。
8	法 17 条 ４項	確認申請とバリアフリー法認定申請の併用で申請する場合は適合通知を発行することにより建築基準法第６条第１項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるが、計画通知の場合は同様に扱わないということでよいか。	P. 15 法第 17 条第 4 項の解説より、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村には適用されない。

No	該当条項	質　　問	回　　答
9	法 17 条 ４項	認定申請に併せて確認申請を提出した際、建築主事又は建築副主事により適合通知を受けることにより確認済証の交付があったものとみなされるが、通常支払われる確認申請手数料はないと考えてよいか。	所管の特定行政庁に確認いただきたい。
10	法 24 条 平成 18 年国交省告示第 1481 号 第三	令和６年 11 月 21 日国住街第 78 号・技術的助言において、容積率特例の対象となる建築物又はその部分のうち、「例えば、道等や利用居室から車椅子使用者用便房までの経路上の廊下等において、段がなく、廊下の形状に応じ車椅子使用者が通行可能な幅が確保されていること等が確認できる場合には、当該便房を「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」として取扱う」とあるが、「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」とはどのような事例を想定しているのか。	義務基準がかからない努力義務対象の特定建築物や、特定建築物以外の一戸建ての住宅等における、幅 120cm 未満の廊下など、移動等円滑化基準を満たさないが通行可能な幅が確保されている廊下などを通じて到達することができる車椅子使用者用便房などを想定している。
11	令４条 令５条	用途の判断は建築基準法に基づく判断と同じか。 **平成 27 年 11 月 13 日国住街第 107 号「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて（技術的助言）」より抜粋** 「なお、当該建築物を「老人福祉センターその他これに類するもの」として取り扱った場合であっても、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）における当該建築物の取扱いについては、これらの法の趣旨に鑑み、従前と変わらないことに留意されたい。」	用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。なお、施設の利用目的や利用実態が明らかにバリアフリー法の趣旨と異なる施設については、法の趣旨を鑑みて個別に判断しても差し支えない。 （参照　平成 27 年 11 月 13 日国住街第 107 号↓）
12	令４条	令第４条第４号の解説で、類似用途でセレモニーホール、斎場とあるが、結婚式場はこの用途に該当しないと考えてよいか。	P.39 令第４条の解説により、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とするとしているため、所管の特定行政庁に確認いただきたい。
13	令５条 ３号	建築基準法第 85 条第６項の規定する劇場などの仮設興行場は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり。
14	令５条 ９号 10 号	令第５条第９号と第 10 号の違いは何か。	令第５条第９号は不特定かつ多数の者の利用がなく、主として高齢者、障害者等が利用する施設を規定し、第 10 号は不特定かつ多数の者が利用する施設を規定している。

No	該当条項	質　　問	回　　答
15	令５条 ９号 逐条解説の福祉施設の分類（P.235）	逐条解説の福祉施設の分類（P.235）について、分類表の障害者支援施設が特別特定建築物である○印ではなく※１印となっているが、「障害者」に知的・精神障害者等も含むとするバリアフリー法の制定主旨からすると、分類表の障害者支援施設は全てが特別特定建築物となるのではないか。	全ての障害者支援施設が「身体の機能上の制限を受けるもの」が利用するとは限らず、特別特定建築物に該当しないこともあり得ることを表中において※１印で表している。
16	令５条 14 号	飲食を伴うカラオケ店舗は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり（飲食店に該当）。
17	令９条	基準適合義務対象となる特別特定建築物の面積算定には、バックスペースも含むか。	基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の算定にあたっては、特別特定建築物の用に供される部分を面積算入するが、この面積には、不特定多数が利用しない従業員専用スペース等の部分も含むこととなる。
18	令９条	同一敷地内に 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物（物販店）がある場合にそれに付属する駐輪場又は別棟の倉庫は、特別特定建築物の一部であると解釈してよいか。	貴見のとおり。
19	令 11 条 ２号	解説にある「通常の老人ホーム等」については、令第５条第９号に該当するかどうかで判断してよいか。	解説にある「通常の老人ホーム等」とは、令第５条第９号に該当する建築物のうち、特定多数の者が利用し、かつ、主として視覚障害者が利用しないものであり、令第 11 条第２号の規定が適用されない建築物の一例として記載しているものである。 令第５条第９号に該当する建築物であっても、令第 11 条第２号の対象となることもあり得ることから、施設の利用実態等を鑑みて判断されたい。
20	令 11 条 ２号	「階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分」にはエスカレーターの乗降部は含まれないと考えてよいか。	貴見のとおり。
21	令 12 条	常時開放方式の防火設備等が設置されている避難階段についても基準を満たす必要はあるか。	不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用するもの（公立小学校等の場合は多数の者が利用するもの）であれば、基準を満たす必要がある。
22	令 13 条	本規定は、建物内部に設置される傾斜路のみを対象にしていると考えてよいか。	本規定は主に屋内に設けられる傾斜路を対象としたものであるが、上下階の移動に使用される傾斜路については、屋外に設けられた場合であっても対象となり得る。

No	該当条項	質　　問	回　　答
23	令 14 条 １項	以下は不特定多数利用便所として扱って良いか（男性用、女性用又は男女共用問わず）。 ・大便器一つのみの一室の便所 ・車椅子使用者用便房のみを設ける便所	貴見のとおり。
24	令 14 条 １項	同一敷地内に複数棟を新築する場合や別棟増築する場合、不特定多数利用便所の必要数は全ての建築物の階数を必要箇所として算定するのか。	不特定多数利用便所の必要数は、原則として建築物ごとに算定する。なお、増築等における令第 14 条の規定は増築等に係る部分に適用されることから、別棟の増築等を行う階の数（令和６年国交省告示第 1074 号第２に該当する階を除く。）により必要数を算定する。
25	令 14 条 ２項	ある階で令和６年国交省告示第 1074 号第２第２号を用いて不特定多数利用便所の設置を除外したものの、運用上、当該階に便所を設置した場合、併せて車椅子使用者用便房を設置する必要があるか（バーカウンターなどの小規模な飲食店に便所を設置する場合等）。	不特定多数の者が利用する便所であれば、当該便所は令第 14 条第１項の不特定多数利用便所に該当し、同条第２項の規定により車椅子使用者用便房の設置が必要となる。ただし、車椅子使用者用便房が不特定多数利用便所を兼ねることも可能である。 なお小規模階における車椅子使用者用便房の設置については令和６年国交省告示第 1074 号第５第４号を、また増築等（用途変更を含む）の場合は併せて令和 6 年国住参建第 3050 号第１　２（３）を参考にされたい。
26	令 14 条 ２項 令和６年国交省告示 1074 号 第５ ４号	告示中の「当該車椅子使用者用便房（中略）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房」とは、区別を設ける場合は、男子用及び女子用の車椅子使用者用便房を併せて１つとカウントするということか。	貴見のとおり。男子用及び女子用の区別を設けた車椅子使用者用便房は、同一階において男女合わせて１つとカウントする。 ［参照］P. 206　技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
27	令 14 条 ３項	便所内に設けなければならない、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具とはオストメイト対応のことか。 どの様な器具をどのように取付寸法とすればよいか。	P. 55 令第 14 条第３項に規定する水洗器具は、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）対応のものである。オストメイトは、便や尿が自分の意思と関係なく排泄されてしまうため、排泄物を受ける処理袋を腹部に装着しており、一定時間ごとに処理袋に溜まった排泄物を汚物流し等に捨て、処理袋や腹部を洗浄する必要がある。 したがって、当該水洗器具は少なくとも汚物流し台を設けた水栓が必要となる。なお、水洗は温水が出る混合水洗であることが望ましい。

No	該当条項	質　　問	回　　答
28	令 14 条 ３項	高齢者、障害者等が円滑に利用することができる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）の設置が求められることとなったが、当該便房内には、汚物流しは別に設けることが必須か。 便器と兼用（汚物流し用水洗をつけた便器）でも最低水準として可（確認申請上不適合と判断されないレベル）か。	P.55 令第14条第３項に規定するオストメイト対応の水洗器具については、汚物流し台を設けた水栓が必要であり、水栓をつけた便器（汚物流し台と便器を兼用したもの）の使用も可能である。しかし、この水栓をつけた便器はオストメイトの排泄物を受ける処理袋や腹部を洗浄する姿勢等に考慮すると利用しやすいものと言えないため、主に汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際に使用することが望ましい。
29	令 14 条 ３項	高齢者、障害者等が円滑に利用することができる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）は、車椅子使用者用便房内に設置しなければならないのか。	個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう各々専用便房として設置するのが望ましいといえる。また、車椅子使用者用便房内に設ける場合は、施設用途を十分考慮し、利用しやすさを工夫する必要がある。
30	令 16 条 ２項	令第16条第２項第１号又は第２号において、ただし書を適用した場合には、必ずしも客室内に便所や浴室等を設ける必要はないと考えてよいか。	貴見のとおり。
31	令 18 条 １項	バリアフリー法では敷地の定義がされていないが、建築基準法と同義であると解釈してよいか。 同義と考えた場合、建築基準法における敷地の外に設置される駐車場については、令第18条の駐車場の規定は適用されないと考えてよいか。	貴見のとおり。
32	令 18 条 １項 誘導基準 省令 12 条	平面駐車場で車椅子使用者用駐車施設数が充足する場合でも、機械式駐車場に車椅子が円滑に利用できる場所が１以上必要になるか。	平面駐車場と機械式駐車場に設ける駐車施設の合計値に基づく車椅子使用者用駐車施設の必要数以上を、平面駐車場に設けていれば不要である。
33	令 19 条 １項 １号	令第 19 条第１項第１号の「地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分」の除外規定があるが、一方、同項第二号には除外規定がない。上下の移動に係る部分の除外規定が適用されるのはどのような場合か。	例えば、下記の①②の場合は、除外規定が適用される。 ①直上階のみに利用居室があり、かつ車椅子使用者用便房も当該直上階のみにある場合 ②直下階のみに利用居室があり、かつ車椅子使用者用便房も当該直下階のみにある場合

No	該当条項	質　　問	回　　答
34	令 19 条 １項 ３号	機械式駐車場において、利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路（移動等円滑化経路）は格納空間内の乗降スペースまでの経路を指すか。	機械式駐車場の出入口から利用居室までの経路を指す。
35	令 19 条 ２項 ３号	物品販売店舗の売り場スペース等の居室内を通って、車椅子使用者用便房を利用する場合、当該居室内の通路部分を「移動等円滑化経路を構成する廊下等」と扱ってよいか。 また、便所内に車椅子使用者用便房を設置する場合も同様に、便所内の通路部分を「移動等円滑化経路を構成する廊下等」と扱ってよいか。	いずれも貴見のとおり。
36	令 19 条 ３項	政令第 19 条第１項第１号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。」とある。 同条第１項第２号でも「道等」とあるが、同条第３項の読み替え規定は、同条第１項第１号のみか。同条第１項第２号は該当していると解してよいか。	政令第19条第１項第１号及び第２号、両方について読み替えが可能。
37	令 20 条 標識省令	旧ハートビル法の基準適合義務により設置されたJIS　Z　8210以外の標識は、取り換える必要があるのか。	法第14条第５項により、既存建築物に関しては基準適合の努力義務が課せられる。
38	令 21 条	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設がない場合には、案内板等の設置は必要ないと考えてよいか。	貴見のとおり。
39	令 22 条	周辺の床と異なる材質の突起のないブロック等は、令第22条に規定する「線状ブロック等」に該当するか。	突起のないものは線状ブロック等に該当しない。
40	令 22 条	案内設備（インターホンなど）を敷地の入口付近に設けた場合、道等から当該設備までの距離が短くても、視覚障害者移動等円滑化経路は必要であると考えてよいか。	貴見のとおり。
41	令 23 条 １号	既存のホテルにおいて新たに50室以上の客室を増築しようとする場合、増築部分の客室数に対して必要となる車椅子使用者用客室数が既に設けられているのであれば、増築に伴い新たに車椅子使用者用客室を設ける必要はないか。	令第23条の規定により、令第16条の規定は増築部分に限り適用されることから、増築部分の客室数に対して必要となる車椅子使用者用客室数には、既存の車椅子使用者用客室数を含むことはできず、新たに車椅子使用者用客室を設ける必要がある。 ※平成 31 年 3 月改正「建築設計標準（追補版）」講習会配布資料の Q&A による

No	該当条項	質　　問	回　　答
42	令 23 条 ３号	令第23条第３号に規定する便所は令第14条に規定する便所と同様と考えてよいか。	貴見のとおり。
43	令 26 条	令第26条第２項の「当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）」で、出入口がある場合とは具体的にどのような場合を想定しているのか。	路面店等を想定している。
44	令 27 条	物販店舗などで階高が高い場合に、折り返し階段が２往復して１フロアに到達するような場合、元の延べ面積に算入されない部分を含めた２往復分（踊場が３箇所）の踊場及び段の部分のすべてを容積率の特例（不算入の床面積）の対象としてよいか。	容積率の算定の基礎となる延べ面積部分（階段１往復分のみ）が対象である。
45	令 27 条	容積率の特例（延べ面積の1/10の限度）については、複合建築物の場合、それぞれの用途ごとに不算入の床面積を算定すればよいか。	貴見のとおり。
46	誘導基準 省令３条 １項 ５号	建物の維持管理の為の室（機械室等）が廊下に面する場合、戸の開閉方向は外開きでもよいか。	外開きとなる場合は、当該戸が廊下に突出しないよう、戸幅以上の奥行きのアルコーブ等を設ける必要がある。 ただし、通常点検を室の外側より行うＥＰＳ等の扉については、この限りでない。
47	誘導基準 省令９条 ２項	１棟の病院で、一定階以上がツインタワー形式の計画の場合（ツインタワー部分の同一のフロア同士は連結されていない）、それぞれのタワー内の各階にオストメイト対応設備を備えた便房を設けるべきか、またはどちらかのタワー内に設けられていれば足りるか。	今回案件に関しては、誘導基準省令第９条第２項の「多数の者が利用する便所を設ける階」を「多数の者が利用する便所を設けるツインタワーそれぞれの階」と読み替える必要があると考える。
48	令和６年 国交省告 示1072号 １号 ２号 令和６年 国交省告 示1296号 １号 ２号	「出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所」とは、出入口の部分に乗降スペースが確保され、降車後の格納を駐車場管理者に対応してもらうケースも可か。	駐車場管理者に対応してもらうことで駐車する施設（機械式駐車場の設備の操作を除く。）は「出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合」に該当しない。 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所の具体的な例は、建築設計標準P. 40「留意点」を参照されたい。

No	該当条項	質　　問	回　　答
49	令和６年国交省告示1072号　１号 令和６年国交省告示1296号　１号	複数棟の機械式駐車場を設ける場合、全ての棟に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を一以上設ける必要があるか。	車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を一以上設けた機械式駐車場の駐車施設数を、車椅子使用者用駐車施設数として計上し、令第18条第１項各号の区分に応じた基準または誘導基準省令第12条の基準に適合すれば、複数棟の機械式駐車場の全てに車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける必要はない。
50	令和６年国交省告示1074号　第２	不特定多数の者等が利用する階から除外する階の「管理運営上設置が困難な階」の定義は。	商業施設の１階等で、人の出入りが多く、便所を設置した場合に管理が困難となる階、または、ホテルの客室のみの階や共同住宅の住戸のみの階で、各部屋に便所が設置されている場合などを想定している。
51	令和６年国交省告示1074号　第２	「不特定多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階」や「不特定多数の者等が滞在する時間が短い階」などの具体例を挙げてほしい。	通過動線のみの階、駐車場のみの階、ATMのみの階などを想定している。
52	令和６年国交省告示1074号　第２	「やむを得ないと認められる」ことについて、確認申請図書に何を記載し、どのように審査する必要があるか。また、審査の中で認定手続きが必要となるのか。	設計者が確認申請図書にその理由（床面積が著しく小さい等）を明記し、審査者はその理由が明記されていることを確認することが考えられる。なお、認定手続きは不要である。
53	令和６年国交省告示1074号　第２	令第14条第１項について、利用居室が無い階は不特定多数利用便所の設置は不要か。	利用居室の有無によらず、不特定多数の者等の利用があるかどうかで判断することとなる。なお、令和６年国交省告示第1074号第２各号に該当する場合は、不特定多数の者等の利用があっても便所の設置は不要となる。
54	令和６年国交省告示1074号　第３　第５	車椅子使用者用便房の設置数の算定に用いる便所設置階の床面積（1,000 ㎡未満、10,000㎡超）について、不特定多数の者等が利用しない部分（バックヤード等）は不算入としてよいか。	貴見のとおり。 ［参照］P.206～207　技術的助言（令和６年11月21日国住参建第3050号）
55	令和６年国交省告示1074号　第５　４号	小規模階（床面積が1,000㎡未満の階）を有する場合の車椅子使用者用便房の設置数の算定について、小規模階の床面積の合計には、告示第1074号第２各号の規定により便所を設置していない階の床面積は不算入としてよいか。	小規模階の床面積の算定において、令和６年国交省告示第1074号第２各号に該当する階（＝不特定多数の者等が利用する階から除外する階）であっても、不特定多数の者等の利用する部分の床面積を床面積の合計に算入する。 なお、便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみの階は除く。）の数が、小規模階の面積から算定した箇所数より少ない場合、車椅子使用者用便房の数は、便所設置階の数でよい。 ［参照］P.206～207　技術的助言（令和６年11月21日国住参建第3050号）

No	該当条項	質　　問	回　　答
56	令和６年国交省告示1074号　第５　４号	小規模階（バックヤード等を除き、床面積が 1,000 ㎡未満の階）への車椅子使用者用便房の設置について、床面積の算定は、不特定多数の者等が利用する部分の床面積のみが対象か。 例えば、ホテルの客室階であっても、不特定多数利用部分である廊下等は、1000㎡未満の階の床面積の合計の対象か。	貴見のとおり。ホテルの客室は、不特定多数利用部分でないため、算定の対象とはならないが、不特定多数利用部分となる廊下等は算定の対象となる。 ［参照］P. 206～207　技術的助言（令和６年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）
57	建築基準法施行規則別記第２号様式	劇場等の客席に車椅子使用者部分を設ける場合は、サイトラインの検証は必要か。	劇場等の客席に車椅子使用者用部分を設ける建築物であるときは、サイトラインの確保等について検証又は検討の内容を、建築基準法施行規則別記第２号様式「確認申請書（建築物）」第４面の【19. 備考】欄に記入を求める。なお、サイトラインの確保等に係る記載事項は、建築確認の審査を行うに当たっての補足的事項であるため、当該検証又は検討をしていないことをもって、審査結果に影響はない。
58	建築基準法施行規則別記第２号様式	車椅子使用者用客席のサイトラインの検証の内容及び分散配置及び同伴者席の隣接設置についての検討の内容の記入を求める背景は何か。	本件は、国土交通省が設置した「サイトラインの確保等に関する検討ワーキンググループ（令和６年度）」の結果を踏まえ、令和７年７月１日に建築基準法施行規則別記第２号様式の改正を行ったものである。 なお、国土交通省において、今後の確認申請における実績を収集し、サイトラインの検証又は検討の状況を分析する予定である。

【参考】建築設計標準の改正（令和３年３月）にあたって設置された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗 WG」において挙げられた意見とその回答

（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000133.html）

■　第 4 回検討会及び小規模店舗 WG に対するご意見への対応の方向性（抜粋）

No	委員のご意見及び追加意見（概要）	対応・回答
3	法令上の適合義務基準として下線が引かれている「車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」（平成18年国土交通省告示第1496号）第２号の「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しており、当該段落内に書かれた内容（便房の標準内法寸法200cm以上×200cm以上など）はその解説を示しているという理解でよいでしょうか。	本建築設計標準における「十分な空間の確保」は、平成18年国土交通省告示第1496号 第２号の「車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しています。その後の建築設計標準の内容は、平成18年国土交通省告示第1496号2号に示される「十分な空間の確保」に対する、実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を示しており、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるものとして示しております。
39	今回、建築設計標準における「～とする。」の定義が示されましたが、法令上の適合義務基準の解説において「～とする。」という表現が用いられていても、それはあくまで「標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるもの」として示しているものであって、適合していなければ法令に反するということを意図したものではないという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	現在予定されている令和３年３月の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正後、特定行政庁等では、建築確認時の審査に反映する内容の検討及び建築設計者等への内容の周知が必要となります。改正後、必要な期間を経て、建築確認時の審査に反映することは特定行政庁の裁量で実施してよろしいか。 なお、建築設計者等への周知期間としては６ヶ月程度必要と考えています。	ご理解の通りです。
42	建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされていますが、具体的にどの部分がこれに該当する記述なのか分かりづらいです。 検討会資料では「法令上の適合義務基準」に該当する記述に下線が引かれていますが、冊子にする場合にも、何かしらの方法で法令に対応する部分を明確にしていただくようお	建築設計標準の定義の表現について解釈をより明確にするために、以下のように改めて見直し修正します。 「建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容

	願いします。	と、望ましい整備内容等を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。」
43	今回、「床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の場合には、車椅子使用者用便房に直径180㎝以上の円が内接できるスペースを設けること」について、検討会の資料においては、法令上の適合義務基準の解説であるかのような記載がされ、委員の方達もそのような認識の上で議論をされているような印象を受けました。 また、建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされており、多くの行政庁や指定確認検査機関が移動等円滑化基準を審査する際の参考にしていることから、上記内容は義務化を意図したものではないとはっきりした説明がない場合、車椅子使用者用便房内に当該スペースが確保できないと建築確認が下りなくなることが想定されます。 建築設計標準は３月に改正されると聞いており、現在設計を進めている建築物にも大きな影響がありますので、今回の改正内容やその扱いについて、審査側・申請者側にもできるだけ早い段階で十分な周知をしていただくようお願いします。	床面積2,000㎡以上の特別特定建築物に設ける車椅子使用者用便房に直径180㎝以上の円が内接できるスペースを設けることは、個々のプロジェクトの事情で対応できない場合も想定されるため、義務化を意図したものではありません。従いまして、今回の改正においては、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容で積極的に備えることが求められるものとして位置づけております。（No.３、41、42の回答も参照ください。）

バリアフリー法（建築物）
所 管 行 政 庁 一 覧

参考１０

バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧

令和８年1月１日現在

1	北海道	… 265	25	滋賀県	… 277
2	青森県	… 265	26	京都府	… 279
3	岩手県	… 265	27	大阪府	… 279
4	宮城県	… 265	28	兵庫県	… 279
5	秋田県	… 265	29	奈良県	… 281
6	山形県	… 267	30	和歌山県	… 281
7	福島県	… 267	31	鳥取県	… 281
8	茨城県	… 267	32	島根県	… 281
9	栃木県	… 267	33	岡山県	… 281
10	群馬県	… 267	34	広島県	… 281
11	埼玉県	… 267	35	山口県	… 281
12	千葉県	… 271	36	徳島県	… 283
13	東京都	… 271	37	香川県	… 283
14	神奈川県	… 273	38	愛媛県	… 283
15	新潟県	… 275	39	高知県	… 283
16	富山県	… 275	40	福岡県	… 283
17	石川県	… 275	41	佐賀県	… 283
18	福井県	… 275	42	長崎県	… 283
19	山梨県	… 275	43	熊本県	… 283
20	長野県	… 275	44	大分県	… 283
21	岐阜県	… 275	45	宮崎県	… 283
22	静岡県	… 275	46	鹿児島県	… 283
23	愛知県	… 277	47	沖縄県	… 285
24	三重県	… 277			

※　【限】：限定特定行政庁

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）		
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先	
1	北海道	北海道	建設部住宅局建築指導課建築基準係	011-231-4111	なし	各（総合）振興局建設指導課	—	各（総合）振興局建設指導課	—	建設部住宅局建築指導課 建築基準係	011-231-4111	
1	北海道	札幌市	都市局建築指導部建築安全推進課（特定審査担当）	011-211-2867	なし	都市局建築指導部建築安全推進課（特定審査担当）	011-211-2867	都市局建築指導部建築確認課	011-211-2846	都市局建築指導部管理課指導係	011-211-2859	
1	北海道	函館市	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	なし	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	
1	北海道	旭川市	建築部建築指導課	0166-25-8597	なし	建築部建築指導課	0166-25-8597	建築部建築指導課	0166-25-8597	建築部建築指導課	0166-25-8597	
1	北海道	小樽市	建設部建築指導課	0134-32-4111	なし	建設部建築指導課	0134-32-4111	建設部建築指導課	0134-32-4111	建設部建築指導課	0134-32-4111	
1	北海道	釧路市	住宅都市部建築指導課	0154-31-4577	なし	住宅都市部建築指導課	0154-31-4577	住宅都市部建築指導課	0154-31-4577	住宅都市部建築指導課	0154-31-4577	
1	北海道	苫小牧市	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	なし	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	
1	北海道	室蘭市	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	なし	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	
1	北海道	帯広市	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	なし	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	
1	北海道	北見市	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	なし	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	なし	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042	
1	北海道	【限】岩見沢市	建設部建築課	0126-23-4111	なし	—	—	建設部建築課	0126-23-4111	—	—	
1	北海道	【限】千歳市	建設部建築課	0123-24-3131	なし	—	—	建設部建築課	0123-24-3131	—	—	
1	北海道	【限】網走市	建設港湾部建築課	0152-44-6111	なし	—	—	建設港湾部建築課	0152-44-6111	—	—	
1	北海道	【限】恵庭市	建設部建築課	0123-33-3131	なし	—	—	建設部建築課	0123-33-3131	—	—	
1	北海道	【限】登別市	都市整備部建築住宅ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0143-85-2111	なし	—	—	都市整備部建築住宅ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0143-85-2111	—	—	
1	北海道	【限】稚内市	建設産業部都市整備課	0162-23-6466	なし	—	—	建設産業部都市整備課	0162-23-6466	—	—	
1	北海道	【限】伊達市	建設部都市住宅課	0142-82-3294	なし	—	—	建設部都市住宅課	0142-82-3294	—	—	
1	北海道	【限】名寄市	建設水道部建築課	01655-3-2511	なし	—	—	建設水道部建築課	01655-3-2511	—	—	
1	北海道	【限】北広島市	建設部建築課	011-372-3311	なし	—	—	建設部建築課	011-372-3311	建設部建築課	011-372-3311	
1	北海道	【限】砂川市	建設部建築住宅課	0125-54-2121	なし	—	—	建設部建築住宅課	0125-54-2121	—	—	
1	北海道	【限】深川市	建設水道部建築住宅課	0164-26-2228	なし	—	—	建設水道部建築住宅課	0164-26-2228	—	—	
1	北海道	【限】紋別市	建設部 都市建築課	0158-24-2111	なし	—	—	建設部 都市建築課	0158-24-2111	—	—	
1	北海道	【限】留萌市	都市環境部建築住宅課	0164-42-2025	なし	—	—	都市環境部建築住宅課	0164-42-2025	—	—	
1	北海道	【限】士別市	建設環境部建築課	0165-26-7801	なし	—	—	建設環境部建築課	0165-26-7801	—	—	
1	北海道	【限】白老町	建設課	0144-82-4215	なし	—	—	建設課	0144-82-4215	—	—	
1	北海道	【限】石狩市	建設水道部建築住宅課	0133-72-3141	なし	—	—	建設水道部建築住宅課	0133-72-3141	—	—	
1	北海道	【限】富良野市	建設水道部都市建築課	0167-39-2316	なし	—	—	建設水道部都市建築課	0167-39-2316	—	—	
1	北海道	【限】中標津町	都市住宅課	0153-73-3111	なし	—	—	都市住宅課	0153-73-3111	—	—	
1	北海道	【限】音更町	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	なし	—	—	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	
1	北海道	【限】当別町	建設水道部建設課	0133-23-3147	なし	—	—	建設水道部建設課	0133-23-3147	—	—	
1	北海道	【限】幕別町	建設部都市計画課	0155-54-6623	なし	—	—	建設部都市計画課	0155-54-6623	—	—	
1	北海道	【限】芽室町	都市経営課	0155-62-9721	なし	—	—	都市経営課	0155-62-9721	—	—	
1	北海道	【限】美幌町	建設部建設課	0152-73-1111	なし	—	—	建設部建設課	0152-73-1111	—	—	
1	北海道	【限】芦別市	経済建設部都市建設課	0124-27-7385	なし	—	—	経済建設部都市建設課	0124-27-7385	—	—	
1	北海道	【限】長沼町	都市整備課	0123-88-2111	なし	—	—	都市整備課	0123-88-2111	—	—	
1	北海道	【限】根室市	建設水道部建築住宅課	0153-23-6111	なし	—	—	建設水道部建築住宅課	0153-23-6111	—	—	
1	北海道	【限】三笠市	建設部建築課	01267-2-3999	なし	—	—	建設部建築課	01267-2-3999	—	—	
1	北海道	【限】遠軽町	経済部建設課	0158-42-4817	なし	—	—	経済部建設課	0158-42-4817	—	—	
1	北海道	【限】東神楽町	建設水道課	0166-83-2111	なし	—	—	建設水道課	0166-83-2111	—	—	
1	北海道	【限】森町	建設課	01374-7-1285	なし	—	—	建設課	01374-7-1285	—	—	
2	青森県	青森県	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	なし	各県土整備事務所	—	各県土整備事務所	—	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	
2	青森県	青森市	建築指導課	017-752-8245	なし	建築指導課	017-752-8245	建築指導課	017-752-8245	建築指導課	017-752-8245	
2	青森県	八戸市	建築指導課	0178-43-2111(4851)	なし	建築指導課	0178-43-2111(4851)	建築指導課	0178-43-2111(4851)	建築指導課	0178-43-2111(4851)	
2	青森県	弘前市	建築指導課	0172-40-7053	なし	建築指導課	0172-40-7053	建築指導課	0172-40-7053	建築指導課	0172-40-7053	
3	岩手県	岩手県	建築住宅課建築指導担当	019-629-5937	なし	各地方振興局土木部	—	各地方振興局土木部	—	建築住宅課建築指導担当	019-629-5937	
3	岩手県	盛岡市	建築指導課	019-651-4111	なし	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111	
3	岩手県	【限】宮古市	建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	なし	—	—	建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	—	—	
3	岩手県	【限】花巻市	建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	なし	建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	—	—	
3	岩手県	【限】北上市	都市計画課建築指導係	0197-72-8277	なし	—	—	都市整備部都市計画課建築指導係	0197-72-8277	—	—	
3	岩手県	【限】釜石市	都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	なし	—	—	都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	—	—	
3	岩手県	【限】一関市	都市整備課建築指導係	0191-21-2111	なし	—	—	都市整備課建築指導係	0191-21-2111	—	—	
3	岩手県	【限】奥州市	都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111	なし	都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111	都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111	都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111	
4	宮城県	宮城県	建築宅地課建築指導班	022-211-3243	なし	各土木事務所建築担当班	—	各土木事務所建築担当班	—	建築宅地課建築指導班	022-211-3243	
4	宮城県	仙台市	建築指導課指導係	022-214-8348	なし	建築審査課	022-214-8485	建築審査課	022-214-8485	建築指導課管理係	022-214-8347	
4	宮城県	塩竈市	まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	なし	まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	
4	宮城県	石巻市	建築指導課審査係	0225-95-1111	なし	建築指導課審査係	0225-95-1111	建築指導課審査係	0225-95-1111	建築指導課審査係	0225-95-1111	
4	宮城県	大崎市	建築指導課審査担当	0229-23-8057	なし	建築指導課審査担当	0229-23-8057	建築指導課審査担当	0229-23-8057	建築指導課指導担当	0229-23-8057	
5	秋田県	秋田県	建築住宅課建築指導チーム	018-860-2565	なし	各地域振興局建設部建築課	—	各地域振興局建設部建築課	—	建築住宅課建築指導チーム	018-860-2565	
5	秋田県	秋田市	建築指導課	018-888-5769	なし	建築指導課	018-888-5769	建築指導課	018-888-5769	建築指導課	018-888-5769	
5	秋田県	横手市	建築住宅課	0182-35-2224	なし	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224	

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名(福祉の街づくり条例等)(該当章)	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名(福祉的基準がある場合)
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
各(総合)振興局建設指導課	―	各(総合)振興局建設指導課	―	北海道福祉のまちづくり条例	保健福祉部福祉援護課	011-231-4111	各(総合)振興局建設指導課	―	北海道建築基準法施行条例
都市局建築指導部建築安全推進課(特定審査担当)	011-211-2867	都市局建築指導部建築安全推進課監察係	011-211-2808	札幌市福祉のまちづくり条例	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	011-211-2936	都市局建築指導部建築安全推進課(特定審査担当)	011-211-2867	―
都市建設部建築行政課	0138-21-3392	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	函館市福祉のまちづくり条例	保健福祉部地域福祉課	0138-21-3289	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	函館市建築基準条例
建築部建築指導課	0166-25-8597	建築部建築指導課	0166-25-8597	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建築指導課	0134-32-4111	建設部建築指導課	0134-32-4111	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	小樽市建築基準法施行条例
住宅都市部建築指導課	0154-31-4577	住宅都市部建築指導課	0154-31-4577	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	釧路市建築基準法施行条例
都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	苫小牧市福祉のまちづくり条例	福祉部障がい福祉課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	苫小牧市建築基準法施行条例
都市建設部建築指導課	0143-25-2664	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	室蘭市建築基準法施行条例
都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	帯広市建築基準法施行条例
都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	北見市建築基準法施行条例
建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建築課	0126-23-4111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建築課	0123-24-3131	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設港湾部建築課	0152-44-6111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建築課	0123-33-3131	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
都市整備部建築住宅ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0143-85-2111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設産業部都市整備課	0162-23-6466	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部都市住宅課	0142-82-3294	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設水道部建築課	01655-3-2511	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建築課	011-372-3311	建設部建築課	011-372-3311	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建築住宅課	0125-54-2121	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設水道部建築住宅課	0164-26-2228	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部 都市建築課	0158-24-2111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
都市環境部建築住宅課	0164-42-2025	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設環境部建築課	0165-26-7801	―	―	士別市福祉のまちづくり条例	健康福祉部福祉課	0165-26-7743	認定等は北海道福祉のまちづくり条例にて対応	―	―
建設課	0144-82-4215	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設水道部建築住宅課	0133-72-3141	―	―	石狩福祉のまちづくり条例	保健福祉部福祉総務課	0133-72-3152	―	―	―
建設水道部都市建築課	0167-39-2316	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
都市住宅課	0153-73-3111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設水道部建設課	0133-23-3147	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部都市計画課	0155-54-6623	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
都市経営課	0155-62-9721	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建設課	0152-73-1111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
経済建設部都市建設課	0124-27-7385	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
都市整備課	0123-88-2111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設水道部建築住宅課	0153-23-6111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設部建築課	01267-2-3999	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
経済部建設課	0158-42-4817	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設水道課	0166-83-2111	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
建設課	01374-7-1285	―	―	北海道福祉のまちづくり条例	―	―	―	―	―
各県土整備事務所	―	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	青森県福祉のまちづくり条例	健康医療福祉部障がい福祉課	017-734-9307	各県土整備事務所	―	なし
建築指導課	017-752-8245	建築指導課	017-752-8245	青森県福祉のまちづくり条例	―	―	建築指導課	017-752-8245	なし
建築指導課	0178-43-2111(4851)	建築指導課	0178-43-2111(4851)	青森県福祉のまちづくり条例	―	―	建築指導課	0178-43-2111(4851)	なし
建築指導課	0172-40-7053	建築指導課	0172-40-7053	青森県福祉のまちづくり条例	―	―	建築指導課	0172-40-7053	なし
各地方振興局土木部	―	各地方振興局土木部	―	ひとにやさしいまちづくり条例	保健福祉部地域福祉課	019-629-5421	各地方振興局土木部	―	―
建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111	ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築指導課	019-651-4111	―
建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	―	―	ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	―
建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	―
都市整備部都市計画課建築指導係	0197-72-8277	―	―	ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	都市整備部都市計画課建築指導係	0197-72-8277	―
都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	―	―	ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	―
都市整備課建築指導係	0191-21-2111	―	―	ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	都市整備課建築指導係	0191-21-2111	―
都市整備部 都市計画課 建築指導係	0197-35-2111	都市整備部 都市計画課 建築指導係	0197-35-2111	ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	都市整備部 都市計画課 建築指導係	0197-35-2111	―
建築宅地課建築指導班	022-211-3243	各土木事務所建築担当班	―	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	保健福祉部社会福祉課	022-211-2519	各土木事務所建築担当班	―	―
各区役所街並み形成課	―	各区役所街並み形成課	―	仙台市人にやさしいまちづくり条例	社会課管理係	022-214-8541	各区役所街並み形成課	―	なし
まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(県条例)	まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	まちづくり・建築課指導係	022-364-1126	―
建築指導課審査係	0225-95-1111	建築指導課審査係	0225-95-1111	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(県条例)	建築指導課審査係	0225-95-1111	建築指導課審査係	0225-95-1111	―
建築指導課審査担当	0229-23-8057	建築指導課指導担当	0229-23-8057	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(県条例)	建築指導課指導担当	0229-23-8057	建築指導課審査担当	0229-23-8057	―
各地域振興局建設部建築課	―	各地域振興局建設部建築課	―	秋田県バリアフリ-社会の形成に関する条例	健康福祉部障害福祉課調整・障害福祉チーム	018-860-1331	各地域振興局建設部建築課	―	なし
建築指導課	018-888-5769	建築指導課	018-888-5769	秋田県バリアフリ-社会の形成に関する条例	―	―	建築指導課	018-888-5769	なし
建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224	秋田県バリアフリ-社会の形成に関する条例	―	―	建築住宅課	0182-35-2224	なし

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）		
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先	
5	秋田県	【限】大館市	建築住宅課	0186-43-7083	なし	建築住宅課	0186-43-7083	建築住宅課	0186-43-7083	―	―	
5	秋田県	【限】大仙市	建築住宅課	0187-88-8822	なし	建築住宅課	0187-88-8822	建築住宅課	0187-88-8822	―	―	
6	山形県	山形県	県土整備部建築住宅課建築行政担当	023-630-2641	山形県みんなにやさしいまちづくり条例（第5章の2）	各総合支庁建設部建築課	―	各総合支庁建設部建築課	―	各総合支庁建設部建築課	―	
6	山形県	山形市	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)（第5章の2）	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	
6	山形県	【限】酒田市	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)（第5章の2）	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749	―	―	
6	山形県	【限】鶴岡市	建設部建築課建築指導係	0235-35-1432	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)（第5章の2）	建設部建築課建築指導係	0235-35-1432	建設部建築課建築指導係	0235-35-1432	―	―	
6	山形県	【限】米沢市	建設部建築住宅課建築指導担当	0238-22-5111	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)（第5章の2）	建設部建築住宅課建築指導担当	0238-22-5111	建設部建築住宅課建築指導担当	0238-22-5111	―	―	
6	山形県	【限】天童市	建設部都市計画課建築住宅係	023-654-1111	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)（第5章の2）	建設部都市計画課建築住宅係	023-654-1111	建設部都市計画課建築住宅係	023-654-1111	―	―	
7	福島県	福島県	土木部建築指導課	024-521-7523	なし	各建設事務所建築住宅部	―	各建設事務所建築住宅部	―	土木部建築指導課	024-521-7523	
7	福島県	いわき市	建築指導課　建築審査係	0246-38-9095	なし	建築指導課　建築審査係	0246-38-9095	建築指導課　建築審査係	0246-38-9095	建築指導課　建築審査係	0246-38-9095	
7	福島県	郡山市	都市構想部開発建築法務課	024-924-2371	なし	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	
7	福島県	福島市	開発建築指導課 建築審査係	024-572-5724	なし	開発建築指導課建築審査係	024-572-5724	開発建築指導課建築審査係	024-572-5724	開発建築指導課指導係	024-525-3764	
7	福島県	【限】会津若松市	建築住宅課 建築指導グループ	0242-39-1307	なし	建築住宅課 建築指導グループ	0242-39-1307	建築住宅課 建築指導グループ	0242-39-1307	各建設事務所建築住宅部	―	
7	福島県	【限】須賀川市	建築住宅課指導企画係	0248-88-9151	なし	建築住宅課指導企画係	0248-88-9151	建築住宅課指導企画係	0248-88-9151	各建設事務所建築住宅部	―	
8	茨城県	茨城県	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)	なし	本庁及び各県民センター	―	本庁及び各県民センター	―	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)	
8	茨城県	水戸市	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	なし	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	
8	茨城県	日立市	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	なし	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	
8	茨城県	土浦市	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	なし	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	
8	茨城県	古河市	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	なし	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	
8	茨城県	北茨城市	都市建設部都市計画課建築営繕係	0293-43-1111(代)	なし	都市建設部都市計画課建築営繕係	0293-43-1111(代)	都市建設部都市計画課建築営繕係	0293-43-1111(代)	都市建設部都市計画課建築営繕係	0293-43-1111(代)	
8	茨城県	取手市	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	なし	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	
8	茨城県	ひたちなか市	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	なし	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	
8	茨城県	つくば市	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	なし	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	
8	茨城県	高萩市	産業建設部都市建設課	0293-23-7032(直)	なし	産業建設部都市建設課	0293-23-7032(直)	産業建設部都市建設課	0293-23-7032(直)	産業建設部都市建設課	0293-23-7032(直)	
9	栃木県	栃木県	県土整備部建築指導課企画指導担当	028-623-2863	なし	県土整備部建築指導課審査指導第一担当	028-623-2867	県土整備部建築指導課審査指導第一担当	028-623-2867	県土整備部建築指導課企画指導担当	028-623-2863	
						県土整備部建築指導課審査指導第二担当	028-623-2872	県土整備部建築指導課審査指導第二担当	028-623-2872			
9	栃木県	宇都宮市	都市整備部建築指導課	028-632-2577	なし	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577	
9	栃木県	足利市	建築指導課	0284-20-2171	なし	建築指導課	0284-20-2171	建築指導課	0284-21-2171	建築指導課	0284-20-2171	
9	栃木県	小山市	建築指導課	0285-22-9232	なし	建築指導課	0285-22-9232	建築指導課	0285-22-9232	建築指導課	0285-22-9232	
9	栃木県	鹿沼市	建築指導課	0289-63-2430	なし	建築指導課	0289-63-2430	建築指導課	0289-63-2430	建築指導課	0289-63-2430	
9	栃木県	栃木市	建築指導課	0282-21-2442	なし	建築指導課	0282-21-2442	建築指導課	0282-21-2442	建築指導課	0282-21-2442	
9	栃木県	佐野市	建築指導課	0283-20-3104	なし	建築指導課	0283-20-3104	建築指導課	0283-20-3104	建築指導課	0283-20-3104	
9	栃木県	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174	なし	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174	
9	栃木県	日光市	建築住宅課	0288-21-5197	なし	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197	
9	栃木県	大田原市	建築住宅課	0287-23-1178	なし	建築住宅課	0287-23-1178	建築住宅課	0287-23-1178	建築住宅課	0287-23-1178	
10	群馬県	群馬県	県土整備部建築課	0276-226-3702	なし	県土整備部建築課	0276-226-3702	県土整備部建築課	0276-226-3702	県土整備部建築課	0276-226-3702	
10	群馬県	前橋市	都市計画部建築指導課	027-898-6753	なし	都市計画部建築指導課	027-898-6753	都市計画部建築指導課	027-898-6753	都市計画部建築指導課	027-898-6753	
10	群馬県	高崎市	建設部建築指導課	027-321-1271	なし	建設部建築指導課	027-321-1271	建設部建築指導課	027-321-1271	建設部建築指導課	027-321-1271	
10	群馬県	桐生市	都市整備部建築指導課	0277-48-9033	なし	都市整備部建築指導課	0277-48-9033	都市整備部建築指導課	0277-48-9033	都市整備部建築指導課	0277-48-9033	
10	群馬県	伊勢崎市	都市計画部建築指導課	0270-24-5111	なし	都市計画部建築指導課	0270-24-5111	都市計画部建築指導課	0270-24-5111	都市計画部建築指導課	0270-24-5111	
10	群馬県	太田市	都市政策部建築指導課	0276-47-1862	なし	都市政策部建築指導課	0276-47-1862	都市政策部建築指導課	0276-47-1862	都市政策部建築指導課	0276-47-1862	
10	群馬県	館林市	都市建設部建築課	0276-47-5157	なし	都市建設部建築課	0276-47-5157	都市建設部建築課	0276-47-5157	都市建設部建築課	0276-47-5157	
10	群馬県	【限】沼田市	都市建設部建築住宅課建築指導係	0278-23-2111	なし	―	―	都市建設部建築住宅課建築指導係	0278-23-2111	―	―	
10	群馬県	【限】渋川市	建設交通部建築住宅課指導係	0279-25-7191	なし	―	―	建設交通部建築住宅課指導係	0279-25-7191	―	―	
10	群馬県	【限】藤岡市	都市建設部建築課建築指導係	0274-40-2827	なし	―	―	都市建設部建築課建築指導係	0274-40-2827	―	―	
10	群馬県	【限】富岡市	建設水道部建築課建築指導係	0274-62-1511	なし	―	―	建設水道部建築課建築指導係	0274-62-1511	―	―	
10	群馬県	【限】安中市	まちづくり部建築住宅課	027-382-1111	なし	―	―	まちづくり部建築住宅課	027-382-1111	―	―	
10	群馬県	【限】みどり市	都市建設部建築指導課審査指導係	0277-76-2189	なし	―	―	都市建設部建築指導課審査指導係	0277-76-2189	―	―	
11	埼玉県	埼玉県	都市整備部建築安全課建築指導担当	048-830-5519	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	各建築安全センター	―	各建築安全センター	―	都市整備部建築安全課建築指導担当	048-830-5519	
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築安全課	048-258-6345	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345	
11	埼玉県	川越市	都市計画部建築指導課	049-224-5974	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974	
11	埼玉県	所沢市	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名 (福祉の街づくり条例等) (該当章)	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名 (福祉的基準がある場合)
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
建築住宅課	0186-43-7083	建築住宅課	0186-43-7083	秋田県バリアフリ-社会の形成に関する条例	―	―	建築住宅課	0186-43-7083	なし
建築住宅課	0187-88-8822	建築住宅課	0187-88-8822	秋田県バリアフリ-社会の形成に関する条例	―	―	建築住宅課	0187-88-8822	なし
各総合支庁建設部建築課	―	各総合支庁建設部建築課	―	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(第5章の2)	健康福祉部地域福祉推進課	023-630-2269	各総合支庁建設部建築課	―	なし
まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	福祉推進部障がい福祉課	023-641-1212	―
建設部建築課確認審査係	0234-26-5749	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	―	―	―
建設部建築課建築指導係	0235-35-1432	建設部建築課建築指導係	0235-35-1432	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	―	―	―
建設部建築住宅課建築指導担当	0238-22-5111	建設部建築住宅課建築指導担当	0238-22-5111	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	―	―	なし
建設部都市計画課建築住宅係	023-654-1111	建設部都市計画課建築住宅係	023-654-1111	山形県みんなにやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	―	―	―
各建設事務所建築住宅部	―	各建設事務所建築住宅部	―	人にやさしいまちづくり条例	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170	各建設事務所建築住宅部	―	福島県建築基準法施行条例
建築指導課　建築審査係	0246-38-9095	建築指導課　建築審査係	0246-38-9095	人にやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	建築指導課　建築審査係	0246-38-9095	福島県建築基準法施行条例(県条例)
都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	人にやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	福島県建築基準法施行条例(県条例)
開発建築指導課指導係	024-525-3764	開発建築指導課建築審査係	024-572-5724	人にやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	開発建築指導課建築審査係	024-572-5724	福島県建築基準法施行条例(県条例)
建築住宅課　建築指導グループ	0242-39-1307	建築住宅課建築指導グループ	0242-39-1307	人にやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	各建設事務所建築住宅部	―	福島県建築基準法施行条例(県条例)
建築住宅課指導企画係	0248-88-9151	建築住宅課指導企画係(旧4号建築物)	0248-88-9151	人にやさしいまちづくり条例(県条例)	―	―	各建設事務所建築住宅部	―	福島県建築基準法施行条例(県条例)
土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)	土木部都市局建築指導課監察・免許グループ	029-301-4722(直)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	福祉部長寿福祉課	029-301-3326(直)	本庁及び各県民センター	―	なし
都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	福祉部福祉総務課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	なし
都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	なし
都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	保健福祉部社会福祉課	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	なし
都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	なし
都市建設部都市計画課建築営繕係	0293-43-1111(代)	都市建設部都市計画課建築営繕係	0293-43-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	市民福祉部　高齢福祉課	0293-43-1111(代)	都市建設部都市計画課建築営繕係	0293-43-1111(代)	なし
都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	健康福祉部障害福祉課	0297-74-2141(代)	健康福祉部障害福祉課	0297-74-2141(代)	なし
都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	保健福祉部地域福祉課	029-273-0111(代)	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	なし
都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	なし
産業建設部都市建設課	0293-23-7032(直)	産業建設部都市建設課	0293-23-7032(直)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	健康福祉部生涯現役推進課	0293-23-1125	産業建設部都市建設課	0293-23-7032(直)	なし
県土整備部建築指導課審査指導第一担当	028-623-2867	県土整備部建築指導課防災耐震担当	028-623-2865	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	保健福祉部保健福祉課	028-623-3047	県土整備部建築指導課審査指導第一担当	028-623-2867	なし
県土整備部建築指導課審査指導第二担当	028-623-2872						県土整備部建築指導課審査指導第二担当	028-623-2872	
都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577	宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例	保健福祉部保健福祉総務課	028-632-2919	都市整備部建築指導課	028-632-2577	なし
建築指導課	0284-20-2171	建築指導課	0284-20-2171	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築指導課	0284-20-2171	なし
建築指導課	0285-22-9232	建築指導課	0285-22-9233	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築指導課	0285-22-9232	なし
建築指導課	0289-63-2430	建築指導課	0289-63-2430	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築指導課	0289-63-2430	なし
建築指導課	0282-21-2442	建築指導課	0282-21-2442	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築指導課	0282-21-2442	なし
建築指導課	0283-20-3104	建築指導課	0283-20-3104	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築指導課	0283-20-3104	なし
建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築指導課	0287-62-7174	なし
建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築住宅課	0288-21-5197	なし
建築住宅課	0287-23-1178	建築住宅課	0287-23-1178	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	―	―	建築住宅課	0287-23-1178	なし
県土整備部建築課	0276-226-3702	県土整備部建築課	0276-226-3702	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	健康福祉部障害政策課	027-226-2634	健康福祉部障害政策課	027-226-2634	なし
都市計画部建築指導課	027-898-6753	都市計画部建築指導課	027-898-6753	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
建設部建築指導課	027-321-1271	建設部建築指導課	027-321-1271	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
都市整備部建築指導課	0277-48-9033	都市整備部建築指導課	0277-48-9033	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
都市計画部建築指導課	0270-24-5111	都市計画部建築指導課	0270-24-5111	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
都市政策部建築指導課	0276-47-1862	都市政策部建築指導課	0276-47-1862	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
都市建設部建築課	0276-47-5157	都市建設部建築課	0276-47-5157	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
都市建設部建築住宅課建築指導係	0278-23-2111	―	―	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
建設交通部建築住宅課指導係	0279-25-7191	―	―	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
都市建設部建築課建築指導係	0274-40-2827	―	―	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
建設水道部建築課建築指導係	0274-62-1511	―	―	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
まちづくり部建築住宅課	027-382-1111	―	―	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
都市建設部建築指導課審査指導係	0277-76-2189	―	―	人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)	―	―	―	―	なし
各建築安全センター	―	各建築安全センター	―	埼玉県福祉のまちづくり条例	総括(建築物以外):福祉部福祉政策課 (建築物):都市整備部建築安全課	048-830-3391 048-830-5519	建築物:各建築安全センター 公園(都市公園等):都市整備部公園スタジアム課 上記以外:福祉部福祉政策課	048-830-5519 048-830-5401 048-830-3391	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345	埼玉県福祉のまちづくり条例	都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974	埼玉県福祉のまちづくり条例	―	―	都市計画部建築指導課	049-224-5974	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	埼玉県福祉のまちづくり条例	―	―	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）		
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先	
11	埼玉県	越谷市	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	
11	埼玉県	さいたま市	建設局建築部建築総務課	048-829-1539	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	北部建設事務所建築審査課 南部建設事務所建築審査課	048-646-3242 048-840-6242	北部建設事務所建築審査課 南部建設事務所建築審査課	048-646-3242 048-840-6242	建設局建築部建築行政課	048-829-1533	
11	埼玉県	草加市	都市整備部建築安全課	048-922-0151	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市整備部建築安全課	048-922-0151	都市整備部建築安全課	048-922-0151	都市整備部建築安全課	048-922-0151	
11	埼玉県	上尾市	都市整備部建築安全課	048-775-8490	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市整備部建築安全課	048-775-8490	都市整備部建築安全課	048-775-8490	都市整備部建築安全課	048-775-8490	
11	埼玉県	熊谷市	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	
11	埼玉県	新座市	まちづくり未来部建築審査課	048-477-4309	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	まちづくり未来部建築審査課	048-477-4309	まちづくり未来部建築審査課	048-477-4309	まちづくり未来部建築審査課	048-477-4309	
11	埼玉県	春日部市	都市整備部建築課	048-796-8046	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課	048-796-8046	都市整備部建築課	048-796-8046	都市整備部建築課	048-796-8046	
11	埼玉県	狭山市	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	
11	埼玉県	久喜市	まちづくり推進部建築審査課	0480-22-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	まちづくり推進部建築審査課	0480-22-1111	まちづくり推進部建築審査課	0480-22-1111	まちづくり推進部建築審査課	0480-22-1111	
11	埼玉県	【限】三郷市	まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743	―	―	
11	埼玉県	【限】入間市	都市整備部開発建築課	04-2964-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部開発建築課	04-2964-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】富士見市	建設部建築指導課	049-252-7127	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	建設部建築指導課	049-252-7127	―	―	
11	埼玉県	【限】戸田市	都市整備部建築住宅課	048-441-1800	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築住宅課	048-441-1800	―	―	
11	埼玉県	【限】八潮市	都市整備部住宅・建築課	048-996-2111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部住宅・建築課	048-996-2111	―	―	
11	埼玉県	【限】杉戸町	建築課	0480-33-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	建築課	0480-33-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】松伏町	新市街地整備課	048-991-1858	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	新市街地整備課	048-991-1858	―	―	
11	埼玉県	【限】吉川市	都市計画部開発建築課	048-982-9885	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市計画部開発建築課	048-982-9885	―	―	
11	埼玉県	【限】蓮田市	都市整備部建築指導課	048-768-3111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築指導課	048-768-3111	―	―	
11	埼玉県	【限】朝霞市	都市建設部開発建築課	048-463-2585(直)	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市建設部開発建築課	048-463-2585(直)	―	―	
11	埼玉県	【限】本庄市	都市整備部建築開発課	0495-25-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築開発課	0495-25-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】幸手市	建設経済部建築指導課	0480-43-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	建設経済部建築指導課	0480-43-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】深谷市	都市整備部建築住宅課	048-571-1211	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築住宅課	048-571-1211	―	―	
11	埼玉県	【限】日高市	都市整備部都市計画課	042-989-2111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部都市計画課	042-989-2111	―	―	
11	埼玉県	【限】坂戸市	都市整備部住宅政策課	049-283-1331	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部住宅政策課	049-283-1331	―	―	
11	埼玉県	【限】蕨市	都市整備部建築課	048-432-3200	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築課	048-432-3200	―	―	
11	埼玉県	【限】飯能市	建設部建築課	042-973-2170	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	建設部建築課	042-973-2170	―	―	
11	埼玉県	【限】桶川市	都市整備部建築課	048-786-3211	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築課	048-786-3211	―	―	
11	埼玉県	【限】志木市	都市整備部建築開発課	048-456-5372	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築開発課	048-456-5372	―	―	
11	埼玉県	【限】和光市	都市整備部建築課	048-464-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築課	048-464-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】鶴ヶ島市	都市整備部都市計画課	049-271-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部都市計画課	049-271-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】行田市	都市整備部建築開発課	048-550-1551	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築開発課	048-550-1551	―	―	

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名（福祉の街づくり条例等）（該当章）	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名（福祉的基準がある場合）
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
北部建設事務所建築指導課 南部建設事務所建築指導課	048-646-3235 048-840-6236	建設局建築部建築総務課	048-829-1539	さいたま市 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	福祉局生活福祉部地域福祉推進室	048-829-1254	北部建設事務所建築指導課 南部建設事務所建築指導課	048-646-3235 048-840-6236	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築安全課	048-922-0151	都市整備部建築安全課	048-922-0151	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築安全課	048-922-0151	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築安全課	048-775-8490	都市整備部建築安全課	048-775-8490	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築安全課	048-775-8490	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築審査課	0493-39-4809	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
まちづくり未来部建築審査課	048-477-4309	まちづくり未来部建築審査課	048-477-4309	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	まちづくり未来部建築審査課	048-477-4309	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築課	048-796-8046	都市整備部建築課	048-796-8046	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築課	048-796-8046	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市建設部建築審査課	04-2953-1111	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	埼玉県福祉のまちづくり条例（条例第1条）	－	－	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
まちづくり推進部建築審査課	0480-22-1111	まちづくり推進部建築審査課	0480-22-1111	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	まちづくり推進部建築審査課	0480-22-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部開発建築課	04-2964-1111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
建設部建築指導課	049-252-7127	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築住宅課	048-441-1800	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部住宅・建築課	048-996-2111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
建築課	0480-33-1111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
新市街地整備課	048-991-1858	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市計画部開発建築課	048-982-9885	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築指導課	048-768-3111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市建設部開発建築課	048-463-2585(直)	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築開発課	0495-25-1111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
建設経済部建築指導課	0480-43-1111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築住宅課	048-571-1211	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部都市計画課	042-989-2111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部住宅政策課	049-283-1331	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築課	048-432-3200	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
建設部建築課	042-973-2170	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築課	048-786-3211	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築開発課	048-456-5372	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築課	048-464-1111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部都市計画課	049-271-1111	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築開発課	048-550-1551	－	－	埼玉県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）		
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先	
11	埼玉県	【限】加須市	都市整備部建築開発課	0480-62-1111	加須市高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例	―	―	都市整備部建築開発課	0480-62-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】北本市	都市整備部建築開発課	048-591-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築開発課	048-591-1111	―	―	
11	埼玉県	【限】鴻巣市	都市建設部建築住宅課	048-541-1321	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市建設部建築住宅課	048-541-1321	―	―	
11	埼玉県	【限】東松山市	都市計画部住宅建築課	0493-21-1424	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市計画部住宅建築課	0493-21-1424	―	―	
11	埼玉県	【限】秩父市	地域整備部建築住宅課	0494-26-6869	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	地域整備部建築住宅課	0494-26-6869	―	―	
11	埼玉県	【限】羽生市	まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121	―	―	
11	埼玉県	【限】ふじみ野市	都市政策部建築課	049-261-2611	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市政策部建築課	049-261-2611	―	―	
11	埼玉県	【限】白岡市	都市整備部建築課	0480-92-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	―	―	都市整備部建築課	0480-92-1111	―	―	
12	千葉県	千葉県	県土整備部都市整備局建築指導課建築審査班	043-223-3188	なし	建築指導課建築審査班（5階以上または2000㎡越え） 各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188	建築指導課建築審査班（5階以上または2000㎡越え） 各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188	建築指導課建築審査班	043-223-3188	
12	千葉県	千葉市	建築指導課　認定班	043-245-5856	なし	建築指導課　認定班	043-245-5856	建築情報相談課　審査班	043-245-5840	建築指導課　企画管理班	043-245-5694	
12	千葉県	市川市	建築指導課　審査・耐震班	047-712－6336	なし	建築指導課　審査・耐震班	047-712-6336	建築指導課　審査・耐震班	047-712-6336	建築指導課　道路・許可班	047-712-6334	
12	千葉県	船橋市	建築指導課　審査第一係	047-436-2673	なし	建築指導課　審査第一係(建築物)	047-436-2673	建築指導課　審査第一係	047-436-2673	建築指導課　審査第一係	047-436-2673	
12	千葉県	松戸市	建築指導課　審査班	047-366-7368	なし	建築指導課　審査班	047-366-7368	建築指導課　審査班	047-366-7368	建築指導課　審査班	047-366-7368	
12	千葉県	市原市	建築指導課　審査係	0436-23-9840	なし	建築指導課　審査係	0436-23-9840	建築指導課　審査係	0436-23-9840	建築指導課　審査係	0436-23-9840	
12	千葉県	柏市	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	なし	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	
12	千葉県	佐倉市	建築指導課　審査班	043-484-6170	なし	建築指導課　審査班	043-484-6170	建築指導課　審査班	043-484-6170	建築指導課　審査班	043-484-6170	
12	千葉県	八千代市	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	なし	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課　建築審査係	04-7185-1111	なし	建築住宅課　建築審査係	04-7185-1111	建築住宅課　建築審査係	04-7185-1111	建築住宅課　建築審査係	04-7185-1111	
12	千葉県	浦安市	建築指導課　審査係	047-712-6548	なし	建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　審査係	047-712-6548	
12	千葉県	習志野市	建築指導課　建築企画係	047-453-9231	なし	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	
12	千葉県	木更津市	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	なし	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	
12	千葉県	流山市	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	なし	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	
12	千葉県	成田市	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	なし	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	
12	千葉県	【限】鎌ヶ谷市	建築住宅課　建築係	047-445-1466	なし	建築住宅課　建築係	047-445-1466	建築住宅課　建築係	047-445-1466	―	―	
12	千葉県	【限】野田市	都市計画課　建築指導担当	04-7199-7603	なし	都市計画課　建築指導担当	04-7199-7603	都市計画課　建築指導担当	04-7199-7603	―	―	
12	千葉県	【限】君津市	建築課　審査指導係	0439-56-1142	なし	建築課　審査指導係	0439-56-1142	建築課　審査指導係	0439-56-1142	―	―	
12	千葉県	【限】茂原市	建築課　審査指導係	0475-20-1588	なし	建築課　審査指導係	0475-20-1588	建築課　審査指導係	0475-20-1588	―	―	
12	千葉県	【限】四街道市	建築課　審査指導係	043-421-6144	なし	建築課　審査指導係	043-421-6144	建築課　審査指導係	043-421-6144	―	―	
12	千葉県	【限】白井市	建築宅地課　建築班	047-492-1111	なし	建築宅地課　建築班	047-492-1111	建築宅地課　建築班	047-492-1111	―	―	
12	千葉県	【限】印西市	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111	なし	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111	―	―	
13	東京都	東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課 やさしいまちづくり推進担当	03-5388-3345	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当	03-5388-3372	都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当	03-5388-3372	都市整備局市街地建築部 建築指導課指導担当	03-5388-3372	
13	東京都	東京都				多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第一担当	042-548-2058	多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第一担当	042-548-2058	多摩建築指導事務所 建築指導第一課指導第一担当	042-548-2058	
13	東京都	東京都				多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第二担当	042-548-2059	多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第二担当	042-548-2059	多摩建築指導事務所 建築指導第一課指導第二担当	042-548-2059	
13	東京都	東京都				多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第一担当	042-313-3382	多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第一担当	042-313-3382	多摩建築指導事務所 建築指導第二課指導第一担当	042-313-3382	
13	東京都	東京都				多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第二担当	042-313-3384	多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第二担当	042-313-3384	多摩建築指導事務所 建築指導第二課指導第二担当	042-313-3384	
13	東京都	東京都				多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第一担当	0428-23-3692	多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第一担当	0428-23-3692	多摩建築指導事務所 建築指導第三課指導第一担当	0428-23-3692	
13	東京都	東京都				多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第二担当	0428-23-3735	多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第二担当	0428-23-3735	多摩建築指導事務所 建築指導第三課指導第二担当	0428-23-3735	
13	東京都	八王子市	まちなみ整備部建築指導課　審査担当	042-620-7264	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	まちなみ整備部建築指導課　審査担当	042-620-7264	まちなみ整備部建築指導課　審査担当	042-620-7264	まちなみ整備部建築指導課　審査担当	042-620-7264	
13	東京都	町田市	都市づくり部建築開発審査課　建築審査係	042-724-4413	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4273	都市づくり部建築開発審査課　建築審査係	042-724-4413	都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4273	
13	東京都	調布市	都市整備部建築指導課審査係	042-481-7515	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築指導課審査係	042-481-7515	都市整備部建築指導課審査係	042-481-7515	都市整備部建築指導課審査係	042-481-7515	
13	東京都	府中市	都市整備部建築指導課審査係	042-335-4034	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築指導課審査係	042-335-4034	都市整備部建築指導課審査係	042-335-4034	都市整備部建築指導課審査係	042-335-4034	
13	東京都	日野市	まちづくり部建築指導課指導係	042-587-6211	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	まちづくり部建築指導課指導係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課指導係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課指導係	042-587-6211	

認定		違反等		【参考】自主条例				【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名（福祉の街づくり条例等）（該当章）	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名（福祉的基準がある場合）
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
都市整備部建築開発課	0480-62-1111	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築開発課	048-591-1111	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市建設部建築住宅課	048-541-1321	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市計画部住宅建築課	0493-21-1424	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
地域整備部建築住宅課	0494-26-6869	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121	まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121	埼玉県福祉のまちづくり条例	まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市政策部建築課	049-261-2611	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
都市整備部建築課	0480-92-1111	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
建築指導課建築審査班（5階以上または2000㎡越え） 各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188	建築指導課建築指導室	043-223-3183	千葉県福祉のまちづくり条例	健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班	043-223-2615	建築指導課建築審査班（5階以上または2000㎡越え）、各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　認定班	043-245-5856	建築指導課　認定班	043-245-5856	千葉県福祉のまちづくり条例	地域福祉課　厚生班	043-245-5219	建築指導課　認定班	043-245-5856	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査・耐震班	047-712－6336	建築指導課　指導班	047-712-6335	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課（審査・耐震班）、 障害者支援課（福祉担当）	047-712-6336、 047-712-8513	建築指導課　審査・耐震班	047-712-6336	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査第一係(建築物)	047-436-2673	建築指導課　指導係	047-436-2675	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　審査第一係(建築物) 障害福祉課　計画係（建築物以外）	047-436-2673 047-436-2307	建築指導課　審査第一係(建築物) 障害福祉課　計画係（建築物以外）	047-436-2673 047-436-2307	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査班	047-366-7368	建築指導課　指導班	047-366-7368	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　審査班	047-366-7368	建築指導課　審査班	047-366-7368	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査係	0436-23-9840	建築指導課　建築指導係	0436-23-9840	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　審査係	0436-23-9840	建築指導課　審査係	0436-23-9840	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査担当	04-7167-1145	建築指導課　指導担当	04-7167-1145	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　審査担当（審査・検査） 障害福祉課　企画総務担当（福祉）	04-7167-1145 04-7167-1136	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査班	043-484-6170	建築指導課　指導班	043-484-6169	千葉県福祉のまちづくり条例	社会福祉課　地域福祉班	043-484-6135	建築指導課　審査班	043-484-6170	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　建築審査班	047-421-6775	建築指導課　建築指導班	047-421-6774	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築住宅課　建築審査係	04-7185-1111	建築住宅課　建築指導係	04-7185-1111	千葉県福祉のまちづくり条例	建築住宅課　建築審査係	04-7185-1111	建築住宅課　建築審査係	04-7185-1111	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　建築指導係	047-712-6553	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　審査係	047-712-6548	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　建築企画係	047-453-9231	建築指導課　建築指導係	047-453-9231	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	建築指導課　建築指導係	0438-23-8596	千葉県福祉のまちづくり条例	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	千葉県福祉のまちづくり条例	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	千葉県福祉のまちづくり条例	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築住宅課　建築係	047-445-1466	建築住宅課　建築係	047-445-1466	千葉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
都市計画課　建築指導担当	04-7199-7603	都市計画課　建築指導担当	04-7199-7603	千葉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築課　審査指導係	0439-56-1142	建築課　審査指導係	0439-56-1142	千葉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築課　審査指導係	0475-20-1588	建築課　審査指導係	0475-20-1588	千葉県福祉のまちづくり条例（第3章）	—	—	—	—	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築課　審査指導係	043-421-6144	建築課　審査指導係	043-421-6144	千葉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築宅地課　建築班	047-492-1111	建築宅地課　建築班	047-492-1111	千葉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
建築指導課　審査指導係	0476-42-5111	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111	千葉県福祉のまちづくり条例	—	—	—	—	千葉県建築基準法施行条例第3章第7節の2
都市整備局市街地建築部建築企画課 やさしいまちづくり推進担当	03-5388-3345	都市整備局市街地建築部 建築指導課検査担当	03-5388-3361	東京都福祉のまちづくり条例 ※ 狛江市内の計画については、狛江市福祉基本条例	福祉局生活福祉部企画課福祉のまちづくり担当 ※ 狛江市内の計画については、 狛江市福祉保健部福祉政策課へ	03-5320-4047 ※ 03-3430-1111	区市町村に委任 ※ 狛江市内の計画については、 狛江市福祉保健部福祉政策課	—	—
多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第一担当	042-548-2058	多摩建築指導事務所 建築指導第一課監察担当	042-548-2045						
多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第二担当	042-548-2059								
多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第一担当	042-313-3382	多摩建築指導事務所 建築指導第二課監察担当	042-313-3438						
多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第二担当	042-313-3384								
多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第一担当	0428-23-3692	多摩建築指導事務所 建築指導第三課監察担当	0428-23-3289						
多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第二担当	0428-23-3735								
まちなみ整備部建築指導課　審査担当	042-620-7264	まちなみ整備部建築指導課　監察担当	042-620-7386	東京都福祉のまちづくり条例	福祉部福祉政策課	042-620-7454	福祉部福祉政策課	042-620-7454	—
都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4273	都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4268	町田市福祉のまちづくり総合推進条例（なし）	地域福祉部福祉総務課	042-724-2133	都市づくり部土地利用調整課　土地調整係	042-724-4256	—
都市整備部建築指導課審査係	042-481-7515	都市整備部建築指導課構造設備監察係	042-481-7514	調布市福祉のまちづくり条例	福祉健康部福祉総務課地域福祉係	042-481-7102	都市整備部建築指導課審査係	042-481-7515	—
都市整備部建築指導課審査係	042-335-4034	都市整備部建築指導課管理係	042-335-4479	府中市福祉のまちづくり条例	福祉保健部地域福祉推進課社会福祉係	042-335-4161	福祉保健部地域福祉推進課社会福祉係	042-335-4161	—
まちづくり部建築指導課指導係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課監察係	042-587-6211	日野市ユニバーサルデザイン推進条例（該当章なし）	まちづくり部都市計画課交通政策係	042-585-1111(3132)	まちづくり部都市計画課交通政策係	042-585-1111(3132)	—

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）		
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先	
13	東京都	三鷹市	都市整備部建築指導課 審査係	0422-29-9744	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築指導課 審査係	0422-29-9744	都市整備部建築指導課 審査係	0422-29-9744	都市整備部建築指導課 審査係	0422-29-9744	
13	東京都	武蔵野市	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876	
13	東京都	立川市	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	
13	東京都	国分寺市	まちづくり部建築指導課 審査担当	042-312-8669	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	まちづくり部建築指導課 審査担当	042-312-8669	まちづくり部建築指導課 審査担当	042-312-8669	まちづくり部建築指導課 審査担当	042-312-8669	
13	東京都	千代田区	環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係	03-3264-2111(2821)	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係	03-3264-2111(2821)	環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係	03-3264-2111(2821)	環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係	03-3264-2111(2821)	
13	東京都	中央区	都市整備部建築課 指導審査係	03-3546-5456	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課 指導審査係	03-3546-5456	都市整備部建築課 指導審査係	03-3546-5456	都市整備部建築課 指導審査係	03-3546-5456	
13	東京都	港区	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	街づくり支援部建築課 建築審査係	03-3578-2111(2290)	街づくり支援部建築課 建築審査係	03-3578-2111(2290)	街づくり支援部建築課 建築企画担当	03-3578-2111(2285)	
13	東京都	新宿区	都市計画部建築指導課 指導係(意匠担当)	03-5273-3742	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市計画部建築指導課 指導係(意匠担当)	03-5273-3742	都市計画部建築指導課 指導係(意匠担当)	03-5273-3742	都市計画部建築指導課 指導係(意匠担当)	03-5273-3742	
13	東京都	文京区	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	
13	東京都	台東区	都市づくり部建築課 建築係	03-5246-1334	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市づくり部建築課 建築係	03-5246-1334	都市づくり部建築課 建築係	03-5246-1334	都市づくり部建築課 建築係	03-5246-1334	
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	
13	東京都	江東区	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743	
13	東京都	品川区	都市環境部建築課 審査担当	03-5742-6769	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市環境部建築課 審査担当	03-5742-6769	都市環境部建築課 審査担当	03-5742-6769	都市環境部建築課 審査担当	03-5742-6769	
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	
13	東京都	大田区	まちづくり推進部都市計画課計画調整担当	03-5744-1333	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	まちづくり推進部建築審査課建築審査担当	03-5744-1388	まちづくり推進部建築審査課建築審査担当	03-5744-1388	まちづくり推進部建築審査課建築審査担当	03-5744-1388	
13	東京都	世田谷区	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-6432-7152	・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 ・世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(該当する章等なし)	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-6432-7152	都市整備政策部建築審査課建築審査担当	03-6432-7166	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-6432-7152	
13	東京都	渋谷区	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	
13	東京都	中野区	都市基盤部建築課 建築審査係	03-3228-5596	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市基盤部建築課 建築審査係	03-3228-5596	都市基盤部建築課 建築審査係	03-3228-5596	都市基盤部建築課 建築審査係	03-3228-5596	
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課建築企画係	03-3312-2111(3355)	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)	
						都市整備部建築課 建築防災係設備担当	03-3312-2111(3353)	都市整備部建築課 建築防災係構造担当	03-3312-2111(3352)	―	―	
						―	―	都市整備部建築課 建築防災係設備担当	03-3312-2111(3353)	―	―	
13	東京都	豊島区	都市整備部建築課 意匠審査グループ	03-3981-4975	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課 意匠審査グループ	03-3981-4975	都市整備部建築課 意匠審査グループ	03-3981-4975	都市整備部建築課 紛争調整グループ	03-3981-1391	
						都市整備部建築課 構造・設備審査グループ	03-3981-0614	都市整備部建築課 構造・設備審査グループ	03-3981-0614			
13	東京都	北区	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	
13	東京都	荒川区	防災都市づくり部建築指導課 建築審査係	03-3802-4379	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	防災都市づくり部建築指導課 建築審査係	03-3802-4379	防災都市づくり部建築指導課 建築審査係	03-3802-4379	防災都市づくり部建築指導課 建築審査係	03-3802-4379	
13	東京都	板橋区	福祉部障がい政策課 ユニバーサルデザイン推進係	03-3579-2252	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築指導課 意匠審査係	03-3579-2573	都市整備部建築指導課 意匠審査係	03-3579-2573	都市整備部建築指導課 意匠審査係	03-3579-2573	
13	東京都	練馬区	建築・開発担当部建築課 福祉のまちづくり係	03-5984-1649	・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 ・練馬区福祉のまちづくり推進条例(第5章)	建築・開発担当部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	建築・開発担当部建築審査課建築審査係	03-5984-1299	建築・開発担当部建築審査課建築審査係	03-5984-1299	
13	東京都	足立区	都市建設部建築審査課	03-3880-5941	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276	都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276	都市建設部開発指導課 建築許可係	03-3880-5272	
13						都市建設部建築審査課 審査第二係	03-3880-5277	都市建設部建築審査課 審査第二係	03-3880-5277			
13	東京都	葛飾区	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8557	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8557	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8557	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8557	
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課 調査係	03-5662-1104	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市開発部建築指導課 指導係	03-5662-1105	都市開発部建築指導課 指導係	03-5662-1105	都市開発部建築指導課 調査係	03-5662-1104	
13	東京都	西東京市	まちづくり部建築指導課 審査係	042-438-4017	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	まちづくり部建築指導課 審査係	042-438-4017	まちづくり部建築指導課 審査係	042-438-4017	まちづくり部建築指導課 審査係	042-438-4017	
13	東京都	小平市	都市開発部建築指導課 審査担当	042-312-1143	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	都市開発部建築指導課 審査担当	042-312-1143	都市開発部建築指導課 審査担当	042-312-1143	都市開発部建築指導課 審査担当	042-312-1143	
14	神奈川県	神奈川県	県土整備局建築住宅部 建築指導課	045-210-6242	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター (まちづくり・)建築指導課	―	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター (まちづくり・)建築指導課	―	県土整備局建築住宅部 建築指導課	045-210-6242	
14	神奈川県	横浜市	建築企画課	045-671-2933	横浜市福祉のまちづくり条例(第4章の一部及び第5章の一部)	建築指導課	045-671-4531	建築指導課	045-671-4531	市街地建築課	045-671-4510	
14	神奈川県	川崎市	建築管理課	044-200-3088	川崎市福祉のまちづくり条例(第4章)	建築審査課(南部)	044-200-3016	建築審査課(南部)	044-200-3016	建築指導課	044-200-3007	
						建築審査課(中部)	044-200-3020	建築審査課(中部)	044-200-3020			
						建築審査課(北部)	044-200-3045	建築審査課(北部)	044-200-3045			
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9534	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課	046-822-9534	建築指導課	046-822-9534	建築指導課	046-822-8527	
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111	

認定		違反等		【参考】自主条例				【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名（福祉の街づくり条例等）（該当章）	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名（福祉的基準がある場合）
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
都市整備部建築指導課 審査係	0422-29-9744	都市整備部建築指導課 建築安全監察係	0422-29-9744	東京都福祉のまちづくり条例	健康福祉部障がい者支援課障がい者支援係	0422-29-9232	都市整備部都市計画課 開発指導係	0422-29-9703	－
都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876	都市整備部建築指導課 監察係	0422-60-1875	東京都福祉のまちづくり条例	健康福祉部地域支援課	0422-60-1941	健康福祉部地域支援課	0422-60-1941	－
都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	都市整備部建築指導課 監察係	042-523-2111(2337)	東京都福祉のまちづくり条例	福祉部地域福祉課地域福祉推進係	042-523-2111(1492)	福祉部地域福祉課地域福祉推進係	042-523-2111(1492)	－
まちづくり部建築指導課 審査担当	042-312-8669	まちづくり部建築指導課 指導・監察担当	042-312-8670	東京都福祉のまちづくり条例	まちづくり部建築指導課 審査担当	042-312-8669	まちづくり部建築指導課 審査担当	042-312-8669	－
環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係	03-3264-2111(2821)	環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係	03-3264-2111(2821)	東京都福祉のまちづくり条例	－	－	環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係	03-3264-2111(2821)	－
都市整備部建築課 指導審査係	03-3546-5456	都市整備部建築課 建築監察係	03-3546-5455	東京都福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築課 指導審査係	03-3546-5456	－
街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	街づくり支援部建築課建築監視担当	03-3578-2111(2305)	東京都福祉のまちづくり条例	保健福祉支援部保健福祉課地域保健福祉係	03-3578-2111(2380)	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	－
都市計画部建築指導課指導係(意匠担当)	03-5273-3742	都市計画部建築指導課指導係(監察調査担当)	03-5273-3735	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例	都市計画部景観・まちづくり課	03-5273-3843	都市計画部景観・まちづくり課	03-5273-3843	－
都市計画部建築指導課	03-5803-1263	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	東京都福祉のまちづくり条例	都市計画部住環境課	03-5803-1237	都市計画部住環境課	03-5803-1237	－
都市づくり部建築課 建築係	03-5246-1334	都市づくり部建築課 監察係	03-5246-1340	東京都福祉のまちづくり条例	福祉部福祉課 庶務係	03-5246-1173	都市づくり部建築課 事前協議担当	03-5246-1343	－
都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課 監察担当	03-5608-6270	東京都福祉のまちづくり条例	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	－
都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743	都市整備部建築調整課 建築調整係	03-3647-9754	東京都福祉のまちづくり条例	都市整備部都市計画課 都市計画担当（ユニバーサルデザイン）	03-3647-9781	都市整備部都市計画課 都市計画担当（ユニバーサルデザイン）	03-3647-9781	－
都市環境部建築課 審査担当	03-5742-6769	都市環境部建築課 監察担当	03-5742-6771	東京都福祉のまちづくり条例	都市環境部建築課 審査担当	03-5742-6769	都市環境部建築課 審査担当	03-5742-6769	－
都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	都市整備部建築課 監察係	03-5722-9649	東京都福祉のまちづくり条例	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	－
まちづくり推進部建築審査課建築指導担当	03-5744-1334	まちづくり推進部建築調整課監察担当	03-5744-1384	東京都福祉のまちづくり条例	まちづくり推進部建築審査課建築指導担当	03-5744-1334	まちづくり推進部建築審査課建築指導担当	03-5744-1334	－
都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-6432-7152	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-6432-7152	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（該当する章等なし）	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-6432-7152	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-6432-7152	世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	東京都福祉のまちづくり条例	福祉部障がい者福祉課 福祉計画推進係	03-3463-1922	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	－
都市基盤部建築課 建築審査係	03-3228-5596	都市基盤部建築課 建築安全・安心係	03-3228-8837	東京都福祉のまちづくり条例	都市基盤部建築課 建築審査係	03-3228-5596	都市基盤部建築課 建築審査係	03-3228-5596	－
都市整備部建築課 建築企画係	03-3312-2111(3355)	都市整備部建築課 監察係	03-3312-2111(3326)	東京都福祉のまちづくり条例	保健福祉部管理課計画調整担当	03-3312-2111(3074)	都市整備部建築課 建築企画係	03-3312-2111(3355)	－
		－	－	東京都福祉のまちづくり条例	都市整備部建築課建築企画係	03-3312-2111(3355)	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)	
		－	－	東京都福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築課 建築防災係設備担当	03-3312-2111(3352)	
都市整備部建築課 紛争調整グループ	03-3981-1391	3条1項→都市整備部建築課 監察グループ 他→都市整備部建築課紛争調整グループ	03-3981-9503 03-3981-1391	東京都福祉のまちづくり条例	都市整備部建築課 紛争調整グループ	03-3981-1391	都市整備部建築課 紛争調整グループ	03-3981-1391	－
まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課 監察担当	03-3908-9196	東京都福祉のまちづくり条例	地域福祉課 事業調整係	03-3908-9049	地域福祉課 事業調整係	03-3908-9049	－
防災都市づくり部建築指導課 建築審査係	03-3802-4379	防災都市づくり部建築指導課 管理・監察係	03-3802-3111(2845)	東京都福祉のまちづくり条例	福祉部障害者福祉課障害者庶務係	03-3802-3111(2681)	防災都市づくり部建築指導課 建築審査係	03-3802-4379	－
都市整備部建築指導課 意匠審査係	03-3579-2573	都市整備部建築指導課 監察・調査係	03-3579-2578	東京都福祉のまちづくり条例	福祉部障がい政策課 ユニバーサルデザイン推進係	03-3579-2252	都市整備部建築指導課 意匠審査係	03-3579-2573	－
建築・開発担当部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	建築・開発担当部建築課監察係	03-5984-1909	練馬区福祉のまちづくり推進条例（第5章）	建築・開発担当部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	建築・開発担当部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	－
都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276	都市建設部開発指導課 建築監察係	03-3880-6497	東京都福祉のまちづくり条例	福祉部障がい福祉課障がい施設調整担当	03-3880-5708	都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276	－
都市建設部建築審査課 審査第二係	03-3880-5277						都市建設部建築審査課 審査第二係	03-3880-5277	
都市整備部建築課 審査係	03-5654-8557	都市整備部建築課 計画指導係	03-5654-8355	東京都福祉のまちづくり条例	都市整備部住環境整備課 開発指導係	03-5654-8348	都市整備部住環境整備課 開発指導係	03-5654-8348	－
都市開発部建築指導課 指導係	03-5662-1105	都市開発部建築指導課 監察係	03-5662-6489	東京都福祉のまちづくり条例	都市開発部建築指導課 指導係	03-5662-1105	都市開発部建築指導課 指導係	03-5662-1105	－
まちづくり部建築指導課 審査係	042-438-4017	まちづくり部建築指導課 監察係	042-438-4019	東京都福祉のまちづくり条例	まちづくり部都市計画課 都市計画係	042-438-4050	まちづくり部建築指導課 審査係	042-438-4052	－
都市開発部建築指導課 審査担当	042-312-1143	都市開発部建築指導課 監察担当	042-312-1096	小平市福祉のまちづくり条例	健康福祉部生活支援課 計画調整・居住支援担当	042-346-9537	都市開発部建築指導課 審査担当	042-312-1143	－
各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター(まちづくり・)建築指導課	－	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター(まちづくり・)建築指導課	－	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	045-210-4804	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター(まちづくり・)建築指導課	－	なし
市街地建築課	045-671-4510	情報相談課 違反対策課	045-671-2953 045-671-3856	横浜市福祉のまちづくり条例(第1章から第3章、第4章の一部及び第5章の一部)	健康福祉局福祉保健課	045-671-2387	市街地建築課	045-671-4510	なし
建築管理課	044-200-3088	建築管理課	044-200-3088	川崎市福祉のまちづくり条例	建築管理課	044-200-3088	建築管理課	044-200-3088	－
建築指導課	046-822-8527	建築指導課	046-822-8320	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	建築指導課	046-822-9534	建築指導課	046-822-9534	－
建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111	－

参考１０　バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）	
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先
14	神奈川県	相模原市	建築審査課	042-769-8255	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築審査課	042-769-8255	建築審査課	042-769-8255	建築政策課	042-769-8253
14	神奈川県	平塚市	建築指導課	0463-21-9732	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課	0463-21-9732	建築指導課	0463-21-9732	建築指導課	0463-21-9732
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000
14	神奈川県	厚木市	都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2432	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2432	都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2432	都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2431
14	神奈川県	小田原市	建築指導課　指導係	0465-33-1433	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課　審査係	0465-33-1435	建築指導課　審査係	0465-33-1435	建築指導課　指導係	0465-33-1433
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883
14	神奈川県	茅ヶ崎市	建築指導課	0467-82-1111	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111
14	神奈川県	大和市	建築指導課建築指導係	046-260-5426	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第4章及び第5章の一部)	建築指導課建築審査係	046-260-5434	建築指導課建築審査係	046-260-5434	建築指導課建築指導係	046-260-5426
15	新潟県	新潟県	建築住宅課建築指導係	025-280-5441	なし	建築住宅課、各地域振興局	－	建築住宅課、各地域振興局	－	建築住宅課建築指導係	025-280-5441
15	新潟県	新潟市	建築行政課	025-226-2849	なし	建築行政課	025-226-2849	建築行政課	025-226-2849	建築行政課	025-226-2849
15	新潟県	長岡市	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	なし	建築・開発審査課建築審査班	0258-39-2226	建築・開発審査課建築審査班	0258-39-2226	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226
15	新潟県	上越市	建築住宅課指導係	025-526-5111	なし	建築住宅課指導係	025-520-5783	建築住宅課審査係	025-520-5784	建築住宅課指導係	025-520-5783
15	新潟県	柏崎市	建築住宅課審査係	0257-21-2291	なし	建築住宅課審査係	0257-21-2291	建築住宅課審査係	0257-21-2291	建築住宅課審査係	0257-21-2291
15	新潟県	三条市	建設部建築課審査指導係	0256-34-5727	なし	建築課審査指導係	0256-34-5727	建築課審査指導係	0256-34-5727	建築課審査指導係	0256-34-5727
15	新潟県	新発田市	建築課	0254-26-3557	なし	建築課	0254-26-3557	建築課	0254-26-3557	建築課	0254-26-3557
16	富山県	富山県	建築住宅課住みよいまちづくり係	076-444-3359	なし	建築住宅課建築指導係、各土木センター	－	建築住宅課建築指導係、各土木センター	－	建築住宅課建築指導係	076-444-3356
16	富山県	富山市	建築指導課	076-443-2107	なし	建築指導課	076-443-2108	建築指導課	076-443-2108	建築指導課	076-443-2107
16	富山県	高岡市	建築政策課	0766-20-1431	なし	建築政策課	0766-20-1431	建築政策課	0766-20-1429	建築政策課	0766-20-1431
17	石川県	石川県	土木部建築住宅課建築行政グループ	076-225-1778	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	各土木（総合）事務所建築課	－	各土木（総合）事務所建築課	－	土木部建築住宅課	076-225-1778
17	石川県	金沢市	建築指導課指導係	076-220-2326	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	建築指導課審査第1係、第2係	076-220-2330	建築指導課審査第1係、第2係	076-220-2330	建築指導課指導係	076-220-2326
17	石川県	七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429
17	石川県	小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105
17	石川県	白山市	建設部建築住宅課	076-274-9561	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	建設部建築住宅課	076-274-9561	建設部建築住宅課	076-274-9561	建設部建築住宅課	076-274-9561
17	石川県	野々市市	土木部建築住宅課	076-227-6136	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	建設部建築住宅課	076-227-6136	建設部建築住宅課	076-227-6136	建設部建築住宅課	076-227-6136
17	石川県	加賀市	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935
17	石川県	【限】能美市	土木部まち整備課	0761-58-2251	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（第4章）	－	－	土木部まち整備課（限定2号・3号建築物）	0761-58-2251	土木部まち整備課（限定2号・3号建築物）	0761-58-2251
18	福井県	福井県	土木部建築住宅課住宅計画グループ	0776-20-0505	なし	各土木事務所	－	各土木事務所	－	土木部建築住宅課住宅計画グループ	0776-20-0505
18	福井県	福井市	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	なし	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574
19	山梨県	山梨県	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	なし	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735
19	山梨県	甲府市	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	なし	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)
20	長野県	長野県	建築住宅課	026-235-7319	長野県福祉のまちづくり条例（条例第27条、第28条）	建築住宅課+各建設事務所	－	建築住宅課+各建設事務所	－	建築住宅課	026-235-7319
20	長野県	長野市	建設部建築指導課	026-224-5048	長野県福祉のまちづくり条例（条例第27条、第28条）	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048
20	長野県	上田市	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	長野県福祉のまちづくり条例（条例第27条、第28条）	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430
20	長野県	松本市	建設部建築指導課	0263-34-3255	長野県福祉のまちづくり条例（条例第27条、第28条）	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255
20	長野県	【限】飯田市	建設部地域計画課	0265-22-4511	なし	－	－	建設部地域計画課(2号一部、3号限定)	0265-22-4511	－	－
20	長野県	【限】岡谷市	建設水道部都市計画課	0266-23-4811	なし	－	－	建設水道部都市計画課(2号一部、3号限定)	0266-23-4811	－	－
20	長野県	【限】諏訪市	建設部都市計画課	0266-52-4141	なし	－	－	建設部都市計画課(2号一部、3号限定)	0266-52-4141	－	－
20	長野県	【限】塩尻市	建設部建築住宅課	0263-52-0280	なし	－	－	建設部建築住宅課(2号一部、3号限定)	0263-52-0280	－	－
21	岐阜県	岐阜県	建築指導課建築指導係	058-272-8685	なし	各建築事務所	－	各建築事務所	－	都市建築部建築指導課	058-272-8685
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課	058-265-4141	なし	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	なし	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482
21	岐阜県	大垣市	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	なし	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111
21	岐阜県	【限】高山市	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	高山市誰にもやさしいまちづくり条例（第4章）	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	（対象外）	－
21	岐阜県	【限】多治見市	都市計画部開発指導課	0572-22-1336	なし	都市計画部開発指導課	0572-22-1336	都市計画部開発指導課	0572-22-1336	（対象外）	－
21	岐阜県	【限】可児市	建設部建築指導課	0574-62-1111	なし	建設部建築指導課	0574-62-1111	建設部建築指導課	0574-62-1111	（対象外）	－
22	静岡県	静岡県	建築安全推進課	054-221-3075	なし	建築安全推進課、各土木事務所	－	建築安全推進課、各土木事務所	－	建築安全推進課	054-221-3075

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名（福祉の街づくり条例等）（該当章）	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名（福祉的基準がある場合）
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
建築政策課	042-769-8253	建築審査課	042-769-8254	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	建築政策課	042-769-8253	建築政策課	042-769-8253	相模原市建築基準条例
建築指導課	0463-21-9732	建築指導課	0463-21-9732	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	建築指導課	0463-21-9732	建築指導課	0463-21-9732	平塚市建築基準条例（H19.4.1施行）
建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000	なし
都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2432	都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2432	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2432	都市みらい部建築指導課建築審査係	046-225-2432	厚木市建築基準条例
建築指導課　指導係	0465-33-1433	建築指導課　指導係	0465-33-1433	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	福祉政策課	0465-33-1861	建築指導課　審査係	0465-33-1435	小田原市建築基準条例
建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883	秦野市建築基準条例
建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111	茅ヶ崎市建築基準条例（H23.4.1施行）
建築指導課建築指導係	046-260-5426	建築指導課建築指導係	046-260-5426	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(第1章から第3章及び第5章の一部)	－	－	建築指導課建築審査係	046-260-5434	－
建築住宅課、各地域振興局	－	建築住宅課、各地域振興局	－	新潟県福祉のまちづくり条例	福祉保健部障害福祉課計画推進係	025-280-5211	建築住宅課、各地域振興局、各市町村	－	なし
建築行政課	025-226-2849	建築行政課	025-226-2845	新潟県福祉のまちづくり条例	障がい福祉課	025-226-1237 025-226-1248	建築行政課	025-226-2849	なし
建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	新潟県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉総務課企画係	0258-39-2371	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	なし
建築住宅課指導係	025-520-5783	建築住宅課指導係	025-520-5783	新潟県福祉のまちづくり条例	多文化共生課多文化共生係	025-520-5681	建築住宅課指導係	025-520-5783	なし
建築住宅課審査係	0257-21-2291	建築住宅課審査係	0257-21-2291	新潟県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉課障害福祉係	0257-23-5111	建築住宅課審査係	0257-21-2291	なし
建築課審査指導係	0256-34-5727	建築課審査指導係	0256-34-5727	新潟県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉課福祉・公営住宅係	0256-34-5434	福祉保健部福祉課福祉・公営住宅係	0256-34-5434	なし
建築課	0254-26-3557	建築課	0254-26-3557	新潟県福祉のまちづくり条例	－	－	建築課	0254-26-3557	なし
建築住宅課住みよいまちづくり係、各土木センター	－	建築住宅課住みよいまちづくり係、各土木センター	－	富山県民福祉条例	厚生部厚生企画課	076-444-3197	建築住宅課住みよいまちづくり係、各土木センター	－	なし
建築指導課	076-443-2107	建築指導課	076-443-2107	富山県民福祉条例	－	－	建築指導課	076-443-2108	なし
建築政策課	0766-20-1431	建築政策課	0766-20-1431	富山県民福祉条例	－	－	建築政策課	0766-20-1431	なし
各土木(総合)事務所建築課	－	各土木(総合)事務所建築課	－	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	健康福祉部厚生政策課	076-225-1478	各土木(総合)事務所建築課	－	－
建築指導課指導係	076-220-2326	建築指導課指導係	076-220-2326	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	－	－	建築指導課指導係	076-220-2326	－
建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	－	－	建設部都市建築課	0767-53-8429	－
都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	－	－	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	－
建設部建築住宅課	076-274-9561	建設部建築住宅課	076-274-9561	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	－	－	建設部建築住宅課	076-274-9561	－
建設部建築住宅課	076-227-6136	建設部建築住宅課	076-227-6136	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	－	－	建設部建築住宅課	076-227-6136	－
建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	－	－	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	－
－	－	－	－	石川県バリアフリ-社会の推進に関する条例(第4章)	－	－	土木部まち整備課(限定2号・3号建築物)	0761-58-2251	－
土木部建築住宅課住宅計画グループ	0776-20-0505	各土木事務所	－	福井県福祉のまちづくり条例	健康福祉部障がい福祉課	0776-20-0338	各健康福祉センター	－	福井県建築基準条例
建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	福井県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉事務所障がい福祉課	0776-20-5435	福祉保健部福祉事務所障がい福祉課	0776-20-5435	福井県建築基準条例
建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	山梨県幸住条例	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460	各県下市町村	－	－
建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	山梨県幸住条例	－	－	福祉保健部障がい福祉課	055-237-5240	なし
建築住宅課+各建設事務所	－	各建設事務所	－	長野県福祉のまちづくり条例	地域福祉課	026-235-7114	建築住宅課+各建設事務所	－	なし
建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048	長野県福祉のまちづくり条例	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048	なし
都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	長野県福祉のまちづくり条例	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	なし
建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255	長野県福祉のまちづくり条例	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255	なし
－	－	－	－	長野県福祉のまちづくり条例	建設部地域計画課	0265-22-4511	建設部地域計画課(2号一部、3号限定)	0265-22-4511	なし
－	－	－	－	長野県福祉のまちづくり条例	建設水道部都市計画課	0266-23-4811	建設水道部都市計画課(2号一部、3号限定)	0266-23-4811	なし
－	－	－	－	長野県福祉のまちづくり条例	建設部都市計画課	0266-52-4141	建設部都市計画課(2号一部、3号限定)	0266-52-4141	なし
－	－	－	－	長野県福祉のまちづくり条例	建設部建築住宅課	0263-52-0280	建設部建築住宅課(2号一部、3号限定)	0263-52-0280	なし
各建築事務所	－	各建築事務所	－	岐阜県福祉のまちづくり条例	健康福祉部地域福祉課	058-272-8261	各建築事務所	－	岐阜県建築基準条例(第4章)
まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課指導係	058-265-4141	－	－	－	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	岐阜県建築基準条例(第4章)
都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482	－	－	－	都市建設部建築指導課	058-383-1482	岐阜県建築基準条例(第4章)
建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	－	－	－	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	岐阜県建築基準条例(第4章)
都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	高山市誰にもやさしいまちづくり条例(第4章を除く)	企画部企画課	0577-35-3131	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	岐阜県建築基準条例(第4章)
都市計画部開発指導課	0572-22-1336	都市計画部開発指導課	0572-22-1336	－	－	－	－	－	岐阜県建築基準条例(第4章)
建設部建築指導課	0574-62-1111	建設部建築指導課	0574-62-1111	－	－	－	－	－	岐阜県建築基準条例(第4章)
建築安全推進課、各土木事務所	－	建築安全推進課、各土木事務所	－	静岡県福祉のまちづくり条例	健康福祉部地域福祉課	054-221-3525	建築安全推進課、各土木事務所	－	なし

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）		
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先	
22	静岡県	浜松市	建築行政課	053-457-2471	なし	建築行政課（浜名区・天竜区を除く） 北部都市整備事務所（浜名区・天竜区）	053-457-2471 053-585-1154	建築行政課（浜名区・天竜区を除く） 北部都市整備事務所（浜名区・天竜区）	053-457-2471 053-585-1154	建築行政課	053-457-2471	
22	静岡県	静岡市	建築安全推進課	054-221-1259	なし	建築安全推進課審査係	054-221-1259	建築安全推進課審査係	054-221-1259	建築安全推進課指導係	054-221-1267	
22	静岡県	沼津市	住宅政策課	055-934-4766	なし	住宅政策課	055-934-4766	住宅政策課	055-934-4766	住宅政策課	055-934-4766	
22	静岡県	富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	なし	建築住宅課	0544-22-1229	建築住宅課	0544-22-1229	建築住宅課	0544-22-1229	
22	静岡県	焼津市	建築住宅課	054-626-2161	なし	建築住宅課	054-626-2161	建築住宅課	054-626-2161	建築住宅課	054-626-2161	
22	静岡県	富士市	建築土地対策課建築安全推進担当	0545-55-2791	なし	建築土地対策課建築安全推進担当	0545-55-2791	建築土地対策課建築安全推進担当	0545-55-2791	建築土地対策課建築安全推進担当	0545-55-2791	
22	静岡県	【限】藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	なし	建築住宅課	054-643-3481	建築住宅課（旧4号建築物）	054-643-3481	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】三島市	住宅政策課	055-983-2644	なし	住宅政策課	055-983-2644	住宅政策課（旧4号建築物）	055-983-2644	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	なし	建築住宅課	0538-37-4899	建築住宅課（旧4号建築物）	0538-37-4899	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	なし	建築住宅課	0550-82-4224	建築住宅課（2号の一部、3号建築物）	0550-82-4224	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】島田市	建築住宅課	0547-36-7184	なし	建築住宅課	0547-36-7184	建築住宅課（2号建築物の一部及び3号建築物）	0547-36-7184	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】裾野市	都市計画課	055-995-1856	なし	都市計画課	055-995-1856	都市計画課（旧4号建築物）	055-995-1856	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】袋井市	建築住宅課	0538-44-3123	なし	建築住宅課	0538-44-3123	建築住宅課（限定特定行政庁の審査範囲に限る）	0538-44-3123	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】掛川市	都市政策課	0537-21-1152	なし	都市政策課	0537-21-1152	都市政策課（旧4号建築物）	0537-21-1152	（対象外）	－	
22	静岡県	【限】湖西市	建築住宅課	053-576-4549	なし	建築住宅課	053-576-4549	建築住宅課（旧4号建築物）	053-576-4549	（対象外）	－	
23	愛知県	愛知県	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	なし	建築指導課確認第一グループ 確認第二グループ	052-961-9720 052-961-9717	建築指導課確認第一グループ 確認第二グループ	052-961-9720 052-961-9717	各建設事務所建築課	－	
23	愛知県	名古屋市	建築審査課建築審査担当	052-972-2929	なし	建築審査課建築審査担当	052-972-2929	建築審査課建築審査担当	052-972-2929	建築指導課市街地建築担当	052-972-2918	
23	愛知県	豊橋市	建築指導課	0532-51-2581	なし	建築指導課	0532-51-2581	建築指導課	0532-51-2581	建築指導課	0532-51-2581	
23	愛知県	岡崎市	建築指導課	0564-23-6192	なし	建築指導課	0564-23-6192	建築指導課	0564-23-6192	建築指導課	0564-23-6192	
23	愛知県	一宮市	建築指導課	0586-28-8645	なし	建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8644	
23	愛知県	春日井市	建築指導課	0568-85-6324	なし	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324	
23	愛知県	豊田市	建築相談課	0565-34-6649	なし	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649	
23	愛知県	【限】瀬戸市	都市計画課	0561-88-2686	なし	（対象外）	－	都市計画課（4号建築物）	0561-88-2686	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】半田市	建築課	0569-84-0671	なし	（対象外）	－	建築課（旧4号建築物）	0569-84-0671	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】豊川市	建築課	0533-89-2117	なし	（対象外）	－	建築課（4号建築物）	0533-89-2117	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】刈谷市	建築課	0566-62-1021	なし	（対象外）	－	建築課（4号建築物）	0566-62-1021	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】安城市	建築課	0566-71-2241	なし	（対象外）	－	建築課（2号建築物のうち木造建築物（地階を除く階数が3以上、延べ面積が300㎡超又は高さ16m超を除く）、3号建築物）	0566-71-2241	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】西尾市	建築課	0563-65-2381	なし	（対象外）	－	建築課（4号建築物）	0563-65-2381	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】江南市	建築課	0587-50-0287	なし	（対象外）	－	建築課（2号の一部及び3号建築物）	0587-50-0287	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】小牧市	建築課	0568-76-1142	なし	（対象外）	－	建築課（4号建築物）	0568-76-1142	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】稲沢市	建築課	0587-32-1409	なし	（対象外）	－	建築課（4号建築物）	0587-32-1409	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】東海市	建築住宅課	052-613-7814	なし	（対象外）	－	建築住宅課（旧4号建築物）	052-613-7814	（対象外）	－	
23	愛知県	【限】大府市	都市政策課	0562-45-6314	なし	（対象外）	－	都市政策課（4号建築物）	0562-45-6314	（対象外）	－	
24	三重県	三重県	子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課施設整備・ユニバーサルデザイン班	059-224-3349	なし	県土整備部建築開発課建築審査班及び各建設事務所	－	県土整備部建築開発課建築審査班及び各建設事務所	－	県土整備部建築開発課建築安全班	059-224-2752	
24	三重県	四日市市	建築指導課建築確認係	059-354-8208	なし	建築指導課建築確認係	059-354-8208	建築指導課建築確認係	059-354-8208	建築指導課許可認定係	059-354-8183	
24	三重県	津市	建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187	なし	建築指導課建築審査担当	059-229-3186	建築指導課建築審査担当	059-229-3186	建築指導課建築指導担当	059-229-3185	
24	三重県	鈴鹿市	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	なし	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	
24	三重県	桑名市	都市計画課建築審査室	0594-24-1218	なし	都市計画課建築審査室	0594-24-1218	都市計画課建築審査室	0594-24-1218	都市計画課建築開発指導係	0594-24-1295	
24	三重県	松阪市	建築開発課審査係	0598-53-4156	なし	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156	
24	三重県	【限】伊賀市	建築課建築指導審査係	0595-22-9732	なし	建築課建築指導審査係（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-22-9732	建築課建築指導審査係（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-22-9732	対象外	－	
24	三重県	【限】名張市	都市計画室	0595-63-7698	なし	都市計画室（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-63-7698	都市計画室（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-63-7698	対象外	－	
24	三重県	【限】亀山市	建築住宅課建築開発グループ	0595-96-9028	なし	建築住宅課建築開発グループ（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-96-9028	建築住宅課建築開発グループ（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-96-9028	対象外	－	
25	滋賀県	滋賀県	土木交通部建築課建築指導室　指導係	077-528-4258	なし	土木交通部建築課建築指導室　指導係 土木事務所（甲賀・湖東・高島）	077-528-4258	土木交通部建築課建築指導室　指導係 土木事務所（甲賀・湖東・高島）	077-528-4258	土木交通部建築課建築指導室　指導係	077-528-4258	
25	滋賀県	大津市	建築指導課	077-528-2774	なし	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774	
25	滋賀県	草津市	建築政策課	077-561-2378	なし	建築政策課	077-561-2378	建築政策課	077-561-2378	建築政策課	077-561-2378	
25	滋賀県	彦根市	建築指導課	0749-30-6125	なし	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125	
25	滋賀県	近江八幡市	建築課	0748-36-5544	なし	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544	
25	滋賀県	守山市	建築課	077-582-1139	なし	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139	
25	滋賀県	長浜市	建築課	0749-65-6543	なし	建築課	0749-65-6543	建築課	0749-65-6543	建築課	0749-65-6543	

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名（福祉の街づくり条例等）（該当章）	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名（福祉的基準がある場合）
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
建築行政課	053-457-2471	建築行政課（浜名区・天竜区を除く） 北部都市整備事務所（浜名区・天竜区）	053-457-2471 053-585-1154	静岡県福祉のまちづくり条例	都市整備部建築行政課	053-457-2472	都市整備部建築行政課	053-457-2472	なし
建築安全推進課審査係	054-221-1259	建築安全推進課審査係	054-221-1259	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	都市局建築部建築安全推進課審査係	054-221-1259	なし
住宅政策課	055-934-4766	住宅政策課	055-934-4766	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	住宅政策課	055-934-4766	なし
建築住宅課	0544-22-1229	建築住宅課	0544-22-1229	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	建築住宅課	0544-22-1229	なし
建築住宅課	054-626-2161	建築住宅課	054-626-2161	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	建築住宅課	054-626-2161	なし
建築土地対策課建築安全推進担当	0545-55-2791	建築土地対策課建築安全推進担当	0545-55-2791	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	建築土地対策課建築安全推進担当	0545-55-2791	なし
建築住宅課	054-643-3481	建築住宅課	054-643-3481	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
住宅政策課	055-983-2644	住宅政策課	055-983-2644	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築住宅課	0538-37-4899	建築住宅課	0538-37-4899	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築住宅課	0550-82-4224	建築住宅課	0550-82-4224	静岡県福祉のまちづくり条例	建築住宅課	0550-82-4224	（対象外）	－	なし
建築住宅課	0547-36-7184	建築住宅課	0547-36-7184	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
都市計画課	055-995-1856	都市計画課	055-995-1856	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築住宅課	0538-44-3123	建築住宅課	0538-44-3123	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
都市政策課	0537-21-1152	都市政策課	0537-21-1152	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築住宅課	053-576-4549	建築住宅課	053-576-4549	静岡県福祉のまちづくり条例	－	－	（対象外）	－	なし
住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	各建設事務所建築課	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	なし
建築審査課建築審査担当	052-972-2929	建築審査課建築審査担当	052-972-2929	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	建築審査課建築審査担当	052-972-2929	なし
建築指導課	0532-51-2581	建築指導課	0532-51-2588	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	建築指導課	0532-51-2581	なし
建築指導課	0564-23-6192	建築指導課	0564-23-6816	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	建築指導課	0564-23-6816	なし
建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8644	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	建築指導課	0586-28-8644	なし
建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	建築指導課	0568-85-6324	なし
建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	建築相談課	0565-34-6649	なし
都市計画課	0561-88-2686	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0569-84-0671	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0533-89-2117	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0566-62-1021	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0566-71-2241	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0563-65-2381	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0587-50-0287	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0568-76-1142	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築課	0587-32-1409	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
建築住宅課	052-613-7814	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
都市政策課	0562-45-6314	（対象外）	－	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	－	－	（対象外）	－	なし
子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課施設整備・ユニバーサルデザイン班	059-224-3349	各建設事務所	－	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課施設整備・ユニバーサルデザイン班	059-224-3349	県土整備部建築開発課建築審査班及び各建設事務所	－	なし
建築指導課建築確認係	059-354-8208	建築指導課建築確認係	059-354-8208	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	建築指導課建築確認係	059-354-8208	なし
建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187	建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187	なし
建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	なし
都市整備課建築審査室	0594-24-1218	都市計画課建築開発指導係	0594-24-1295	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	都市計画課建築審査室	0594-24-1218	なし
建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	建築開発課審査係	0598-53-4156	なし
建築課建築指導審査係（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-22-9732	建築課建築指導審査係（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-22-9732	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	対象外	－	なし
都市計画室（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-63-7698	都市計画室（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-63-7698	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	対象外	－	なし
建築住宅課建築開発グループ（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-96-9028	建築住宅課建築開発グループ（2号建築物の一部と3号建築物）	0595-96-9028	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	－	－	対象外	－	なし
土木交通部建築課建築指導室　指導係 土木事務所（甲賀・湖東・高島）	077-528-4258	土木交通部建築課建築指導室　指導係	077-528-4258	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	健康医療福祉部健康福祉政策課 企画調整担当	077-528-3519	土木交通部建築課建築指導室　指導係	077-528-4258	滋賀県建築基準条例
建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	－	－	建築指導課	077-528-2774	－
建築政策課	077-561-2378	建築政策課	077-561-2378	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	－	－	建築政策課	077-561-2378	－
建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	－	－	建築指導課	0749-30-6125	－
建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	－	－	建築課	0748-36-5544	－
建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	－	－	建築課	077-582-1139	－
建築課	0749-65-6543	建築課	0749-65-6543	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	－	－	建築課	0749-65-6543	－

参考１０　バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）	
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先
25	滋賀県	東近江市	建築指導課	0748-24-5656	なし	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656
26	京都府	京都府	建設交通部 建築指導課 建築防災・安全係	075-414-5349	京都府福祉のまちづくり条例（第6章）	各土木事務所（京都土木事務所を除く）	―	各土木事務所（京都土木事務所を除く）	―	建設交通部 建築指導課 建築防・災安全担当	075-414-5349
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部 建築審査課	075-222-3616	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第3章（第22条から第36条）	都市計画局建築指導部 建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部 建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部 建築指導課	075-222-3620
26	京都府	宇治市	都市整備部 建築指導課	0774-20-8794	京都府福祉のまちづくり条例（第6章）	都市整備部 建築指導課	0774-20-8794	都市整備部 建築指導課	0774-20-8794	都市整備部 建築指導課	0774-20-8794
27	大阪府	大阪府	都市整備部 住宅建築局 建築環境	06-6210-9717	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課	06-6210-9724	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課	06-6210-9724	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課	06-6210-9724
27	大阪府	大阪市	計画調整局 開発調整部 開発誘導課	06-6208-9319	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	計画調整局 建築指導部 建築確認課	06-6208-9291	計画調整局 建築指導部 建築確認課	06-6208-9291	計画調整局 建築指導部 建築企画課	06-6208-9284
27	大阪府	豊中市	都市計画推進部 建築安全課 建築調整係	06-6858-2115	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市計画推進部 建築審査課 建築審査係	06-6858-2422	都市計画推進部 建築審査課 建築審査係	06-6858-2422	都市計画推進部 建築審査課 建築指導係	06-6858-2860
27	大阪府	堺市	建築都市局 開発調整部 建築安全課	072-228-7936	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	建築都市局 開発調整部 建築安全課	072-228-7936	建築都市局 開発調整部 建築安全課	072-228-7936	建築都市局 開発調整部 建築安全課	072-228-7936
27	大阪府	東大阪市	建築部 建築指導室 建築審査課	06-4309-3240	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	建築部 建築指導室 建築審査課	06-4309-3240	建築部 建築指導室 建築審査課	06-4309-3240	建築部 建築指導室 建築審査課	06-4309-3240
27	大阪府	吹田市	都市計画部 開発審査室	06-6384-1231	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市計画部 開発審査室 建築審査担当	06-6384-1231	都市計画部 開発審査室 建築審査担当	06-6384-1231	都市計画部 開発審査室 建築審査担当	06-6384-1231
27	大阪府	高槻市	都市創造部 審査指導課 建築審査チーム	072-674-7567	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市創造部 審査指導課 建築審査チーム	072-674-7567	都市創造部 審査指導課 建築審査チーム	072-674-7567	都市創造部 審査指導課 建築審査チーム	072-674-7567
27	大阪府	枚方市	都市整備部 審査指導課	072-841-1438	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市整備部 審査指導課	072-841-1438	都市整備部 審査指導課	072-841-1438	都市整備部 審査指導課	072-841-1438
27	大阪府	八尾市	建築部 審査指導課	072-924-8544	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	建築部 審査指導課	072-924-8544	建築部 審査指導課	072-924-8544	建築部 審査指導課	072-924-3878
27	大阪府	茨木市	都市整備部 審査指導課 建築審査係	072-620-1661	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市整備部 審査指導課 建築審査係	072-620-1661	都市整備部 審査指導課 建築審査係	072-620-1661	都市整備部 審査指導課 建築審査係	072-620-1661
27	大阪府	守口市	都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1221	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1698	都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1736	都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1736
27	大阪府	寝屋川市	都市管理部 審査指導課 建築担当	072-824-1181	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市管理部 審査指導課 建築担当	072-824-1181	都市管理部 審査指導課 建築担当	072-824-1181	都市管理部 審査指導課 建築担当	072-824-1181
27	大阪府	岸和田市	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570
27	大阪府	門真市	まちづくり部 建築指導課 審査指導グループ	06-6902-6346	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	まちづくり部 建築指導課 審査指導グループ	06-6902-6346	まちづくり部 建築指導課 審査指導グループ	06-6902-6346	まちづくり部 建築指導課 審査指導グループ	06-6902-6346
27	大阪府	箕面市	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121
27	大阪府	池田市	都市整備部 審査指導課	072-752-1111	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市整備部 審査指導課	072-752-1111	都市整備部 審査指導課	072-752-1111	都市整備部 審査指導課	072-752-1111
27	大阪府	和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
27	大阪府	羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111	大阪府福祉のまちづくり条例（第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準）	都市開発部 建築指導課	072-958-1111	都市開発部 建築指導課	072-958-1111	都市開発部 建築指導課	072-958-1111
28	兵庫県	兵庫県	都市政策課都市政策班（福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	各県民局・県民センターまちづくり建築課	―	各県民局・県民センターまちづくり建築課	―	各県民局・県民センターまちづくり建築課	―
28	兵庫県	神戸市	建築安全課建築安全係	078-595-6561	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築安全課建築安全係	078-595-6561	建築安全課建築安全係	078-595-6561	建築安全課整備係	078-595-6554
28	兵庫県	尼崎市	建築指導課	06-6489-6650	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築指導課	06-6489-6650	建築指導課	06-6489-6650	建築指導課	06-6489-6650
28	兵庫県	西宮市	建築指導課	0798-35-3918	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築指導課	0798-35-3918	建築指導課	0798-35-3918	建築指導課	0798-35-3704
28	兵庫県	姫路市	建築指導課 審査・監察担当	079-221-2546	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築指導課 審査・監察担当	079-221-2546	建築指導課 審査・監察担当	079-221-2546	建築指導課 指導担当	079-221-2579
28	兵庫県	明石市	建築安全課建築審査係	078-918-5046	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築安全係	078-918-5046
28	兵庫県	加古川市	建築指導課	079-427-9264	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築指導課	079-427-9264	建築指導課	079-427-9264	建築指導課	079-427-9260
28	兵庫県	伊丹市	建築指導課	072-784-8065	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築指導課	072-784-8065	建築指導課	072-784-8065	建築指導課	072-784-8065
28	兵庫県	川西市	建築指導課	072-740-1204	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築指導課	072-740-1204	建築指導課	072-740-1204	建築指導課	072-740-1204
28	兵庫県	宝塚市	建築指導課	0797-77-2082	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築指導課	0797-77-2082	建築指導課	0797-77-2082	建築指導課	0797-77-2082
28	兵庫県	三田市	審査指導課	079-559-5119	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	審査指導課	079-559-5119	審査指導課	079-559-5119	審査指導課	079-559-5119
28	兵庫県	芦屋市	建築住宅課	0797-38-2114	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築住宅課	0797-38-2114	建築住宅課	0797-38-2114	建築住宅課	0797-38-2114

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名 (福祉の街づくり条例等) (該当章)	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名 (福祉的基準がある場合)
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	―	―	建築指導課	0748-24-5656	―
各土木事務所(京都土木事務所を除く)	―	各土木事務所(京都土木事務所を除く)	―	京都府福祉のまちづくり条例	建設交通部 建築指導課 建築防災・安全係 健康福祉部　地域福祉推進課　地域福祉・福祉のまち推進係	075-414-5349 075-414-4569	各土木事務所(京都土木事務所)	―	なし
都市計画局建築指導部 建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部 建築安全推進課	075-222-3613	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例	都市計画局建築指導部 建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部 建築審査課	075-222-3616	なし
都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	京都府福祉のまちづくり条例	―	―	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	なし
都市整備部　住宅建築局　建築環境課	06-6210-9717	都市整備部 住宅建築局 建築指導室　建築安全課	06-6210-9729	大阪府福祉のまちづくり条例(第1章、第2章及び第4章から第6章まで)	都市整備部　住宅建築局　建築環境課	06-6210-9717	都市整備部　住宅建築局　建築環境課	06-6210-9717	―
計画調整局　開発調整部　開発誘導課	06-6208-9319	計画調整局　開発調整部　開発誘導課	06-6208-9319	―	―	―	計画調整局　建築指導部　建築確認課	06-6208-9291	なし
都市計画推進部　建築安全課　建築調整係	06-6858-2115	都市計画推進部　建築安全課　建築安全係	06-6858-2429	―	―	―	都市計画推進部　建築安全課　建築調整係	06-6858-2115	なし
建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936	建築都市局　開発調整部　建築防災推進課	072-228-7482	―	―	―	建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936	―
建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240	建築部　建築指導室　建築安全課	06-4309-3245	―	―	―	建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240	―
都市計画部　開発審査室　建築審査担当	06-6384-1231	都市計画部　開発審査室	06-6384-1231	―	都市計画部　開発審査室	06-6384-1231	都市計画部　開発審査室	06-6384-1231	―
都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567	都市創造部　審査指導課　監察チーム	072-674-7567	―	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567	―
都市整備部　審査指導課	072-841-1438	都市整備部　審査指導課	072-841-1438	―	―	―	都市整備部　審査指導課	072-841-1438	―
建築部　審査指導課	072-924-8544	建築部　審査指導課	072-924-3852	―	建築部　建築審査課	072-924-8544	―	―	―
都市整備部　審査指導課　建築審査係	072-620-1661	都市整備部　建築調整課　監察係	072-620-0105	―	―	―	都市整備部　審査指導課　建築審査係	072-620-1661	―
都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1221	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1736	―	―	―	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1736	―
都市管理部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	都市管理部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	―	―	―	都市管理部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	―
まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	―	―	―	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	―
まちづくり部　建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346	まちづくり部　建築指導課　開発安全グループ	06-6902-6341	―	―	―	まちづくり部 建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346	―
みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121	箕面市まちづくり推進条例	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121	なし
都市整備部　審査指導課	072-752-1111	都市整備部　審査指導課	072-752-1111	―	―	―	都市整備部　審査指導課	072-752-1111	―
都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	―	―	―	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	和泉市建築基準法施行条例
都市開発部　建築指導課	072-958-1111	都市開発部　建築指導課	072-958-1111	―	―	―	都市開発部　建築指導課	072-958-1111	―
各県民局・県民センターまちづくり建築課	―	各県民局・県民センターまちづくり建築課	―	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	―
建築安全課指導係(建築環境担当)	078-595-6556	建築安全課建築安全係	078-595-6561	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	障害福祉課(条例の届出) 建築安全課建築安全係(建築確認)	078-322-6277 078-595-6561	―
建築指導課	06-6489-6650	建築指導課	06-6489-6650	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築指導課	06-6489-6650	―
建築指導課	0798-35-3918	建築指導課	0798-35-3918	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築指導課	0798-35-3918	―
建築指導課　審査・監察担当	079-221-2546	建築指導課　審査・監察担当	079-221-2546	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築指導課　審査・監察担当	079-221-2546	―
建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築審査係	078-918-5046	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築安全課建築審査係	078-918-5046	―
建築指導課	079-427-9264	建築指導課	079-427-9264	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築指導課	079-427-9264	―
建築指導課	072-784-8065	建築指導課	072-784-8065	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築指導課	072-784-8065	―
建築指導課	072-740-1204	建築指導課	072-740-1204	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築指導課	072-740-1204	―
建築指導課	0797-77-2082	建築指導課	0797-77-2082	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	高齢福祉課	0797-77-2076	―
審査指導課	079-559-5119	審査指導課	079-559-5119	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	審査指導課	079-559-5119	―
建築住宅課	0797-38-2114	建築住宅課	0797-38-2114	福祉のまちづくり条例(第24条の4から第24条の6以外)	兵庫県 都市政策課都市政策班(福祉のまちづくり担当)	078-362-4298	建築住宅課	0797-38-2114	―

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）	
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先
28	兵庫県	高砂市	建築住宅課建築指導係	079-443-9035	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6）	建築住宅課建築指導係	079-443-9035	建築住宅課建築指導係	079-443-9035	建築住宅課建築指導係	079-443-9035
29	奈良県	奈良県	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築指導係	0742-27-7574	なし	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築指導係	0742-27-7574	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築指導係	0742-27-7574	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築審査係	0742-27-7561
29	奈良県	奈良市	都市整備部 建築指導課	0742-34-4750	なし	都市整備部 建築指導課	0742-34-4750	都市整備部 建築指導課	0742-34-4750	都市整備部 建築指導課	0742-34-4750
29	奈良県	橿原市	都市マネジメント部 建築安全推進課	0744-47-3517	なし	都市マネジメント部 建築安全推進課	0744-47-3517	都市マネジメント部 建築安全推進課	0744-47-3517	都市マネジメント部 建築安全推進課	0744-47-3517
29	奈良県	生駒市	建築課	0743-74-1111	なし	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111
30	和歌山県	和歌山県	建築住宅課	073-441-3185	なし	建築住宅課、各振興局	—	建築住宅課、各振興局	—	建築住宅課	073-441-3185
30	和歌山県	和歌山市	建築指導課	073-435-1100	なし	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100
31	鳥取県	鳥取県	住宅政策課 建築指導室	0857-26-7697	鳥取県福祉のまちづくり条例（第3章）	東部建築住宅事務所	0857-20-3648	東部建築住宅事務所	0857-20-3648	住宅政策課 建築指導室	0857-26-7697
						中部総合事務所環境建築局建築住宅課	0858-23-3235	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	0858-23-3235		
						西部総合事務所環境建築局建築住宅課	0859-31-9753	西部総合事務所環境建築局建築住宅課	0859-31-9753		
31	鳥取県	鳥取市	建築指導課	0857-30-8361	鳥取県福祉のまちづくり条例（第3章）	建築指導課	0857-30-8361	建築指導課	0857-30-8361	建築指導課	0857-30-8361
31	鳥取県	米子市	建築相談課	0859-23-5236	鳥取県福祉のまちづくり条例（第3章）	建築相談課	0859-23-5236	建築相談課	0859-23-5236	建築相談課	0859-23-5236
31	鳥取県	倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	鳥取県福祉のまちづくり条例（第3章）	建築住宅課	0858-22-8175	建築住宅課	0858-22-8175	建築住宅課	0858-22-8175
31	鳥取県	【限】境港市	建築営繕課	0859-47-1062	鳥取県福祉のまちづくり条例（第3章）	建築営繕課	0859-47-1062	建築営繕課	0859-47-1062	県住まいまちづくり課建築指導担当	0857-26-7391
32	島根県	島根県	土木部建築住宅課建築物安全推進室（建築物関係）	0852-22-5219	なし	隠岐支庁及び各県土整備事務所	—	隠岐支庁及び各県土整備事務所	—	土木部建築住宅課建築物安全推進室	0852-22-5219
32	島根県	松江市	建築審査課（建築物関係）	0852-55-5347	なし	建築審査課	0852-55-5347	建築審査課	0852-55-5347	建築審査課	0852-55-5347
32	島根県	出雲市	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	なし	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	都市建設部建築住宅課審査係	0853-21-6740	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720
32	島根県	【限】浜田市	建築住宅課	0855-25-9632	なし	建築住宅課	0855-25-9632	建築住宅課（限定）	0855-25-9632	—	—
32	島根県	【限】安来市	建築住宅課建築指導係	0854-23-3325	なし	建築住宅課建築指導係	0854-23-3325	建築住宅課建築指導係（限定）	0854-23-3325	—	—
32	島根県	【限】益田市	建設部建築課指導係	0856-31-0668	なし	建設部建築課指導係	0856-31-0668	建設部建築課指導係（限定）	0856-31-0668	—	—
32	島根県	【限】大田市	建設部建築営繕課	0854-83-8105	なし	建設部建築営繕課	0854-83-8105	建設部建築営繕課（限定）	0854-83-8105	—	—
32	島根県	【限】江津市	都市計画課	0855-52-7490	なし	都市計画課	0855-52-7490	都市計画課（限定）	0855-52-7490	—	—
32	島根県	【限】雲南市	建築住宅課	0854-40-1065	なし	建築住宅課	0854-40-1065	建築住宅課（限定）	0854-40-1065	—	—
33	岡山県	岡山県	土木部都市局建築指導課	086-226-7504	なし	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847
33	岡山県	岡山県			なし	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160
33	岡山県	岡山県			なし	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
33	岡山県	岡山市	建築指導課審査係	086-803-1446	なし	建築指導課審査係	086-803-1446	建築指導課審査係	086-803-1446	建築指導課指導係	086-803-1444
33	岡山県	倉敷市	建築指導課審査係	086-426-3501	なし	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501
33	岡山県	津山市	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	なし	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099
33	岡山県	玉野市	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	なし	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	都市計画課建築指導係	0863-32-5538
33	岡山県	総社市	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	なし	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289
33	岡山県	新見市	都市整備課建築係	0867-72-6118	なし	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	なし	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	都市計画課建築指導係	0865-69-2141
34	広島県	広島県	建築課建築指導グループ	082-513-4183	なし	各建設事務所建築課	—	各建設事務所建築課	—	建築課建築指導グループ	082-513-4183
34	広島県	広島市	建築指導課第二指導係	082-504-2288	なし	—	—	—	—	建築指導課第一指導係	082-504-2287
34	広島県	広島市（中区）	—	—	なし	中区建設部建築課	082-504-2579	中区建設部建築課	082-504-2579	—	—
34	広島県	広島市（東区）	—	—	なし	東区建設部建築課	082-568-7745	東区建設部建築課	082-568-7745	—	—
34	広島県	広島市（南区）	—	—	なし	南区建設部建築課	082-250-8960	南区建設部建築課	082-250-8960	—	—
34	広島県	広島市（西区）	—	—	なし	西区建設部建築課	082-532-0950	西区建設部建築課	082-532-0950	—	—
34	広島県	広島市（安佐南区）	—	—	なし	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	—	—
34	広島県	広島市（安佐北区）	—	—	なし	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	—	—
34	広島県	広島市（安芸区）	—	—	なし	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	—	—
34	広島県	広島市（佐伯区）	—	—	なし	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	—	—
34	広島県	福山市	建築指導課審査・検査担当	084-928-1104	なし	建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104
34	広島県	呉市	建築指導課建築確認グループ	0823-25-3511	なし	建築指導課	0823-25-3511	建築指導課	0823-25-3511	建築指導課	0823-25-3511
34	広島県	尾道市	建築課指導係	0848-38-9245	なし	建築課	0848-38-9245	建築課	0848-38-9245	建築課	0848-38-9245
34	広島県	三原市	建築指導課建築指導係	0848-67-6122	なし	建築指導課	0848-67-6122	建築指導課	0848-67-6122	建築指導課	0848-67-6122
34	広島県	東広島市	建築指導課建築審査係	082-420-0956	なし	建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956
34	広島県	廿日市市	建築指導課建築審査係	0829-30-9183	なし	建築指導課建築審査係	0829-30-9183	建築指導課建築審査係	0829-30-9183	建築指導課建築審査係	0829-30-9183
34	広島県	【限】三次市	都市建築課建築指導係	0824-62-6385	なし	都市建築課	0824-62-6385	都市建築課	0824-62-6385	—	—
35	山口県	山口県	建築指導課審査班	083-933-3839	なし	各土木建築事務所＋建築指導課審査班	083-933-3839	各土木建築事務所＋建築指導課審査班	083-933-3839	建築指導課指導班	083-933-3835
35	山口県	下関市	建築指導課	083-231-1380	なし	建築指導課	083-231-1380	建築指導課	083-231-1380	建築指導課	083-231-1380
35	山口県	山口市	開発指導課	083-934-2847	なし	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847
35	山口県	宇部市	建築指導課	0836-34-8438	なし	建築指導課	0836-34-8438	建築指導課	0836-34-8438	建築指導課	0836-34-8438
35	山口県	周南市	建築指導課	0834-22-8423	なし	建築指導課	0834-22-8423	建築指導課	0834-22-8421	建築指導課	0834-22-8423
35	山口県	防府市	建築課建築指導室	0835-25-2449	なし	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449
35	山口県	萩市	建築課	0838-25-3693	なし	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693
35	山口県	岩国市	建築指導課建築審査班	0827-29-5046	なし	建築指導課建築審査班	0827-29-5046	建築指導課建築審査班	0827-29-5046	建築指導課建築指導班	0827-29-5165

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名（福祉の街づくり条例等）（該当章）	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名（福祉的基準がある場合）
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
建築住宅課建築指導係	079-443-9035	建築住宅課建築指導係	079-443-9035	福祉のまちづくり条例（第24条の4から第24条の6以外）	兵庫県 都市政策課都市政策班（福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築住宅課建築指導係	079-443-9035	－
県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築指導係	0742-27-7574	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築指導係	0742-27-7574	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	福祉保険部地域福祉課	0742-27-8503	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築指導係	0742-27-7574	なし
都市整備部 建築指導課	0742-34-4750	都市整備部 建築指導課	0742-34-4750	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部 建築指導課	0742-34-4750	なし
都市マネジメント部 建築安全推進課	0744-47-3517	都市マネジメント部 建築安全推進課	0744-47-3517	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	－	－	都市マネジメント部 建築安全推進課	0744-47-3517	なし
建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	－	－	建築課	0743-74-1111	なし
建築住宅課	073-441-3185	建築住宅課、各振興局	－	和歌山県福祉のまちづくり条例	障害福祉課	073-441-2532	建築住宅課、各振興局	－	なし
建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100	和歌山県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課	073-435-1100	なし
東部建築住宅事務所	0857-20-3648	東部建築住宅事務所	0857-20-3648	－	－	－	－	－	鳥取県福祉のまちづくり条例（第1章、第2章）
中部総合事務所環境建築局建築住宅課	0858-23-3235	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	0858-23-3235						
西部総合事務所環境建築局建築住宅課	0859-31-9753	西部総合事務所環境建築局建築住宅課	0859-31-9753						
建築指導課	0857-30-8361	建築指導課	0857-30-8361	－	－	－	－	－	鳥取県福祉のまちづくり条例（第1章、第2章）
建築相談課	0859-23-5236	建築相談課	0859-23-5236	－	－	－	－	－	鳥取県福祉のまちづくり条例（第1章、第2章）
建築住宅課	0858-22-8175	建築住宅課	0858-22-8175	－	－	－	－	－	鳥取県福祉のまちづくり条例（第1章、第2章）
建築営繕課	0859-47-1062	建築営繕課	0859-47-1062	－	－	－	－	－	鳥取県福祉のまちづくり条例（第1章、第2章）
土木部建築住宅課建築物安全推進室(建築物関係)	0852-22-5219	土木部建築住宅課建築物安全推進室	0852-22-5219	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6526	隠岐支庁及び各県土整備事務所	－	なし
建築審査課	0852-55-5347	建築審査課	0852-55-5347	松江市ひとにやさしいまちづくり条例	健康福祉部健康福祉総務課	0852-55-5302	建築審査課	0852-55-5347	なし
都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	出雲市福祉のまちづくり条例	健康福祉部福祉推進課	0853-21-6694	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	なし
建築住宅課	0855-25-9632	建築住宅課	0855-25-9632	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	－	－	建築住宅課	0855-25-9632	なし
建築住宅課建築指導係	0854-23-3325	建築住宅課建築指導係	0854-23-3325	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	－	－	建築住宅課建築指導係（建築物のみ）	0854-23-3325	なし
建設部建築課指導係	0856-31-0668	建設部建築課指導係	0856-31-0668	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	－	－	建設部建築課指導係	0856-31-0668	なし
建設部建築営繕課	0854-83-8105	建設部建築営繕課	0854-83-8105	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	－	－	建設部建築営繕課	0854-83-8105	なし
都市計画課	0855-52-7490	都市計画課	0855-52-7490	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	－	－	都市計画課	0855-52-7490	なし
建築住宅課	0854-40-1065	建築住宅課	0854-40-1065	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	－	－	建築住宅課	0854-40-1065	なし
備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	岡山県福祉のまちづくり条例	子ども・福祉部障害福祉課	086-226-7343	備前県民局建設部管理課建築指導班（建築物のみ）	086-233-9847	なし
備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160				備中県民局建設部管理課建築指導班（建築物のみ）	086-434-7160	なし
美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260				美作県民局建設部管理課建築指導班(建築物のみ)	0868-23-1260	なし
建築指導課審査係	086-803-1446	建築指導課安全推進係	086-803-1445	岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例	保健福祉企画総務課	086-803-1204	建築指導課審査係	086-803-1446	なし
建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501	倉敷市福祉の街づくり条例	保健福祉推進課	086-426-3303	建築指導課審査係	086-426-3501	なし
都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	人にやさしいまちづくり条例	環境福祉部障害福祉課	0868-32-2067	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	なし
都市計画課建築指導係	0863-32-5538	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	岡山県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市計画課建築指導係（建築物のみ）	0863-32-5538	なし
建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	岡山県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	建築住宅課建築指導係（建築物のみ）	0866-92-8289	なし
都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118	岡山県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市整備課建築係	0867-72-6118	なし
都市計画課建築指導係	0865-69-2141	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	岡山県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	なし
各建設事務所建築課	－	各建設事務所建築課	－	広島県福祉のまちづくり条例	建築課建築指導グループ	082-513-4183	各市町	－	なし
－	－	建築指導課第二指導係	082-504-2288	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	－	－	なし
中区建設部建築課	082-504-2579	中区建設部建築課	082-504-2579	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	中区建設部建築課	082-504-2579	－
東区建設部建築課	082-568-7745	東区建設部建築課	082-568-7745	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	東区建設部建築課	082-568-7745	－
南区建設部建築課	082-250-8960	南区建設部建築課	082-250-8960	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	南区建設部建築課	082-250-8960	－
西区建設部建築課	082-532-0950	西区建設部建築課	082-532-0950	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	西区建設部建築課	082-532-0950	－
安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	－
安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	－
安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	－
佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	－
建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課	084-928-1104	なし
建築指導課	0823-25-3511	建築指導課	0823-25-3514	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課	0823-25-3511	なし
建築課	0848-38-9245	建築課	0848-38-9245	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	建築課	0848-38-9245	なし
建築指導課	0848-67-6122	建築指導課	0848-67-6122	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課	0848-67-6122	なし
建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課	082-420-0956	なし
建築指導課建築審査係	0829-30-9183	建築指導課建築審査係	0829-30-9183	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課建築審査係	0829-30-9183	なし
都市建築課	0824-62-6385	都市建築課	0824-62-6385	広島県福祉のまちづくり条例	－	－	都市建築課	0824-62-6385	なし
建築指導課審査班	083-933-3839	建築指導課指導班	083-933-3835	山口県福祉のまちづくり条例	健康福祉部厚政課	083-933-2724	各土木建築事務所＋建築指導課審査班	083-933-3839	なし
建築指導課	083-231-1380	建築指導課	083-231-1380	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	建築指導課	083-231-1380	なし
開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	開発指導課	083-934-2847	なし
建築指導課	0836-34-8438	建築指導課	0836-34-8438	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	建築指導課	0836-34-8438	なし
建築指導課	0834-22-8423	建築指導課	0834-22-8423	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	建築指導課	0834-22-8423	なし
建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	建築課建築指導室	0835-25-2449	なし
建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	建築課	0838-25-3693	なし
建築指導課建築審査班	0827-29-5046	建築指導課建築指導班	0827-29-5165	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	建築指導課建築審査班	0827-29-5046	なし

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）	
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先
35	山口県	【限】長門市	建築住宅課	0837-23-1149	なし	建築住宅課	0837-23-1149	建築住宅課	0837-23-1149	―	―
35	山口県	【限】山陽小野田市	都市計画課建築指導室	0836-82-1215	なし	都市計画課建築指導室	0836-82-1215	都市計画課建築指導室	0836-82-1215	―	―
36	徳島県	徳島県	住宅課建築指導担当	088-621-2595	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（第七章）	総合県民局・東部県土整備局（大規模建築物は住宅課）	―	総合県民局・東部県土整備局（大規模建築物は住宅課）	―	住宅課建築指導担当	088-621-2595
36	徳島県	徳島市	都市建設部建築指導課・審査担当	088-621-5274	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（第七章）	都市建設部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市建設部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市建設部建築指導課・審査担当	088-621-5274
37	香川県	香川県	建築指導課総務・企画グループ	087-832-3612	なし	建築指導課	087-832-3612	建築指導課	087-832-3612	建築指導課	087-832-3612
37	香川県	高松市	建築指導課	087-839-2488	なし	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488
38	愛媛県	愛媛県	建築住宅課建築指導係	089-912-2757	なし	各地方局・土木事務所	―	各地方局・土木事務所	―	建築住宅課建築指導係	089-912-2757
38	愛媛県	松山市	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	なし	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511
38	愛媛県	今治市	建設部都市政策局建築住宅課	0898-36-1566	なし	建設部都市政策局建築住宅課	0898-36-1566	建設部都市政策局建築住宅課	0898-36-1566	建設部都市政策局建築住宅課	0898-36-1566
38	愛媛県	新居浜市	建設部建築指導課	0897-65-1273	なし	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273
38	愛媛県	西条市	建築審査課	0897-56-5151	なし	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151
38	愛媛県	【限】宇和島市	建築住宅課	0895-49-7028	なし	建築住宅課	0895-49-7028	建築住宅課	0895-49-7028	建築住宅課	0895-49-7028
39	高知県	高知県	建築指導課審査担当	088-823-9864	なし	建築指導課審査担当	088-823-9864	建築指導課審査担当	088-823-9864	建築指導課指導担当	088-823-9891
39	高知県	高知県	幡多土木事務所総務課建築指導担当	0880-34-5222	なし	幡多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	幡多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	建築指導課指導担当	088-823-9891
39	高知県	高知市	都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470	なし	都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470	都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470	都市建設部建築指導課指導担当	088-823-9470
40	福岡県	福岡県	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720	なし	各県土整備事務所建築指導課	―	各県土整備事務所建築指導課	―	建築都市部建築指導課建築指導係	092-643-3721
40	福岡県	北九州市	建築指導課指導係	093-582-2531	なし	建築指導課指導係	093-582-2531	建築審査課審査係	093-582-2535	建築指導課指導係	093-582-2531
40	福岡県	福岡市	建築審査課	092-711-4774	なし	建築審査課	092-711-4774	建築審査課	092-711-4577	建築指導課指導係	092-711-4575
40	福岡県	久留米市	建築指導課	0942-30-9089	なし	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089
40	福岡県	大牟田市	建築住宅課	0944-41-2797	なし	建築住宅課	0944-41-2797	建築住宅課	0944-41-2797	建築住宅課	0944-41-2797
41	佐賀県	佐賀県	建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165	なし	建築住宅課 佐賀土木事務所 東部土木事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 杵藤土木事務所	0952-25-7165 0952-24-4369 0942-83-4398 0955-73-2865 0955-23-4721 0954-22-4185	建築住宅課 佐賀土木事務所 東部土木事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 杵藤土木事務所	0952-25-7165 0952-24-4369 0942-83-4398 0955-73-2865 0955-23-4721 0954-22-4185	建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165
41	佐賀県	佐賀市	建築指導課	0952-40-7170	なし	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170
42	長崎県	長崎県	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	なし	各地方機関建築課(班)	―	土木部建築課審査指導班・各地方機関建築課(班)	―	土木部建築課審査指導班	095-894-3093
42	長崎県	佐世保市	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	なし	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111
42	長崎県	長崎市	建築部建築指導課	095-829-1176	なし	建築部建築指導課	095-829-1176	建築部建築指導課	095-829-1176	建築部建築指導課	095-829-1176
42	長崎県	【限】島原市	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	なし	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020
42	長崎県	【限】五島市	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	なし	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118
42	長崎県	【限】大村市	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	なし	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111
43	熊本県	熊本県	建築課	096-333-2537	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第5章）	各広域本部景観建築課	―	各広域本部景観建築課	―	建築課建築指導班	096-333-2534
43	熊本県	熊本市	建築指導課	096-328-2516	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第5章）	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516
43	熊本県	八代市	建築指導課	0965-33-4750	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第5章）	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750
43	熊本県	天草市	建築課　建築指導係	0969-32-6797	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第5章）	建築課　建築指導係	0969-32-6797	建築課　建築指導係	0969-32-6797	建築課　建築指導係	0969-32-6797
44	大分県	大分県	建築住宅課指導審査班	097-506-4679	大分県福祉のまちづくり条例（第23条の3）	各土木事務所	―	各土木事務所	―	建築住宅課指導審査班	097-506-4679
44	大分県	大分市	開発建築指導課	097-537-5635	大分県福祉のまちづくり条例（第23条の3）	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-585-5147	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-585-5147	開発建築指導課建築指導担当班	097-585-5034
44	大分県	宇佐市	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	大分県福祉のまちづくり条例（第23条の3）	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182
44	大分県	佐伯市	建築住宅課	0972-22-3574	大分県福祉のまちづくり条例（第23条の3）	建築住宅課	0972-22-3574	建築住宅課	0972-22-3574	建築住宅課	0972-22-3574
44	大分県	中津市	建築指導課	0979-62-9029	大分県福祉のまちづくり条例（第23条の3）	建築指導課	0979-62-9029	建築指導課	0979-62-9029	建築指導課	0979-62-9029
44	大分県	日田市	建築住宅課	0973-22-8226	大分県福祉のまちづくり条例（第23条の3）	建築住宅課	0973-22-8226	建築住宅課	0973-22-8226	建築住宅課	0973-22-8226
44	大分県	別府市	都市計画課	0977-21-1487	大分県福祉のまちづくり条例（第23条の3）	都市計画課	0977-21-1487	都市計画課	0977-21-1487	都市計画課	0977-21-1487
45	宮崎県	宮崎県	建築住宅課建築指導担当	0985-26-7195	なし	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	建築住宅課建築指導担当	0985-26-7195
45	宮崎県	宮崎市	建築行政課	0985-21-1813	なし	建築行政課	0985-21-1813	建築行政課	0985-21-1813	建築行政課	0985-21-1813
45	宮崎県	都城市	建築対策課	0986-23-2584	なし	建築対策課	0986-23-2584	建築対策課	0986-23-2584	建築対策課	0986-23-2584
45	宮崎県	延岡市	建築指導課	0982-22-7034	なし	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034
45	宮崎県	日向市	建築住宅課	0982-52-2111	なし	建築住宅課	0982-52-2111	建築住宅課	0982-52-2111	建築住宅課	0982-52-2111
46	鹿児島県	鹿児島県	土木部建築課計画指導係	099-286-3710	なし	本庁及び各出先機関	―	本庁及び各出先機関	―	土木部建築課計画指導係	―
46	鹿児島県	鹿児島市	建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359	なし	建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359	建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1516

認定		違反等		【参考】自主条例				【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名（福祉の街づくり条例等）（該当章）	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名（福祉的基準がある場合）
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
建築住宅課	0837-23-1149	建築住宅課	0837-23-1149	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	建築住宅課	0837-23-1149	なし
都市計画課建築指導室	0836-82-1215	都市計画課建築指導室	0836-82-1215	山口県福祉のまちづくり条例	山口県健康福祉部厚政課	083-933-2724	都市計画課建築指導室	0836-82-1215	なし
住宅課建築指導担当	088-621-2595	総合県民局・東部県土整備局（大規模建築物は住宅課）	－	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（第7章）	多文化共生・人権課	088-621-2028	総合県民局・東部県土整備局（大規模建築物は住宅課）	－	なし
都市建設部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市建設部建築指導課・審査担当	088-621-5274	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（第七章）	－	－	都市建設部都市建設政策課・都市計画担当	088-621-5249	なし
建築指導課	087-832-3612	建築指導課	087-832-3612	香川県福祉のまちづくり条例	保健福祉総務課	087-832-3259	建築指導課	087-832-3612	なし
建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488	香川県福祉のまちづくり条例	－	－	障がい福祉課	087-839-2333	なし
建築住宅課建築指導係	089-912-2757	各地方局・土木事務所	－	人にやさしいまちづくり条例	保健福祉課	089-912-2383	各地方局・土木事務所	－	なし
建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	人にやさしいまちづくり条例	－	－	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	なし
建設部都市政策局建築住宅課	0898-36-1566	建設部都市政策局建築住宅課	0898-36-1566	人にやさしいまちづくり条例	－	－	建設部都市政策局建築住宅課	0898-36-1566	なし
建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273	新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例	福祉部地域福祉課	0897-65-1237	建設部建築指導課	0897-65-1273	なし
建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151	人にやさしいまちづくり条例	－	－	建築審査課	0897-56-5151	なし
建築住宅課	0895-49-7028	建築住宅課	0895-49-7028	人にやさしいまちづくり条例	－	－	－	－	なし
建築指導課審査担当	088-823-9864	建築指導課指導担当	088-823-9891	高知県ひとにやさしいまちづくり条例	障害福祉課企画調整担当	088-823-9663	建築指導課審査担当	088-823-9864	なし
幡多土木事務所総務課建築指導担当	0880-34-5222	建築指導課指導担当	088-823-9891	高知県ひとにやさしいまちづくり条例	障害福祉課企画調整担当	088-823-9663	幡多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	なし
都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470	都市建設部建築指導課指導担当	088-823-9470	高知県ひとにやさしいまちづくり条例	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉サービス担当係	088-823-9378	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉サービス担当係	088-823-9378	なし
建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720	福岡県福祉のまちづくり条例	福祉労働部障がい福祉課社会参加係	092-651-1111	各県土整備事務所建築指導課	－	－
建築指導課指導係	093-582-2531	建築指導課指導係	093-582-2531	福岡県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課指導係	093-582-2531	－
建築審査課	092-711-4774	建築審査課	092-711-4774	福岡市福祉のまちづくり条例	保健福祉局総務企画部地域福祉課	092-733-5344	建築審査課	092-711-4774	－
建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089	福岡県福祉のまちづくり条例	－	－	建築指導課	0942-30-9089	－
建築住宅課	0944-41-2797	建築住宅課	0944-41-2797	福岡県福祉のまちづくり条例	－	－	建築住宅課	0944-41-2797	－
建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165	建築住宅課 佐賀土木事務所 東部土木事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 杵藤土木事務所	0952-25-7165 0952-24-4369 0942-83-4398 0955-73-2865 0955-23-4721 0954-22-4185	佐賀県福祉のまちづくり条例	県民環境部県民協働課	0952-25-7068	建築住宅課 佐賀土木事務所 東部土木事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 杵藤土木事務所	0952-25-7165 0952-24-4369 0942-83-4398 0955-73-2865 0955-23-4721 0954-22-4185	なし
建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170	佐賀県福祉のまちづくり条例	県民環境部県民協働課	0952-25-7068	建築指導課	0952-40-7170	なし
土木部建築課審査指導班	095-894-3093	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	長崎県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健課課地域福祉班	095-824-1111	各地方振興局建築課（班）	－	－
都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	長崎県福祉のまちづくり条例	－	－	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	－
建築部建築指導課	095-829-1176	建築部建築指導課	095-829-1176	長崎県福祉のまちづくり条例	－	－	建築部建築指導課	095-829-1176	－
都市整備課 （建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ） 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	都市整備課 （建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ） 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	長崎県福祉のまちづくり条例	－	－	島原振興局建築課	0957-63-1111	－
都市整備課 （建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ） 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	都市整備課 （建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ） 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	長崎県福祉のまちづくり条例	－	－	土木部建築課審査指導班、 五島振興局建築班	0959-72-2734	－
都市整備課 （建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ） 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	都市整備課 （建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号該当建築物のみ） 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	長崎県福祉のまちづくり条例	－	－	県央振興局建築課	0957-22-0010	－
各広域本部景観建築課	－	各広域本部景観建築課	－	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第１～４章、第6章）	健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201	各広域本部景観建築課	－	－
建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第１～４章、第6章）	－	－	建築指導課	096-328-2516	－
建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第１～４章、第6章）	－	－	建築指導課	0965-33-4750	－
建築課　建築指導係	0969-32-6797	建築課　建築指導係	0969-32-6797	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（第１～４章、第6章）	－	－	建築課　建築指導係	0969-32-6797	－
各土木事務所	－	各土木事務所	－	大分県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	各土木事務所	－	なし
開発建築指導課確認審査検査担当班	097-585-5147	開発建築指導課建築指導担当班	097-585-5034	大分県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-585-5147	なし
建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	大分県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	なし
建築住宅課	0972-22-3574	建築住宅課	0972-22-3574	大分県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築住宅課	0972-22-3574	なし
建築指導課	0979-62-9029	建築指導課	0979-62-9029	大分県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築指導課	0979-62-9029	なし
建築住宅課	0973-22-8226	建築住宅課	0973-22-8226	大分県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築住宅課	0973-22-8226	なし
都市計画課	0977-21-1487	都市計画課	0977-21-1487	大分県福祉のまちづくり条例	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	都市計画課	0977-21-1487	なし
本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	人にやさしい福祉のまちづくり条例	障がい福祉課社会参加推進・管理担当	0985-32-4468	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	なし
建築行政課	0985-21-1813	建築行政課	0985-21-1813	宮崎市福祉のまちづくり条例	福祉総務課	0985-21-1754	建築行政課	0985-21-1813	なし
建築対策課	0986-23-2584	建築対策課	0986-23-2584	都城市福祉のまちづくり条例	障がい福祉課	0986-23-2980	建築対策課	0986-23-2584	なし
建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034	宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例	県障がい福祉課社会参加推進・管理担当	0985-32-4468	建築指導課	0982-22-7034	なし
建築住宅課	0982-52-2111	建築住宅課	0982-52-2111	宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例	県障がい福祉課社会参加推進・管理担当	0985-32-4468	建築住宅課	0982-52-2111	なし
本庁及び各出先機関	－	本庁及び各出先機関	－	鹿児島県福祉のまちづくり条例	保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	本庁及び各出先機関	－	なし
建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1516	鹿児島県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	健康福祉局福祉部障害福祉課ゆうあい係	099-216-1272	なし

参考１０　バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧

所管行政庁			総合窓口		建築確認関係							
No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局（建築関係）		②委任条例名（該当章）	③14条1項審査部局		④建築確認審査部局		⑤24条許可（建基法52条14項1号）		
			部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	部署名	連絡先	
46	鹿児島県	【限】霧島市	建築指導課	0995-45-5111	なし	建築指導課	0995-45-5111	建築指導課	0995-45-5111	建築指導課	0995-45-5111	
46	鹿児島県	【限】薩摩川内市	建築住宅課建築指導グループ	0996-23-5111	なし	建築住宅課建築指導グループ	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ	0996-23-5111	
46	鹿児島県	【限】鹿屋市	建築住宅課建築指導室	0994-31-1161	なし	建築住宅課建築指導室	0994-31-1161	建築住宅課建築指導室	0994-31-1161	建築住宅課建築指導室	0994-31-1161	
47	沖縄県	沖縄県	建築指導課指導班	098-866-2413	なし	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	
47	沖縄県	那覇市	建築指導課	098-951-3244	なし	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244	
47	沖縄県	宜野湾市	建築課	098-893-4123	なし	建築指導課	098-893-4123	建築指導課	098-893-4123	建築指導課	098-893-4123	
47	沖縄県	浦添市	建築指導課	098-876-1252	なし	建築指導課	098-876-1252	建築指導課	098-876-1252	建築指導課	098-876-1252	
47	沖縄県	沖縄市	建築指導課	098-934-3846	なし	建築指導課	098-934-3846	建築指導課	098-934-3846	建築指導課	098-934-3846	
47	沖縄県	うるま市	建築行政課	098-923-7601	なし	建築行政課	098-923-7601	建築行政課	098-923-7601	建築行政課	098-923-7601	

認定		違反等		【参考】自主条例					【参考】その他
⑥17条の計画の認定事務		⑦15条(違反等)関係		⑧自主条例名 (福祉の街づくり条例等) (該当章)	⑨福祉の街づくり条例等所管		⑩福祉の街づくり条例等審査部局		⑪建築基準条例名 (福祉的基準がある場合)
部署名	連絡先	部署名	連絡先		部署名	連絡先	部署名	連絡先	
建築指導課	0995-45-5111	建築指導課	0995-45-5111	鹿児島県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	建築指導課	0995-45-5111	なし
建築住宅課建築指導グループ	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ	0996-23-5111	鹿児島県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	建築住宅課建築指導グループ	0996-23-5111	なし
建築住宅課建築指導室	0994-31-1161	建築住宅課建築指導室	0994-31-1161	鹿児島県福祉のまちづくり条例	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	建築住宅課建築指導室	0994-31-1161	なし
建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	沖縄県福祉のまちづくり条例	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	なし
建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244	沖縄県福祉のまちづくり条例	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課	098-951-3244	なし
建築指導課	098-893-4123	建築指導課	098-893-4123	沖縄県福祉のまちづくり条例	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課	098-893-4123	なし
建築指導課	098-876-1252	建築指導課	098-876-1252	沖縄県福祉のまちづくり条例	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課	098-876-1252	なし
建築指導課	098-934-3846	建築指導課	098-934-3846	沖縄県福祉のまちづくり条例	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課	098-934-3846	なし
建築行政課	098-923-7601	建築行政課	098-923-7601	沖縄県福祉のまちづくり条例	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2191	建築行政課	098-923-7601	なし

参考１１　参考・引用文献

・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和７年５月）

国土交通省のホームページ

【本編】

本編　https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf

付録　https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892120.pdf

【別冊　建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892108.pdf

【別冊　バリアフリー改修・改善のポイント】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892110.pdf

【別冊　設計事例集】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892112.pdf

書籍

編集　国土交通省

・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）（平成 27 年７月）

国土交通省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/common/001097179.pdf

書籍

編集　国土交通省

・ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）
（平成 31 年３月）

国土交通省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/common/001285143.pdf

http://www.mlit.go.jp/common/001285144.pdf

http://www.mlit.go.jp/common/001285145.pdf

http://www.mlit.go.jp/common/001285146.pdf

書籍

編集　国土交通省

参考１２　日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

令和８年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧
（2026 年版／2026（令和８）年10月発行）

東京都	都市整備局市街地建築部建築行政専門課	馬　場　千香子
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	谷　口　誠　規
愛知県	建築局公共建築部住宅計画課	加　藤　薫　子
大阪府	都市整備部住宅建築局建築環境課	瀧　藤　敬　介
横浜市	建築局建築指導部市街地建築課	工　藤　う　み
	建築局建築指導部建築企画課	新　田　り　ら
京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	立　石　涼　一
（財）日本建築センター　確認検査部		伊　吹　弓　美
（株）Ｊ建築検査センター　企画監査部		佐々木　　淳

国土交通省住宅局（協力）

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	平　山　貴　至
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	平　井　裕　二

令和７年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧
（2026 年版／2026（令和８）年10月発行）

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	藤　谷　公　平
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	谷　口　誠　規
愛知県	建築局公共建築部住宅計画課	石　川　真　弓
大阪府	都市整備部住宅建築局建築環境課	秀　坂　正　綱
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	中　村　奈　美
	建築局建築指導部建築企画課	新　田　り　ら
	建築局建築指導部市街地建築課	小　嶋　亜優美
（財）日本建築センター　確認検査部		伊　吹　弓　美
（株）Ｊ建築検査センター　企画監査部		根　岸　久　司

国土交通省住宅局（協力）

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	田　中　翔
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	荻　野　紗　央

令和６年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧
（2021年版追補版／2025（令和７）年３月公表）

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	藤　谷　公　平
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	木　原　佑希子
愛知県	建築局公共建築部住宅計画課	山　口　直　哉
大阪府	都市整備部住宅建築局建築環境課	秀　坂　正　綱
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	中　村　奈　美
	建築局建築指導部市街地建築課	川　島　史　也
（財）日本建築センター　確認検査部		伊　吹　弓　美
㈱Ｊ建築検査センター　監査室		根　岸　久　司

国土交通省住宅局（協力）

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	荻　野　紗　央

令和３年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧
（2021年版／2021（令和３）年９月発行）

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	田　所　雄　大
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	野　中　亮　佑
愛知県	建築局公共建築部住宅計画課	奥　山　照　美
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	井　阪　　環
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	益　田　崇　史
	建築局建築指導部市街地建築課	橋　本　　優
（財）日本建築センター	確認検査部	瀬　田　　裕
㈱Ｊ建築検査センター	監査室	根　岸　久　司

国土交通省住宅局（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山　田　貴　大 （令和３年６月まで）
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	野　上　宏　樹 （令和３年７月より）

平成28年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧
（2006 第４版／2017（平成29）年３月発行）

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	工　藤　秀　仁
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	木　戸　麻亜子
愛知県	建設部建築局住宅計画課	林　　昌　司
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	大　宅　宏　之
横浜市	建築局建築指導部建築環境課	前　田　百合香
（財）日本建築センター	確認検査部	藤　森　正　男
㈱Ｊ建築検査センター	企画室	根　岸　久　司

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	中　村　安　季

平成24年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧
（2006 第３版／2013（平成25）年10月発行）

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	馬　場　千香子
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	潮　田　智恵子
愛知県	建設部建築担当局住宅計画課	寺　本　光　治
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	谷　山　明　美
㈱神奈川建築確認検査機関	経営企画室	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	藤　森　正　男

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	橋　口　真　依

平成 19 年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧
（2006 第２版／2008（平成20）年８月発行）

新潟県	土木部都市局建築住宅課	近　藤　雅　樹
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲　澤　久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	金　澤　純　子
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海　田　　肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	山　口　和　義
横浜市	まちづくり調整局指導部建築企画課	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	野　口　俊　一

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山　内　秀　樹

平成 18年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧
（2006 第１版／2007（平成19）年５月発行）

千葉市	都市局建築部建築指導課	佐　藤　鋼　三
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲　澤　久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	佐々木　裕　之
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海　田　　肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	吉　井　淳　司
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	野　口　俊　一

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山　内　秀　樹

平成 15 年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧
（2003版／2004（平成16）年３月発行）

東京都	市街地建築部市街地企画課	相　原　和　俊
神奈川県	県土整備部建築指導課	庄　司　博　之
愛知県	建設部建築指導課	日比野　好幸
大阪府	建築都市部建築指導室建築企画課	杉　元　洋　一
徳島県	県土整備部建築開発指導課	安　川　　亘
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	岩　井　誠　二

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	豊　原　寛　明
国土交通省住宅局建築指導課	中　崎　ふじの

（作業協力）

神奈川県　県土整備部建築指導課	渡瀬　久仁雄

不 許 複 製

バリアフリー法逐条解説（建築物）
2026 年版

2026（令和８）年 10 月　第１版発行

※下記のホームページからもご覧になれます。
http://www.jcba-net.jp/

編集：日本建築行政会議
（防災部会バリアフリー分科会）
発行：日本建築行政会議
〒162-0825
東京都新宿区神楽坂１丁目１５番地
神楽坂１丁目ビル６階
電話　03－5225－7711